

鎌倉市のみどり

(緑の基本計画推進の取り組み)

令和2年度版



鎌倉市

平和都市宣言

昭和33年8月10日 鎌倉市

われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基づいて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、ここに永久に平和都市であることを宣言する。

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。

すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

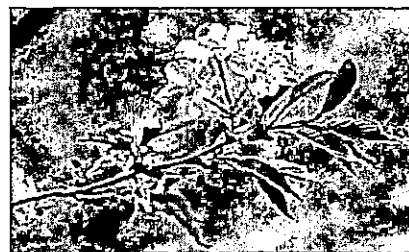
- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

市の木市の花

制定 昭和50年10月25日

・市の木 ヤマザクラ (オオシマザクラを含む=バラ科)

ヤマザクラは、春になると新葉とともに白い五弁の花を開き、昔から和歌などに多く詠まれ、日本人に愛されてきました。かつては鎌倉の山にもたくさんあり、薪・炭材として使われていました。今も山のあちこちに残っていて春になるとみごとな花が楽しめます。



ヤマザクラ

・市の花 リンドウ (リンドウ科)

リンドウは、秋になるとひっそりと紫の花をつけます。やや乾いた山地や草地に生える多年草で、葉はササに似て対生します。リンドウの葉と花を図案化した「ササリンドウ」が鎌倉市の市章になっています。



リンドウ

本書は、鎌倉市緑の基本計画の進行管理書として、平成 19 年度から計画に基づく施策・事業の取り組みと実績をまとめるもので、毎年、広く市民等に公表することで、同計画の推進に寄与させています。

近年、自然災害は激甚化の一途をたどり、令和元年に発生した台風第 15 号と第 19 号は本市においても倒木や土砂崩れなどの甚大な被害をもたらしました。

これまで市では、緑が本市を特徴づける最も重要な資源であるとの認識のもと、「量」の確保と、緑地保全契約や樹林管理事業などを通じた良好な緑地環境の保持及び、確保緑地の適正整備事業による維持管理手法の継続的な検証により「質」の向上に努めてきたところです。今後も都市部に残されたこの豊かな緑を保持し、且つ、市民が安全・安心して暮らせるような緑のあり方が問われています。

緑地（森林）の適正な整備による災害の防止は全国的な課題でもあり、平成 31 年 3 月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されました。

本市では、森林環境譲与税を活用し、これまで支援の対象とならなかった民有緑地への補助制度の追加など、民有緑地の維持管理支援策の見直しを柱に据えた、新たな枠組みの構築による市内全域の緑の質の向上を目指すことを検討しています。

また、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である本市の「緑の基本計画」は、令和 2 年度に目標中間年次を迎え、見直しを進めています。自然災害や地球温暖化などの緑を取り巻く状況の変化に対する視点や、グリーンインフラや SDGs などの緑に求められる新しい視点を持って見直しを進める方針としています。

これまでに確保した緑を良好な状態で次世代に引き継ぐこと、また、市民や事業者、来訪者にも安全に、安心して緑に親しむことができるよう、さらなる質の向上を図る施策を検討し、その実現に向けた取り組みをみなさまとともに進めてまいります。

令和 3 年 1 月

鎌 倉 市

○ 平和都市宣言・鎌倉市民憲章・市の木市の花・はじめに

I 緑の基本計画の概要	
(I) 緑の基本計画の概要	4
1. 緑の基本計画の位置づけ	4
2. 計画期間	4
3. 計画のフレーム	4
(II) 鎌倉市がめざす緑	5
1. 計画の基本理念	5
2. 古都である鎌倉市がめざす緑の将来都市像	5
3. 緑の配置の方針	6
(III) 計画の実現をめざして	8
1. 緑の将来の実現に向けた取り組み	8
2. 実現のための施策方針図	11
(IV) 計画実現性を向上させるための取り組み	12
1. グリーン・マネジメントの更なる実践	12
2. リーディング・プロジェクト	12
(V) 計画推進のための施策と制度・事業	13
(VI) 緑地指定等の目標のまとめ	14
1. 地域制緑地等の指定目標	14
2. 施設緑地の整備目標	15
3. 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図	16
(VII) 鎌倉市緑の基本計画改訂の経過等	18

II 計画推進の取り組みと実績	
1. 施策推進のための制度・事業	20
2. 制度・事業別の取り組みと実績	22
(1) 緑地保全に係る法制度	22
(2) 歴史的風致の維持向上に関する制度	35
(3) 法制度に基づく契約・協定等	37
(4) 市独自の緑地保全等に係る制度等	38
(5) 緑地保全財源の確保等	44
(6) 緑地の質の充実	47
(7) 都市公園等としての保全・整備等	52
(8) その他のオープンスペースの確保	60
(9) 緑の創出に係る法制度	62
(10) 公共施設の緑化	65
(11) 市民が主体となる緑化への支援	68
(12) 緑化推進団体等の育成と連携	71
(13) 古都鎌倉の緑の知識の普及	80
(14) 緑に対する意識の高揚	86
3. 特定地区に関する取り組みと実績等	91
※鎌倉市緑の基本計画の第Ⅱ編第4章「特定地区の保全・整備・緑化の方針等」及び「資料編」のうち、施策の進展等に応じて更新すべき内容を中心にして掲載したものです。	
(1) 都市計画等により定める区域	91
(2) 主な都市計画公園・都市公園	111
(3) 緑の基本計画で設定する区域	119
4. 流域を踏まえた地域別的主な取り組みと実績	121
5. 事業の進捗状況及び今後の課題	133

III 関係資料	
1. 緑の現況に関する基礎資料	143
(1) 都市公園等施設緑地に関する資料	143
(2) トラスト団体等が管理する緑地	154
(3) 公園愛護会・街路樹愛護会等一覧	155
(4) 公的な緑化推進団体	157
(5) その他の緑化推進団体	157
(6) 緑の資源に関する資料	158
(7) その他、緑地に関する資料	160
2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料	178
(1) 主な審議項目等	178
(2) 鎌倉市緑政審議会委員	180
3. その他	181
(1) 緑の基本計画推進の取り組みに関連する事項等	181
(2) 国・県に対する施策・制度・予算に関する要望まとめ(神奈川県市長会・神奈川県議団)	183
(3) 近年の主な各種顕彰表彰・受賞歴	185

I 緑の基本計画の概要

※「I 緑の基本計画の概要」は、鎌倉市緑の基本計画(平成23年9月改訂)の概要に施策の進展を反映させる等した上で掲載したもので、「地域制緑地等の指定目標」「施設緑地の整備目標」「緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図」は策定後の施策の進展等に応じて更新しています。なお、同計画は、行政資料コーナーで頒布しているほか、市内各図書館、みどり課ホームページでご覧になれます。

I 緑の基本計画の概要

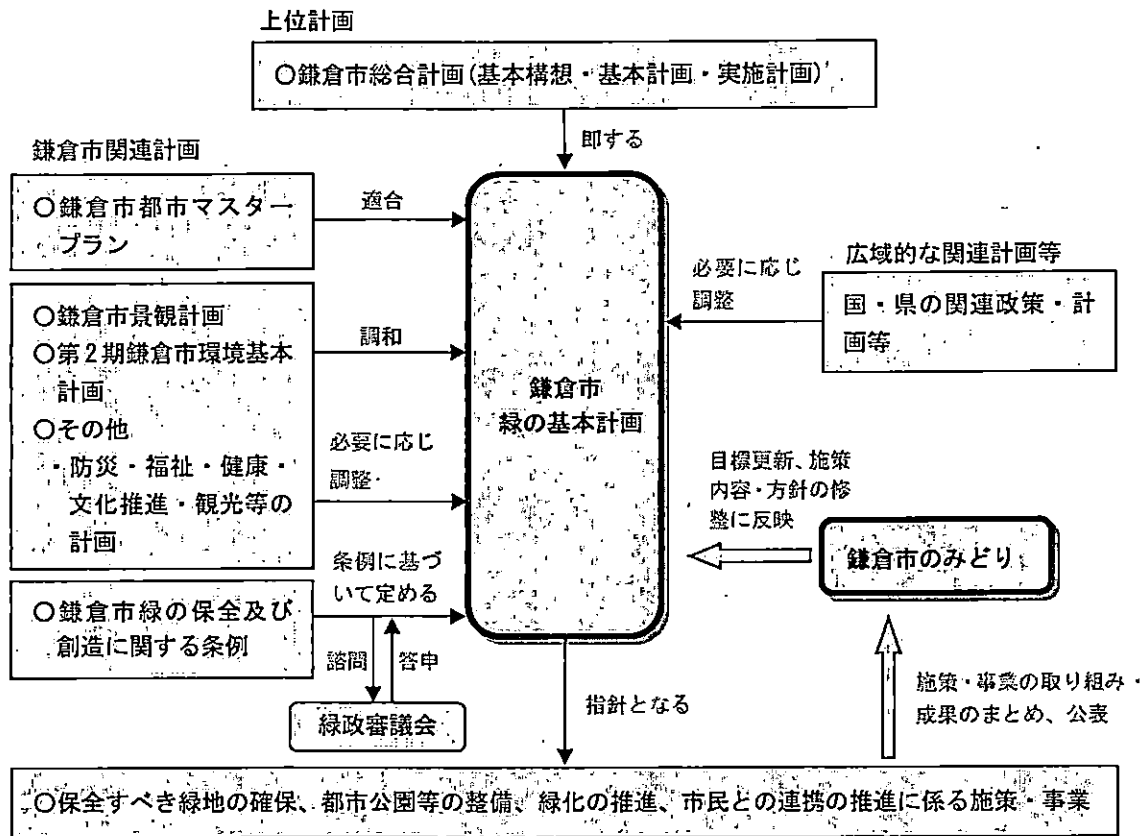
(I) 緑の基本計画の概要

1 緑の基本計画の位置づけ

○緑の基本計画は、市民と行政が一体となって取り組む緑のまちづくりの共通目標・指針となるもので、上位・関連計画や緑化施策・事業との関係は次のように示されます。

○鎌倉市は、緑の基本計画に基づく施策・事業の取り組み・成果のまとめとして、鎌倉市緑政審議会に報告した上で毎年公表している「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」を緑の基本計画の進行管理書と位置づけ、計画推進に活用していきます。

■緑の基本計画の位置づけ



2 計画期間

中間年次 令和2年(2020年)、目標年次 令和12年(2030年)とします。

3 計画のフレーム

- 計画は、鎌倉市の全域を対象区域とします。
- 計画の前提となる鎌倉市の目標年次の将来人口を17.1万人と想定します。
- 目標年次の市街地の規模については、現在と同程度と想定します。

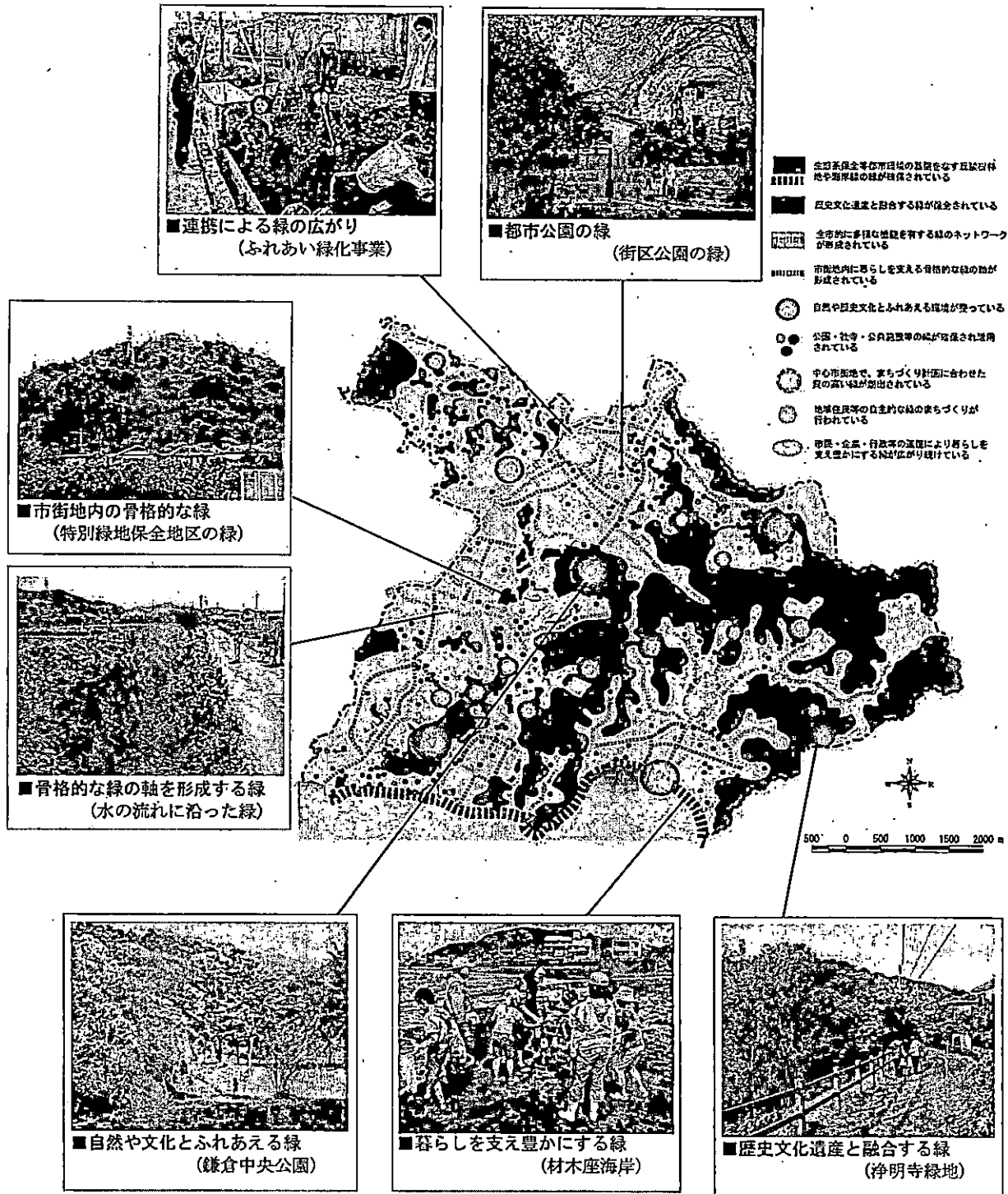
(Ⅱ) 鎌倉市がめざす緑

1 計画の基本理念

『山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉』(平成8年の当初計画で定めた基本理念を継承します)

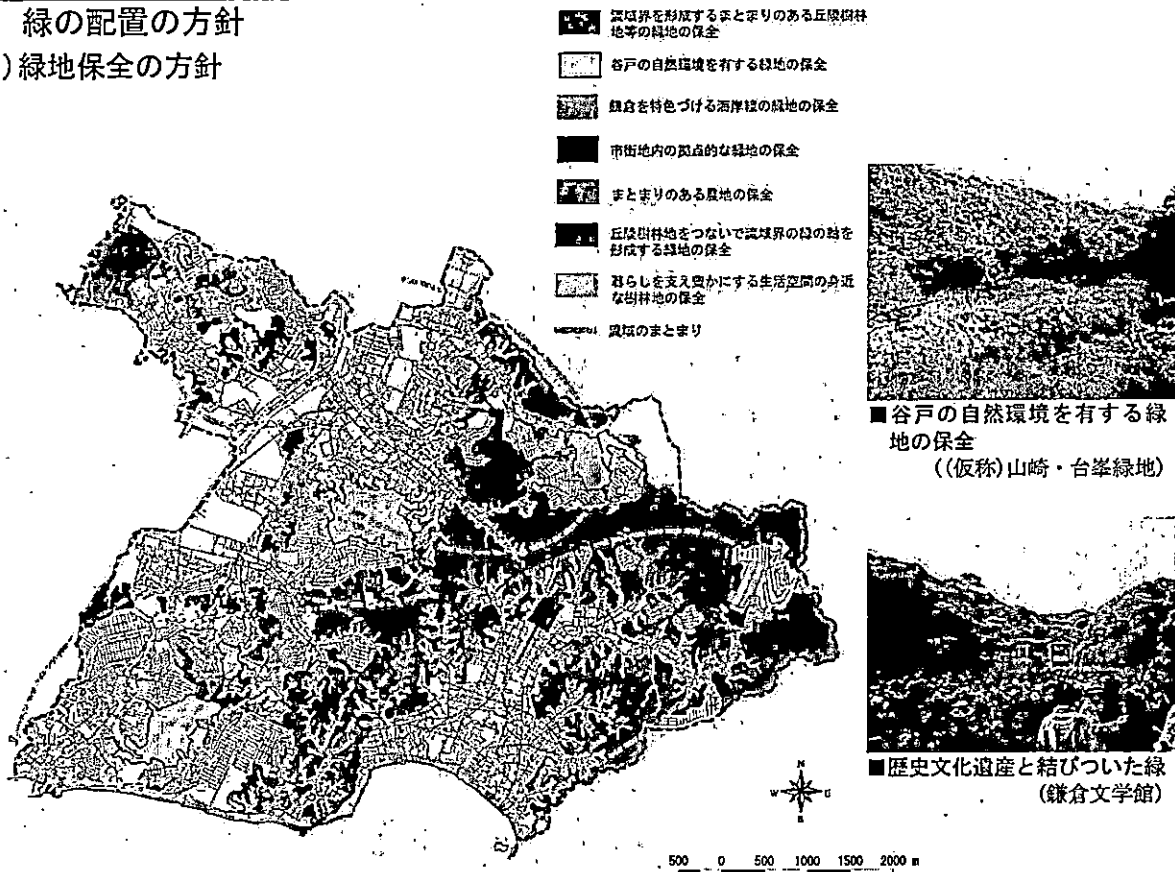
2 古都である鎌倉市がめざす緑の将来都市像

■緑の将来都市像

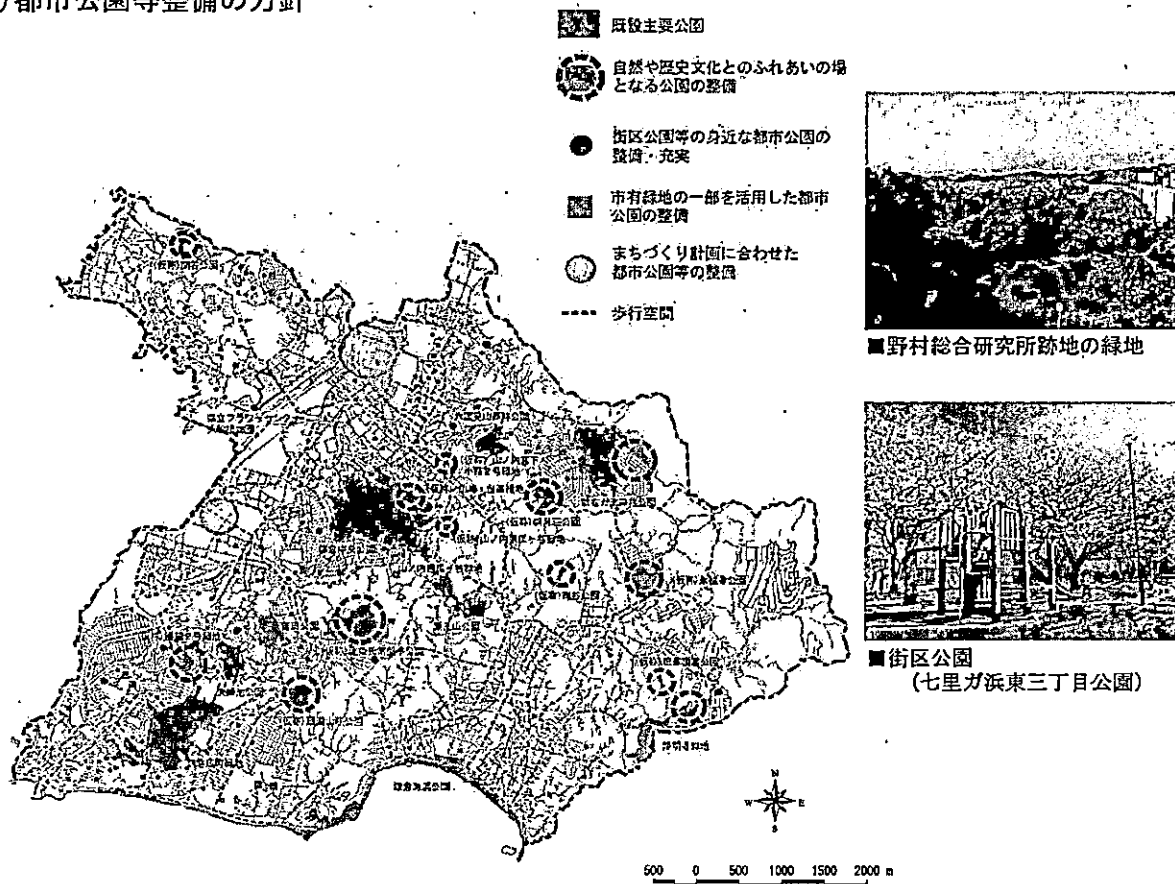


3 緑の配置の方針

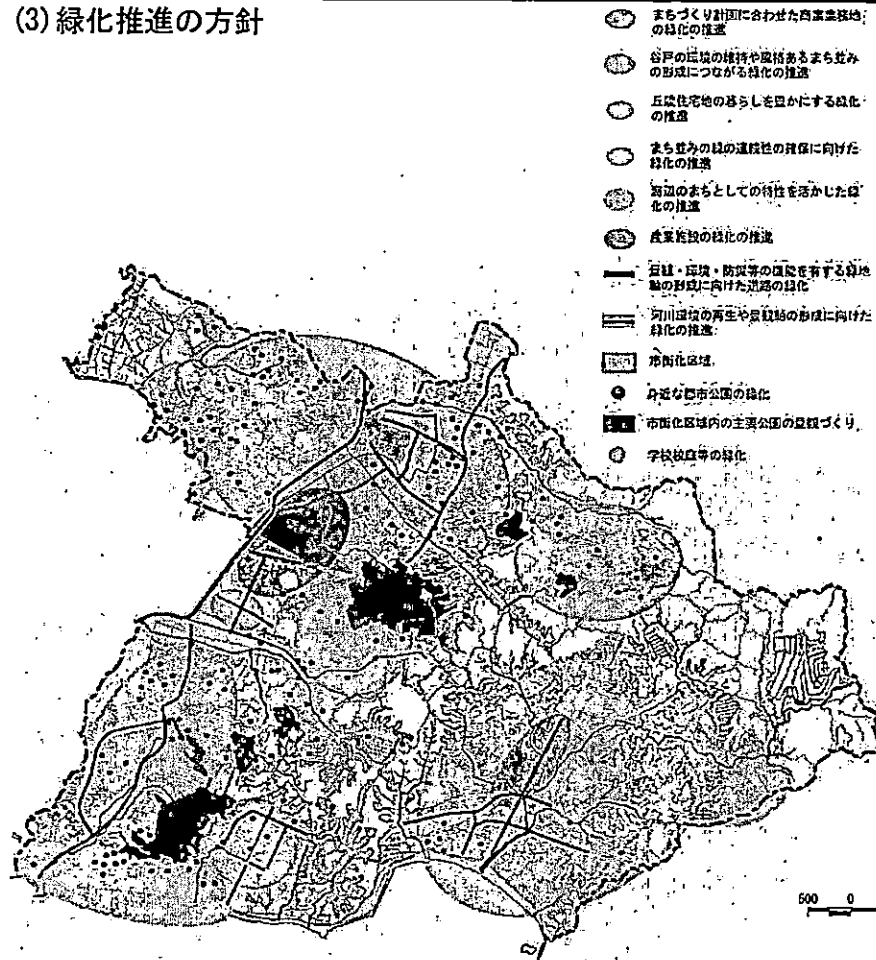
(1) 緑地保全の方針



(2) 都市公園等整備の方針



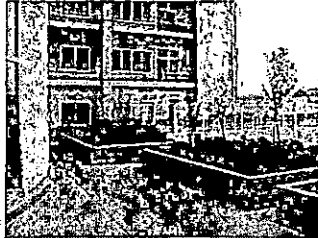
(3) 緑化推進の方針



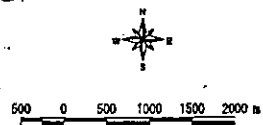
- まちづくり計画に合わせた商業集積地の緑化の推進
- 谷戸の伝統的維持や風情あるまち並みの形成につながる緑化の推進
- 伝統住宅地の暮らしを豊かにする緑化の推進
- まち並みの景観の連続性の確保に向けた緑化の推進
- 海辺のまちとしての特色を活かした緑化の推進
- 産業集積地の緑化の推進
- 道路・河川・防犯等の機能を有する緑地帯の形成に向けた道路の緑化
- 河川緑地の再生や景観軸の形成に向けた緑化の推進
- 市街化区域
- 身近な都市公園の緑化
- 市街化区域内の主要公園の景観づくり
- 学校施設等の緑化



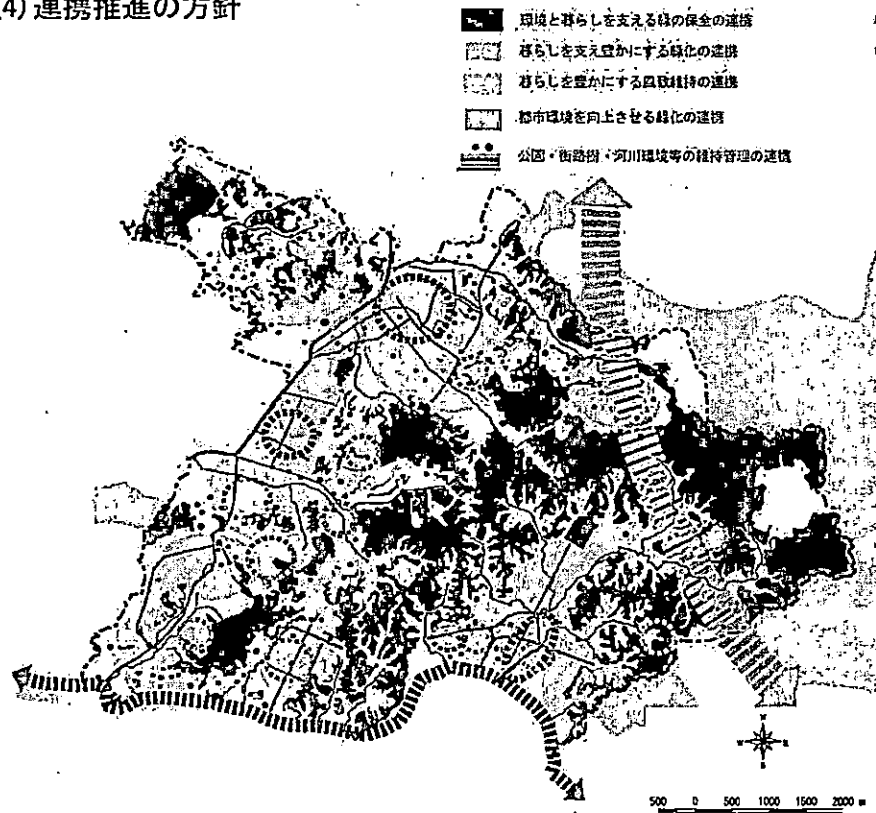
■ 公共施設の緑化
(七里ガ浜小学校)



■ 建築物の壁面や屋上の緑化
(岡本)

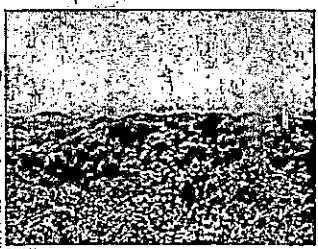


(4) 連携推進の方針



- 環境と暮らしを支える緑の保全の連携
- 暮らしを支え豊かにする緑化の連携
- 暮らしを豊かにする緑地維持の連携
- 都市環境を向上させる緑化の連携
- 公園・街路樹・河川環境等の維持管理の連携

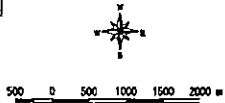
- まちづくり計画との連携
- 市民の自主まちづくりとの連携
- 多摩・三浦丘陵の緑と水環境との連携
- 相模湾岸のなごさの緑づくりとの連携



■ 逗子市域と一体となった広域的にも重要な緑
(歴史的風土保存区域)



■ 緑の将来都市像の共有
(緑の学校)



(Ⅲ) 計画の実現をめざして

1 緑の将来の実現に向けた取り組み

(1) 歴史文化を守る緑の施策

わが国を代表する古都の歴史的風土、貴重な歴史的遺産と融合する緑の一体的な保全・活用を図り、次代に継承します。

【歴史文化を守る緑の施策】

- 緑地の永続性の確保
- 樹林地の適正な整備と管理
- 歴史文化とふれあう都市公園等の整備
- 歴史文化の緑を支える連携の推進



■緑地の永続性の確保
(東慶寺周辺の緑・歴史的風土特別保存地区)

(2) 生き物を育む緑の施策

流域を単位とする自然環境の連続性を向上させるとともに、流域毎の「種の地域性」も意識した緑のネットワークを形成します。

【生き物を育む緑の施策】

- 緑地の永続性の確保
- 生物の生息生育環境の保全
- 自然とのふれあいの場の整備
- ネットワークの形成につながる緑の創出
- 生き物を育む緑を支える連携の推進



■生物の生息生育環境の保全
(梶原五丁目特別緑地保全地区・平成24年指定)



■生き物を育む緑を支える連携の推進
(円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 自然環境調査)

(3) 暮らしを支え豊かにする緑の施策

身近な自然とふれあう緑、歩行や交流を楽しむ緑などの暮らしを支え豊かにする緑の環境を整え、日常生活空間における緑のネットワークを形成します。

【暮らしを支え豊かにする緑の施策】

- 暮らしを支え豊かにする緑の保全
- 身近な都市公園等の整備・再整備
- 暮らしの快適性を向上させる緑の創出
- 暮らしの緑を支える連携の推進



■暮らしを支え豊かにする緑の保全
(杉本寺)



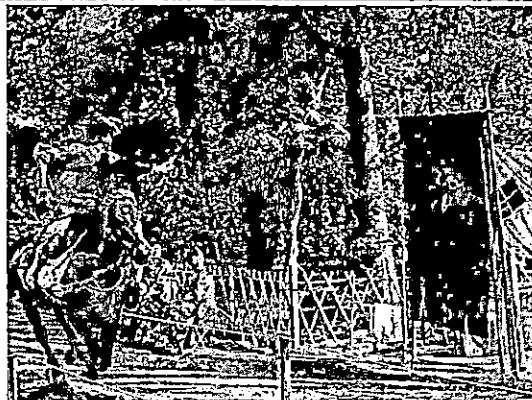
■暮らしの快適性を向上させる緑の創出(梶原)

(4) 交流とふれあいを広げる緑の施策

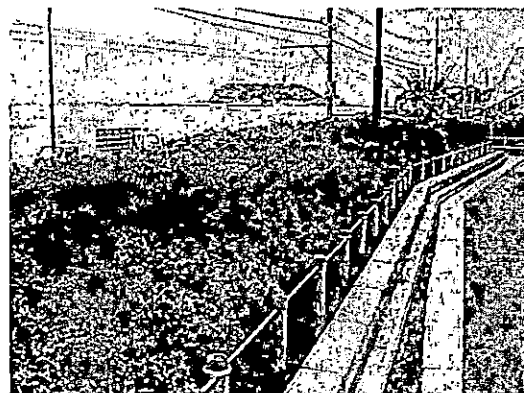
市民等の多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場を整え、来訪者に対しても鎌倉の自然・歴史文化とのふれあいが楽しめる場を整備します。

【交流とふれあいを広げる緑の施策】

- 多様な交流の場の保全
- 個性ある都市公園づくり
- 交流とふれあいの場の緑化の推進
- 交流とふれあいの緑を支える連携の推進



■多様な交流の場の保全(流鏝馬)



■個性ある都市公園づくり(腰越ラッコ公園)

(5) 美しい景観をつくる緑の施策

鎌倉市固有の自然と調和した景観を継承し、地域の個性を尊重した風格ある都市景観の形成をめざします。

- 【美しい景観をつくる緑の施策】
- ◎鎌倉を特色づける良好な景観資源の保全・継承
 - ◎景観資源となる都市公園等としての整備
 - ◎魅力ある市街地景観の形成に向けた緑の創出
 - ◎景観をつくる緑を支える連携の推進



■鎌倉を特色づける良好な景観資源の保全・継承

(大仏切通(景観百選)の緑)



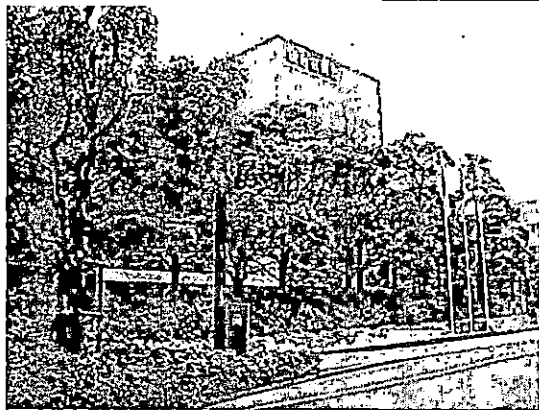
■景観資源となる都市公園等としての整備

(扇湖山荘からの眺望)

(6) 環境負荷を和らげる緑の施策

広域的な環境負荷の調節に寄与している丘陵樹林地の適正な保全・管理や、市街地における緑化の推進などにより、低炭素都市づくりに寄与する環境の創造を推進します。

- 【環境負荷を和らげる緑の施策】
- ◎低炭素都市づくりに寄与する緑の保全・管理
 - ◎都市公園としての保全活用
 - ◎都市環境負荷の調節につながる市街地の緑の創出
 - ◎環境を支える連携の推進



■都市環境負荷の調節につながる市街地の緑の創出

(鎌倉芸術館)

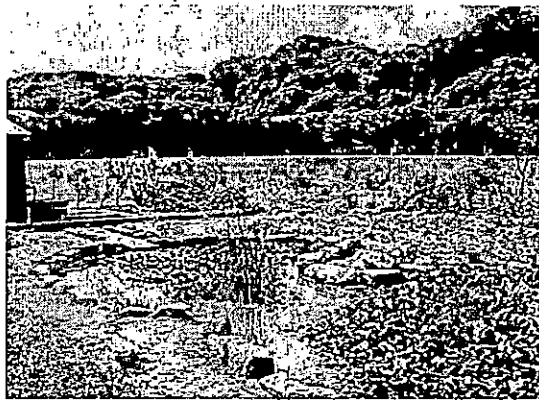


■環境を支える連携の推進(緑のレンジャー・自主活動)

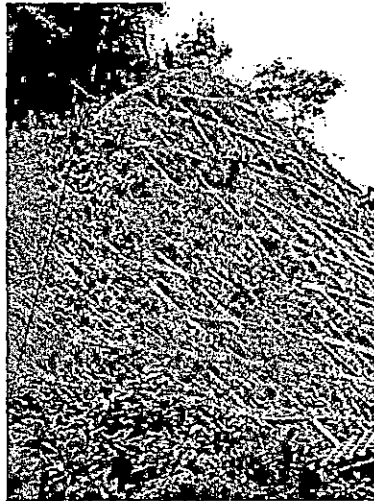
(7) 安全を高める緑の施策

土砂災害の発生防止や大規模地震発生時の被害の拡大防止、市民や来訪者の安全な避難に結びつく緑地を保全・創出します。

- 【安全を高める緑の施策】
- ◎災害の防止に資する緑の保全・管理
 - ◎避難場所の避難地機能の向上
 - ◎延焼防止機能を持つ緑地帯の形成
 - ◎安全の緑を支える連携の推進

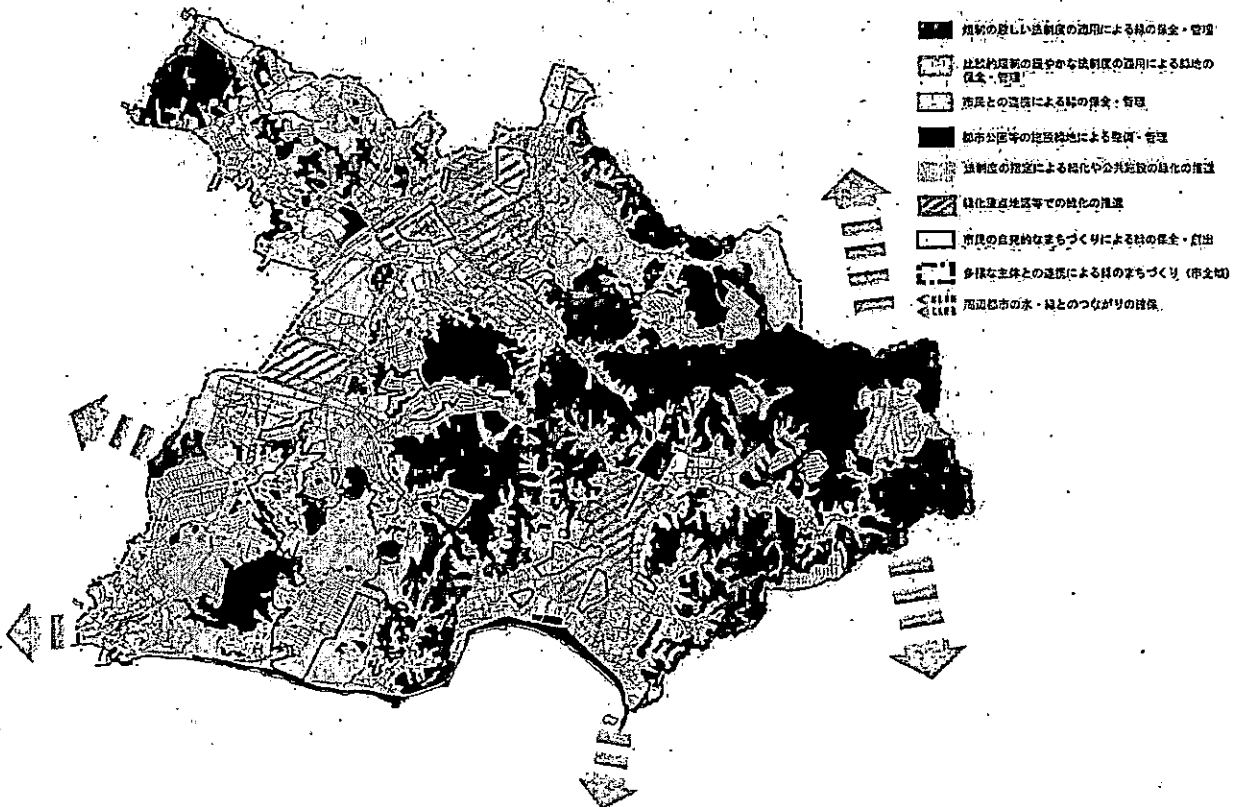


■避難場所の避難地機能の向上
(防災公園として整備を行ったいわせ下関青少年広場 (写真は整備途中のもの))



■災害の防止に寄与する緑の保全
(天神山特別緑地保全地区内)

2 実現のための施策方針図

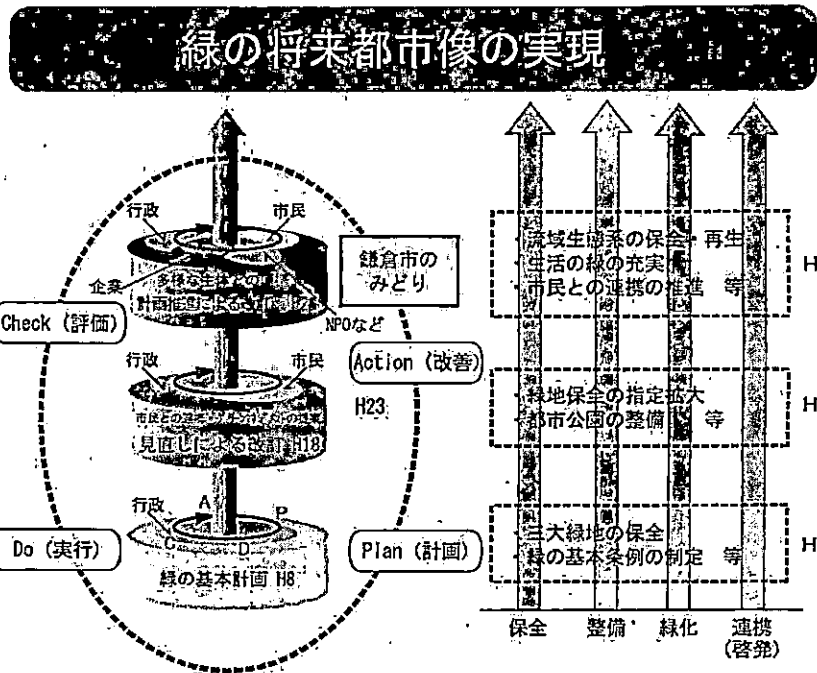


(IV) 計画実現性を向上させるための取り組み

1 グリーン・マネジメントの更なる実践

- 全ての緑の対象化
 - ・丘陵樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川などの全ての緑を対象とします。
- 目標・視点の共通化
 - ・緑を個別の視点で見のではなく、都市資産として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。
- 効率性・透明性の確保
 - ・効率性、透明性を確保するため、市民、土地所有者、市民団体、事業者、行政等の連携を基本とします。
- 明確な目標設定
 - ・明確な目標を設定して事業管理を行います。

■グリーン・マネジメント



2 リーディング・プロジェクト

■緑地の確保 【鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保】

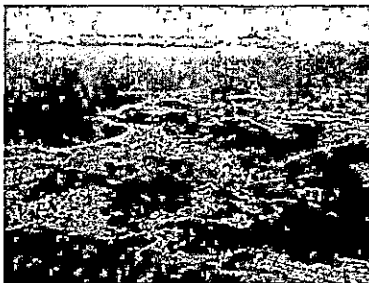
・これまでの実績も踏まえながら、今後も継続的に緑地の確保を図ります。

■緑地の質の充実 【未来に誇れる価値ある緑の創造】

・流域の概念を踏まえた生物多様性の保全の視点にも立ち、価値ある緑の創造を図ります。

■緑のネットワークの形成 【緑豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成】

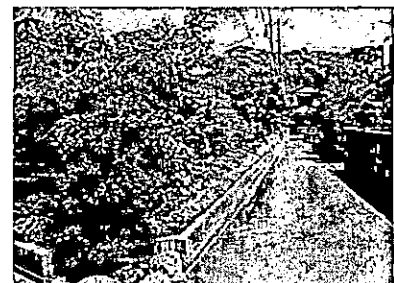
・生物多様性保全・低炭素都市づくり等の新たな社会的要請への対応、豊かな都市環境実現にも寄与する緑のネットワークの形成を図ります。



■緑地の確保
鎌倉市の都市環境を支える重要な緑地の一体的な確保(歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区)



■緑地の質の充実
未来に誇れる価値ある緑の創造
(（仮称）山崎・台峯緑地)



■緑のネットワークの形成
緑豊かな市街地環境をつくる緑のネットワークの形成
(市民による積極的な緑化によるまち並みの緑の創造)

(V) 計画推進のための施策と制度・事業

○「保全すべき緑地の確保」

主として、緑地保全に係る法制度、法制度に基づく契約・協定等、市独自の緑地保全等に係る制度等、緑地保全財源の確保等、緑地の質の充実に係る制度・事業を展開します。

○「都市公園等の整備」

主として、都市公園等としての保全・整備、その他のオープンスペースの確保に係る制度・事業を展開します。

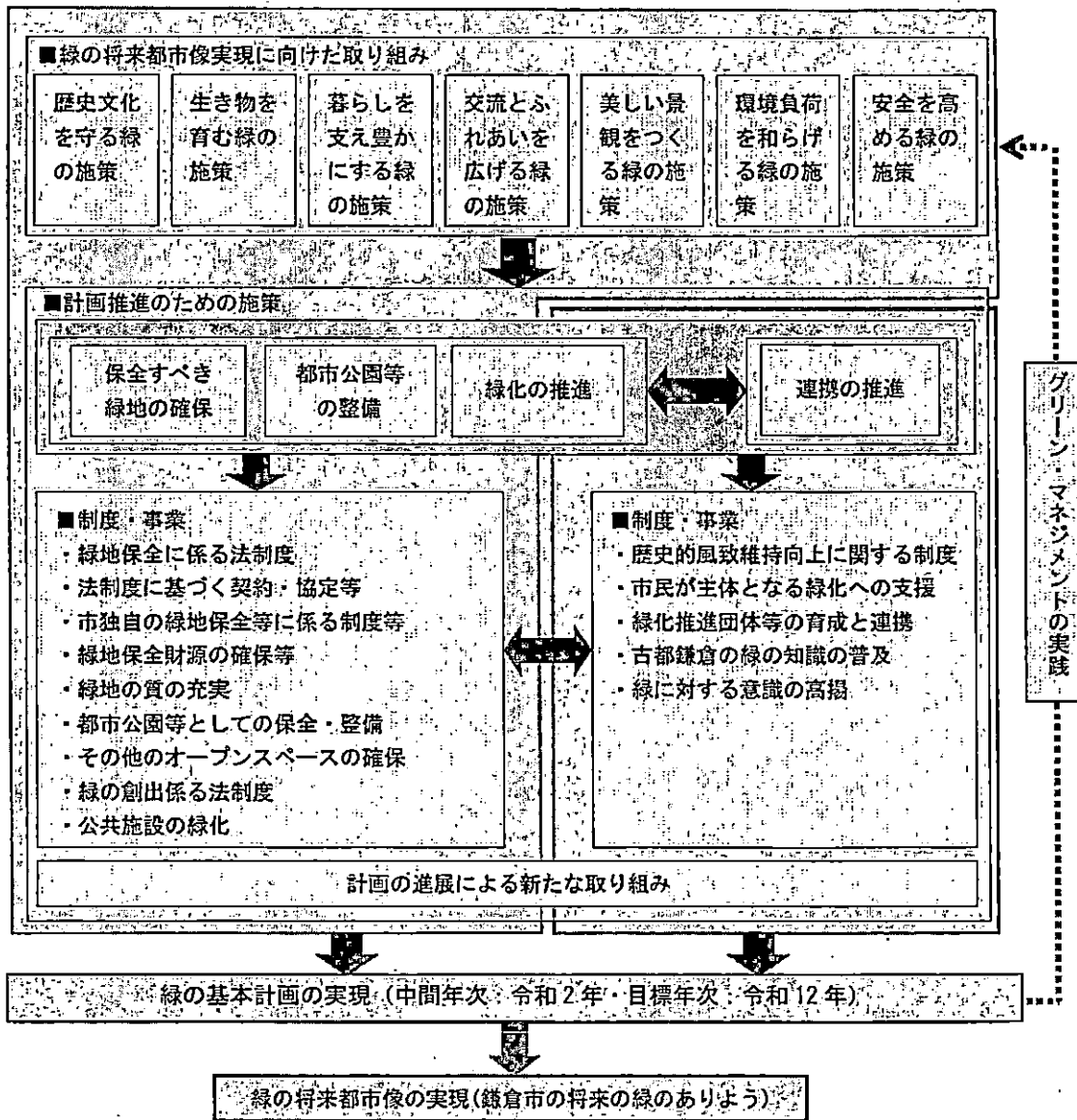
○「緑化の推進」

主として、緑の創出に係る法制度、公共施設の緑化、市民が主体となる緑化への支援に係る制度・事業を展開します。

○「連携の推進」

主として、緑化推進団体等の育成と連携、古都鎌倉の緑の知識の普及、緑に対する意識の高揚に係る制度・事業を展開します。

■施策の体系



(VI) 緑地指定等の目標のまとめ

1 地域制緑地等の指定目標

■地域制緑地等の指定目標※1

種別 面積(約ha)	現況		計画策定時		計画改訂時		中間年次		目標年次		
	令和2年3月 (2020年)		平成7年 (1995年)		平成22年 (2010年)		令和2年 (2020年)		令和12年 (2030年)		
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	
歴史的 風土保 存区域	箇所数 面積	5 176	5 989	5 161.9	5 956	5 176	5 989	5 176	5 989	5 176	5 989
	備考	市街化区域はGIS計測値(逗子市分約6.8haを含む)									
歴史的 風土特 別保存 地区	箇所数 面積	— —	13 573.6	— —	13 570.6	— —	13 573.6	— —	13 573.6	— —	13 573.6
	備考	約201.8haの指定拡大を要請									
近郊緑 地保全 区域	箇所数 面積	1 26	1 294	1 26	1 243	1 26	1 294	1 26	1 294	1 26	1 294
	備考	市街化区域はGIS計測値									
近郊緑 地特別 保全地 区	箇所数 面積	— —	1 131	— —	0 0	— —	0 0	— —	1 131	— —	1 131
	備考										
風致地 区	箇所数 面積	1 1,095.6	1 2,194	1 1,095.6	1 2,185	1 1,095.6	1 2,194	1 1,095.6	1 2,194	1 1,266.1	1 2,364.5
	備考										
特別緑 地保全 地区	箇所数 面積	10 41.5	11 49.4	0 0	0 0	8 38.1	8 41.4	13 54.8	14 62.7	17 86.4	18 94.3
	備考	GIS計測値 市街化調整区域：城廻地区の一部(3.3ha) +梶原五丁目地区(4.6ha)=7.9ha 平成30年度末既指定面積(49.4ha)+指定 候補地面積(44.9ha)=94.3ha									
緑地保 全地域	箇所数 面積										
保安林	面積			2.8	171	2.8	171	2.8	171	2.8	171
	備考										
農用地 区域	箇所数 面積	— —	1 46.9	— —	1 47.9	— —	1 47.9	— —	1 46.9	— —	1 46.9
生産緑 地地区	箇所数 面積	134 16.9	134 16.9	149 18.1	149 18.1	141 17.5	141 17.5	134 16.9	134 16.9	134 16.9	134 16.9
緑地保 全推進 地区	箇所数 面積	6 15.3	7 36.4			6 15.3	7 36.4	0 0	0 0	0 0	0 0
	備考	市街化区域はGIS計測。つなぎ策であるため法制度適用後に指 定解除の方針									
保存樹 林	面積	3.9	241.50	3.9	364.10	3.9	291.30	3.9	241.50	3.9	241.53
	備考										
緑化地 域	箇所数 面積	0 0	0 0					1 1,430	1 1,430	1 1,430	1 1,430
	備考	見直しによる候補地変更(GIS計測値)									

※1 数値目標は、概ねの数値です。歴史的風土特別保存地区等、国、県が指定するものについては、目標数値を記載していませんが、令和元年度末現在、既に国または県により指定されているものについては、目標数値を掲載しました。
鎌倉市緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方にに基づき、令和2年3月末までの緑地指定等の進展等に応じた数値の更新をしています。

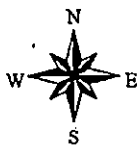
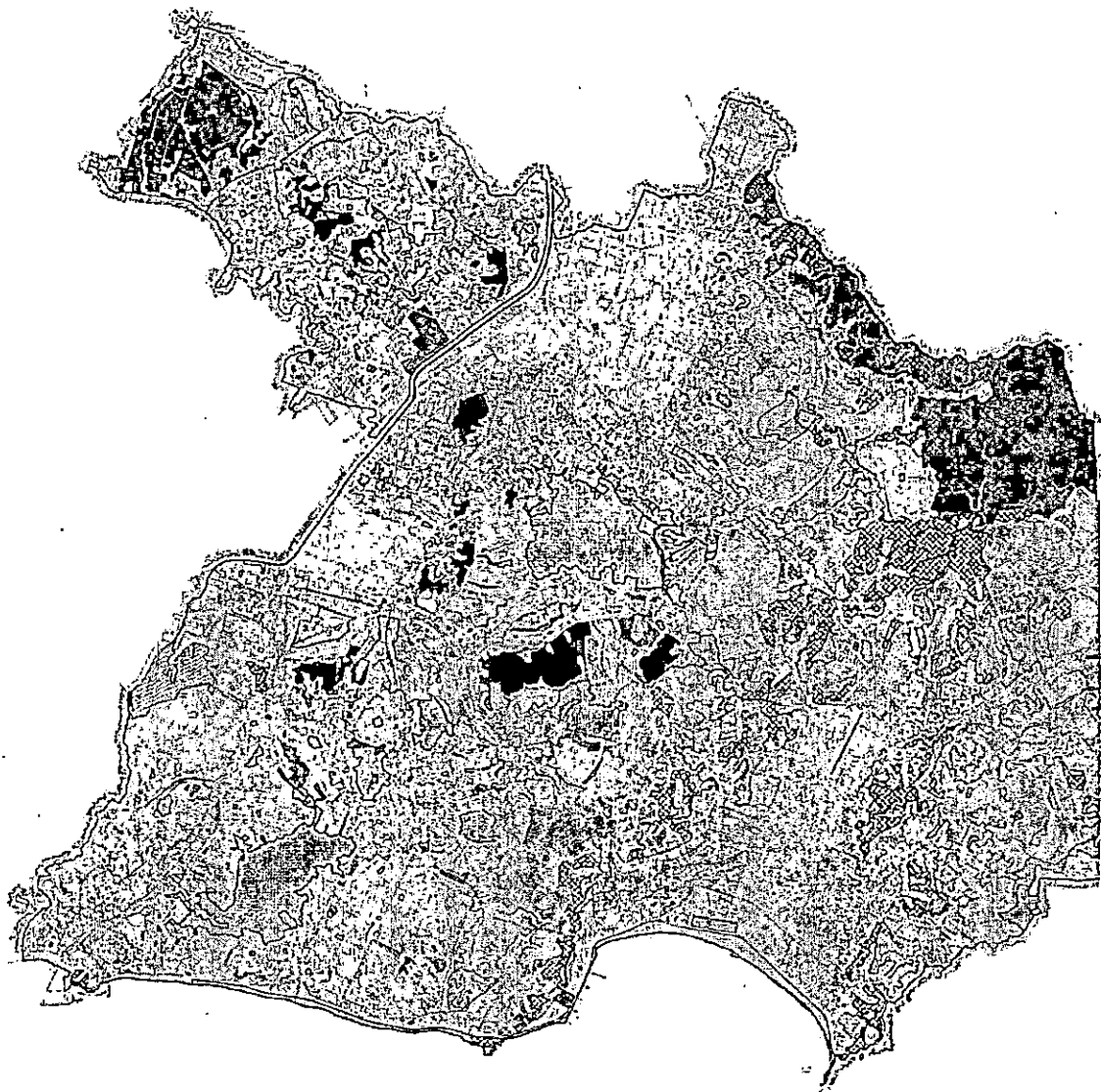
2 施設緑地の整備目標

■施設緑地の整備目標^{※1}

種別 面積(約 ha)	現況	計画策定時				計画改訂時				中間年次		目標年次	
		令和2年3月(2020年)		平成7年(1995年)		平成22年(2010年)		令和2年(2020年)		令和12年(2030年)			
		市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域		
街区公園	箇所数	232	235	162	165	224	227	233	236	233	236		
	面積 ㎡/人	20.8 1.2	21.6 1.3	16.0 0.9	18.0 1.1	20.2 1.2	21.1 1.2	20.8 1.2	21.7 1.2	20.8 1.2	24.7 1.3		
近隣公園	箇所数	2	2	0	0	0	0	2	2	2	2		
	面積 ㎡/人	1.4 0.1	1.4 0.1	0 0	0 0	0 0	0 0	1.4 0.1	1.4 0.1	1.4 0.1	1.4 0.1		
地区公園	箇所数	1	2	1	2	1	2	1	3	1	3		
	面積 ㎡/人	5.9 0.3	15.4 0.9	1.9 0.1	11.4 0.7	5.9 0.3	15.4 0.9	5.9 0.3	18.3 1.0	5.9 0.3	18.3 1.1		
総合公園	箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	面積 ㎡/人	6.7 0.4	28.2 1.8	5.0 0.3	7.0 0.4	5.0 0.3	7.0 0.4	6.7 0.4	31.6 1.8	6.7 0.4	31.6 1.8		
運動公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	面積 ㎡/人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
基幹公園計	箇所数	236	241	164	168	226	230	237	242	237	242		
	面積 ㎡/人	34.8 2.0	72.9 4.2	22.9 1.3	36.4 2.1	31.1 1.8	43.5 2.5	34.8 2.0	73.0 4.2	34.8 2.0	76.0 4.4		
風致公園	箇所数	2	4	0	1	2	4	2	4	5	7		
	面積 ㎡/人	30.6 1.8	50.1 2.9	0 0	12.9 0.8	30.6 1.8	50.0 2.9	58.1 3.3	98.1 5.6	58.6 3.4	106.5 6.2		
歴史公園	箇所数	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3		
	面積 ㎡/人	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0.5	8.7 0.5	1.0 0.1	21.3 1.2		
都市緑地	箇所数	9	9	6	6	6	6	10	10	10	10		
	面積 ㎡/人	13.7 0.8	15.8 0.9	6.2 0.4	6.2 0.4	6.2 0.4	6.2 0.4	20.4 1.2	29.4 1.7	20.4 1.2	29.4 1.7		
都市林	箇所数	1	1			0	0	1	1	1	1		
	面積 ㎡/人	45.4 2.6	48.0 2.8			0 0	0 0	45.4 2.6	48.1 2.7	45.4 2.7	48.1 2.8		
都市公園合計	箇所数	247	254	170	175	234	240	250	258	255	263		
	面積 ㎡/人	124.2 7.2	186.5 10.8	29.1 1.7	55.5 3.2	67.9 3.9	99.7 5.7	158.7 9.0	257.3 14.6	160.2 9.4	281.3 16.5		
児童遊園等	箇所数	31	33	43	46	34	36	31	33	31	33		
	面積 ㎡/人	3.7 0.2	3.8 0.2	8.7 0.5	8.8 0.5	4.8 0.3	5.0 0.3	3.7 0.2	3.8 0.2	3.7 0.2	3.8 0.2		
施設緑地合計	箇所数	278	287	213	221	268	276	281	291	286	296		
	面積 ㎡/人	127.9 7.4	190.3 11.1	37.8 2.2	64.3 3.8	72.7 4.2	104.7 6.0	162.4 9.2	261.1 14.8	163.9 9.6	285.1 16.7		

※1 1人当たりの面積は、人口規模を平成22年(2010年)に17.4万人、令和2年(2020年)に17.6万人、12年(2030年)に17.1万人で設定しています。なお、ここで用いる将来人口推計の数値は、平成22年度に実施した簡易人口推計(各年1月1日基準)の数値で、平成17年(2005年)から平成22年人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。令和2年3月は17.2万人としています。

3 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図^{※1}



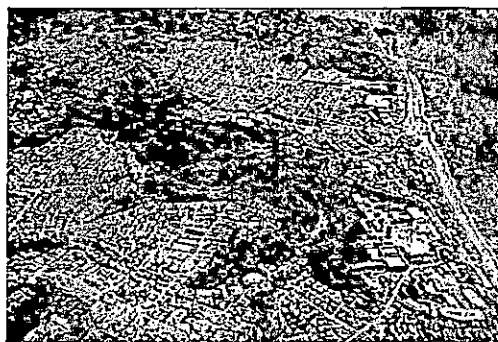
○流域を踏まえた地域概念

緑の基本計画では、これまでの緑の基本計画に基づく実績、鎌倉市の規模、水系の位置・規模、緑地規模、施策の内容などから、市域を6地域に分けて把握して、計画の実現に取り組む方針を示しています。

^{※1} 鎌倉市緑の基本計画の施策展開の柱としている「グリーン・マネジメント」の考え方に基づき、令和2年3月末までの緑地指定等の進展等に応じた更新をしています。

緑地指定等方針図・凡例

地域・地区	現況	計画(候補)
歴史的風土特別保存地区(古部6条)		
歴史的風土保存区域(古部4条)		
近郊緑地特別保全地区		
近郊緑地保全区域		
特別緑地保全地区		
緑地保全地域		
都市計画公園・都市公園等		
その他の施設緑地等		
農用地		
緑化地域		
緑化重点地区		
風致地区		
保全配慮地区		
緑地保全推進地区		
生産緑地地区		
景観地区		
保安林		



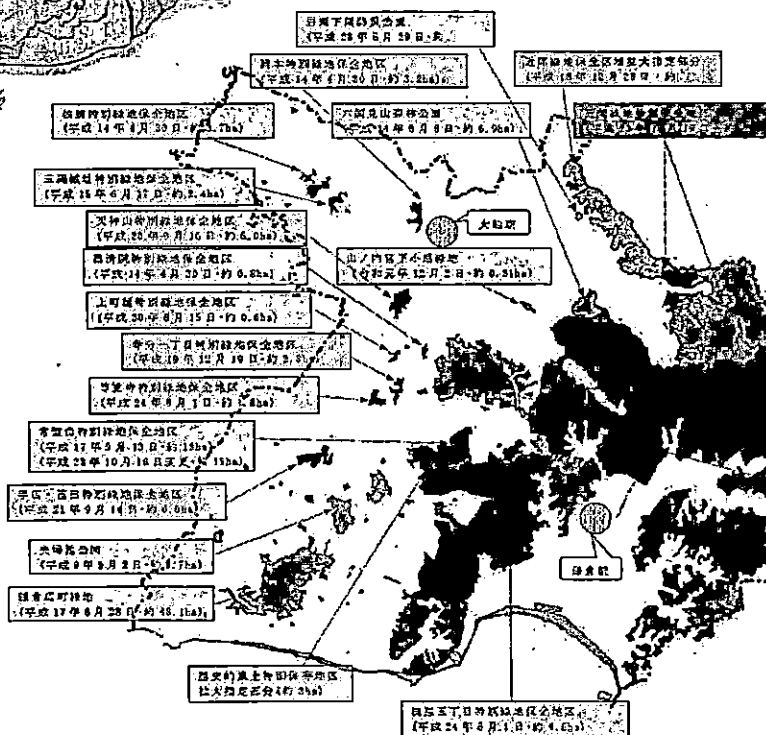
■鎌倉広町緑地



■深沢地域国鉄跡地を取り囲む緑地群(特別緑地保全地区・同候補地、写真奥は鎌倉中央公園・(仮称)山崎・台峯緑地)

■鎌倉市緑の基本計画に基づく実績(令和元年度末)

緑の基本計画を当初策定した平成8年以来、この計画に基づき、多くの緑地指定等を実現してきました。



指定実績等一覧

指定種別	面積(ha)	指定年月日等
歴史的風土保存区域	約33	平成12年3月17日
歴史的風土特別保存地区	約5	平成15年9月26日
近郊緑地保全区域	約51	平成18年12月23日
近郊緑地特別保全地区	約3	平成27年10月1日
特別緑地保全地区	約48	平成18年11月地区指定
都市公園	約82	矢張り公園(平成20年4月供用開始)・六国見山森林公園(平成19年4月供用開始)・鎌倉市緑地(平成27年4月1日供用開始)・鎌倉中央公園緑地(仮称)・山ノ内地区の緑地(平成25年5月1日供用開始)・野間下園防公園(平成27年4月1日供用開始)・山ノ内地区の緑地(平成25年6月1日供用開始)・山崎・台峯緑地(平成31年2月6日都市計画決定)

凡例

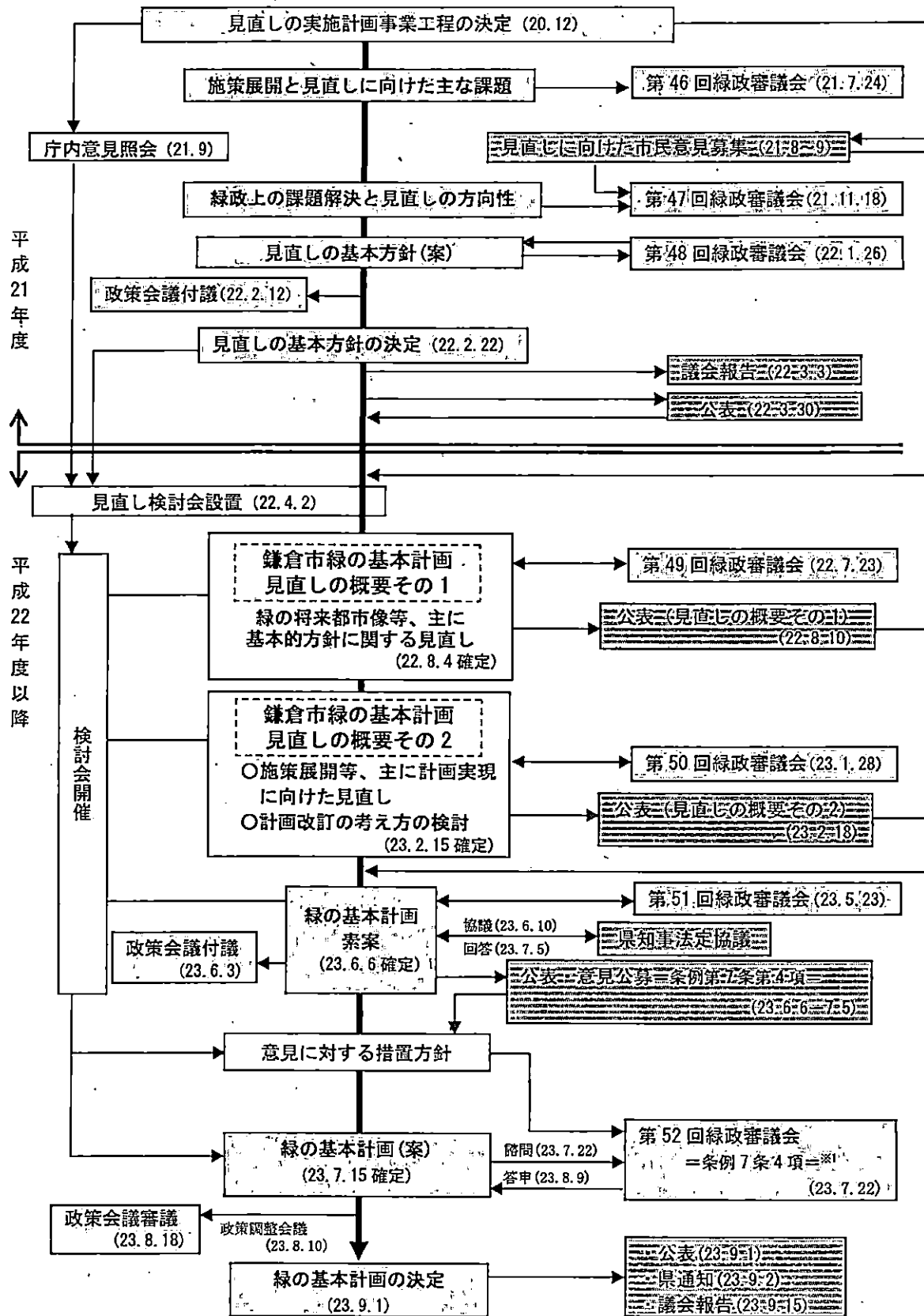
	歴史的風土特別保存地区
	歴史的風土保存区域
	近郊緑地特別保全地区
	近郊緑地保全区域
	特別緑地保全地区
	都市公園

令和2年3月31日現在

(VII) 鎌倉市緑の基本計画改訂の経過等

○緑の基本計画の見直し・改訂の経過は次のとおりです。

■鎌倉市緑の基本計画改訂のフロー



Ⅱ 計画推進の取り組みと実績

《 記載内容の説明 》

- ・ [制度・事業名称][内容][方針]等は、緑の基本計画(平成23年9月改訂)に示している方針を基本とし、施策の進展等に応じて更新しています。
 - ・ [取り組みと実績]は、平成30年度末現在の各事業の進捗状況等の概要です。
 - ・ 一部の項目では、「内容」の補足として「制度や事業の概要」を説明していますが、詳しくは「鎌倉市ホームページ」の各項目をご覧ください。みどり課におたずね下さい。(みどり課以外の課が所管しているものもあります。)
 - ・ [7年度]として示した数値は、平成8年の緑の基本計画策定時点での基礎数値(平成7年度の実数)です。
 - ・ [12年度]として示した数値は、平成13年の緑の基本計画一部改訂時点での基礎数値(平成12年度の実数)です。
 - ・ [～12年度]として示した数値は、平成7年度から平成12年度までの累計数値です。
 - ・ [17年度]として示した数値は、平成18年の緑の基本計画改訂時点での基礎数値(平成17年度実数)です。
 - ・ [～17年度]として示した数値は、平成7年度から平成17年度までの累計数値です。
 - ・ [～22年度]として示した数値は、平成18年度から平成22年度までの累計数値です。
 - ・ [～27年度]として示した数値は、平成23年度から平成27年度までの累計数値です。
 - ・ [～29年度]として示した数値は、平成28年度及び平成29年度の累計数値です。
 - ・ 表中の「-」は該当する実績が無いことを示しています。
 - ・ 道路、建物緑化に関する記述内の日付はしゅん工日です。
 - ・ 地域制緑地、施設緑地の指定等の面積数値は概数であり、特に明記されていないものは四捨五入した数値です。
 - ・ 緑の基本計画の施策推進のための制度・事業に含まれていても、掲載すべき取り組みと実績のない制度・事業については掲載していません。
 - ・ 財団法人鎌倉風致保存会は、平成23年4月1日付で公益財団法人鎌倉風致保存会となりました。(本書では「鎌倉風致保存会」として記載しています。)
 - ・ 財団法人鎌倉市公園協会は、平成24年4月1日付で公益財団法人鎌倉市公園協会となりました。(本書では「鎌倉市公園協会」として記載しています。)
-

II 計画推進の取り組みと実績

II 計画推進の取り組みと実績 2. 制度・事業別の取り組みと実績

1. 施策推進のための制度・事業

○計画推進のための施策に対応させて、制度・事業を展開しています。

■施策推進のための制度・事業

施策推進のための制度・事業		掲載頁
緑地保全に係る 法制度	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	22
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	24
	風致地区	26
	特別緑地保全地区	27
	緑地保全地域	—
	保安林 ※1	29
	市町村森林整備計画※1	31
	史跡・名勝・天然記念物	32
	農用地区域	33
	生産緑地地区・特定生産緑地※1 ※2	33
	保全すべき緑地の確保に関する事項	急傾斜地崩壊危険区域
歴史的風致の維持向上に関する制度	歴史的風致維持向上計画	35
法制度に基づく 契約・協定等	市民農園※1	37
	市民緑地契約※1 ※2	37
	緑地協定※1 ※2	—
	管理協定	—
市独自の緑地保全等 に係る制度等	保存樹木・樹林制度※1・緑地保全契約※1・樹林管理事業	38
	緑地保全推進地区	40
	緑地寄附受け入れ基準※1	41
	自主的なまちづくりの提案等による緑地保全※1 ※2	—
緑地保全財源の 確保等	緑地保全基金	44
	市民公募債	46
緑地の質の充実	確保緑地の適正整備	47
	森林環境譲与税を活用した森林整備	47
	流域の自然環境調査等の推進	48
	自然保護奨励金の交付	48
	緑地の管理指針の作成（検討）	49
	緑地保全・管理の広域的対応	51
	開発事業と連携した緑地防災	—
	都市公園等としての 保全・整備等	街区公園※1 ※2
近隣公園・地区公園※1 ※2	52	
総合公園	53	
風致公園・歴史公園	53	
都市林	55	
都市緑地※1 ※2	55	
立体都市公園	—	
景観重要建造物等と一体となった都市公園	57	
借地公園	59	
都市公園 の管理	公園施設の長寿命化に係る計画等の作成	59
	公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	59
その他のオープンス ペースの確保	まちづくり空地の整備	60
	遊歩道等の整備	61
	総合設計制度による公開空地等整備	—

緑の創出に係る法制 度	緑化地域	62
	風致地区・開発事業区域内等の緑化※ ¹	63
公共施設の緑化	市民緑地設置管理計画認定制度※ ²	63
	道路の緑化※ ¹ ※ ²	65
	河川環境の整備	66
	公共建物等の緑化※ ¹ ※ ²	67
	鎌倉山桜並木保存計画※ ¹ ※ ²	67
市民が主体となる緑 化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	68
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	69
	地域提案型の公共施設の緑化※ ¹ ※ ²	70
	オープン・ガーデンの支援（検討）	70
緑化推進団体の育成 と連携	トラスト運動との連携 ※ ³	71
	緑のレンジャー ※ ¹	75
	公園愛護会・街路樹愛護会※ ¹ ※ ² ※ ³	77
	市民緑地愛護会※ ¹ ※ ² ※ ³	77
古都鎌倉の緑の知識 の普及	緑地保全・緑化推進法人※ ³	78
	緑の学校等講習会	80
	緑化窓口の充実	83
	学校での環境教育との連携	84
	緑の情報提供の充実	85
緑に対する意識の高 揚	緑のポスターコンクール等	86
	緑化パンフレット等の配布	87
	緑化まつりの開催	88
	緑の顕彰制度	89

- ※¹ 保全配慮地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(保全配慮地区の設定による事業の展開は42ページに掲載)
・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※² 緑化重点地区の設定による事業の展開での活用を想定する制度・事業(緑化重点地区の設定による事業の展開は、64ページに掲載)
・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。
- ※³ 緑化推進団体の育成による事業の展開に関する制度・事業(緑化推進団体の育成による事業の展開は、71ページに掲載)
・鎌倉市公園協会、鎌倉風致保存会などの組織の充実を図るとともに、公園愛護会・街路樹愛護会等の民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図るものです。

2. 制度・事業別の取り組みと実績

(1) 緑地保全に係る法制度

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 現行の歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の重要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請します。 新たに歴史的に重要な文化的遺産が発見され、周囲の自然的環境と一体となった歴史的風土の保存が必要となるなどの場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。 地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来すとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合に、県が土地の買入れを行い、これらの優れた自然的環境を有する土地の公有地化による保存・保全を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土保存区域は平成12年3月の指定拡大(33ha・国指定)で緑の基本計画の指定目標を達成しました。 歴史的風土特別保存地区が、平成15年9月に指定拡大(3ha・県指定)されました。 平成19年3月2日、古都保存法施行40周年を記念した「美しい日本の歴史的風土100選」に鎌倉市が選ばれました。 平成20年11月、横須賀三浦地域首長懇談会場で、市長から県知事に特別保存地区指定を目指していることに配慮を要請しました。 平成23年3月、鎌倉風致保存会ニュース(No.13 2011.3)に、元建設省公園緑地課長 川名俊次氏により、「古都保存法の制定」―鎌倉市民運動の成果―が寄稿されました。 平成24年度、歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、世界遺産登録の推進に関連して、「指定の緊急性の高い地区を早急に指定する」という主旨に沿って県と調整を進めました。 平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹木の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、次の管理等を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ○県による「古都保存法緑地管理指針」等に基づく管理等の概要 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度、宅地や道路に近い県有緑地の大木について、市内約5,000本の樹木を調査しました。 平成28年度からは、契約業者が月1回の巡視点検を実施し、危険木の伐採等を行い、防災に努めています。 平成26～30年度及び令和元年度、倒木の危険性のある樹木を約2,100本伐採しました。 平成25年度以降、世界遺産登録推薦取り下げを受けて、世界遺産のコンセプトを外した上で、古都保存法の理念に沿った歴史的風土特別保存地区の指定拡大について、県と継続的な意見交換を継続しています。 平成26～27年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> ○試行実験の概要 <ul style="list-style-type: none"> 鎌倉風致保存会の事業である「みどりのボランティア」にあわせて、参加者の募集を呼びかけました。 新たな地域や世代からの参加者の増加、作業指導者の指導の機会増加に繋げるための課題等について検証するため、国による同ボランティア参加者、過去の参加者へのアンケートを実施しました。 平成27年度、鎌倉風致保存会理事長が社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の中の「古都保存のあり方検討小委員会」の専門委員に委嘱されました。

取り組み と実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 12 月 2 日、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 平成 28 年 12 月、国土交通省が古都保存法パンフレット「古都を守り、継承する～古都保存法の概要～」を発行しました。 平成 29 年 3 月、十二所で緑地(計 31 筆、面積 1.23ha)の寄附を受けました。 平成 28 年度、古都保存法施行 50 周年記念事業を実施することを目的として、「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会※」を設置し、各種事業を実施しました。
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年 12 月、実行委員会が記念誌「鎌倉の歴史的風土の五十年そして未来へ」を発行しました。 平成 29 年 3 月、県の協力を得ながら、古都保存法の制定前後から現在に至るまでの鎌倉市に關係する行政文書、關係機関誌、新聞記事等をまとめた「資料集」をまとめました。 </div> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 6 月、県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定し、7 団体が県の承認を受けてボランティア活動を行っています。 平成 29 年 11 月、古都保存連絡協議会主管課長会議にて、情報交換及び鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会※で行った事業の情報提供をしました。 平成 31 年 2 月、逗子市と、歴史的風土特別保存地区指定拡大に係る意見交換を行いました。 平成 31 年 3 月、県、横須賀市、茅ヶ崎市、座間市と、古都保存・緑地保全等事業担当者会議を行い、地域制緑地における事務執行について意見交換を行いました。 令和元年 11 月 1 日、古都保存連絡協議会にて、「買入れ地の利活用」、「所管地の管理等」について情報交換を行いました。 令和 2 年 3 月 26 日、県と歴史的風土特別保存地区指定拡大に係る意見交換を行いました。 令和元年度末で、県が歴史的風土特別保存地区内の土地を買入れた合計面積は、205.6ha(35.8%)です。(令和元年度 10,256.83㎡買入れ。)

■指定の経過

指定年月日	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	備 考
昭和 41 年 12 月 14 日	695ha(当初指定面積)		
昭和 42 年 3 月 2 日		226.5ha(当初指定面積)	
昭和 48 年 2 月 1 日	943ha(拡大)		
昭和 50 年 4 月 1 日		265.5ha(拡大)	
昭和 61 年 12 月 15 日	956ha(拡大)		
昭和 63 年 6 月 17 日		570.6ha(拡大)	
平成 12 年 3 月 17 日	989ha(拡大)		逗子市分 6.8ha を含む
平成 15 年 9 月 26 日		573.6ha(拡大)	

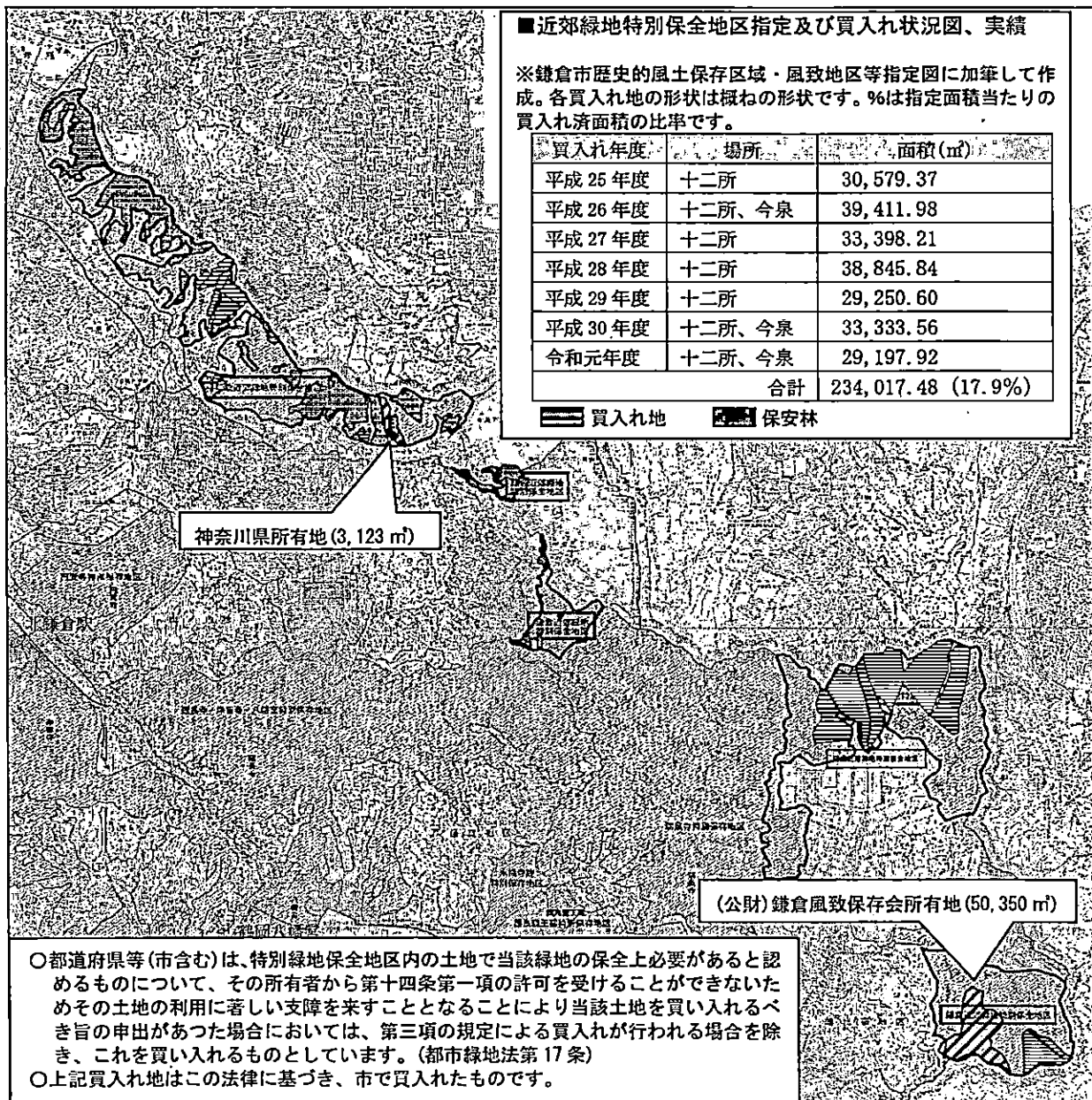
※ 鎌倉風致保存会理事長、同常務理事、鎌倉市公園協会常務理事、県都市緑地担当部長、市まちづくり景観部長、市都市調整部長により組織する実行委員会です(名称はいずれも当時)。

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、鎌倉市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に取り組みます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年4月28日、近郊緑地保全区域・特別保全地区拡大候補地の一部であった岩瀬地区(15.62ha)に対して、法適用までのつなぎ策として、緑の保全及び創造に関する条例に基づき緑地保全推進地区を指定しました。 ・平成18年の保全区域拡大区域を除く特別保全地区候補地については、平成15年にボランティアの協力のもとに、指定に必要な自然環境調査を、また平成16年8月には追加調査を行い、調査報告書をまとめて、県に提出しました。 ・平成18年12月28日、国により円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域が拡大指定されました。(98ha・鎌倉市域分51ha) ・平成19年2月14日、拡大指定された区域を含め円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画が告示されました。 ・この指定により、近郊緑地保全区域の指定は、緑の基本計画の指定目標を達成しました。 ・平成19年3月6日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴い、重複を避けるため、今泉北自然環境保全地域(昭和50年1月17日指定・17.9ha)の指定は解除されました。 ・平成20年度に、特別保全地区候補地としている岩瀬地区のうち、旧今泉北自然環境保全地域の自然環境調査、及び十二所七曲地区のモニタリング調査を実施しました。 ・平成23年10月18日、県により131haが鎌倉近郊緑地特別保全地区として指定されました。 ・平成24年4月、第2次一括法^{※1}の施行により、首都圏近郊緑地保全法及び都市緑地法が改正され、近郊緑地特別保全地区における行為許可や行為の不許可処分に伴う土地の買入れ等の事務が県から移譲されました。 ・平成24年2月及び5月、近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れ事務について、首都圏近郊緑地保全法の趣旨等に鑑み、県に支援を依頼しました。 ・平成29年3月、計画期間を平成29年度から平成33年度までとして社会資本総合整備計画(特別緑地保全地区等の指定の推進)を策定しました。 ・平成29年10月、計画期間を平成24年度から平成28年度までとして策定した、社会資本総合整備計画(特別緑地保全地区等の指定の推進)について、事後評価書を国土交通省に提出しました。 ・平成30年11月、国により、第1回首都圏における近郊緑地保全制度に関する情報共有会が行われ、鎌倉市内の近郊緑地保全区域の現状の視察及び意見交換を行いました。 ・平成30年度、首都圏における近郊緑地保全制度に関する情報共有会は、上記を含めて3回行われ、各市町の課題や解決方法についての情報共有を行うことで、職員の知見の向上を図りました。 ・平成31年3月、県、横須賀市、茅ヶ崎市、座間市と、古都保存・緑地保全等事業担当者会議を行い、地域制緑地における事務執行について意見交換を行いました。 ・令和元年度、15件の近郊緑地保全区域内の行為届出がありました。(近郊緑地保全区域内の行為の届出は、県条例により市で事務処理をしています。) ・令和元年12月17日、同20日、令和2年2月17日、鎌倉近郊緑地特別保全地区内で買入れ申出がされている土地の一部29,197.92㎡(実測)を買い入れました。

^{※1} 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)

※円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域と鎌倉近郊緑地特別保全地区の位置等については、91 ページを参照してください

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積	鎌倉市	横浜市	地区名	面積
昭和 44 年 3 月 28 日	962ha(当初指定)	243ha	719ha		
昭和 44 年 5 月 13 日				円海山	100ha(横浜市域のみ)
昭和 52 年 9 月 21 日	998ha(拡大)	243ha	755ha		
平成 18 年 12 月 28 日	1,096ha(拡大)	294ha	802ha		
平成 21 年 3 月 25 日				円海山	116ha(拡大・横浜市域のみ)
平成 22 年 3 月 23 日				大丸山	44ha(横浜市域のみ)
平成 23 年 10 月 18 日				鎌倉	131ha
平成 24 年 3 月 5 日				公田	5.4ha(横浜市域のみ)
平成 26 年 3 月 5 日				大丸山	72.6ha(拡大・横浜市域のみ)
令和 2 年 3 月 25 日				円海山	124ha(拡大・横浜市域のみ)



風致地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風格ある鎌倉市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色付ける、優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
主な規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為の許可 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>風致地区内で次の行為をしようとする場合には、鎌倉市長の許可を受けなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物又は工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築又は移転 2 建築物等の色彩の変更 3 宅地の造成等 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における物件の堆積 <p>※床面積が10㎡以下の建築行為は、許可不要ですが、指定された種別により、建築物の高さ、建ぺい率、壁面後退距離の許可基準に適合しなければなりません。</p> </div>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峯地区の一带)の指定拡大を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年4月2日、9.0haが指定拡大(県指定)されました。 ・ 第2次一括法の施行に基づき、平成25年12月、鎌倉市風致地区条例、鎌倉市風致地区条例施行規則を制定し、平成26年4月に施行しました。 ・ 平成28年度、鎌倉市風致地区条例に基づく鎌倉市風致保全方針を定めました。 ・ 令和元年度、風致地区内での建築物の建築等の申請に対し585件の許可処分を行いました。

鎌倉風致地区		
指定年月日	面積	備考
昭和13年1月25日	2,263.4ha(当初指定)	内務省告示第25号
昭和24年5月16日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(藤沢市)
昭和52年3月30日	2,156.1ha(変更)	市域境界の変更(逗子市)
昭和63年6月17日	2,185 ha(変更)	拡大及び用途地域の変更
平成14年4月2日	2,194 ha(変更)	拡大及び区分線の整斉

特別緑地保全地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的保全を図るために、特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区の候補地とする緑地の指定に向けた取り組みを進めます。 ・10ha以上の規模を有し、隣接市域と一体となった指定候補地について、県による特別緑地保全地区の指定を要請します。 ・地区内での行為の許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障を来たすとして、当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、審査による適正な土地の買入れを行い、これらの優れた自然環境を有する土地の公有地化による保全を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月の緑の基本計画改訂で、引き続き10地区52.9haを指定候補地としました。 ・近年の主な取り組みと実績は次のとおりです。 <p>【天神山地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内に保安林が含まれているため、平成19年3月5日、保安林指定権者(土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣・風致保安林：県知事)との協議を行い、同年4月12日に農林水産大臣(同17日に県知事からその旨の通知)、同26日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。 <p>【手広・笛田地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内には保安林が含まれているため、平成20年2月25日、保安林指定権者(土砂崩壊防備保安林：農林水産大臣・風致保安林：県知事)との協議を行い、同年3月25日に農林水産大臣(同31日に県知事からその旨の通知)、同31日に県知事から、異議のない旨の回答を得ています。 <p>【梶原五丁目地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度、(仮称)梶原五丁目特別緑地保全地区候補地内の土地(1筆、10,809㎡)を買い入れました。 <p>【上町屋地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、(仮称)上町屋地区内の土地所有者に、指定に対する意向調査等を行いました。 ・平成24年7月、第54回鎌倉市緑政審議会に指定に向けた取り組み状況を報告しました。 ・平成24年度、候補地内の土地2筆、4,995.01㎡を買い入れました。 ・平成29年度、都市計画決定に向けた取組を再開し、土地所有者との調整を行いました。 ・平成29年7月、鎌倉市緑政審議会並びに、同年10月、鎌倉市都市計画審議会に指定区域(案)及びスケジュール等について報告しました。 ・平成29年度、特別緑地保全地区(上町屋地区)の都市計画の原案を縦覧しました。 ・平成30年3月、特別緑地保全地区(上町屋地区)の決定に係る都市計画法に基づく縦覧を行いました。 ・平成30年5月、都市計画審議会に指定について付議しました。 ・平成30年6月15日、都市計画決定(0.6ha)の告示をしました。 ・平成30年11月、指定された土地が特別緑地保全地区である旨を表示する標柱を設置しました。



平成30年に設置した特別緑地保全地区を示す標柱(上町屋地区)

取り組み と実績	<p>【(仮称)植木地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、市民緑地契約を締結しました。 平成29年10月25日、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに市民緑地契約を締結しました。(契約期間:令和19年10月24日まで。面積:4,994.37㎡)
	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別緑地保全地区候補地内の土地所有者に対して、緑地保全契約の締結など、市独自の保全施策への協力を要請しています。 平成22年度、清泉女学院中学高等学校が、玉縄城址特別緑地保全地区内の土地を所有し、緑の保全に貢献したとして、市政功労者表彰(環境保全功労)されました。 平成24年4月、第2次一括法の施行に伴い、都市緑地法が改正され、特別緑地保全地区における土地の買入れ等の事務が県から市に移譲されました。 平成24年4月、第2次一括法の施行に伴い、都市計画法施行令が改正され、10ha以上の特別緑地保全地区の指定権限が県から市に移譲されました。 平成24年4月、都市緑地法の改正にあわせ「鎌倉市特別緑地保全地区における行為の許可手続等に関する規則」及び「鎌倉市特別緑地保全地区内行為許可基準要綱」を施行しました。 令和元年度、特別緑地保全地区内行為許可申請に対し、1件許可処分を行いました。

特別緑地保全地区					
地区名	指定面積	指定・変更年月日	指定主体	土地の買入れに係る協定の締結日	
1 城廻地区	3.7ha	平成14年4月30日	鎌倉市	平成14年8月13日	
2 昌清院地区	0.8ha	平成14年4月30日	鎌倉市	平成14年8月13日	
3 岡本地区	3.2ha	平成14年4月30日	鎌倉市	平成14年8月13日	
4 玉縄城址地区	2.4ha	平成15年6月17日	鎌倉市	平成15年8月27日	
5 常盤山地区	19 ha	平成17年9月13日 平成23年10月18日	神奈川県	平成17年10月24日	
6 寺分一丁目地区	2.3ha	平成19年12月19日	鎌倉市	平成20年2月25日	
7 天神山地区	5.0ha	平成20年9月16日	鎌倉市	平成21年1月28日	
8 手広・笛田地区	6.0ha	平成21年9月14日	鎌倉市	平成22年1月6日	
9 梶原五丁目地区	4.6ha	平成24年8月1日	鎌倉市	—	
10 等覚寺地区	1.8ha	平成24年8月1日	鎌倉市	—	
11 上町屋地区	0.6ha	平成30年6月15日	鎌倉市	—	
合計	49.4ha				

※平成16年の都市緑地法改正により、従前の都市緑地保全法に基づく「緑地保全地区」は、「特別緑地保全地区」とみなされますが、本市では緑の基本計画やこれに関係する文書で、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。

なお、「緑地保全地区」の名称変更に伴い、その性格、対象となる区域の考え方、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては、変更されていません。

※土地の買入れに係る協定(平成24年4月1日付けで失効)は、本市が県に、従前の都市緑地法第17条第2項の規定による申出を行い、本市を土地の買入れ先とした県・市間の協定を締結していたものです。

※各地区の位置等については、93ページ以降を参照してください。

保安林					
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。 				
方針	<ul style="list-style-type: none"> 現在の保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。 				
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 本市内に指定されている保安林の種類は、土砂流出防備・土砂崩壊防備・潮害防備・保健・風致保安林です。 平成28年度、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとなりました。 平成29年5月23日、急傾斜地崩壊防止施設用地とするため、大町五丁目において風致保安林の指定が一部(0.0102ha)解除されました。 令和元年度末現在、171haの保安林が指定されています。 				
	<p>■森林法第25条第1項に列挙された目的と保安林の種類</p>				
		目的	種類	市内指定面積 ()内は、内兼 種面積	指定・解除の 権限者
		第1号 水源のかん養	1 水源かん養保安林	—	農林水産大臣、都道府県知事（法定受託事務）
		第2号 土砂の流出の防備	2 土砂流出防備保安林	88ha(88ha ^{※1})	
		第3号 土砂の崩壊の防備	3 土砂崩壊防備保安林	17ha(16ha ^{※2})	
		第4号 飛砂の防備	4 飛砂防備保安林	—	
		第5号 風害 水害 潮害 干害 雪害 霧害 } の防備	5 防風保安林	—	
			6 水害防備保安林	—	
			7 潮害防備保安林	0ha ^{※3}	
	8 干害防備保安林		—		
	9 防雪保安林		—		
	10 防霧保安林		—		
	第6号 なだれ 落石 } の危険の防 止	11 なだれ防止保安林	—		
		12 落石防止保安林	—		
	第7号 火災の防備	13 防火保安林	—		
	第8号 魚つき	14 魚つき保安林	—		
	第9号 航行の目標の保存	15 航行目標保安林	—		
	第10号 公衆の保健	16 保健保安林	115ha(92ha ^{※4})		
	第11号 名所又は旧跡の風致の保存	17 風致保安林	60ha(13ha ^{※5})		
<p>※1 保健保安林を兼ねるもの87ha、風致保安林を兼ねるもの1ha ※2 保健保安林を兼ねるもの4ha、風致保安林を兼ねるもの10ha、保健保安林と風致保安林を兼ねるもの1ha ※3 1ha未満の指定がされています。 ※4 土砂流出防備保安林を兼ねるもの87ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの4ha、風致保安林を兼ねるもの0ha、土砂崩壊防備保安林と風致保安林を兼ねるもの1ha ※5 土砂流出防備保安林を兼ねるもの1ha、土砂崩壊防備保安林を兼ねるもの10ha、保健保安林を兼ねるもの0ha、土砂崩壊防備保安林と保健保安林を兼ねるもの1ha *端数処理により合計面積が一致しません。 *同一の森林であっても兼種指定されている種類により指定面積が異なる場合があります。</p>					

取り組み
と実績

・平成20年度～令和元年度に62箇所で行山事業が実施されました。

平成20 ～27年度 (50箇所)	環境防災林整備事業	4箇所(今泉台、山崎、材木座、山ノ内)
	予防治山事業	3箇所(浄明寺、今泉台、雪ノ下)
	小規模行山事業	10箇所(材木座、山ノ内、材木座2箇所、小町4箇所、長谷、扇ガ谷)
	行山施設維持管理事業	11箇所(長谷、山ノ内2箇所、小町、坂ノ下、今泉台2箇所、山崎2箇所、材木座、雪ノ下)
	都市近郊保安林総合整備事業	22箇所(大町、二階堂3箇所、今泉台、材木座2箇所、雪ノ下4箇所、今泉2箇所、小町3箇所、佐助3箇所、手広、極楽寺、材木座)
平成28年度 (2箇所)	緊急予防治山事業	1箇所(雪ノ下)
	都市近郊保安林総合整備事業	1箇所(小町)
平成29年度 (6箇所)	行山施設維持管理事業	4箇所(山ノ内)
	都市近郊保安林総合整備事業	2箇所(小町、手広)
平成30年度 (2箇所)	都市近郊保安林総合整備事業	2箇所(小町、手広)
令和元年度 (2箇所)	小規模行山事業	1箇所(山ノ内)
	都市近郊保安林総合整備事業	1箇所(小町)



落石を防ぐために落石防止網が張られた山ノ内の斜面
(写真提供：神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課)

市町村森林整備計画	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を作成するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
主な制度	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採・開発に関する許認可制度(保安林以外の地域森林計画の対象森林) (1)林地開発許可 …1haを超える森林の転用(県知事が許可) (2)伐採届 …1ha以下の森林の転用(市町村長が受理) …森林の施業を目的の伐採(市町村長が受理) (3)状況報告書 …造林後の報告(市町村長が受理) (4)土地の所有者届出…森林の土地の取得の届出(市町村長が受理)
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運用を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、鎌倉市森林整備計画書(期間：H25.4.1～H35.3.31)を樹立しました。 ・平成29年3月、神奈川地域森林計画書の変更をもとに、鎌倉市森林整備計画書(期間：H25.4.1～H35.3.31)を変更(第1回)しました。 ・平成30年3月、神奈川地域森林計画の樹立(平成29年12月)をもとに、鎌倉市森林整備計画(期間：H30.4.1～H40.3.31)を樹立しました。 ・平成31年4月2日、神奈川地域森林計画が変更されましたが、鎌倉市に該当する変更事項はなかったため、鎌倉市森林整備計画は変更しませんでした。 ・令和元年度、26件(2.3573ha)の伐採届出書が提出されました。 ・令和元年度、25件(24.8798ha)の所有者の変更届出書が提出されました。 ・令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されました。(使途の詳細についてはP47を参照。)



所有者届パンフレット (作成：林野庁)

	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
伐採届出書	51件 23.5705ha	80件 25.9542ha	31件 42.6512ha	25件 8.3547ha	26件 2.3573ha
所有者の変更届出書	-	61件※ 24.6865ha	57件 28.9488ha	18件 9.8565ha	25件 24.8798ha

※平成24年度から開始。

史跡・名勝・天然記念物指定等	
内容	・記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定する等により、国民共有の財産である古都鎌倉の歴史文化遺産を保護して次代に継承するものです。
方針	・新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度、北条氏常盤亭跡、大町釈迦堂 遺跡(34,107.31㎡)を買い入れました。 ・平成23年度、永福寺跡の植生保存地区において、園路整備等を行いました。 ・平成24年6月、市指定天然記念物「安国論寺のカイドウ」が枯死し、滅失したため、指定を解除しました。 ・平成24年度、北条氏常盤亭跡、永福寺跡、鶴岡八幡宮境内の一部(25,193.83㎡)を買い入れました。 ・平成24年度、永福寺跡の三堂基壇の整備等を行いました。 ・平成25年度、北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内の一部(4,681.58㎡)を買い入れました。 ・平成25年度、永福寺跡の南翼廊基礎等の整備を行いました。 ・平成26年度、永福寺跡の遺水等の整備を行いました。 ・平成26年度、北条氏常盤亭跡で崖面の崩落対策工事0.3haを行いました。 ・平成27年度、永福寺跡の一部(921.09㎡)を買い入れました。 ・平成27年度、永福寺跡の苑池の整備を行いました。 ・平成28年度、北条氏常盤亭跡で崖面の崩落対策工事0.14haを行いました。 ・平成28年3月、鶴岡八幡宮が行った鶴岡八幡宮境内(段葛)の改修工事が竣工しました。 ・平成28年4月、国指定史跡永福寺跡条例を施行しました。 ・平成28年度、永福寺跡の苑池、園路及び広場の整備等を行いました。 ・平成29年度、鶴岡八幡宮境内の一部(1429.44㎡)を買い入れました。 ・平成29年度、永福寺跡の整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。 ・平成29年度、朝夷奈切通の一部、名越切通の一部、鶴岡八幡宮境内の一部(4,675.25㎡)を買い入れました。 ・平成29年度、大町釈迦堂口遺跡の崩落対策工事に向けた基本設計を実施しました。 ・平成29年度、鶴岡八幡宮が行った鶴岡八幡宮境内(平家池)の改修工事が竣工しました。 ・平成30年度、史跡北条氏常盤亭跡の一部、仮粧坂の一部(1,172.72㎡)を買い入れました。 ・平成30年度、史跡大町釈迦堂口遺跡の崩落対策工事に向けた施工計画検討業務を実施しました。 ・令和元年度、史跡朝夷奈切通の一部(580.82㎡)を買い入れました。

	H12年度	H17年度	H27年度	H29年度	H30年度	R元年度
史跡の買収面積(ha)	13.11	2.66	7.15	0.61	0.12	0.06
史跡の買収面積の累計(ha)	13.11	15.77	22.92	23.53	23.65	23.71

農用地区域	
内容	・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域の指定を継続し、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。
方針	・農用地区域の指定により、農地の保全を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度以降、市遊休農地解消対策協議会による関谷地区の農地復元実践活動に、三菱電機株式会社社員が社会貢献活動として継続して参加しています。 ・平成 31 年 3 月 18 日、鎌倉農業振興地域整備計画の見直しを行いました。令和元年度末現在、46.9ha の農地が農用地区域として保全されています。(指定は昭和 48 年です。) ・平成 30 年 7 月 19 日、農業経営の安定化、都市農業の更なる発展等を目指すため、都市農業振興基本法に基づく地方計画として、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定しました。

生産緑地地区・特定生産緑地	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するとともに、特定生産緑地制度の活用を図るものです。 ・将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。
方針	・特定生産緑地制度も活用し、指定の継続を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 6 月、都市緑地法等の一部を改正する法律の制定に伴い、生産緑地法が改正され、複数所有者の農地が指定等された生産緑地地区で一部所有者の相続に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまう状況等を踏まえ、市町村が生産緑地の面積要件を引き下げることができるようになりました。 ・平成 30 年 7 月、「鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、生産緑地地区の面積要件を条例で 300 平方メートル以上まで引下げました。また、条例制定に伴い、「鎌倉市生産緑地地区追加指定基準」を廃止し、新たに「鎌倉市生産緑地地区指定基準」及び「鎌倉市生産緑地地区指定基準細目」を定めました。 ・平成 30 年 7 月、「鎌倉市農業振興ビジョン」を策定しました。 ・平成 31 年 1 月、特定生産緑地の指定に向けた生産緑地所有者へのアンケート調査を実施しました。 ・令和元年 9 月から 10 月にかけて、特定生産緑地制度の説明会を実施し所有者に周知を図りました。特定生産緑地制度に係る説明会は、本庁舎、大船支所、J A さがみで合計 4 回実施し、46 名の参加がありました。 ・令和元年 12 月 14 日に円滑な事務処理を可能とするため、生産緑地地区の買取基本方針を改正、生産緑地地区の買取申出フロー等を定めました。 ・令和 2 年 2 月 19 日に鎌倉市特定生産緑地指定等に関する事務取扱要綱を策定しました。 ・令和元年度末現在、136 箇所、面積約 17.1ha の生産緑地地区を指定しています。

	H12 年度	H17 年度	H23 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
指定箇所数の推移(箇所)	151	146	139	135	136	134
指定面積の推移(ha)	18.4	18.1	17.4	17.0	17.2	16.9
	R 元年度					
指定箇所数の推移(箇所)	136					
指定面積の推移(ha)	17.1					

○保全すべき緑地の確保に関する事項

急傾斜地崩壊危険区域	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定により、標識の設置、行為の制限、急傾斜地崩壊防止工事等を行い、住民の安全を確保し、急傾斜地を保全するものです。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度、神奈川県藤沢土木事務所により、稲村ガ崎二丁目B地区外2箇所急傾斜地崩壊防止工事が発注されました。 令和元年度末現在、市内に95区域、165.94haの急傾斜地崩壊危険区域が指定されています。

(2) 歴史的風致の維持向上に関する制度

歴史的風致維持向上計画	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的価値の高い建造物及びその周辺市街地と、そこでの歴史・伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成してきた、良好な市街地環境(歴史的風致^{※1})の維持・向上に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律^{※2※3}に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、計画に登載した構成事業を推進するものです。
方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風致維持向上計画の進行管理に取り組みます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度を初年度とする市総合計画第3期基本計画の「計画の推進に向けた考え方」に、「歴史的遺産と共生するまちづくり～世界遺産のあるまちをめざして～」を位置付け、取り組みを進めていくこととしました。 ・平成25年度、歴史まちづくりの推進に必要な庁内調整を行う組織として「歴史的遺産と共生するまちづくり推進検討委員会」を設置しました。 ・平成26年4月、「世界遺産登録推進担当」の組織名称を「歴史まちづくり推進担当」へ変更し、今後、世界遺産登録推進と歴史まちづくりを一体的に進めていく事務を所掌することとしました。 ・平成27年12月、鎌倉市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成28年1月に文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の認定を受けました。 ・平成29年3月29日に「御成小学校旧講堂」を、平成30年9月28日に「鎌倉国宝館」を、令和2年3月10日に「鎌倉文学館」を歴史まちづくり法に基づく、歴史的風致形成建造物に指定しました。 ・鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を開催し、進行管理・評価シートを作成し、委員の意見を聴取しました。 ・平成27年度から、鎌倉風致保存会常務理事兼事務局長が鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会の委員を委嘱されています。

※1 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義(歴史まちづくり法)しており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。

※2 通称「歴史まちづくり法」

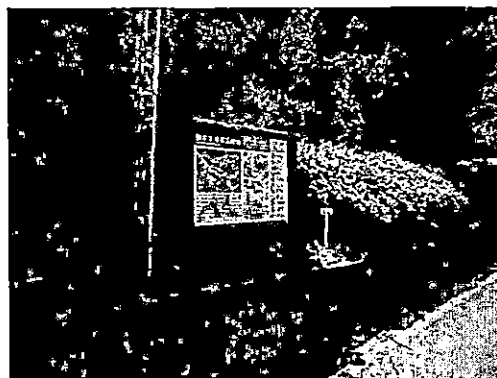
※3 「歴史まちづくり法」は、文部科学省、農林水産省、国土交通省が共管し、国土交通省は都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室が所管しています。また、「古都保存法」も国土交通省の同課が所管しています。(令和2年3月末現在)

<p>取り組み と実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項の中で、公園・緑地等に係る事業は次のとおりです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>史跡永福寺跡環境整備事業、扇湖山荘庭園防災工事事業、樹林維持管理事業、緑地維持管理事業、緑地保全事業、風致保存会助成事業、歴史的風土特別保存地区買入れ事業</p> </div> ・ 歴史的風致維持向上計画に関連する取り組み（日本遺産）は次のとおりです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の歴史的風致をベースに、平成 28 年 4 月 25 日、鎌倉のストーリー「『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」が文化庁の日本遺産に認定されました。 ・ 平成 29 年 3 月、日本遺産いざ鎌倉協議会が、日本遺産情報端末コンテンツを制作しました。 ・ 平成 29 年 3 月、日本遺産いざ鎌倉協議会が、日本遺産の映像の制作及び日本遺産ブックレットの発行をしました。 ・ 令和 2 年(2020)年 3 月までに、日本遺産ブックレット(日本語版)の内容の修正及び更新を行いました。 </div>
---------------------	---

(3) 法制度に基づく契約・協定等

市民農園	
内容	・土とのふれあいを通して市民の緑への理解を深めることを目的として、土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方針	・土地所有者の協力を得て、整備を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度、特定農地貸付法に基づく大船地区市民農園(3,599㎡・86区画)で、第13期利用者(令和2年度から2ヵ年)の利用のための維持管理を行いました。 ・県が耕作放棄地を市民農園として整備し、中高年ホームファーマー事業として、関谷で、1,126㎡、6区画を貸し出しています。 ・土地所有者による市民農園が今泉台及び手広の3箇所(里山市民農園:今泉台、第一手広市民農園:手広、第二手広市民農園:手広)で開設・運営されています。

市民緑地契約	
内容	・都市計画区域内の散策や自然観察などに適した要件を持つ緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方針	・関係する施策の進捗状況などを踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用をめざす緑地や保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月、「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」※を制定し、制度運用開始に伴い「鎌倉市緑地保全事業推進要綱」「同要綱施行細則」を改正、「緑地使用契約」を廃止しました。 ・平成21年12月、鎌倉広町緑地の計画地内で、鎌倉山二丁目1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しましたが、鎌倉広町緑地の用地取得に伴い、平成27年3月、同契約を一部解除、平成30年3月、同契約を全て解除しました。 ・平成22年2月、鎌倉広町緑地の計画地内で、七里ガ浜東五丁目1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しましたが、鎌倉広町緑地の用地取得に伴い、平成27年3月、同契約を全て解除しました。 ・平成23年12月、(仮称)植木特別緑地保全地区候補地内で、植木1号市民緑地について、市民緑地契約を締結しました。(契約期間:平成28年12月12日まで。面積:395㎡) ・平成23年度、植木1号市民緑地に、公開に必要な施設を整備しました。 ・平成28年12月、植木1号市民緑地について、市民緑地契約を更新しました。 ・平成28年12月、都市緑地法の改正に伴う条項ずれを修正するため、鎌倉市市民緑地設置要綱を改正しました。 ・平成29年10月、植木1号市民緑地について、市民緑地の範囲及び契約年数を変更し、新たに市民緑地契約を締結しました。 ・平成30年11月、市民緑地契約を締結した植木1号市民緑地の標識を更新しました。



市民緑地契約を変更した植木1号市民緑地の看板

※市民緑地愛護会については、77ページを参照してください。

市民緑地名	面積(㎡)	設置期間	契約年数
植木1号市民緑地	4,994.37	平成29年10月25日～令和19年10月24日	20年

(4) 市独自の緑地保全等に係る制度等

保存樹木・樹林制度、緑地保全契約、樹林管理事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。 緑地保全契約は、市域の市街地に拡がるまとまりのある緑地を保全し、かつ育成し、もって緑豊かな自然環境と良好な生活環境を確保することを目的とするものです。 樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区及び緑地保全推進地区の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で、除伐・枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用します。 現行の保存樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業を、所有者が「緑地の管理に係る奨励金等の交付」と「市による所有地の維持管理」等として選択することができる制度とする等、効果的な制度運用・充実の方向性を検討します。
取り組みと実績	<p>く</p> <ul style="list-style-type: none"> 保存樹木・樹林、緑地保全契約の標識等を確認し、必要に応じ撤去することとしています。 <p>【保存樹木・樹林制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末現在、保存樹林 237.71ha、保存樹木 328 本、保存生け垣 9,236 m²を指定しています。 <p>【緑地保全契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末現在、120 件、面積 53.08ha の緑地で、緑地保全契約を締結しています。 <p>【樹林管理事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象樹林地を 6 分割し、平成 28 年度までは各 1 地区ずつ順番に、6 年サイクルで事業を実施していましたが、平成 29 年度以降は各年 2 地区ずつ 3 年サイクルで事業を実施しています。 令和元年度は、八幡宮、山ノ内・今泉地区で実施し、枝払い、伐採を行いました。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「かながわトラストみどり財団」)の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹林の指定に対して、令和元年度は 912,000 円の助成を得ています。 平成 23 年度以降、本市の財政環境を踏まえて、土地所有者に通知等を行った上で、保存樹木等及び緑地保全契約に係る奨励金額を減額しています。 平成 23 年度、制度の効率的な運用に向け、保存樹林等の指定又は緑地保全契約を締結している土地所有者に対して、意向調査(アンケート)を実施し、樹林地を適正に管理するため、奨励金の交付と市による維持管理を選択できる制度を導入するかを検討しました。 <p>【検討結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> アンケートの結果、多くの土地所有者が市による管理を希望していたため、市の財政負担が増大する可能性が高いことが分かりました。 段階的に奨励金の減額措置を講じてきており、すでに、平成 25 年度までに当初想定目標値以上に、予算を削減していることから、検討を終了しました。

保存樹木・樹林制度	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
指定樹林面積(ha)	350.41	322.77	286.15	254.34	249.60	242.01	241.50
指定樹木本数(本)	374	370	365	334	331	327	328
指定生け垣面積(m ²)	14,099	12,893	11,325	10,100	9,735	9,182	9,182
保存樹木・樹林制度	R元年度						
指定樹林面積(ha)	237.71						
指定樹木本数(本)	328						
指定生け垣面積(m ²)	9,236						

※指定樹林面積の推移には、指定後の公有地化に伴う指定解除による面積の減少が含まれています。
 ※指定生け垣面積は、奨励金の算出基準に合わせて小数点以下を切り捨てています。

緑地保全契約	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
緑地保全契約件数(件)	126	135	135	127	117	114	115
緑地保全契約面積(ha)	67.98	73.68	70.86	56.23	53.60	52.89	53.00
緑地保全契約	R元年度						
緑地保全契約件数(件)	120						
緑地保全契約面積(ha)	53.08						

※契約件数及び面積の推移には、契約後の公有地化に伴う契約解除によるものが含まれています。

樹林管理事業	H12年度	H17年度	H23年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
枝払い等実施本数(本)	682	465	180	204	192	246	343
枝払い等実施延長(m)	372	948	290	55	143	-	-
枝打ち・間伐の面積(m ²)	-	800	-	-	-	-	-
実施地区	大町・材木座地区	十二所・浄明寺地区	十二所・浄明寺地区	八幡宮地区	山ノ内・今泉地区	浄明寺・十二所、大町・材木座	長谷・極楽寺、佐助・御成
樹林管理事業	R元年度						
枝払い等実施本数(本)	354						
枝払い等実施延長(m)	-						
枝打ち・間伐の面積(m ²)	-						
実施地区	八幡宮、山ノ内・今泉地区						






※対象樹林地を6分割し、平成28年度までは各1地区ずつ順番に、6年サイクルで事業を実施していましたが、平成29年度以降は各年2地区ずつ3年サイクルで事業を実施しています。

緑地保全推進地区	
内容	・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方針	・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた活用を進めます。 ・法制度適用に伴う緑地保全推進地区の取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行います。
取り組みと実績	<p>・平成9年に緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策となる市独自の緑地保全推進地区制度を定め、緑の基本計画で保全対象とした22箇所を指定候補地としました。</p> <p>・鎌倉市緑政審議会に諮問、答申を得て、平成12年に6地区(岩瀬地区・昌清院地区・小動岬地区・岡本地区・寺分一丁目地区・六国見山森林公園地区)計34.85ha、平成17年に1地区(青蓮寺地区)1.50haを指定し、緑地保全推進地区は計7地区、36.35haとなりました。</p> <p>【指定後の緑地保全に係る法制度適用等の状況】</p> <p>・平成26年10月、岡本緑地保全推進地区(岡本保全配慮地区と重複)の一部を含む土地(面積1,984.65㎡)の寄附を受けました。</p> <p>・平成28年2月26日、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続の簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとしてしました。</p> <p>・平成30年3月28日、小動岬地区内における建築計画について、第67回鎌倉市緑政審議会に報告し、市が協議方針を定め、事業者と協議を行っています。</p> <p>・平成30年9月20日、上記建築計画について、事業者との協議を終了し、その旨を第69回緑政審議会に報告しました。</p>

緑地保全推進地区名	面積	指定日	緑地保全に係る法制度の適用
岩瀬	15.62ha	平成12年4月28日	近郊緑地保全区域(15.62ha H18.12.28 告示) 近郊緑地特別保全地区(H23.10.18 都市計画決定)
昌清院	1.02ha	平成12年4月28日	特別緑地保全地区(0.8ha H14.4.30 都市計画決定)
小動岬	0.83ha	平成12年4月28日	
岡本	5.19ha	平成12年4月28日	特別緑地保全地区(3.2ha H14.4.30 都市計画決定)
寺分一丁目	2.45ha	平成12年4月28日	特別緑地保全地区(2.3ha H19.12.19 都市計画決定)
六国見山森林公園	9.74ha	平成12年4月28日	風致公園(6.9ha H14.8.8 都市計画決定)
青蓮寺	1.5ha	平成17年3月30日	
合計	36.35ha		

※従前の都市緑地保全法に基づく緑地保全地区は、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」とみなされますが、鎌倉市では、法改正以前に指定した「緑地保全地区」も「特別緑地保全地区」の名称を用いています。なお、区域内での行為規制の運用、取り扱いについては変更されていません。

■市独自制度による指定地
(平成22年度末の指定状況です)


- 凡例
-  緑地保全契約地
 -  保存樹林
 -  保存樹木
 -  保存生垣
 -  緑地保全推進地区



緑地寄附受け入れ基準																																								
内容	・緑地の所有者からの寄附の申出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。																																							
方針	・個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続フロー等に基づき対応します。																																							
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度、県が特別緑地保全地区等の緑地の寄附受け入れについて、統一的な取扱いを図るため「特別緑地保全地区等の緑地の標準的な寄附受入基準」、「特別緑地保全地区等の緑地の寄附受入事務の流れ」を定めました。 ・平成 24 年度、県横須賀三浦地域県政総合センターが、県有緑地の適正な維持管理等のための「寄附受入取扱要件」を定めました。 ・平成 25 年度、市への土地寄附の申し入れに対する手続フローを定めました。 ・平成 28 年度、開発に伴い手広二丁目の緑地(計 2 筆、面積 0.05ha)の寄附を受けました。 ・平成 29 年 3 月、平成 13 年に陳情を受け、議会で採択された七里ガ浜東五丁目の緑地(計 6 筆、面積 0.51ha)の寄附を受けました。 ・平成 29 年 3 月、十二所の緑地(計 31 筆、面積 1.23ha)の寄附を受けました。 																																							
	<p>■鎌倉市における緑地寄附の受け入れ状況(緑地名称は仮称)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>緑地名称</th> <th>所在地</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td> <td>長谷 3 号(拡大)</td> <td>長谷五丁目 331 番他 4</td> <td>0.36</td> <td>古都 4 条区域</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>腰越 4 号</td> <td>腰越五丁目 291 番 7</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>下坪</td> <td>関谷字下坪 387 番 80 他 1</td> <td>0.15</td> <td>関谷保全配慮地区</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">28</td> <td>手広 2 号</td> <td>手広二丁目 514 番 8 他 1 筆</td> <td>0.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七里ガ浜東 3 号緑地</td> <td>七里ガ浜東五丁目 1332 番地 139 他 5 筆</td> <td>0.51</td> <td>鎌倉山保全配慮地区(一部)</td> </tr> <tr> <td>浄明寺緑地(一部)</td> <td>十二所 925 番他 30 筆</td> <td>1.23</td> <td>古都 4 条区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>※開発事業に伴う緑地が市へ移管されたものも含まれます。(平成 8~30 年度実績: 30 箇所、5.54ha)</p>	年度	緑地名称	所在地	面積 (ha)	備考	23	長谷 3 号(拡大)	長谷五丁目 331 番他 4	0.36	古都 4 条区域	26	腰越 4 号	腰越五丁目 291 番 7	0.05		27	下坪	関谷字下坪 387 番 80 他 1	0.15	関谷保全配慮地区	28	手広 2 号	手広二丁目 514 番 8 他 1 筆	0.05		七里ガ浜東 3 号緑地	七里ガ浜東五丁目 1332 番地 139 他 5 筆	0.51	鎌倉山保全配慮地区(一部)	浄明寺緑地(一部)	十二所 925 番他 30 筆	1.23	古都 4 条区域						
	年度	緑地名称	所在地	面積 (ha)	備考																																			
	23	長谷 3 号(拡大)	長谷五丁目 331 番他 4	0.36	古都 4 条区域																																			
	26	腰越 4 号	腰越五丁目 291 番 7	0.05																																				
	27	下坪	関谷字下坪 387 番 80 他 1	0.15	関谷保全配慮地区																																			
	28	手広 2 号	手広二丁目 514 番 8 他 1 筆	0.05																																				
		七里ガ浜東 3 号緑地	七里ガ浜東五丁目 1332 番地 139 他 5 筆	0.51	鎌倉山保全配慮地区(一部)																																			
		浄明寺緑地(一部)	十二所 925 番他 30 筆	1.23	古都 4 条区域																																			
	<p>■県における緑地寄附の受け入れ状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>所在地</th> <th>面積 (ha)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>極楽寺一丁目 127 番 3 他</td> <td>0.56</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>二階堂字亀ヶ淵 245 番他</td> <td>1.71</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>佐助二丁目 762 番 1</td> <td>0.13</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>大町六丁目 1431 番 1</td> <td>0.03</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>今泉五丁目 1030 番 6</td> <td>0.005</td> <td>古都 6 条地区</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R 元</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	所在地	面積 (ha)	備考	H23	極楽寺一丁目 127 番 3 他	0.56	古都 6 条地区	H24	二階堂字亀ヶ淵 245 番他	1.71	古都 6 条地区	H25	佐助二丁目 762 番 1	0.13	古都 6 条地区	H26	大町六丁目 1431 番 1	0.03	古都 6 条地区	H27	今泉五丁目 1030 番 6	0.005	古都 6 条地区	H28	-	-		H29	-	-		H30	-	-		R 元	-	-
年度	所在地	面積 (ha)	備考																																					
H23	極楽寺一丁目 127 番 3 他	0.56	古都 6 条地区																																					
H24	二階堂字亀ヶ淵 245 番他	1.71	古都 6 条地区																																					
H25	佐助二丁目 762 番 1	0.13	古都 6 条地区																																					
H26	大町六丁目 1431 番 1	0.03	古都 6 条地区																																					
H27	今泉五丁目 1030 番 6	0.005	古都 6 条地区																																					
H28	-	-																																						
H29	-	-																																						
H30	-	-																																						
R 元	-	-																																						

○保全配慮地区の設定による事業の展開

<p>緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。</p>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全地域、特別緑地保全地区以外の地区(将来の緑地保全地域、特別緑地保全地区の指定を妨げないものです)の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力のもとに、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 ※保全配慮地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、市民の協力のもとに条例等による保全措置などを図る地区を緑の基本計画において設定するもので、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全をめざす緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。 ・市民の自発的なまちづくりの取り組みとの連携を視野に入れた事業の展開を図ります。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・保全配慮地区内における土地取引等については、鎌倉市まちづくり条例に基づく土地取引の届出等を受け、事前の情報収集等に努めています。 【平成18年度】 ・平成18年7月、緑の基本計画の改訂により、9地区315.3haの保全配慮地区を設定しました。 ・平成18年12月、常盤山保全配慮地区の施策展開として、地区の一部を特別緑地保全地区候補地に位置付けました。 【平成19年度】 ・(仮称)山崎・台峯緑地の基本計画の確定に伴い、台保全配慮地区の設定を1.2ha拡大しました。 ・緑地保全に配慮を求める文書により保全配慮地区内の建築等に対する取り組みを開始しました。 ・平成20年3月、台保全配慮地区内の一部を、かながわトラストみどり基金による緑地の買入れ候補地に推薦しました。 【平成20年度】 ・平成20年10月、(仮称)手広・笹田特別緑地保全地区指定の方針の決定に伴い、笹田保全配慮地区の設定の変更方針を定めました ・平成20年12月、台保全配慮地区の施策展開として、(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地を「都市緑地候補地」に位置付けました。 ・上記の施策展開により、保全配慮地区は9地区314.0haとなりました。 ・平成21年1月、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね3年間に買入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成21年2月、常盤山保全配慮地区内の梶原五丁目地区のまとまりある緑地について、特別緑地保全地区指定により保全する方向で取り組む方針を決定しました。 【平成21年度】 ・平成21年8月、常盤山保全配慮地区内の梶原五丁目地区のまとまりある緑地(4.6ha)を、特別緑地保全地区の候補地に決めました。 ・上記の施策展開により、保全配慮地区を9地区309.4haとしました。 ・平成22年2月、かながわトラストみどり基金により土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部が、同基金により平成22年度に買入れ、保全していく緑地に決定しました。

<p>取り組み と実績</p>	<p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月 1 日、常盤山保全配慮地区内で、梶原六本松公園を供用開始しました。 ・平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(1,227 m²)を保全のために買い入れました。 ・平成 23 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、土地の買入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地のうち、既に平成 22 年度に買い入れた部分以外の土地が、同基金により平成 23 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 	
	<p>【平成 23 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 9 月、緑の基本計画の改訂により、「(仮称)手広・笛田特別緑地保全地区指定の方針」の決定を反映して笛田保全配慮地区を拡大(1.3ha)するとともに、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(8.9ha、台保全配慮地区の一部)を「(仮称)山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地[※]としました。 ・上記の改訂により、保全配慮地区を 9 地区 301.5ha としました。 	
	<p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉山保全配慮地区で、鎌倉山二丁目におけるヤマザクラ植栽運動が行われ、地域住民らにより 34 本のヤマザクラが植栽されました。 	
	<p>【平成 26 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 10 月、岡本保全配慮地区(岡本緑地保全推進地区と重複)の一部を含む土地(面積 1,984.65 m²)の寄附を受けました。 	
	<p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 9 月、開発に伴い、関谷字下坪(関谷保全配慮地区)の土地(面積 1,491.47 m²)の寄附を受けました。 	
	<p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月、鎌倉山保全配慮地区で、平成 13 年に陳情を受け、議会で採択された七里ガ浜東五丁目の緑地(計 6 筆、面積 0.51ha)の寄附を受けました。 	<p>鎌倉山保全配慮地区の桜</p>

※以下、本書において、平成 23 年 9 月以降の取り組みと実績に関する記載については、名称を「(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地)」とします。関連する取り組みと実績については、「都市緑地」の項(56 ページ)を参照してください。

(5) 緑地保全財源の確保等

緑地保全基金	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく、制度・事業の対象地などに対して、緑地保全基金を活用した土地の買入れを行うなどすることにより、良好な樹林地の永続的な保全をめざすものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 ・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ・ふるさと寄附金制度と連携して、寄附増加に努めます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき、「鎌倉市緑地保全基金」を設置し、その基金を活用して緑地の確保や維持管理などを行っています。 ・令和元年度末現在の累計額は積立総額が 13,484,120 千円、使用総額が 13,268,549 千円です。 ・緑地保全基金の原資は、市の予算による積立と寄附金等です。 ・寄附金等については、直接ご寄附をお寄せいただく他、市役所本庁舎ロビー、各支所及び鎌倉生涯学習センターに設置している募金箱への募金もお願いしています。 ・ふるさと寄附金制度と連携して寄附を呼びかけています。 <p>【募金にかかる取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、鎌倉市緑化まつりの会場に募金箱を設置しています。 ・平成 27 年 7 月、ふるさと寄附金制度を活用し、緑地保全基金への寄附を開始しました。 ・平成 30 年 5、第 15 回大船まつりにて緑化啓発活動(募金活動)を行いました。 ・平成 30 年 7 月、11 月、平成 31 年 1 月、第 68～70 回鎌倉市緑政審議会にて、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて」を報告しました。 ・平成 30 年 7 月、市役所本庁舎 3 階廊下及びみどり課窓口に、ポスターコンクール※の優秀作品を活用した緑地保全基金への募金の呼びかけについてのポスターを掲示し、周知に努めました。 ・令和元年 6 月、11 月、12 月、令和 2 年 1 月の鎌倉駅地下道ギャラリー50 や、令和元年 10 月から 12 月に東京や横浜などで実施したふるさと寄附金キャンペーン会場にて、ふるさと寄附金の状況及び実績報告等のポスターやパネルを掲示して紹介することで、多くの方に認知され、年々寄附実績を伸ばしています。 <div data-bbox="890 1061 1394 1442" data-label="Image"> </div> <p>大船まつりにおける緑化啓発活動(募金活動)</p>

※関連する取り組みと実績については、「緑のポスターコンクール等」の項(86 ページ)を参照してください。

令和元年度中の寄附及び募金箱へ協力をいただいた状況は次のとおりです。

月	寄附金		募金箱への 募金(円)
	金額(円)	寄附をいただいた方(敬称略)	
4	2,125	鎌倉スポーツブリッジ共同事業体	-
	17,000	山ノ内下町中町内会	
	708,000	匿名(個人)10名	
5	3,200	鎌倉常盤山の会	17,230
	464,000	匿名(個人)9名	
6	492,000	匿名(個人)8名	-
7	336,000	匿名(個人)8名	-
8	70,000	匿名(個人)5名	-
9	3,000	鎌倉常盤山の会	-
	207,000	匿名(個人)11名	
10	300,000	佐藤成信	339
	468,000	匿名(個人)10名	
11	30,280	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	-
	12,500	山内政敏	
	124,000	陸川政弘	
	70,000	中嶋郷	
	28,000	岡本武雄	
	921,000	匿名(個人)22名	
12	36,000	渡邊裕生	5,063
	230,000	Javier Asenjo	
	10,000	吉田健一	
	230,000	鈴木仁志	
	94,700	(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会鎌倉支部	
	10,000	永井淳一	
	70,000	岩花拓己	
	2,186,000	匿名(個人)38名	
1	50,000	鈴木洋	-
	70,000	碓井利政	
	180,000	木村伸児	
	20,000	小澤浩子	
	10,000	小峰芳明	
	18,000	小峰芳明	
	10,000	鎌倉・自然に学ぶ会	
	3,600	鎌倉常盤山の会	
	2,434,000	匿名(個人)55名	
2	24,000	大橋衛	-
	150,000	匿名(個人)3名	
3	152,000	匿名(個人)7名	-
小計	10,292,405		小計 22,632
合計	10,315,037		

この基金へのご寄附は、「ふるさと納税制度」による控除が受けられます

II 計画推進の取り組みと実績
2. 制度・事業別の取り組みと実績

基金の運用状況 (千円)	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
積立額<含、利息>	33,886	52,410	5,427	1,397	387	468	6,578
寄附額<含、募金>	10	6,338	568	2,683	3,768	3,374	5,967
処分額	194,926	377,985	357,610	206,566	178,130	131,054	127,065
残額	5,505,054	3,539,195	1,998,448	755,977	582,002	454,860	334,374
基金の運用状況 (千円)	R元年度						
積立額<含、利息>	11,230						
寄附額<含、募金>	10,315						
処分額	130,033						
残額	215,571						

基金による土地の買 入れ (ha)	~H12年度	~H17年度	~H22年度	~H27年度	~H29年度	H30年度	R元年度
買入れ面積(緑地分)	14.00	9.11	2.80	10.84	6.81	3.33	2.92
買入れ面積の累計 (緑地分)	14.00	23.11	25.91	36.75	43.56	46.88	49.8
取得面積(公園分)	0.00	19.77	25.17	21.52	4.34	0.32	0.65
取得面積の累計 (公園分)	0.00	19.77	44.94	66.46	70.8	71.12	71.77
買入れ面積の累計 (全体)	14.00	42.88	70.85	103.21	114.36	118.00	121.57

市民公募債	
内 容	・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。
方 針	・過去の実績を踏まえ、今後も必要に応じた活用を検討します。
取り組み と実績	・平成15年12月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額20億円)を発行しました。 ・平成20年度、上記についてすべて償還し、平成21年度からみどり債借換債を償還しています。

(6) 緑地の質の充実

確保緑地の適正整備																	
内容	・特別緑地保全地区に指定する等した緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する、未来に誇れる価値ある緑の創造をしていくものです。																
方針	・特別緑地保全地区に指定する等した緑地の適正な維持・管理の充実を図ります。 ・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組みます。																
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の機能的・環境的な質の充実を図ることを目的として、特別緑地保全地区内の市有緑地を対象として、「確保緑地の適正整備」を平成 21 年度からの新たな市実施計画事業としました。 ・平成 21～令和元年度までに、常盤山特別緑地保全地区、梶原五丁目特別緑地保全地区、天神山特別緑地保全地区で事業を実施しました。(104 ページを参照してください。) ・平成 28 年度、緑地維持管理事業に関連し、今後の緑地の管理計画をたてるために、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査の予算措置をしました。 ・平成 30 年度、『鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画』を踏まえ緑地の計画的な維持管理を行うため、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査を実施しました。 ・令和元年 7 月 30 日、平成 21～30 年度までの知見をまとめた「確保緑地の適正整備事業報告書」(案)を第 71 回鎌倉市緑政審議会に報告し、同年 10 月 21 日、確定しました。 ・令和元年 11 月 15 日、本市の貴重な緑地を整備、保全していくための考え方をまとめた「保全緑地の森づくり事業の考え方(令和元年度(2019 年度)版)」(案)を第 72 回鎌倉市緑政審議会に報告し、令和 2 年 2 月 18 日に確定しました。 ・令和元年度、確保緑地の適正整備とは別に、市有緑地を対象として次の緑地維持管理事業を実施しました。(台風対応を除く) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件数</th> <th>施工箇所</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落石防止網設置修繕等</td> <td>1 件</td> <td>(仮称)浄明寺緑地</td> <td>1 緑地</td> </tr> <tr> <td>緑地維持管理(除草)</td> <td>5 件</td> <td>浄明寺緑地</td> <td>他 88 緑地</td> </tr> <tr> <td>緑地維持管理(枝払い)等</td> <td>18 件</td> <td>(仮称)山ノ内明月谷緑地</td> <td>他 17 緑地</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	件数	施工箇所	備 考	落石防止網設置修繕等	1 件	(仮称)浄明寺緑地	1 緑地	緑地維持管理(除草)	5 件	浄明寺緑地	他 88 緑地	緑地維持管理(枝払い)等	18 件	(仮称)山ノ内明月谷緑地	他 17 緑地
内 容	件数	施工箇所	備 考														
落石防止網設置修繕等	1 件	(仮称)浄明寺緑地	1 緑地														
緑地維持管理(除草)	5 件	浄明寺緑地	他 88 緑地														
緑地維持管理(枝払い)等	18 件	(仮称)山ノ内明月谷緑地	他 17 緑地														

森林環境譲与税を活用した森林整備							
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税は、平成 30 年(2018 年)5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、COP21[※]で成立したパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、創設されたものです。 ・森林環境譲与税は、森林環境税を財源として市町村の私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて市町村に財源を譲与されるもので、令和元年度から譲与が開始されました。 ・使途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定されています。 						
方針	・令和元年度の森林環境譲与税は、台風災害に対する復旧等に充当しましたが、令和 2 年度以降は、現在検討中の民有緑地の維持管理支援策への充当を図ります。						
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の貴重な緑地を整備、保全していくための考え方をまとめた「保全緑地の森づくり事業の考え方(令和元年度(2019 年度)版)に基づき、荒廃が進むおそれのある樹林地等の整備を委託し、実施しました。 ・緑地を適正に維持管理するため、台風による被害等について対応を委託し、実施しました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>施工箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竹伐採、傾斜木、かかり木等の伐採(169 本)</td> <td>常盤山特別緑地保全地区</td> </tr> <tr> <td>倒木処理等</td> <td>(仮称)常盤緑地</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	施工箇所	竹伐採、傾斜木、かかり木等の伐採(169 本)	常盤山特別緑地保全地区	倒木処理等	(仮称)常盤緑地
内 容	施工箇所						
竹伐採、傾斜木、かかり木等の伐採(169 本)	常盤山特別緑地保全地区						
倒木処理等	(仮称)常盤緑地						

※国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(平成 27 年(2015 年)12 月開催)

流域の自然環境調査等の推進(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 流域生態系の保全・再生に向けた取り組みを効率的に推進するため、その基本データとなる流域の自然環境の実態を把握するために調査を行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月にまとめた自然環境調査とその調査実績を踏まえ、「種の地域性に配慮した自然環境の保全・回復」をめざした自然環境調査等を実施する方針を示します。 生物の生息生育環境の向上に係る取り組みを推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉市緑化推進専門委員による調査では、柏尾川では絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られています。 下水道の普及率向上と生態系に配慮した河川の維持管理によって、滑川水系や神戸川水系において、ハゼの仲間やアユ等の魚類が増えたことが確認されています。 市内の緑地等において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物であるオオハンゴンソウ、アレチウリ、オオフサモ、アゾラ・クリスタータなどが確認されています。

自然保護奨励金の交付	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を保全するために、地域制緑地等の指定地域内の交付対象地(山林・原野・池沼)の手入れを行った所有者に、自然保護奨励金交付要綱に基づき、県が奨励金を交付するものです。 市に関連する交付対象地は、「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「風致地区」「保安林」です。
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 交付対象地は、(1)自然環境保全地域 (2)国立公園 (3)国定公園 (4)県立自然公園 (5)歴史的風土保存区域 (6)近郊緑地保全区域 (7)特別緑地保全地区 (8)風致地区 (9)保安林です。 ※(8)は、(1)～(7)の地域以外の市街化調整区域内のもの並びに市街化区域及び市街化調整区域を定めず、かつ、用途地域を定めていない区域のものに限ります。(9)は、(1)～(8)の地域以外です。 奨励金は、8,000円/ha(県東部地域)で、限度額は、40万円(県東部地域)。1ha以上の土地所有者が対象です。 ※平成25年度からは、交付対象緑地の手入れを行った所有者に限り、奨励金が交付されています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 県との連携による事務を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度、県が市内の歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域等の交付対象地40件(合計面積172ha)に対して奨励金を交付しました。

緑地の管理指針の作成(検討)																																	
内容	・緑地の質の充実をめざした管理指針を作成し、保全すべき緑地の質の充実を図るものです。																																
方針	・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画(平成19年策定)にも配慮した、緑地の管理指針と保全管理プログラムを作成します。																																
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の多くの史跡が将来にわたって適切に保存管理されることが必要であり、史跡ごとの特性に応じた保存管理計画の策定に取り組んでいます。 ・策定した保存管理計画の中で、史跡の保存管理を適切に行うため、自然的調査をもとにした維持管理行為としての必要性の高い植生管理等について、管理方針、管理項目及びその方法を示しました。(策定された保存管理計画については、50頁に記載しています。) ・平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、次の管理等を行っています。 																																
	<p>○県による「古都保存法緑地管理指針」等に基づく管理等の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度、宅地や道路に近い県有緑地の大木について、市内約5,000本の樹木を調査しました。 ・平成26～30年度及び令和元年度、倒木の危険性のある樹木を約2,100本伐採しました。 ・平成28年度からは、契約業者が月1回の巡視点検を実施し、危険木の伐採等を行い、防災に努めています。 																																
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度、緑地維持管理事業に関連し、今後の緑地の管理計画をたてるために、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査の予算措置をしました。 ・平成29年6月28日、県が歴史的風土特別保存地区内等を対象とする「県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針」を策定しました。 ・平成30年度、『鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画』を踏まえ緑地の計画的な維持管理を行うため、緑地維持管理計画策定業務委託及び樹木調査を実施しました。 ・令和元年度、県民参加による県有緑地の保全活動に関する指針に基づき、次の団体が活動しました。 																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>活動場所</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明月院</td> <td>鎌倉市山ノ内</td> <td>草刈</td> </tr> <tr> <td>北鎌倉湧水ネットワーク</td> <td>鎌倉市大船</td> <td>竹林整備</td> </tr> <tr> <td>鎌倉いきもの会議</td> <td>鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)</td> <td>環境学習</td> </tr> <tr> <td>山ノ内明月会町内会</td> <td>鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>獅子舞の森を守る会</td> <td>鎌倉市二階堂</td> <td>草刈</td> </tr> <tr> <td>鎌倉常盤山の会</td> <td>鎌倉市常盤</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>山桜を守る会</td> <td>鎌倉市常盤</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>鎌倉峯山の会</td> <td>鎌倉市峯山</td> <td>草刈、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>鎌倉の森を伝え残す会</td> <td>鎌倉市極楽寺</td> <td>環境学習、竹林整備</td> </tr> <tr> <td>NPO法人鎌倉みどりのリンジャー</td> <td>鎌倉市常盤</td> <td>保全活動</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	活動場所	活動内容	明月院	鎌倉市山ノ内	草刈	北鎌倉湧水ネットワーク	鎌倉市大船	竹林整備	鎌倉いきもの会議	鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)	環境学習	山ノ内明月会町内会	鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)	草刈、竹林整備	獅子舞の森を守る会	鎌倉市二階堂	草刈	鎌倉常盤山の会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備	山桜を守る会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備	鎌倉峯山の会	鎌倉市峯山	草刈、竹林整備	鎌倉の森を伝え残す会	鎌倉市極楽寺	環境学習、竹林整備	NPO法人鎌倉みどりのリンジャー	鎌倉市常盤
団体名	活動場所	活動内容																															
明月院	鎌倉市山ノ内	草刈																															
北鎌倉湧水ネットワーク	鎌倉市大船	竹林整備																															
鎌倉いきもの会議	鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)	環境学習																															
山ノ内明月会町内会	鎌倉市山ノ内(明月荘跡地)	草刈、竹林整備																															
獅子舞の森を守る会	鎌倉市二階堂	草刈																															
鎌倉常盤山の会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備																															
山桜を守る会	鎌倉市常盤	草刈、竹林整備																															
鎌倉峯山の会	鎌倉市峯山	草刈、竹林整備																															
鎌倉の森を伝え残す会	鎌倉市極楽寺	環境学習、竹林整備																															
NPO法人鎌倉みどりのリンジャー	鎌倉市常盤	保全活動																															
	<ul style="list-style-type: none"> ・「古都保存法緑地管理指針」に基づき、令和元年度は次の緑地維持管理事業を実施しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>件数</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>草刈り、枝払い等</td> <td>65件</td> <td>瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂 他)</td> <td>県による施工</td> </tr> <tr> <td>土砂崩壊防止施設等</td> <td>1件</td> <td>大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(長谷五丁目)</td> <td>県による施工</td> </tr> </tbody> </table>	内容	件数	施工箇所	備考	草刈り、枝払い等	65件	瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂 他)	県による施工	土砂崩壊防止施設等	1件	大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(長谷五丁目)	県による施工																				
内容	件数	施工箇所	備考																														
草刈り、枝払い等	65件	瑞泉寺歴史的風土特別保存地区(二階堂 他)	県による施工																														
土砂崩壊防止施設等	1件	大仏・長谷観音歴史的風土特別保存地区(長谷五丁目)	県による施工																														

(これまでに策定した史跡保存管理計画)

史跡名称	保存管理計画策定	備考
鶴岡八幡宮境内	策定済(S63.3)	H13.3改訂 H23.12資料編策定
若宮大路	策定済(H18.3)	
荏柄天神社境内	策定済(H19.3)	
建長寺境内	策定済(H18.3)	
瑞泉寺境内	策定済(H19.3)	
鎌倉大仏殿跡	策定済(H19.3)	
覚園寺境内	策定済(H19.3)	
永福寺跡	策定済(S53.3)	H9.10策定の保存整備基本計画に植生管理に関する事項を記載 H23.12資料編策定
法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)	策定済(H19.3)	
北条氏常盤亭跡	策定済(H19.3)	
和賀江嶋	策定済(H18.3)	
仏法寺跡	策定済(H20.3)	
一升榊遺跡	策定済(H20.3)	
朝夷奈切通、名越切通、 亀ヶ谷坂、仮粧坂、大仏切通	策定済(H20.3)	
浄光明寺境内・冷泉為相墓	策定済(H20.6)	
寿福寺境内	策定済(H20.6)	
極楽寺境内・忍性墓	策定済(H20.6)	
東勝寺跡	策定済(H20.7)	
円覚寺境内	策定済(H22.3)	

※早期に策定され、植生管理に関する記載がない一部史跡については、近年作成された同様な他の計画における基本的な考え方に基づいた対応をしています。

緑地保全・管理の広域的対応	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。 ・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年2月14日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域保全計画が変更されました。(国土交通省告示第130号、保全計画は、「Ⅲ 関係資料」に記載しています。) ・平成18年度から「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議※」に参画、緑地保全・管理等について、広域的見地からの検討を進めています。 ※座長：涌井史郎 東京都市大学特別教授。以下、「多摩・三浦丘陵広域連携会議」 ・平成19年3月、多摩・三浦丘陵広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」が確認されました。 ・平成23～24年度、県が、緑地管理に関する情報共有等を図り、より質の高いみどり行政を推進するため、横須賀三浦地域の各市町(逗子市、三浦市、横須賀市、葉山町、鎌倉市)の緑地担当者による、「みどり行政連絡会議」を開催し、緑地管理等に関する情報交換、意見交換を行いました。 ・第2次一括法の施行に伴う、近郊緑地特別保全地区の買入れ等の事務移譲について、制度の趣旨等を踏まえた国・県・市の適切な役割分担を求め、国県予算・施策等について要望を継続しています。 ・平成24年度、県が「古都保存法緑地管理指針」をまとめ、平成26年度、同指針に基づく「樹林の整備方針」・「危険木等の判定基準」を策定し、管理等を行っています。 ※詳細は、緑地の管理指針の作成(検討)49ページを参照してください。 ・平成26～27年度、国が、県、市、及び鎌倉風致保存会と連携して「古都における自然的環境の保存・維持・活用を目指した地域活動団体の持続的活動のあり方に関する調査並びに試行実験」を行いました。 ※詳細は、22ページを参照してください。 ・平成27年7月、鎌倉風致保存会の理事長が社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の中の「古都保存のあり方検討小委員会」の専門委員に委嘱されました(～平成28年度)。 ・平成28年4月、三浦半島サミットに関連した第1回「三浦半島の自然環境の保全・活用に関する連携会議」が開催され、情報交換及び広域で連携可能な事業について検討を行いました。 ・平成28年12月、国により、鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画を含む全ての歴史的風土保存計画が変更され、関係地方公共団体は市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととなり、市民団体等が緑地管理等に参加しやすくなりました。 ・令和元年10月20日、ウォーキングラリー～その13～「秋の実りと大パノラマを求めて 三浦海岸と武山を歩く」を開催し、238名の参加者がありました(主催：多摩・三浦丘陵広域連携会議)。

(7) 都市公園等としての保全・整備等

街区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、最も身近な都市公園です。 街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。 深沢地域国鉄跡地周辺地区や大船駅周辺地区では、まちづくりの計画にあわせて、配置・整備を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末現在、235公園、面積21.59haの街区公園を整備供用しています。 令和元年度、新たに供用開始した公園はありません。

	～H12年度	H17年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
供用開始箇所数 (街区公園総数)	30(197)	—(210)	7(234)	0(234)	1(235)	0(235)
供用面積(ha)	19.5	20.1	21.5	21.5	21.6	21.6

近隣公園・地区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園で、国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。
取り組みと実績	<p>【近隣公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末現在、2公園(岩瀬下関防災公園・笛田一丁目公園)、面積計1.4haを供用しています。 平成27年4月1日、岩瀬下関防災公園を供用開始しました。 平成28年5月1日、笛田一丁目公園を供用開始しました。 <p>【地区公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末現在、2公園(源氏山公園・笛田公園)、面積計15.4haを供用しています。 平成29年度、県作成の「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」に沿って、源氏山公園を都市計画公園・緑地の見直しの対象とすることとし、同見直しの検討状況等について鎌倉市緑政審議会に報告を行い、意見を聴きながら検討を進めました。 令和元年11月23日、源氏山公園のトイレを改築し、供用開始しました。 令和2年1月28日、源氏山公園のスロープを改修しました。 令和2年3月13日、笛田公園の防球ネットを新設、クッションウォールを修繕しました。

※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しています。

総合公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園を総合公園として整備します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度末現在、1公園、面積7.0haの総合公園を整備し、供用しています。 ・平成18年10月27日、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区が「日本の歴史公園100選[※]」に選定されました。 <small>※日本の歴史公園100選は、都市公園法の施行50周年を記念して、「都市公園法施行50周年等記念事業実行委員会」によって選定されたものです。</small> ・平成21、24、30年度、鎌倉海浜公園で保存展示している江ノ電100形107号「通称・タンコロ」の補修工事を行いました。 ・平成28年4月、経年劣化により、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区の法面が一部崩落し、隣接する道路法面と一体で、県が落石防止対策工事を実施しました。 ・平成29年度、鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区において崖崩れがあり、早急に対応する必要があったために、緊急修繕を3件行いました。 ・平成29年度、県作成の「都市計画公園・緑地見直しのガイドライン」に沿って、鎌倉海浜公園を都市計画公園・緑地の見直しの対象とすることとし、同見直しの検討状況等について鎌倉市緑政審議会に報告を行い、意見を聴きながら検討を進めました。 ・平成30年7月上記に伴う都市計画変更説明会の開催を行いました。 ・平成30年度に定めた都市計画公園緑地見直し方針に沿って、令和元年6月14日に、鎌倉海浜公園金山地区及び飯島地区（一部）の廃止に係る都市計画変更を行いました。 ・令和2年3月24日に、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にあずまやを設置しました。

風致公園・歴史公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉中央公園拡大区域(風致公園)の整備に取り組みます。 ・散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組みます。 ・旧華頂宮邸、扇湖山荘の風致公園等としての整備に向けて取り組みます。 ・史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)等を将来的に歴史公園として整備します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度末現在、4公園(散在ガ池森林公園・鎌倉中央公園・六国見山森林公園・夫婦池公園)、面積計50.1haの風致公園を供用しています。 【鎌倉中央公園】 ・7月1日～8月31日、通常は午前8時30分～午後5時15分である開園時間を、多くの方が利用できるよう午前7時30分～午後6時に延長しました。 ・令和2年3月27日に、新たに木製アスレチック遊具2基を設置しました。 【六国見山森林公園】 ・平成19年4月1日、六国見山森林公園を供用開始しました。 ・平成29年度、ヤマザクラ5本を植栽しました。

取り組み と実績	<p>【夫婦池公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 4 月 1 日、夫婦池公園を供用開始し、同年 4 月 3 日、開園式を行いました。 平成 29 年度、県作成のガイドラインに沿って、都市計画公園・緑地の見直しの対象とすることとし、同見直しの検討状況等について鎌倉市緑政審議会に報告を行い、意見を聴きながら検討を進めました。 平成 30 年 5 月 21 日、追加の供用開始を行いました。 <p>【鎌倉中央公園拡大区域(台峯)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 11 月 16 日に都市計画変更決定(拡大面積 27.5ha)がされ、平成 20 年 1 月 22 日に事業認可を取得しました。 平成 27 年 9 月 29 日、(仮称)山崎・台峯緑地実施設計が確定しました。 平成 29 年 3 月 28 日、都市計画事業の認可を延伸しました(事業施行期間：平成 33 年 3 月 31 日まで)。 平成 30 年 8 月 31 日から、(仮称)山崎・台峯緑地(公園)整備(建築)工事において南管理事務所の建築工事を行い、翌年 4 月 26 日に竣工しました。 平成 31 年 4 月 23 日から、(仮称)山崎・台峯緑地(公園)整備(土木)工事において危険箇所(土)の整備工事を行い、令和元年 9 月 25 日に竣工しました。 令和元年 12 月 13 日から、(仮称)山崎・台峯緑地(風致公園)整備(土木)工事において南管理事務所の外構工事を行い、翌年 3 月 19 日に竣工しました。 令和元年度、鎌倉中央公園拡大区域(台峯)用地の一部 1,156.00 m²を買い入れました。 令和元年度末までの用地取得率は、92.7%となりました。 <p>【史跡永福寺跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度、植生保存地区において、園路整備等を行いました。 平成 24 年度、指定地の一部(234.38 m²)を買い入れました。 平成 24 年度、三堂基壇の整備等を行いました。(平成 25 年 1 月 24 日に、鎌倉市緑政審議会による視察) 平成 25～29 年度、南翼廊基礎、遣水、苑池等の整備を行いました。 平成 28 年 4 月 1 日、国指定史跡永福寺跡条例を施行しました。 平成 28 年度、苑池、園路及び広場の整備等を行いました。 平成 29 年 6 月 7 日、整備工事が終了し、整備範囲を全面公開しました。
-------------	---

鎌倉中央公園拡大区域(台峯)	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
用地取得面積(m ²)	—	—	109,617	94,313	32,211.64	2,312.00	1,156.00

※平成 17 年度、旧土地区画整理事業予定地 10.9ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得

夫婦池公園	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
用地取得面積(m ²)	25,051	2,171.93	1,088	1,051.62	—	—	—

※平成 21 年度に夫婦池公園を供用開始しています。

都市林	
内容	・市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方針	・鎌倉広町緑地を都市林として整備します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年 6 月 28 日、鎌倉広町緑地を都市計画決定(面積 48.1ha)しました。 ・平成 17 年 12 月 2 日、第 1 工区(35.0ha)の都市計画事業の認可を取得しました。 ・市民と市が協働で立ち上げた「広町自然観察の会」、「広町田んぼの会」、「広町畑の会」、「広町森の会」、「広町散策路の会」が保全活動を実施し、活動の節目には「田植え祭」、「稲刈り祭」、「藍染教室」、「コンニャクづくり」、「収穫祭」、「自然観察会」等の開催や、学校・福祉団体への収穫物の寄附、学校等の環境学習の受入れ、「自然観察調査報告集」の発行を行いました。これらの活動に対し、作業用具等の貸与、印刷製本、ボランティア保険の加入などの支援を行いました。 ・平成 24 年度、基本構想の理念に基づき実施設計を確定しました。 ・平成 25 年 4 月 2 日、第 2 工区(13.1ha)の都市計画事業の認可を取得しました。 ・平成 25～26 年度に園路等の整備工事を行い、平成 27 年 3 月 20 日に竣工しました。 ・平成 27 年 3 月 25 日、認定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会と市で管理に関する「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定」を締結しました。 ・平成 27 年 3 月 31 日、第 1 工区(35.0ha)の都市計画事業認可を延伸しました(事業施行期間：平成 30 年 3 月 31 日まで)。 ・平成 27 年 6 月、鎌倉の自然を守る連合会が鎌倉広町緑地保全運動史をまとめました。 ・平成 27 年 4 月 1 日、48.0ha を供用開始し、同年 5 月 15 日、開園式を行いました。 ・開園後は指定管理者制度を導入し、平成 28 年度から 30 年度まで「鎌倉広町パートナーズ(共同事業帯代表団体:特定 NPO 法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業者構成団体(公財)鎌倉市公園協会)」が維持管理を行うこととしました。 ・平成 30 年 12 月 26 日、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会における審議の結果、平成 31 年度から 36 年度までの指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」に指定しました。 ・平成 24～30 年度、「広町自然観察の会」が「鎌倉広町緑地自然観察調査報告集」(Vol.10～15)を刊行しました。 ・令和元年度末までの用地取得率は、98.7%となりました。

鎌倉広町緑地	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
用地取得面積(㎡)	63,805.26	136,862.58	68,060.79	2,593.00	—	—

※平成 15 年度に、16.0ha を県市で共同取得しています。

※平成 15 年度に、旧開発事業者所有地 20.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得しています。

※平成 29 年度に、事業認可が終了しています。

都市緑地	
内容	・身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 ・市管理の緑地等を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、都市公園としての整備・供用を図ります。 ・(仮称)山崎・台峯緑地、(仮称)腰越 2 号緑地、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地の都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進します。

都市緑地

取り組み
と実績

- ・平成 30 年度末現在、7 箇所、面積 6.93ha の都市緑地を整備、供用しています。
- 【山ノ内西瓜ヶ谷緑地】
- ・平成 20 年 12 月、(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)を「都市緑地候補地」に位置付けました。
- ・平成 21 年 12 月 16 日、山ノ内西瓜ヶ谷緑地(1.4ha)を都市計画決定し、平成 22 年 4 月 2 日に都市計画事業認可を取得しました。
- ・平成 29 年 6 月 15 日、全区域を供用開始しました。
- 【山ノ内東瓜ヶ谷緑地】
- ・平成 23 年 9 月、緑の基本計画改訂により、(仮称)山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地候補地に位置付けました。
- ・平成 29 年 6 月 15 日、全区域を供用開始しました。
- 【山崎・台峯緑地】
- ・平成 23 年 9 月、緑の基本計画の改訂により、台保全配慮地区の一部(8.9ha)を「(仮称)山崎・台峯緑地」の名称で都市緑地候補地に位置付けました。
- ・平成 23 年 9 月、引き続き一部の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね 3 年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。
- ・平成 24 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で土地の一部(3,747 m²)を保全のために買い入れました。
- ・平成 24 年 3 月、かながわトラストみどり基金により買い入れを希望していた土地のうち、既に平成 23 年度までに買い入れた部分以外の土地が、同基金により平成 24 年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。
- ・平成 25 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市の共同で土地 277 m²を保全のために買い入れました。
- ・平成 30 年度、都市計画変更手続のための図書を作成しました。
- ・平成 30 年 11 月 16 日、都市計画緑地の変更について第 69 回緑政審議会に報告しました。
- ・平成 30 年度、都市計画の原案を縦覧しました。(公述の申出無し。公聴会中止)
- ・平成 31 年 2 月 6 日、山崎・台峯緑地(約 8.6ha)を都市計画決定し、令和元年 7 月 26 日に都市計画事業認可を取得しました。
- ・令和元年度、鎌倉市土地開発公社からの買い替えにより 5,359.94 m²の用地を取得しました。
※平成 23 年 9 月 1 日に都市緑地候補地として位置付けする前までの事項は、台保全配慮地区の事業展開としての取り組みと実績です。(40 ページを参照)
- 【山ノ内宮下小路緑地】
- ・平成 23 年 9 月、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地を都市緑地候補地に位置付けました。
- ・平成 30 年度、都市計画決定のための図書を作成し、関係機関との調整をしました。
- ・令和元年 12 月 2 日、山ノ内宮下小路緑地(約 0.31ha)の都市計画を決定しました。
- ・令和 2 年 1 月 21 日、都市計画緑地の変更について第 73 回緑政審議会に報告しました。
- 【その他】
- ・平成 28 年 2 月 5 日、津 2-1 号緑地を廃止し、鎌倉広町緑地に編入しました。

※平成 20 年度、山ノ内西瓜ヶ谷緑地の旧開発事業者所有地 0.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 21 年度、山ノ内東瓜ヶ谷緑地の旧開発事業者所有地 0.3ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 17 年度、(仮称)山崎・台峯緑地の鎌倉中央公園拡大区域部の旧開発事業者所有地 11.0ha を、平成 26 年度、3.2ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 26 年度、(仮称)山崎・台峯緑地の都市緑地候補地の旧開発事業者所有地 4.8ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

※平成 23 年度、(仮称)山ノ内宮下小路 2 号緑地の旧開発事業者所有地 0.26ha を鎌倉市土地開発公社が先行取得。

山崎・台峯緑地	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	H30 年度	R 元年度
用地取得面積(m ²)	1,227	36,396	7,568	910	5,359.94

景観重要建造物等と一体となった都市公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 ・公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 ・対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物等です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘の都市公園等としての整備に向けて取り組みます。 ・その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。
取り組みと実績 関係事項	<p>【(仮称)華頂宮公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年10月27日、旧華頂宮邸^{※1}が、「日本の歴史公園100選^{※2}」に選定されました。 ・平成24年3月に旧華頂宮邸活用検討協議会から市長へ提出された『旧華頂宮邸の保全活用に向けて「提言」』を受け、平成25年9月から平成28年3月まで旧華頂宮邸暫定活用運営会議を設置し、保全活用の検討及び実験活用を実施しました。 ・庭園を一般に公開(月・火曜日、年末年始を除く毎日)し、令和元年度は11,090人が来園しました。 ・建物内部は、4月・10月の2回(各2日間)公開し、令和元年度は、3,128人が来園しました。 ・平成30年3月、低未利用となっている公的不動産の利活用に関する基本的な方針を定めた「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、扇湖山荘をシンボルにした旧邸宅のネットワーク化も視野に入れ、鎌倉の歴史的な文化遺産(文化財、別荘文化等)として、民間との協働による利活用を目指すこととしました。 <p>【(仮称)扇湖山荘公園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月、扇湖山荘^{※1}及び建築物と一体となった庭園等の土地の寄附を受納しました。 ・平成23年6月から平成27年3月まで、(仮称)扇湖山荘整備活用検討会を設置し、整備活用及び暫定利用の検討を行いました。 ・庭園の維持管理について、鎌倉造園界から協力の申出があり、平成24年1月、市と鎌倉造園界で維持管理の協定を締結しました。 ・平成27年8月、今後も継続的に扇湖山荘の公開及び利用を実施するために「扇湖山荘公開等運営会議」を設置しました。 ・平成27年度、扇湖山荘庭園防災工事事業を、鎌倉市歴史的風致維持向上計画において、重点区域における歴史的建造物の保存活用に関する事業に位置づけました(事業期間は平成28～36年度)。 ・平成29年1月23日、鎌倉市景観重要建造物等保全基金条例に基づき、扇湖山荘を「その他本市の都市景観の形成に重要な役割を果たしていると認められる建造物」に認定しました。 ・平成30年3月、「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」を策定し、扇湖山荘の利活用に向けた基本方針を、自然環境を生かした歴史・文化を継承する利活用(市民への開放を含む)と旧邸宅群の一つのシンボルとして先導的な活用(企業誘致や宿泊施設など)と決めました。利活用にあたっては、低未利用となっているそれぞれの検討状況を踏まえつつ、扇湖山荘をシンボルにした旧邸宅のネットワーク化も視野に入れ、鎌倉の歴史的な文化遺産(文化財、別荘文化等)として、民間との協働による利活用を目指すこととしました。

取り組み
と実績
関係事項

【(仮称)扇湖山荘公園】

- ・例年は11月と3月に庭園を市民に公開していますが、令和元年度は台風被害のため、庭園の公開は実施しませんでした。



平成30年に庭園を市民に公開した扇湖山荘の茶室

【(仮称)明月荘公園】

- ・平成20年9月、明月荘^{※1}及びその敷地の現状を踏まえた将来の保存・活用等について、関係する行政機関で、検討を行いました(平成24年度までに7回開催)。
- ・平成25年4月に、県と神奈川まちづかい塾が協働で明月荘の保全管理を行う「北鎌倉明月荘県民協働事業協定」が締結されました。
- ・平成25～26年度、北鎌倉明月荘県民協働事業協定に基づく神奈川まちづかい塾主催のイベントを後援しました。
- ・平成27年3月22日、木造平屋の母屋と茶室2棟が火災により全焼しました。
- ・平成27年度、県は、神奈川まちづかい塾との北鎌倉明月荘県民協働事業協定を終了し、今後、他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることを決定しました。
- ・県の方針を受け、都市計画公園候補地としての位置づけを見直すことについて、鎌倉市緑政審議会の意見を聴きながら判断することとしています。

【旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)】

- ・平成22年4月、鎌倉市川喜多映画記念館が開館しました。
- ・平成22年9月、旧川喜多邸別邸(旧和辻邸)を、景観重要建造物に指定しました。
- ・別の位置付けを持つ公共施設として整備・公開されたことをもって、平成23年9月、緑の基本計画改訂により、都市公園候補地から除外しました。

※1 旧華頂宮邸、扇湖山荘、明月荘は、緑の基本計画で風致公園の候補地内にあります。

※2 日本の歴史公園100選は、都市公園法の施行50周年を記念して、「都市公園法施行50周年等記念事業実行委員会」によって選定されたものです。

借地公園	
内容	・土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。
方針	・地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度、材木座たぶのき公園を供用開始しました。 ・平成22年度、梶原六本松公園を供用開始しました。 ・平成25年10月、梶原六本松公園の1,231.32㎡を用地取得しました。 ・平成25年10月、梶原六本松公園の1,231.32㎡を地上権設定契約しました。 ・平成30年12月7日、材木座たぶのき公園にクローバーの種子を蒔きました。

公園施設の長寿命化に係る計画等の作成	
内容	・既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進展に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・改築などの長寿命化対策を計画的に行うものです。
方針	・既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して対策を進めます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度、91公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。 ・平成26年度、13公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成27年度、8公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成28年度、12公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成29年度、7公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成30年度、5公園において遊具の修繕を実施しました。 ・平成30年度、278公園において公園施設長寿命化計画を策定しました。

公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	
内容	・都市公園の管理運営の改善と改革を目的として、公園施設の設置や管理への地域住民の参画などのニーズの高まりを踏まえ、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO法人・中間法人等を広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備する公園についても活用を検討します。 ・指定管理者制度による公園管理を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から指定管理者制度を導入しています。 ・鎌倉海浜公園坂ノ下地区にホテル及びレストハウスを設置許可しています。 ・平成21～25年度、笛田公園の指定管理者に三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社を、その他の都市公園の指定管理者に鎌倉市公園協会を選定しました。 ・平成26～30年度、笛田公園の指定管理者に三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社を、その他の都市公園の指定管理者に鎌倉市公園協会を選定しました。 ・平成27年3月25日、認定NPO法人鎌倉広町の森市民の会と市で管理に関する「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定」を締結しました。 ・鎌倉広町緑地は、開園後は指定管理者制度を導入し、平成28年度から30年度まで「鎌倉広町パートナーズ(共同事業帯代表団体:特定NPO法人鎌倉広町の森市民の会、協働事業体構成団体(公財)鎌倉市公園協会)」が維持管理を行うこととしました。 ・平成30年12月26日、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会の審議の結果、平成31年度から36年度までの指定管理者として、笛田公園は三菱電機ライフサービス株式会社湘南支社、その他の都市公園は鎌倉市公園協会、鎌倉広町緑地は鎌倉広町パートナーズを指定しました。

(8) その他のオープンスペースの確保

まちづくり空地の整備						
内容	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行おうとするときは、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。					
方針	・まちづくり空地の設置を誘導します。					
取り組みと実績	【令和元年度】 ・新たに次の位置に整備しました。					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置した位置</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小町一丁目 319 番 1 ほか 4 筆</td> <td>90.455</td> </tr> <tr> <td>大船一丁目 316 番 81 ほか 1 筆</td> <td>3.37</td> </tr> </tbody> </table>	設置した位置	面積 (㎡)	小町一丁目 319 番 1 ほか 4 筆	90.455	大船一丁目 316 番 81 ほか 1 筆
設置した位置	面積 (㎡)					
小町一丁目 319 番 1 ほか 4 筆	90.455					
大船一丁目 316 番 81 ほか 1 筆	3.37					
※まちづくり空地は、基本的に開発事業者(又は土地所有者等)が、歩道状空地として管理するものです。						

	～H12年度	～H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
整備件数(件)	33	19	12	9	8	1	2
累計整備件数(件)	33	52	64	73	81	82	84
整備面積(㎡)	1,252	423	184	120	106	10	94
累計整備面積(㎡)	1,252	1,675	1,859	1,979	2085	2,095	2,189

※商業系地域以外での歩道状空地の整備を含めた実績です。

遊歩道等の整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能をもたせます。 ・既設ハイキングコースに加え丘陵地や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・河川周辺のプロムナード化の推進等既設のハイキングコースに加え都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源とのつながりを考慮した遊歩道等の整備・充実を図ります。 ・都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月30日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第11回さくら祭り」を開催しました。(場所：岩瀬こい公園) ・令和元年10月9日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、令和2年3月9日、6本の枯れ枝等の伐採処分を行いました。 ・令和元年9月30日、市道027-000号線 常盤863番地 先で既存の歩道の拡幅(45m)を行いました。 ・令和元年12月23日、市道038-000号線浄明寺六丁目2番 先で既存の歩道の段差等の改善(10箇所)を行いました。 ・令和2年3月16日、市道053-000号線 岡本一丁目5番 先で歩行者の円滑な通行の確保(63m)を行いました。 ・令和2年3月27日、県道304号(腰越大船) 台三丁目2番地先外で歩道162mを新設しました。 ・令和2年2月5日～3月31日、令和元年台風第15号及び19号で被害を受けた、葛原岡・大仏ハイキングコースの葛原岡神社～大仏坂間の復旧作業を行いました。

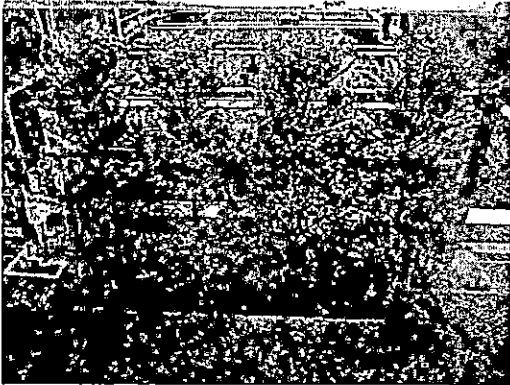
歩道の整備	～12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
路線数	2	8	11	23	5	2	4 (1)
箇所数	70	8	11	190	39	16	22 (10)

※箇所数は段差等の改善を含む。

※〇は観光課実施

(9) 緑の創出に係る法制度

緑化地域	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法に基づき、良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区を中心に、緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進めます。 <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域での敷地面積 300 ㎡以上の建築物を対象とします。 緑化率の最低限度は、近隣商業地域・商業地域が 10%、その他の市街化区域が 20%とします。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 3 月、緑化地域の指定の方針などについて、市ホームページに掲載するとともに、建築行為などをご計画の方に向けたパンフレットを配置し、以降、開発等に際して将来的な指定への協力をお願いしています。 平成 22 年度、緑化地域の候補地、緑化率等の検討資料を作成することを目的に、指定の取り組みに必要な地域の建築動向、建築緑化の現状等の基礎的な調査を行いました。 平成 23 年 11 月、緑化地域を指定している、または指定をめざす自治体により、(仮称)緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、取り組みの状況等について、鎌倉市から報告を行いました。(同会による議決を経て、「緑化地域連絡会」が発足し、鎌倉市も同会に参画しています。) 平成 24 年 11 月、緑化地域連絡会が横浜市で開催され、指定に向けた課題等について、鎌倉市から報告を行いました。 平成 25 年 11 月、緑化地域連絡会が東京都世田谷区で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 平成 26 年 11 月、緑化地域連絡会が愛知県豊田市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 平成 28 年 10 月、緑化地域連絡会が名古屋市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。 平成 30 年 11 月、緑化地域制度連絡会が横浜市で開催され、既指定自治体の現状と課題についての報告がありました。なお、当会の規約が変更され、連絡会は 2 年に 1 回開催するものとなりました。

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内容	・風致地区内行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方針	・緑豊かな快適性の高い居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 ・既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 5 月、「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に関連し、樹木選定参考図・樹木の支柱規格参考図を市ホームページに掲載しました。 ・令和元年度、開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました。 ・令和元年度、コインパーキングの設置に伴い 18 件の緑化協議を行いました。  <p>コインパーキング設置に伴い設置された緑化（扇ガ谷）</p>

	～H12年 度	～H17年 度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
開発事業区域内での緑化協議数(件)	321	357	335	395	175	81	87

	H20～22年度	～H27年度	～H29年度	30年度	R元年度
コインパーキング設置に伴う緑化協議数(件)	19	72	48	21	18

市民緑地設置管理計画認定制度	
内容	・民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用するものです。
方針	・緑化重点地区内で、地域の住民団体等からの認定申請に基づき対応します。

○緑化重点地区の設定による事業の展開

<p>緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。</p>	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化地域以外で、都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、緑化に対する住民の意識が高い地区など、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定めて、公共施設等の緑化などの緑化施策を講じるものです。 ※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画により設定するもので、新たな土地利用の規制を行う地区ではありません。 ※将来的な緑化地域指定の重複は妨げないものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「深沢地域国鉄跡地周辺地区」「鎌倉駅周辺地区」「大船駅周辺地区」を緑化重点地区として設定し、まちづくり事業等と連携した取り組みを推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の主な取り組みとその関連事項の内容は次のとおりです。

地区	近年の主な取り組みとその関連事項
鎌倉駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度、鎌倉駅東口駅前広場の交通実態把握、広場整備に向けた基本計画・基本設計の作成を目的とした交通量調査等業務委託を行いました。 ・令和元年度、かまくら桜の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 ・令和元年度にかまくら桜の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、2,400 株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。 ・令和元年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ 250 本を剪定しました。 ・平成 29 年 12 月、鎌倉駅西口駅前時計台広場の再整備に関する整備方針(案)への意見募集を行いました。 ・平成 30 年 12 月、鎌倉駅西口駅前時計台広場の整備の実施設計を行いました。 ・令和元年 8 月 2 日、鎌倉駅西口駅前時計台広場の工事を開始しました。(令和 2 年 4 月竣工予定) ・平成 30 年 12 月 21 日、鎌倉駅東口駅前広場の再整備工事に係る議会の承認を得て、工事を行っています(令和 2 年度竣工予定)
深沢地域国鉄跡地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 3 月、鎌倉市公的不動産利活用推進方針を策定し、市役所本庁舎の移転先を「深沢地域整備事業用地(行政施設用地)」と決めました。 ・平成 30 年 10 月に「鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会」を設置し、コンセプトの具体化とコンセプトに沿ったまちづくりの実現に向けた検討を開始しました。 ・令和元年 9 月 4 日から 25 日までの期間、民間事業者を対象に、修正土地利用計画(案)の再点検などの結果を踏まえ、まちづくりの実現性についてサウンディング調査(対話)を実施しました。 ・令和元年 11 月、鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会から、平成 28 年度に策定した修正土地利用計画(案)の再点検等を踏まえた答申(先行分)を受け、「深沢地域整備事業の土地利用計画(案)」を確定しました。 ・令和元年 11 月 27 日から 12 月 26 日までの期間、「深沢地域整備事業の土地利用計画(案)」に対するパブリックコメントを実施しました。 ・令和 2 年 3 月、パブリックコメントの結果を基に、「深沢地域整備事業の土地利用計画(案)」を作成しました。 ・令和 2 年 3 月、鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会から、答申を受けました。

大船駅 周辺地区	<p>【鎌倉芸術館周辺地区のまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月30日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第11回さくら祭り」を開催しました。 (場所：岩瀬こい公園) 令和元年10月9日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、令和2年3月9日、6本の枯れ枝等の伐採処分を行いました。
-------------	---

(10) 公共施設の緑化

道路の緑化	
内容	公園、河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。
方針	今後の都市計画道路などの整備にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を行います。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から手広西ガ谷住宅街路で老木化したケヤキをクロガネモチに順次植え替えており、平成29年度は1本実施しました。 令和元年度、かまくら桜の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 令和元年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ250本を剪定しました。 平成31年3月30日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第11回さくら祭り」を開催しました。 (場所：岩瀬こい公園) 令和元年10月9日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、令和2年3月9日、6本の枯れ枝等の伐採処分を行いました。

	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
植栽本数(本)	12,768	40	541	264	3	0	0
	～H22年度	H23～27年度	～H29年度	H30年度	R元年度		
街路樹の路線数(線)	71	71	141	70	70		

河川環境の整備	
内容	・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方針	・鎌倉市が管理する準用河川及び雨水幹線などの親水対策について、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・河川環境の改善と合わせて歩行空間の確保、改善を図るため、砂押川プロムナード(第2期区間)の整備の検討を行いました。 【砂押川桜保全再生の取り組み(計画の策定と実施)】 (内容) ・昭和11年、松竹大船撮影所が大船に移転したことを記念して植えられた桜並木を保全再生するため、市と住民、関係者が協力し、既存樹木の再生治療や維持管理を行おうとするものです。 (方針) ・「砂押川桜保全再生計画」に基づき市と住民、関係者が協働して保全再生、管理を行います。 ・平成31年3月30日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第11回さくら祭り」を開催しました。(場所：岩瀬こい公園) ・令和元年10月9日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、令和2年3月9日、6本の枯れ枝等の伐採処分を行いました。 【その他】 ・鎌倉市緑化推進専門委員による調査では、柏尾川では絶滅危惧Ⅱ類であるミズキンバイの分布拡大が見られています。 ・下水道の普及率向上と生態系に配慮した河川の維持管理によって、滑川水系や神戸川水系において、ハゼの仲間やアユ等の魚類が増えたことが確認されています。 ・市内の緑地等において特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物であるオオフサモ、アゾラ・クリスタータなどが確認されています。 ・滑川下流(延命寺橋～閻魔橋)において、10年以上見られなくなっていたイタチの足跡が確認されました。(餌資源が競合するアライグマ防除の効果と考えられます。)

公共建物等の緑化	
内容	・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地、都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方針	・全ての公共建物敷地等を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による市街地の緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。
取り組みと実績	【令和元年度】 ・実績なし

公共建物緑化	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
植栽本数(本)	2,679	61	1,583	91	5,147	—	—

※平成20～21、23、24年度は樹木の植栽の実績がありません。

鎌倉山桜並木保存計画	
内容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病害虫の防除、支障木の枝切等の管理行為を行うものです。
方針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行います。
取り組みと実績	・鎌倉山桜並木調査を平成6年度に実施し、それに基づき、引き続き天狗巣病枝含む枝下ろし等の管理行為を行っています。 ・平成25年3月、地域住民の手により、ヤマザクラ(34本)が各々の敷地内に植栽されました。 ・令和2年3月25日、ヤマザクラの古損枝処理(枝落し)34本を行いました。

	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
実施(本)	133	592	290	29	34	34
実施内容	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等	天狗巣病枝含む枝下ろし等

(11) 市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが住宅・店舗・商業ビル・事務所・駐車場等の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。 ・市民の緑化活動に対する助成については、生け垣の設置に限定せず、接道部へ的高木植栽等についても補助の対象としています。 ・緑化にあたっては、市が土地利用や立地条件等に応じた緑化指導を行っています。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援(補助率1/2)します。 ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区及び鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を2/3としています。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年6月30日までは、「いげき設置奨励事業」、その後「まち並みのみどりの奨励事業」とし、接道部へ的高木植栽等についても助成の対象とするなど制度を充実させました。 ・鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱を平成19年3月27日付で一部改正し、補助対象を「駐車場の接道部を緑化する者」にまで拡大して制度を充実させました。 ・平成22年度まで、神奈川県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金(15件519,000円:累計)を得て事業を執行しました。 ・平成29年4月、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットを改定し、危険ブロック塀等補助金との連携、予算の範囲内で申請を受付ける旨等について追記等しました。 ・平成30年5月2日、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱(以下「市補助金要綱」という。)が改正となり、新たに法令遵守の条文が追加となったことから、「鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱」一部を改正しました。 ・平成30年度、所有者が良好な管理を行うにあたり、生け垣の特性により成長速度、管理が異なることについて周知を図るため、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットに樹種の紹介として記載している樹木表の成長欄について現行の2段階から3段階表示に細分化して示すとともに、「緑化の内容」説明項目に樹木の成長を考慮した配置及び管理に関する注意を追記する方針をたてました。 ・令和元年度、10件の接道緑化を助成し、そのうち補助率が2/3となる接道緑化の補助件数は2件でした(危険ブロック塀対策事業補助金の交付決定を受けて1年以内にこれに替わる緑化をしたためが1件、自主まちづくり計画策定地区のためが1件)。 ・令和元年度までに助成した、接道緑化の総延長は、24,975.7mです。 ・令和2年2月7日、(公社)神奈川県宅地建物取引業協会 鎌倉支部 支部講習会で、事業の説明を行いました。

	H12年度	H17年度	~H22年度	~H27年度	~H29年度	H30年度	R元年度
補助金交付件数(件)	49	31	130	71	29	13	10
植栽延長(m)	699.5	369.7	1,579.9	837	303.8	181.35	99.7
植栽本数(本)	1,930	927	4,216	2,230	863	455	276

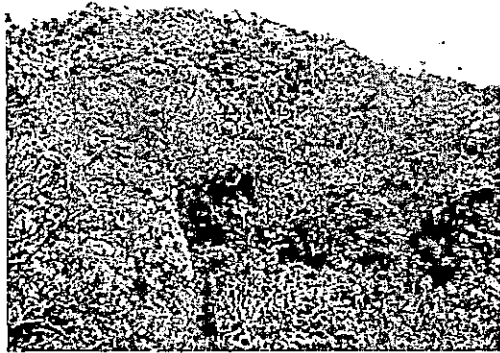
自主まちづくり計画策定地区等での緑化	
内容	・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などでの緑化を誘導するものです。
方針	・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。 ・都市緑地法による緑地協定区域、都市計画法による地区計画が定められた区域、景観法による景観協定区域、鎌倉市まちづくり条例による自主まちづくり計画策定地区、鎌倉市都市景観条例による景観形成地区内で緑化の取り決めがある場合は、接道緑化に対する補助率を2/3としています。
取り組みと実績	・景観形成地区の内3地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行っています。 ・鎌倉山地区(自主まちづくり計画策定地区)で、鎌倉山桜並木保存計画に基づく桜並木の管理行為を行っています。 ・平成29年2月、大平山地区で緑化に関する方針を定めた地区計画を指定しました。 ・平成31年2月6日、大平山地区の範囲を拡大、大平山丸山地区地区計画に名称を改め、緑化に関する方針を定めた地区計画を指定しました。

緑化に関する地区計画が定められた区域(接道緑化の補助率2/3)				
	地区計画名	都市計画決定年月日	面積	備考
1	十二所積善地区	平成4年12月15日	2.7ha	
2	大町六丁目地区	平成9年4月28日	0.4ha	
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成13年8月13日	11.2ha	
4	台亀井地区	平成15年4月25日	3.3ha	
5	大船高野地区	平成15年12月24日	1.9ha	
6	笛田三丁目地区	平成16年12月16日	0.7ha	
7	十二所積善第2地区	平成24年2月20日	0.3ha	
8	腰越五丁目地区	平成26年7月31日	0.8ha	
9	大平山丸山地区	平成31年2月6日	33.6ha	

景観形成地区(接道緑化の補助率2/3)			
	地区名	地区指定年月日	備考
1	由比ガ浜通り(下馬～六地蔵)地区	平成10年7月10日	※1、3、4の計3地区は、景観法に基づく景観計画の特定地区の位置付けを行いました。(H19.1.1)
2	浄明寺胡桃ヶ谷地区	平成11年1月11日	
3	鎌倉芸術館周辺地区	平成14年4月15日	
4	由比ガ浜中央地区	平成17年1月28日	

緑化に関する記載がある自主まちづくり計画策定地区(接道緑化の補助率2/3)			
	まちづくり市民団体名	計画提案年月日	
1	大町二丁目の環境を考える会	平成9年3月5日	
2	長谷二丁目街づくり協議会	平成11年2月23日	
3	鎌倉山町内会	平成12年4月11日	
4	谷際自治会	平成12年9月6日	
5	大町六・七丁目自治会	平成15年8月26日	
6	笹目街づくりの会	平成16年3月9日	
7	西鎌倉山自治会五期地区	平成19年8月3日	
8	花とみどりの由比ガ浜まちづくり会	平成20年10月6日	
9	富士見町町内会	平成21年1月26日	
10	塔之辻まちづくり委員会	平成22年8月25日	
11	緑と海風、由比ガ浜まちづくりの会	平成22年11月19日	
12	梶原山町内会まちづくり委員会	平成24年3月26日	
13	鎌倉宇都宮辻子幕府跡周辺地区のまちづくりの会	平成30年11月22日	

地域提案型の公共施設の緑化	
内容	・さまざまなまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。
方針	・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度、財団法人三菱UFJ環境財団により、野村総合研究所跡地内に50本の樹木(ヤブツバキ42本、アーモンド8本)が植栽されました。 ・平成20～21年度、玉縄桜をひろめる会により、玉縄桜の苗木が、JR大船駅西口前の県道阿久和・鎌倉線に植栽されました。(その他にも、同会により市内に玉縄桜が植栽されています。合計44本。) ※玉縄桜：県立フラワーセンター大船植物園で「染井吉野」実生から選別育成し、平成2年に種苗登録された早咲きのサクラです。気温の低い時期に開花するので鑑賞期間が長いのが特徴です。 ・令和元年度、かまくら桜の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。 ・令和元年度にかまくら桜の会によって若宮大路に植栽された花苗の内、2,400株が神奈川県藤沢土木事務所から提供されたものです。 ・令和元年度、神奈川県藤沢土木事務所が街路樹剪定士に委託し、若宮大路のマツ250本を剪定しました。 ・令和元年度、鎌倉駅西口駅前広場整備工事において、鎌倉同人会から鎌倉桜「桐ヶ谷」の寄贈を受け、広場内に植えつけを行いました。

オープン・ガーデンの支援(検討)	
内容	・緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方針	・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・笹目町や大町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。 ・平成26～令和元年度、オープン・ガーデンの実施主の1名が参加費の一部を鎌倉風致保存会へ寄附しています。  <p>個人宅で実施されているオープン・ガーデン</p>

(12) 緑化推進団体等の育成と連携

トラスト運動との連携	
内容	・鎌倉風致保存会などとの連携による緑地保全を進めるものです。
方針	・トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉風致保存会への助成及び風致保存基金積立金の寄附を行っています。 ・鎌倉風致保存会による樹林管理のボランティア活動が実施されています。 ・鎌倉風致保存会等と連携して、鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で、「鎌倉市緑化まつり」を開催しています。(令和元年度までに31回開催) ・平成9～26年度、鎌倉風致保存会と連携して「みどりの環境感謝の日」として緑地管理作業等を継続して実施しました。 ・平成27～令和元年度、鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に「かまくら里山フェスタ」を開催しました。(令和元年度は雨天中止) ・平成30年2月24日、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーと鎌倉風致保存会が協働で(仮称)常盤山緑地で緑地管理作業を行いました。 ・県が、トラスト緑地として、鎌倉坂ノ下緑地(2.35ha)、鎌倉今泉緑地(0.31ha)を保全管理しています。 ・鎌倉風致保存会がトラスト緑地として取得したことにより、御谷緑地(1.57ha)、笹目緑地(1.18ha)、十二所果樹園(5.04ha)、坂井家住宅緑地(0.32ha)が保全されています。 <p>【平成15年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年12月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で鎌倉広町緑地の一部(15.96ha)を保全のために買い入れました。 <p>【平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年1月、鎌倉風致保存会が、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域内の十二所果樹園(5.04ha)を、緑地保全のために取得して整備しました。 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年1月、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね3年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年2月、かながわトラストみどり基金により土地の買い入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地が、同基金により平成22年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 <p>【平成22年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地の一部(1,227㎡)を保全のために買い入れました。 <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月、(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地が、かながわトラストみどり基金による「今後、概ね3年間に買い入れ、保全していく緑地の候補地」に選定されました。 ・平成24年3月、かながわトラストみどり基金により土地の買い入れを希望していた(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地が、同基金により平成24年度に買い入れ、保全していく緑地に決定しました。 ・平成24年3月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地(都市緑地候補地)の土地の一部(3,747㎡)を保全のために買い入れました。

【平成 24 年度】

- ・平成 25 年 3 月、かながわトラストみどり基金により、県市共同で(仮称)山崎・台峯緑地の土地 277 ㎡を、保全のために買い入れました。

【平成 25 年度】

- ・平成 25 年 4 月、鎌倉風致保存会が、遺贈により扇ガ谷の歴史的風土保存区域内の土地 2,611 ㎡と建物 116 ㎡を取得し、会の事務所として使用しながら、将来の一般公開を目指して庭園の整備を進めています。

【平成 27 年度】

- ・平成 27 年 4 月、鎌倉風致保存会が、寄附により扇ガ谷の歴史的風土保存区域内の土地 578 ㎡を追加取得し、将来の一般公開を目指して建物の修繕や庭園の整備を進めています。
- ・平成 27 年 11 月、鎌倉風致保存会が、(公財)都市緑化機構が実施している第 35 回緑の都市賞で「都市緑化機構会長賞」を受賞しました。

【平成 28 年度】

- ・平成 28 年度、鎌倉風致保存会が「鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会」に参画し、市と連携して記念事業を実行しました。
- ・平成 28 年 11 月、緑化まつりの一環として、鎌倉風致保存会が「みどりの環境感謝の日」に小学生を対象に行った古都・緑の普及啓発イベント「かまくら里山フェスタ」(鎌倉風致保存会・鎌倉市古都保存法 50 周年記念事業実行委員会共催)に鎌倉市緑化まつり実行委員会が出展しました。
- ・平成 28 年 6 月、鎌倉風致保存会が美し国づくり景観大賞・特別賞(NPO 法人美し国づくり協会主催)を受賞しました。
- ・平成 28 年 10 月、鎌倉風致保存会が平成 28 年度都市緑化及び公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者 国土交通大臣表彰を受賞しました。

【平成 29 年度】

- ・平成 29 年 10 月 5 日、かまくら桜の会が鎌倉歴史文化交流館へ桐ヶ谷桜を 2 本植樹しました(かながわトラストみどり財団「平成 29 年度ふれあい緑化事業」の実施による)。
- ・かながわトラストみどり財団の助成対象事業として実施し、同財団の「緑地等保全事業の助成に関する要綱」に基づき、緑地保全契約締結と保存樹木の指定に対して、461,000 円の助成を得ています。

【平成 30 年度】

- ・かながわトラストみどり財団が、「地域緑化活動助成事業」の実施要領を制定し、市内のみどりの実践団体に対しても周知を図りました。

【令和元年度】

- ・かながわトラストみどり財団が、市内のみどりの実践団体に「地域緑化活動助成事業」の対象として活動支援しました。
- ・かながわトラストみどり財団では、県内のみどりを後世に伝え、守っていくために、その一環として、新たな令和の時代に魅力あるかながわのみどりや森林におけるパワースポット 10 箇所、癒やしスポット 26 箇所を選定し、それらを巡ることにより、新たなみどりを発見する「フォトラリー」を実施しています。市内では、パワースポットに六国見山、癒やしスポットに鎌倉広町緑地が選定されています。
- ・鎌倉風致保存会が所有する国登録有形文化財(建造物)「坂井家住宅洋館」の老朽化が進んだ屋根と外壁について、文化庁所管の文化資源活用事業費補助金(観光拠点整備事業)、及び神奈川県と鎌倉市の補助金を活用し、文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業として、修繕を行いました。建物の美観が向上したことから、法令の範囲内で建物及び庭園の活用を進めます。

	～H12年度 ※	～H17年 度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
風致保存基金積立金及び運営補助金(千円)	218,670	106,961	176,645	59,610	23,028	12,398	16,239

※平成8年度から平成12年度までの累計数値です。

	H17年度※1	～H22年度	H23～26 年度※2	～H30年度	R元年度
みどりの環境感謝の日参加人数(人)	68	377	165	鎌倉風致保存会がかまくら里山フェスタ※3を実施	-

※1 17年度は史跡永福寺跡のみの参加人数。※2 平成24年度は雨天中止。※3 下表参照。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
かまくら里山フェスタ参加人数(人)	215	276	雨天中止	353	雨天中止

II 計画推進の取り組みと実績
2. 制度・事業別の取り組みと実績


年度	実施箇所	実施主体	
ふれあい緑化事業※	H26 鎌倉中央公園	鎌倉市公園協会	
	天園ハイキングコース	市	
	H27 砂押川プロムナード	鎌倉宮	砂押川プロムナード桜愛護会
		本覚寺	かまくら桜の会
	H28 鎌倉歴史文化交流館	かまくら桜の会	
	H29	-	-
H30	-	-	
R元	-	-	

※かながわトラストみどり財団による支援事業

年月日	みどりの実践団体	活動実績
令和元年6月1日 ～2年3月31日	鎌倉常盤山の会	鎌倉常盤山一帯の山桜等を保全するために竹林整備、散策路の点検整備、台風被害の枯枝等の整理に延べ135人が参加し実施しました。
令和元年4月1日 ～元年12月21日	北鎌倉湧水ネットワーク	六国見山に山桜の苗木80本を野ウサギの食害から守る防護ネットを施し植樹しました。その中で台風による大量の倒木処理が未だに残り、植樹場所の確保に向けて取り組み、延べ305人が参加しました。
令和元年10月10日 ～2年3月21日	玉縄城址まちづくり会議	高齢化等により活動参加者の減少傾向に対し、緑地保全の理解者や次世代の活動者を玉縄城址環境インストラクターとして育成するための講座を6回開講し、延べ70人が参加しました。
令和元年11月15日 ～元年11月30日	かまくら桜の会	梶原の葛原岡神社山内が台風により荒れているため、復旧状況により植え直しを前提に桐ヶ谷桜の苗木20本を仮植えました。また、昨年まで植えた桜の周辺等の除草や手入れを延べ30人により実施しました。

※かながわトラストみどり財団による支援事業

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
かながわトラストみどり財団助成金(千円)	1,346	1,002	133	247	461	572
R元年度						
かながわトラストみどり財団助成金(千円)	912					

緑のレンジャー					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・確保した緑地の維持管理に対し、市民が適正な役割を担える仕組みをつくるため、連携の推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャー(シニア)を育成します。 ・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。 				
概要	<table border="1"> <tr> <td>ジュニア レンジャー</td> <td>小学校4・5年生を対象に、毎月第2土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。</td> </tr> <tr> <td>シニア レンジャー</td> <td>市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者を対象に、1年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。</td> </tr> </table>	ジュニア レンジャー	小学校4・5年生を対象に、毎月第2土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。	シニア レンジャー	市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者を対象に、1年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。
ジュニア レンジャー	小学校4・5年生を対象に、毎月第2土曜日を活動日として、指導員の指導による自然観察や体験作業などを行うとともに、公園緑地の施設点検、清掃活動及び一般利用者に対する啓発活動を行います。				
シニア レンジャー	市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者を対象に、1年間にわたり市民の手による公園緑地の保全管理をするための学習や、下草刈や間伐等の体験活動を行います。				
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。 ・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。 ・地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑のレンジャーを中心とした地域住民が適正な役割を担います。 ・子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し、自然観察や各種体験講座を実施します。 				
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成20年度から公的な緑化推進団体への委託により運営しており平成20～令和元年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・緑のレンジャー(ジュニア、シニア)に、令和元年度は52名(延べ371名)が参加しました。 ・延べ396名(NPO法人鎌倉みどりのレンジャー会員数71名)が自主活動(計19回)に参加しました。 ・平成27年4月、緑のレンジャー(シニア)のOB・OGから成る自主活動グループが、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーとして県に認証され、平成27年5月、設立総会が開かれました。 ・平成29年6月、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーが、長期にわたり緑地の保全事業を行ってきたことに対し、第28回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。 ・平成30年2月、鎌倉風致保存会及びNPO法人鎌倉みどりのレンジャーが協働で緑地管理作業等を(仮称)常盤山緑地で行いました。 ・寺分一丁目特別緑地保全地区内のアジサイの名所となっている土地で、アジサイ等の管理を行っています。 ・令和2年1月18日、みどり課長が「緑のレンジャー・シニア」講座最終講義で、緑のボランティア活動への支援メッセージを送りました。 				
	 <p>緑のレンジャー(シニア)による活動</p>				

取り組み と実績	・令和元年度「緑のレンジャー(ジュニア)」の活動内容		
	回	内容	活動場所
	1	春の生きもの観察	鎌倉中央公園
	2	緑地のパトロールと里山の生きもの	鎌倉広町緑地
	3	川を調べてみよう!	散在ガ池森林公園
	4	池のタニシを数えよう!	鎌倉中央公園
	5	ビーチ・コーミングと海岸植物の観察	由比ヶ浜海岸
	6	木の実・草の実をさがそう!	鎌倉中央公園
	7	野鳥の巣箱づくり	鎌倉中央公園
	8	野鳥の巣箱のかけかえ	鎌倉文学館
	9	森の手入れを体験しよう!	源氏山公園
	10	公園のパトロール&野鳥と樹木を調べてみよう!	散在ガ池森林公園
	11	早春の里山とカエルの卵	鎌倉中央公園 ※新型コロナウイルス対策のため、中止
	・令和元年度「緑のレンジャー(シニア)」の活動内容		
	回	内容	活動場所
	1	講義「自然のしくみ」	鎌倉中央公園
	2	講義「森林のはたらき」	鎌倉中央公園
	3	緑の作業「道具の使い方」	鎌倉中央公園
	4	講義実習「身近な庭木の手入れ」	鎌倉中央公園
	5	講義実習「救命講習会」	大船消防署
	6	公園・緑地の巡回	散在ガ池森林公園
	7	緑の作業「枝払い・間伐」	散在ガ池森林公園
	8	緑の作業「造園のプロに学ぶ」	源氏山公園
9	緑の作業「公園管理作業」	鎌倉中央公園	
10	緑の作業「OB・OGとの協働」	源氏山公園	
11	講義「まとめ」	鎌倉中央公園	



緑のレンジャー(ジュニア)の修了式

※令和元年度の修了式は新型コロナウイルス感染防止対策のため書面開催となりました。

	～H12年度	H17年度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
ジュニア参加者(人)	216	33	127	184	96	37	35
シニア参加者(人)	119	29	57	81	37	19	17
自主活動延参加者(延人)	876	493	1,620	1,664	764	365	396

・シニアレンジャーの事業は平成8年度から実施しています。

公園愛護会・街路樹愛護会	
内容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱」「鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱」に基づいて、身近な街区公園の愛護活動、街路樹の保護、育成等の活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方針	・公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施します。 ・街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施するとともに、街路樹等に対する愛護思想の普及に努めます。
取り組みと実績	・令和元年度末現在、公園愛護会として 89 団体が、街路樹愛護会として 21 団体が登録しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。 ・令和元年度、鎌倉市公園協会により、公園愛護会・街路樹愛護会を対象とした連絡会を 2 回開催し、延べ 77 団体が参加しました。 ・平成 31 年 3 月 30 日、砂押川プロムナード桜愛護会が「第 11 回さくら祭り」を開催しました。(場所：岩瀬こい公園) ・令和元年 10 月 9 日、砂押川プロムナード桜愛護会と協働で、砂押川沿いの桜の現況調査を実施し、樹勢回復治療・土壌改良が必要な桜の選定並びにその優先順位を決定し、令和 2 年 3 月 9 日、6 本の枯れ枝等の伐採処分を行いました。

	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
公園愛護会の参画する公園数	128	153	153	153	155	156
街路樹愛護会の参画する路線数	27	37	38	38	37	37
	R元年度					
公園愛護会の参画する公園数	157					
街路樹愛護会の参画する路線数	37					

市民緑地愛護会	
内容	・町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などが、「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」に基づき、身近な市民緑地の愛護活動を行うための団体を育成するものです。
方針	・設置した市民緑地について、市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施します。
取り組みと実績	・平成 19 年 10 月 23 日開催の第 40 回鎌倉市緑政審議会に、市民緑地契約の締結の施策方針案を報告しました。 ・平成 21 年 3 月 30 日に「鎌倉市市民緑地設置要綱」及び「鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱」を制定しました。 ・平成 24 年 4 月、植木 1 号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立されました。 ・平成 30 年 5 月、玉縄城緑地愛護会が、第 29 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。

市民緑地愛護会名称	設立	会員数(平成 30 年度末現在)	対象とする市民緑地	備考
玉縄城緑地愛護会	平成 24 年度	26 名	植木 1 号市民緑地	

緑地保全・緑化推進法人	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体以外の NPO 法人やまちづくり会社などの団体が緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)として緑地の保全や緑化の推進を行うものです。 ・民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な緑化推進団体である緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)の育成を図ります。

○緑化推進団体の育成による事業の展開

公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、民間の緑化推進団体を育成し、連携の推進を図り、施策の進展に応じ、地域共有の緑を愛護していく団体としての体系化を検討するものです。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市公園協会、鎌倉風致保存会などの組織の充実を図り、公的な緑化推進団体を育成するものです。 ・連携の推進の一環として、樹林地や身近な都市公園、街路樹などを地域住民が自発的に維持管理している「公園愛護会」、「街路樹愛護会」などの民間の緑化推進団体の育成・連携を図るものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公的な緑化推進団体の充実を図るとともに、地域の緑化推進団体の育成・連携を推進します。 ・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会、緑のレンジャー、(仮称)緑地愛護会等については、地域共有の緑を愛護していく団体との連携施策の一環として体系化を図る方向性を検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年度から、「緑の学校」等の緑化啓発に関する業務を、公的な緑化推進団体に委託することとし、平成 20～30 年度及び令和元年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・鎌倉市及び鎌倉市緑化まつり実行委員会の共催で「鎌倉市緑化まつり」を開催しています。(令和元年度までに 31 回開催) ・平成 28 年 8 月、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を出展するための協定書を同団体と締結しました。 ・平成 28～29 年度、第 33 回全国都市緑化よこはまフェアに、鎌倉造園界と協働で自治体出展花壇を横浜公園に出展しました(出展期間：平成 29 年 3 月 25 日～6 月 4 日(72 日間))。 ・市が所有する緑地の維持管理・整備にボランティア活動として取り組んでいる地域の方々の活動を支援するため、市がボランティア保険に加入しています。 ・毎年秋に鎌倉広町緑地で、「広町 5 つの会」を中心として成立した収穫祭実行委員会の主催による収穫祭を行っています。

令和元年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

- ・鎌倉中央公園で田畑の保全を目的とした農作業体験事業を79回開催し、延べ696人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で「雑木林体験事業」を18回開催し、延べ127人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で綿の種まきなどの「農芸体験事業」を7回開催し、延べ27人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で野鳥観察などの「生態系保全体験事業」を14回開催し、延べ142人が参加しました。
 - ・鎌倉中央公園で「植物育成体験事業」を2回開催し、延べ9人が参加しました。
 - ・平成31年4月29日、「わくわく花フェスタ」が鎌倉中央公園で開催され、約4,000人が来場しました。
 - ・平成31年4月26日～5月6日、鎌倉中央公園でこいのぼりを飾りました。
 - ・令和元年7月27日～29日、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催され、約300人が来場しました。
 - ・令和元年7月27日、「運動教室(太極拳)」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、雨天のため中止となりました。
 - ・令和元年7月27日、「小盆栽の展示・即売会」を鎌倉中央公園で開催予定でしたが、雨天のため中止となりました。
 - ・令和元年10月27日、「鎌倉中央公園フェスティバル」を「第31回鎌倉市緑化まつり」と同時開催で鎌倉中央公園にて開催され、約2,400人が来場しました。
 - ・令和元年5、7、11月、鎌倉中央公園で「お茶席」が6日間開催され、延べ290人が来場しました。
 - ・令和元年12月1日～12月26日、クリスマスツリーの飾付け展示を行いました。
 - ・令和元年12月13日～令和2年1月8日、門松の飾付け設置を行いました。
 - ・令和2年1月12日、「春の七草粥とどんど焼き」が鎌倉中央公園で開催され、約600人が来場しました。
- ※各種講習会については82ページに掲載しています。
- ・鎌倉市のグリーンバンク制度は廃止し、鎌倉市公園協会の自主事業としてグリーンバンク制度を運営しています。

令和元年度に実施した鎌倉風致保存会による関連事業

- ・緑地保全事業及び普及啓発活動事業として、十二所果樹園、御谷山林、史跡及び寺社所有緑地等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を22回実施しました(参加者数603名)。
 - ・緑地保存のため平成18年1月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成20年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。
 - ・建造物等保存事業として、昭和58年に保存会が保存建造物に指定し、平成21年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成し、春・秋各1日間茶亭を一般公開(入場者数806人)して保存会活動の普及・啓発を行いました。
 - ・普及啓発事業として、市立中学校7校の3年生を対象に、緑地管理等のボランティア体験学習を計画し、3校343人の生徒が参加しました。
 - ・令和元年11月23日に御谷緑地において開催を予定していた「かまくら里山フェスタ」は雨のため中止となりました。
 - ・その他、体験学習・研修会の受け入れや、展示会の開催、各種普及啓発イベントの実施、ハイキングコースのパトロール、会員会報の発行などを実施しています。
 - ・鎌倉風致保存会の会員数は、令和2年3月末で363人です。
- ※鎌倉風致保存会は、平成23年4月1日付で公益財団法人となり、平成24年2月16日付で税額控除団体となっています。

	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
鎌倉風致保存会会員数(人)	581	457	404	397	384	382
	R元年度					
鎌倉風致保存会会員数(人)	363					

(13) 古都鎌倉の緑の知識の普及

緑の学校等講習会																																		
内容	・緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑に係る講習会、樹木の剪定講習会などを開催するものです。																																	
方針	・市民ボランティアの技術の向上に向けた各種講習会の充実に努めます。 ・緑の学校・緑のレンジャーの受講修了者等を対象に緑に係る講習会を実施し、地域住民の自発的な緑化活動の中心となる緑化指導者を育成します。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。																																	
取り組みと実績	<p>【緑の学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の学校の受講修了者等に対する講習会の開催や、緑のレンジャーの自主活動との連携を通じて、地域緑化指導者の育成を図っています。 ・緑の学校や緑のレンジャーは、平成20年度から民間への委託により運営されており、平成20年度～令和元年度は鎌倉市公園協会に委託しました。 ・平成23年度から、湯浅浩史氏(元東京農業大学教授・一般財団法人進化生物学研究所 理事長兼所長)を講師として招き、年3回の講義を担当していただいています。(第1回、第3回、第8回) ・令和元年度の受講者数は36人、延べ受講者266人となりました。 ・令和元年度「緑の学校」の講座内容(36名 延べ266名) <table border="1"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>講座名</th> <th>活動場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>講義「鎌倉のサクラ」</td> <td>鎌倉中央公園</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自然観察会「新緑を楽しむ」</td> <td>鎌倉市役所～佐助稲荷～源氏山公園～巽神社</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>講義「緑との共生」</td> <td>鎌倉中央公園</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>自然観察会「海辺を歩く」</td> <td>稲村ガ崎東側～西側海岸崖下～稲村ガ崎岬</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>講義「緑の現状」</td> <td>鎌倉中央公園</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自然観察会「初秋の鎌倉広町緑地」</td> <td>鎌倉広町緑地</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>自然観察会「湿地の動植物」</td> <td>鎌倉中央公園</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>自然観察会「源実朝の金槐和歌集の花と緑」</td> <td>鎌倉中央公園</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>講義「ネイチャートレイル鎌倉横浜」</td> <td>横浜自然観察の森</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>自然観察会「鎌倉の紅葉」</td> <td>鎌倉市役所～銭洗弁財天～葛原岡～源氏山公園～巽神社</td> </tr> </tbody> </table>	回	講座名	活動場所	1	講義「鎌倉のサクラ」	鎌倉中央公園	2	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉市役所～佐助稲荷～源氏山公園～巽神社	3	講義「緑との共生」	鎌倉中央公園	4	自然観察会「海辺を歩く」	稲村ガ崎東側～西側海岸崖下～稲村ガ崎岬	5	講義「緑の現状」	鎌倉中央公園	6	自然観察会「初秋の鎌倉広町緑地」	鎌倉広町緑地	7	自然観察会「湿地の動植物」	鎌倉中央公園	8	自然観察会「源実朝の金槐和歌集の花と緑」	鎌倉中央公園	9	講義「ネイチャートレイル鎌倉横浜」	横浜自然観察の森	10	自然観察会「鎌倉の紅葉」	鎌倉市役所～銭洗弁財天～葛原岡～源氏山公園～巽神社
回	講座名	活動場所																																
1	講義「鎌倉のサクラ」	鎌倉中央公園																																
2	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉市役所～佐助稲荷～源氏山公園～巽神社																																
3	講義「緑との共生」	鎌倉中央公園																																
4	自然観察会「海辺を歩く」	稲村ガ崎東側～西側海岸崖下～稲村ガ崎岬																																
5	講義「緑の現状」	鎌倉中央公園																																
6	自然観察会「初秋の鎌倉広町緑地」	鎌倉広町緑地																																
7	自然観察会「湿地の動植物」	鎌倉中央公園																																
8	自然観察会「源実朝の金槐和歌集の花と緑」	鎌倉中央公園																																
9	講義「ネイチャートレイル鎌倉横浜」	横浜自然観察の森																																
10	自然観察会「鎌倉の紅葉」	鎌倉市役所～銭洗弁財天～葛原岡～源氏山公園～巽神社																																



緑の学校自然観察会風景(湿地の動植物)

・緑の学校修了者の会一覧

修了年度	サークル名	修了年度	サークル名
H12年度	かまくら緑の会 2000	H25年度	2013 鎌倉みどりの会
H15年度	2003 みどりの会	H26年度	14 鎌倉みどりの会
H16年度	04 鎌倉ミドリの会	H27年度	15 鎌倉みどりの会
H17年度	鎌倉 05 緑の会	H28年度	16 みどりの会
H19年度	07 みどりの会	H29年度	17 みどりの会
H23年度	みどりの会 2011	H30年度	18 みどりの会
H24年度	2012 緑の会	R元年度	かまくら緑の会 2019

【その他】

- ・令和元年 5月 30日、緑のカーテン栽培講座を開催し、50名にゴーヤの苗(各8株)を無料配布しました。
- ・令和元年 8月 6日、市役所前ビオトープ等や本庁舎周辺にて夏休み子供向け自然観察会を行い、保護者を含め15人が参加しました。



令和元年度夏休み子供向け自然観察会の様子

緑の学校	～H12年度	H17年度	～H22年度	～H27年度	～H29年度	H30年度	R元年度
受講者数 (人)	324	31	95	245	92	48	36
延受講者数 (人)	2,904	245	617	1,688	637	282	258
修了者等講習 会受講者数 (人)	109	—	61	72	40	21	0

令和元年度に実施した鎌倉市公園協会による関連事業

- ・緑の相談員による「緑のミニ園芸教室」を94回開催し、延べ502人が鎌倉中央公園で参加しました。
- ・ガーデニングの基礎に関する「はじめてのガーデニング講座」を鎌倉中央公園で7回開催し、119人が参加しました。
- ・「花はな育て隊」及び「花はな育て隊・クリスマスローズ部」を鎌倉中央公園で33回開催し、190人が参加しました。
- ・ハーブ園の手入れに関する「ハーブ園請負人」を19回鎌倉中央公園で開催し、144人が参加しました。
- ・園芸に適した土づくりと肥料づくりに関する「雑草と育てる畑づくり土づくり講座」を鎌倉中央公園で8回開催し、124人が参加しました。
- ・樹木の剪定に関する「木を知って木を育てる剪定講座」を鎌倉中央公園で8回開催し89人が参加しました。
- ・樹木づくりに関する「この木なんの樹調査隊」を鎌倉中央公園で9回開催し、55人が参加しました。
- ・鎌倉中央公園内の樹木の剪定を行う「やる樹会」を鎌倉中央公園で18回開催し、103人が参加しました。
- ・野草や樹木、野鳥の「自然観察会」を鎌倉中央公園他で11回開催し、57人が参加しました。
- ・小学生を対象とした体験学習として「こどもエコパーク」を鎌倉中央公園で7回開催し、201人が参加しました。
- ・小学生以下を対象とし、ものづくりの楽しさを体験する「ちびっこチャレンジ(フォトフレームづくり)」を鎌倉中央公園で1回開催し、11人が参加しました。
- ・イベントや各種講座の手伝いを行う公園サポート活動では、登録サポーター191人が、延べ150回の活動を鎌倉中央公園で実施し、延べ1,174人が参加しました。
- ・小学3年生～6年生を対象に、集団自炊と早朝農業体験を通じて自然とふれあい親しむ「子ども里山体験」を鎌倉中央公園で実施し、12人が参加しました。
- ・バレンタインデーに向けて親子で1つのフラワーアレンジメントをつくる講座を開催し、4組8名が参加しました。
- ・「大人向け写真教室」、「子ども向け写真教室」を開催し、それぞれ31人、11人の参加がありました。

園芸教室	H12年度	H17年度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
開催回数(回)	12	17	28	5	0	0	94
延受講者数(人)	379	394	311	360	0	0	502

※鎌倉市公園協会主催。平成20、26～30年度は講習会を開催していません。

緑化窓口の充実	
内 容	・都市緑化の普及を図るため、緑に関する情報の提供等の窓口となる緑の相談所を鎌倉中央公園に設置するほか、市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方 針	・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年 6 月から、鎌倉市公園協会により鎌倉中央公園内に「緑の相談コーナー」を開設し、毎週月・金・土・日・祝祭日(年末年始休み)午前 9 時～午後 4 時(正午～午後 1 時除く)に、樹木相談等に応じています。 ・令和元年度は、182 件の相談に応じました。 ・平成 31 年 4 月 29 日、鎌倉市公園協会による関連事業である「わくわく花フェスタ」で、鎌倉市公園協会が「緑の相談コーナー」を開設し、4 件の相談に応じました。 ・令和元年 10 月 27 日、鎌倉市公園協会による関連事業である「鎌倉中央公園フェスティバル」で、鎌倉市公園協会が「緑の相談コーナー」を開設し、3 件の相談に応じました。

	H12 年度	H17 年度	～H22 年度	～H27 年度	～H29 年度	H30 年度	R 元年度
相談件数(件)	733	1,035	3,982	2,080	464	211	182

学校での環境教育との連携	
内容	・郷土の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子ども達が楽しみながら自然の重要性、しくみ、人々の生活との係わり等を学べるような実践的な環境教育活動を取り入れるとともに、こうした教育活動と連携する形で自然観察会などを実施するものです。
方針	・教育活動との連携に努めます。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年 12 月、鎌倉市環境教育推進計画を策定しました。 ・平成 28 年 3 月、平成 27 年度が計画期間の最終年度であった「鎌倉市環境教育推進計画」の名称を変更し、「鎌倉市環境教育行動計画」を策定しました。 ・平成 24～28 年、鎌倉市立御成中学校で、市職員により鎌倉市の緑保全の取り組み等について環境学習講演を行いました。 ・令和元年 11 月 12 日、玉縄中学校の「総合的な学習の時間」の一環として、鎌倉の未来を考えるための課題を見出すための鎌倉の自然に関する質問に答えました。 ・令和元年 5 月 14 日、EUの都市と各国との都市が連携し、相互に共通する課題解決に取り組むための事業「EU国際都市間協力プロジェクト」の一環として、スウェーデン王国ウメオ市職員の視察に対し、鎌倉市の緑行政等について紹介しました。

こどもエコクラブ	～H12年 度	H17年度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
参加団体数(団体)	137	2	14	9	3	1	1
参加者数(人)	1,703	45	735	372	98	37	35

環境出前教室	～H12年 度	H17年度	H22年度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
開催回数(回)	32	17	123	227	87	54	38
参加者数(人)	1,202	1,049	7,683	12,969	4,806	3,718	2,498

※～12年の数値は、11、12年度分

酸性雨調査	～H12年 度	H17年度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
実施校数(校)	131	36	129	103	29	16	—
参加者数(人)	3,929	1,132	4,385	3,434	929	497	—

平成 30 年度をもって調査は終了しました

※～12年の数値は、9～12年度分

緑行政に関する説明	～H12年 度	H17年度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
実施校数(校)	3	1	7	12	4	2	1

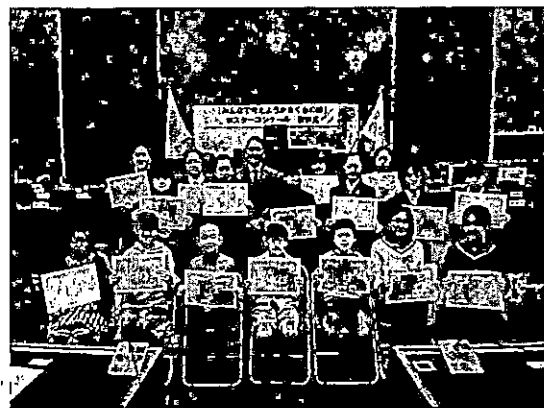
山林管理体験等	～H12年 度	H17年度	～H22年 度	～H27年 度	～H29年 度	H30年度	R元年度
実施校数(校)	—	8	32	36	17	7	10
参加者数(人)	—	736	3,323	3,430	1158	432	529

※鎌倉風致保存会主催

緑の情報提供の充実															
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画に関する情報提供の仕組みを体系的に充実させるものです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページなど、これまでの情報媒体活用の充実 ・景観施策との連携の実績に関する情報提供 ・生け垣の適正な剪定、庭木の維持管理など生活に密着した情報提供 ・都市公園、保存樹木等、オープン・ガーデンなど、地域の緑に関する情報提供 ・土地所有者に対しては、緑地保全に係る法制度の指定に伴う土地所有負担の軽減内容、緑地の維持管理支援策などに関する情報提供 ・緑保全に伴う財政負担に関する情報提供 </div>														
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・実績等の公表と情報提供の充実に努めます。 														
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 8 月、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取り組み)」(平成 20 年度版)を公表し、以降毎年、鎌倉市緑政審議会に報告の上で公表しています。(平成 22 年度からは、鎌倉市緑政審議会からの意見に基づき、副題を「緑の基本計画推進の取り組み」としています。) ・平成 23 年度から、鎌倉市緑の基本計画概要版を作成し、広く一般に配布しています。 ・平成 27 年度、ふるさと寄附金制度を活用した寄附を呼びかけるためのホームページを開設しました。 ・平成 29 年 7 月、鎌倉市緑政審議会が「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み 緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ 1995 年～2015 年」をまとめました。 ・平成 30 年 9 月、「鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取り組み)」(平成 30 年度版)、9 月に同概要版を公表しました。 ・平成 30 年 4 月、「J-com テレビ」で「未来へ繋ぐ 鎌倉の緑」というテーマの放送がされ、自然環境を未来へ繋ぐために市が行っている取り組み等について紹介をしました。 ・令和元年 6 月、11 月、12 月、令和 2 年 1 月の鎌倉駅地下道ギャラリー50 や、10 月から 12 月に東京や横浜などで実施したふるさと寄附金キャンペーン会場にて、ふるさと寄附金の状況及び実績報告等のポスターやパネルを掲示して紹介することで、多くの方に認知され、年々寄附実績を伸ばしています。 ・令和元年度に鎌倉駅地下道ギャラリー50 で次の展示をしました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">年 月 日</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 8 月 20 日～26 日</td> <td>鎌倉風致保存会ってこんなことをやっています</td> </tr> <tr> <td>令和元年 8 月 27 日～9 月 2 日</td> <td>古都保存法、歴史的風土に関する展示</td> </tr> <tr> <td>令和元年 10 月 8 日～14 日</td> <td>「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクール優秀作品展示</td> </tr> <tr> <td>令和元年 12 月 10 日～16 日</td> <td>鎌倉市の緑政事業の紹介</td> </tr> <tr> <td>令和元年 11 月 19 日～25 日</td> <td>「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 3 月 3 日～9 日</td> <td>「緑の学校」及び「緑のレンジャー」の活動紹介</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・公園課、都市計画課、みどり課等がツイッターを運用し、行政の取り組み等について情報発信しています。 ・令和 2 年 3 月 10 日から 24 日まで、「緑の学校」及び「緑のレンジャー」の受講者募集の展示を市役所本庁舎内で行いました。 	年 月 日	内 容	令和元年 8 月 20 日～26 日	鎌倉風致保存会ってこんなことをやっています	令和元年 8 月 27 日～9 月 2 日	古都保存法、歴史的風土に関する展示	令和元年 10 月 8 日～14 日	「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクール優秀作品展示	令和元年 12 月 10 日～16 日	鎌倉市の緑政事業の紹介	令和元年 11 月 19 日～25 日	「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展	令和 2 年 3 月 3 日～9 日	「緑の学校」及び「緑のレンジャー」の活動紹介
年 月 日	内 容														
令和元年 8 月 20 日～26 日	鎌倉風致保存会ってこんなことをやっています														
令和元年 8 月 27 日～9 月 2 日	古都保存法、歴史的風土に関する展示														
令和元年 10 月 8 日～14 日	「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクール優秀作品展示														
令和元年 12 月 10 日～16 日	鎌倉市の緑政事業の紹介														
令和元年 11 月 19 日～25 日	「公園で見つけた素敵な一瞬」写真展														
令和 2 年 3 月 3 日～9 日	「緑の学校」及び「緑のレンジャー」の活動紹介														

(14) 緑に対する意識の高揚

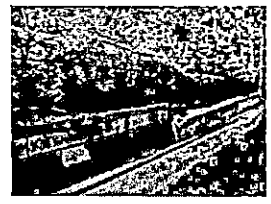
緑のポスターコンクール等	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木、市の花の普及、記念樹の配布、かまくら緑の50選の指定などを実施するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 各種のキャンペーンの充実に努めます。 現在実施しているポスターコンクール等の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、市内の小学校(高学年)及び中学校の児童・生徒を対象にして、「みんなで考えようかまくらの緑」ポスターコンクールを実施し、表彰式を行っています。(令和元年度までに29回実施) 鎌倉市緑化まつりにあわせる等して、市の木、市の花の紹介など啓発に努めています。 令和元年10月8~14日、鎌倉駅地下道ギャラリー50にて、緑のポスターコンクール優秀作品を展示しました。 令和元年10月15~25日、市役所本庁舎2階にて、緑のポスターコンクール優秀作品を展示しました。 令和元年度、「公園の素敵な一瞬」をテーマとした「フォトコンテスト」が開催されました(応募数67点)。 令和元年10月1日~18日、鎌倉中央公園にて、11月19日~25日、鎌倉駅地下道ギャラリー50にて、令和元年12月2日~16日まで、湘南モノレール大船駅にて、鎌倉市公園協会がフォトコンテスト入賞作品を展示しました。



令和元年度ポスターコンクール優秀作品表彰式
(令和元年11月17日 市議会本会議場)

■令和元年度の緑のポスターコンクール参加状況

学 校	参加校	参加者	入賞者	備考
小学校	15校	33人	10人	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み期間を利用して、市内在住又は在学の小学4~6年生及び中学生を対象に実施しました。 優秀作品については、10月8~14日の間、鎌倉駅地下道ギャラリー50に、10月15~25日の間、市役所本庁舎2階に展示し、11月17日、市議会本会議場で表彰式を行いました。 平成19~令和元年までの優秀作品を市のホームページに掲載しています。
中学校	12校	87人	16人	
合 計	27校	120人	26人	

緑化パンフレット等の配布	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配布するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。 ・現在の事業を推進し、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の手引き」「みどりの手帳」を緑の学校やレンジャーのテキストとして活用しています。 ・本市作成の「まち並みのみどりの奨励事業」「鎌倉市緑の基本計画概要版」「鎌倉市のみどりの概要版」等緑化パンフレットの他、県立フラワーセンター大船植物園発行「植物園だより」「かたぐるま」など、関連する情報パンフレットを窓口等で配布しています。 ・平成 23 年 11 月、鎌倉風致保存会が、パンフレットを全面改訂し、発行しました。 ・平成 29 年 4 月、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットを改訂し、危険ブロック塀等補助金との連携、予算の範囲内で申請を受け付ける旨等について追記等しました。 ・平成 31 年 1 月、鎌倉風致保存会がパンフレットを一部改訂して発行しました。 ・平成 30 年度、所有者が良好な管理を行うにあたり、生け垣の特性により成長速度、管理が異なることについて周知を図るため、「まち並みのみどりの奨励事業」のパンフレットに樹種の紹介として記載している樹木表の成長欄について現行の 2 段階から 3 段階表示に細分化して示すとともに、「緑化の内容」説明項目に樹木の成長を考慮した配置及び管理に関する注意を追記する方針をたてました。 ・「まち並みのみどりの奨励事業」の標準経費は、毎年度初めに更新していますが、令和元年は 10 月に消費税が 8%から 10%に増税となったことから、改めて標準経費を算出し、パンフレットも更新しました。 <div data-bbox="925 1054 1308 1598" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">緑豊かな魅力のある街に</p> <p style="text-align: center;">「まち並みのみどりの奨励事業」</p> <p style="text-align: center;">2023年版 (2019年度版)</p> <p style="font-size: small;">鎌倉市では、緑豊かなまちづくりを進めるため、市民に親しまれるようパンフレットを作成し、その配布の一環と取り組んでいます。緑化や公園の整備を進めるとともに、緑地の整備やみどりの増進を図るため、特に道路から見える緑を多くして、街並みの魅力を高めていくことを目指しています。</p>  <p style="text-align: center; font-size: small;">鎌倉市 緑化推進部 みどり課</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">令和元年度に改訂したまち並みのみどりの奨励事業パンフレット</p>

緑化まつりの開催	
内容	・緑を含む環境意識の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方針	・「鎌倉市緑化まつり」の充実等に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討します。
取り組みと実績	・平成31年4月29日、鎌倉市公園協会により、「わくわく花フェスタ」が鎌倉海浜公園で開催され、約4,000人が来場しました。 ・令和元年7月27～29日まで、鎌倉市公園協会により、「おはよう花市」が鎌倉中央公園で開催され、300人が来場しました。 ・平成28年度から従来の開催形式を改め、既存イベントとの同時開催、または、緑化啓発イベント各種を「緑化まつり」と冠した一連の取組として開催しました。 ・令和元年10月27日、「第31回鎌倉市緑化まつり」と鎌倉市公園協会による「鎌倉中央公園フェスティバル」を、より啓発効果を高めるために鎌倉中央公園で同時開催しました。 ・令和2年1月12日、鎌倉市公園協会により、「春の七草・どんど焼き」が鎌倉中央公園で開催され、約600人が来場しました。

■第31回緑化まつり内容

	名称	実施日時	主催	内容
1	鎌倉市緑化まつり ※鎌倉中央公園フェスティバルと同時開催	R元.10.27 鎌倉中央公園	鎌倉市緑化まつり実行委員会、鎌倉市 ※参加・協力団体は欄外	丸太切り体験、椿の間伐材コースター作り、ツタを使ったクリスマスリース作り、竹細工作り、輪投げ・竹とんぼ遊び、工作コーナー(野鳥のぬり絵、ドングリこま作り等)、切花、産地直送品の販売、コーヒー販売による復興支援募金、バラの園芸相談、市の花リンドウの展示、その他
2	かまくら里山フェスタ	R元.11.23 御谷山林	鎌倉風致保存会	雨天のため中止
3	ポスターコンクール優秀作品展示及び表彰式	R元.10.8～25 鎌倉駅地下道ギャラリー50、鎌倉市役所	鎌倉市	①緑のポスターコンクール優秀賞受賞作品26点展示
		R元.11.17 鎌倉市役所		②表彰式(優秀賞を受賞した児童、生徒に、表彰状と記念品の贈呈)
4	鎌倉市の緑政事業の紹介	R元.12.10～16 鎌倉駅地下道ギャラリー50	鎌倉市	鎌倉市の緑政事業の取組を紹介し、市民等の緑化意識の向上を図りました。

※参加・協力団体：鎌倉市園芸協会、鎌倉市公園協会、鎌倉造園界、神奈川県生花小売商協同組合鎌倉支部、NPO法人鎌倉みどりのレンジャー、鎌倉風致保存会、鎌倉市緑のレンジャー・ジュニア指導員、生活協同組合ユーコープ

緑の顕彰制度	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・認定し支援する仕組みづくりを検討します。
取り組みと実績	<ul style="list-style-type: none"> ・平成3年度から、緑化ポスターコンクールを、市内の小学校4～6年生及び中学校の児童・生徒を対象にして実施し、優秀作品を選出して表彰しています。(平成30年度は、11月11日に、鎌倉市役所で表彰式を行いました。) ・平成29年6月、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーが、第28回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。 ・平成29年11月、鎌倉市緑政審議会委員の岩田晴夫氏が鎌倉市市政功労者表彰(自治表彰)を受けました。 ・平成29年10月、平成29年度「ひろげよう育てようみどりの都市」全国大会で、「鎌倉市の緑の基本計画推進の取り組み」が第37回「緑の都市賞」内閣総理大臣賞を受賞したことを受け、市長が市の取組の報告を行いました。 ・平成29年12月、都市の緑三賞表彰式が開催され、第37回「緑の都市賞」内閣総理大臣賞の表彰がされました。 ・平成30年1月、長年にわたり、鎌倉市緑政審議会の運営に尽力等した奥水隆会長、越澤明会長職務代理(いずれも当時)の退任にあたり、市長から感謝状を贈呈しました。 ・平成30年5月、玉縄城緑地愛護会が、第29回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。 ・平成30年11月、緑のレンジャー指導員として、20年間緑の保全と創造に貢献したことに對し、田中美恵子氏が鎌倉市市政功労者表彰(環境保全功労)を受けました。

MEMO

3. 特定地区に関する取り組みと実績等

(1) 都市計画等により定める区域(地域制緑地等)

1) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

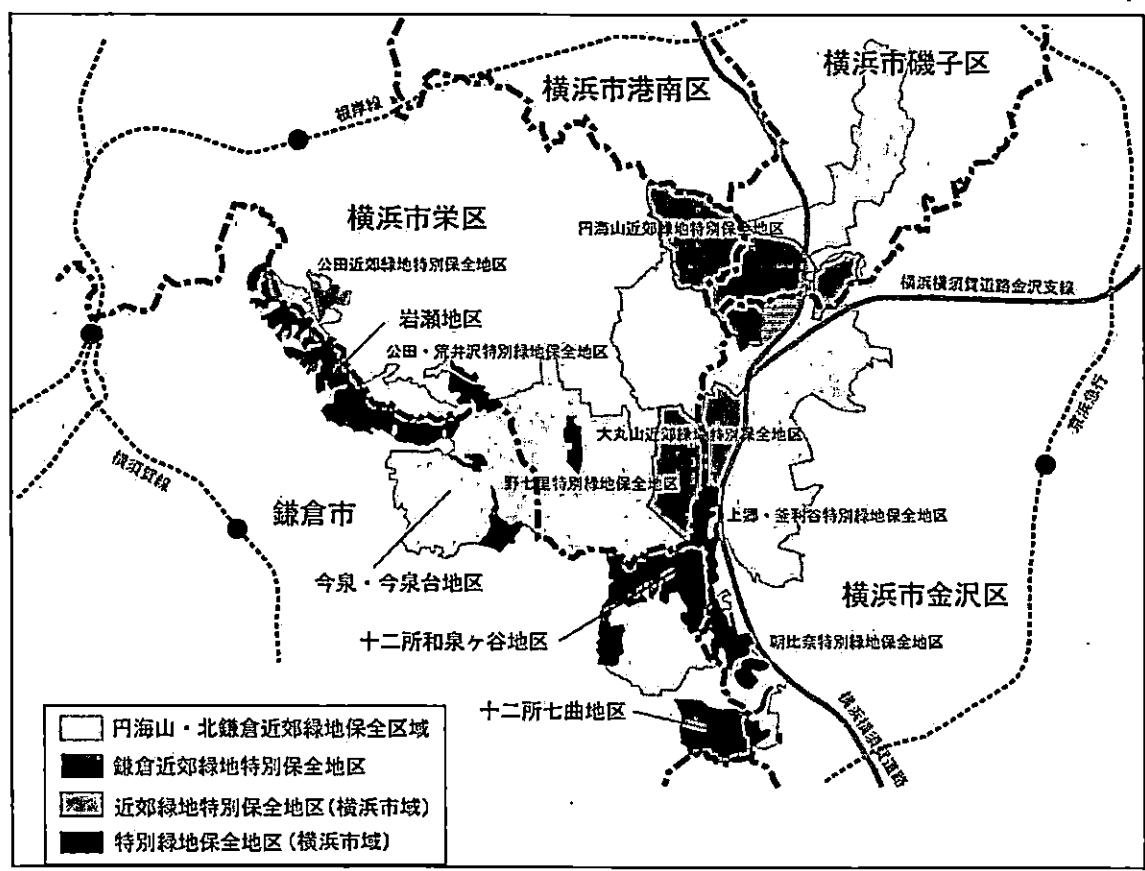
①地区の指定・施策方針

- 首都圏近郊緑地保全法に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域^{※1}が、横浜市を含む約1,096haにわたって指定され、その内約294haが鎌倉市内にあります。
- 鎌倉市では、近郊緑地保全計画に沿って、区域内の重要な緑地として約131haが、鎌倉近郊緑地特別保全地区に指定されています。

■近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定の方針と面積

近郊緑地保全区域 ^{※2}		面積(ha)	近郊緑地特別保全地区	面積(ha)
円海山・北鎌倉 近郊緑地保全区域	鎌倉市域	岩瀬地区	鎌倉特別保全地区	131
		今泉地区・今泉台地区		
		十二所和泉ヶ谷地区		
		十二所七曲地区		
	鎌倉市域計	294	鎌倉市域計	131
横浜市域	横浜市域	802	円海山特別保全地区	124.0
			大丸山特別保全地区	72.6
			公田特別保全地区	5.4
			横浜市域計	202
合計		1,096	合計	333

■円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域・特別保全地区位置図

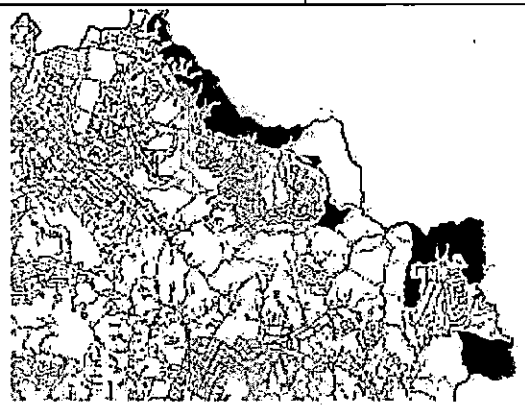


※1 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域は、横浜市及び鎌倉市を含む一つの区域として指定されています。昭和44年(1969年)3月28日 首都圏整備委員会告示 第1号。最近の変更は平成18年(2006年)12月28日 国土交通省告示 第1540号。
 ※2 鎌倉市側の地区の名称は、法に基づくものではなく、施策の推進上の地区名称としているものです。

②指定の経過

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域				近郊緑地特別保全地区	
指定年月日	面積(約 ha)	鎌倉市	横浜市	地区名	面積(約 ha)
昭和44年 3月28日	962(当初指定)	243	719		
昭和44年 5月13日				円海山	100(横浜市域のみ)
昭和52年 9月21日	998(拡大)	243	755		
平成18年 12月28日	1,096(拡大)	294	802		
平成21年 3月25日				円海山	116(拡大)
平成22年 3月23日				大丸山	44(横浜市域のみ)
平成23年 10月18日				鎌倉	131(鎌倉市域のみ)
平成24年 3月5日				公田	5.4(横浜市域のみ)
平成26年 3月5日				大丸山	72.6(横浜市域のみ)
令和2年 3月25日				円海山	124.0(拡大)

③近郊緑地特別保全地区内の緑地の保全に関する事項

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
鎌倉近郊緑地特別保全地区	131 ¹⁾	岩瀬字北山 外	平成23年10月18日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉近郊緑地特別保全地区は、その良好な自然環境を有する緑地を保全するとともに、首都圏の住民の健全な心身の保持及び増進に資することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ先	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす岩瀬から今泉にかけての連続する丘陵の自然的景観と良好な自然的環境を一体的に保全する。 ・横浜市側に続く樹林地を保全する。 ・七曲地区を中心とする貴重な動物の生息環境を保全する。 ・七曲地区の眺望機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	鎌倉市 [※]	緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	鎌倉近郊緑地特別保全地区は、区域の一部が保安林(保健保安林、土砂流出防備保安林、風致保安林)と重複しています。		

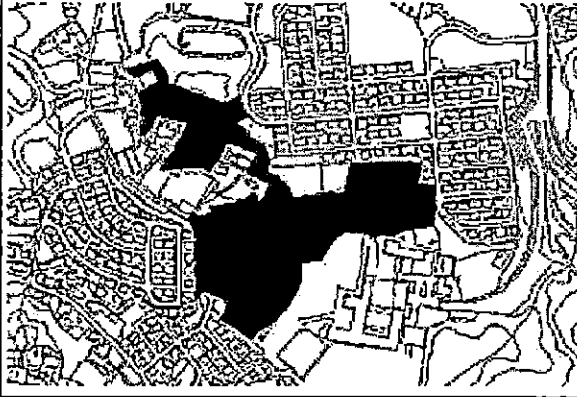
※神奈川県も土地の買入れを希望することができます。

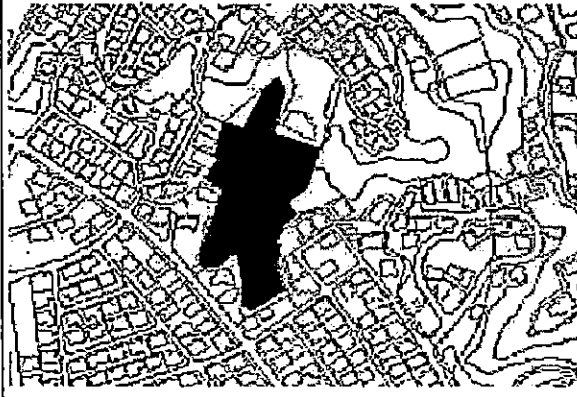
2) 特別緑地保全地区

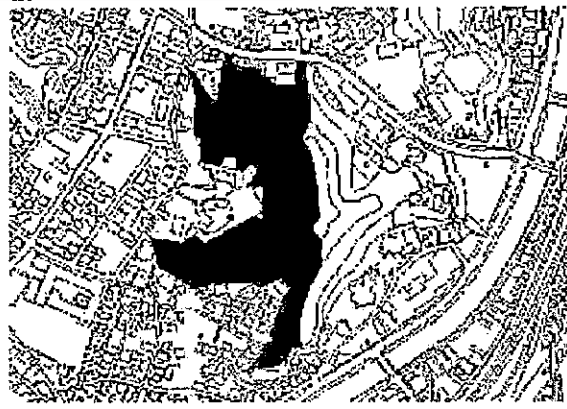
①地区の指定と緑地の保全に関する事項

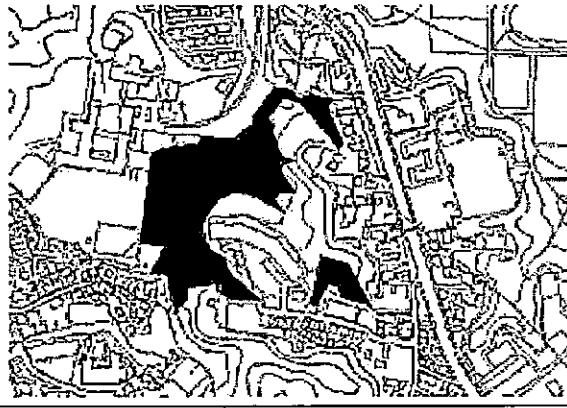
○地区別の指定理由、保全の方針等は次のとおりです。


■図Ⅱ.4.3 特別緑地保全地区の指定状況等

地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
城廻特別緑地保全地区	3.7	城廻字打越	平成14年4月30日
【指定の理由】			
<p>・城廻特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の城廻地区に位置し、北東側及び南西側は低層住宅地に、南東側は清泉女学院に囲まれた市街化区域と市街化調整区域であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

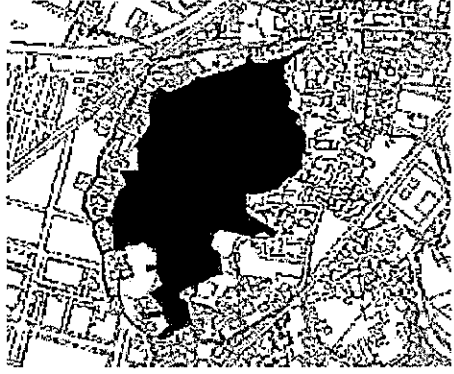
地区名	面積(ha)	区域	指定・変更年月日
昌清院特別緑地保全地区	0.8	山崎字清水廻り	平成14年4月30日
【指定の理由】			
<p>・昌清院特別緑地保全地区は、鎌倉市のほぼ中央、鎌倉中央公園の北西に位置し、周辺を低層住宅地によって囲まれた、臨済宗昌清院の裏山であり、寺院と一体となっている伝統的、文化的意義を有する樹林地等を保全し、その良好な水辺環境を後世に伝えるとともに、当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・社寺境内地の良好な水辺環境を保全する。</p>	<p>・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。</p>	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

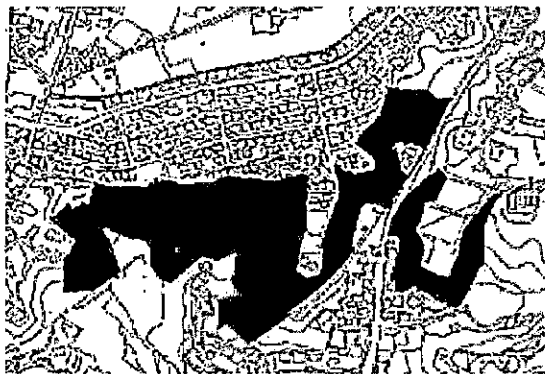
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
岡本特別緑地保全地区	3.2	岡本二丁目	平成 14 年 4 月 30 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 岡本特別緑地保全地区は、JR 大船駅の西側に位置する山の西斜面であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観による当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
玉縄城址特別緑地保全地区	2.4	城廻字打越、植木字植木谷戸	平成 15 年 6 月 17 日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 玉縄城址特別緑地保全地区は、小田原北条氏の支城、玉縄城が築かれた場所であり、城主が最後に立てこもる場所といわれている諏訪檀を含む、本丸東側の土塁が原形をよく残しています。 歴史的意義を有する樹林地を保全し後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 玉縄城跡としての歴史文化資源を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

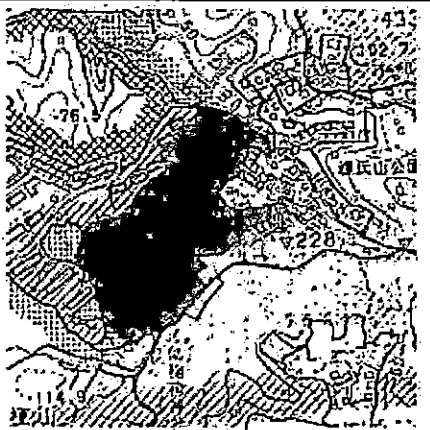
地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
常盤山特別緑地保全地区	19	梶原四丁目、常盤字大丸	平成17年9月13日 平成23年10月18日
【指定の理由】			
<p>・常盤山特別緑地保全地区は、鎌倉市中央部の歴史的風土特別保存地区に隣接する地区であり、当緑地の伝統的、文化的意義を有する樹林地を保全し、その良好な優れた自然環境及び景観を後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・歴史的風土特別保存地区とのつながりを確保するとともに、市街地の背景をなす自然景観の保全に重点を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・散策路、休憩所等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
寺分一丁目特別緑地保全地区	2.3	寺分一丁目、二丁目、三丁目	平成19年12月19日
【指定の理由】			
<p>・寺分一丁目特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全することで、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープとしての機能を有しています。</p> <p>・貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、その優れた景観により地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。</p>			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<p>・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。</p> <p>・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<p>・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。</p>	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
天神山特別緑地保全地区	5.0	山崎宮廻り	平成20年9月16日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 天神山特別緑地保全地区は、工業系用途地域と住居系用途地域を分節する第一種住居地域位置する、市街化区域内に残された一山形状の貴重な樹林地として、都市景観上重要なランドマークを形成しています。 中世山城が築かれた城郭的遺構及び縄文時代の遺跡があり、埋蔵文化財包蔵地として周知されている緑地です。 優れた景観を形成し、市街地を分節、歴史的意義を有する緑地を保全し、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針		施設の整備	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 城跡としての歴史文化資源を保全する。 		<ul style="list-style-type: none"> 散策路等、周辺地区と一体になった交流とふれあい活動の場としての活用に必要な施設。 保安林の指定地以外での、土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	天神山特別緑地保全地区は区域の一部が保安林(土砂崩壊防備保安林・風致保安林)と重複しています。		

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
手広・笹田特別緑地保全地区	6.0	手広二丁目、笹田二丁目、鎌倉山四丁目	平成21年9月14日
【指定の理由】 <ul style="list-style-type: none"> 手広・笹田特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を構成するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を有しています。 貴重な樹林地を保全し、後世に伝えるとともに、地域住民の健全な生活環境の確保を目的としています。 			
保全の方針		施設の整備	買入れ地の管理
<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 		<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。
備考	手広・笹田特別緑地保全地区は、区域の一部が保安林(土砂流出防備保安林・保健保安林)と重複しています。		

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
等覚寺特別緑地保全地区	1.8ha	梶原一丁目、寺分一丁目	平成24年8月1日
【指定の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・等覚寺特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景となる、一山形状を有する緑地としてその特色ある自然的景観の保全を図ることを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成する貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 		
			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能、及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・特色ある一山形状の自然的景観を保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
梶原五丁目特別緑地保全地区	4.6ha	梶原五丁目	平成24年8月1日
【指定の理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・梶原五丁目特別緑地保全地区は防災機能の確保に加え、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保することを目的としています。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能を確保すること、及び緑の回廊を構成し多様な生物の生息環境を有する貴重な樹林地等の自然環境・景観を保全すること、並びに地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 		
			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全し、市街地を分節して火災の延焼を防止する防災機能と、緑の回廊を構成する多様な生物の生息環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

地区名	面積 (ha)	区域	指定・変更年月日
上町屋特別緑地保全地区	0.6ha	上町屋	平成30年6月15日
<p>【指定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上町屋特別緑地保全地区は、深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全するとともに、低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するピオトープ空間としての機能を確保することを目的としています。 市街地における貴重な樹林地の自然的景観を保全すること、及び地域住民の健全な生活環境を確保することを目的としています。 			
保全の方針	施設の整備	買入れ地の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するピオトープ空間としての機能を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 緑地の機能保全に必要な施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。 	

②指定候補地及び緑地の保全の方針

○特別緑地保全地区の候補地とする都市における良好な自然環境を形成する緑地の指定に向けた取り組みを進めます。

地区		面積 (ha)	保全の方針
1	手広	15	<ul style="list-style-type: none"> ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
2	龍宝寺	13	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
小計		28	
3	貞宗寺	4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
4	植木	3.8	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
5	観音山	2.6	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
6	青蓮寺	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
7	小動岬	0.8	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
小計		13.6	
その他		3.3	※玉縄城址地区の拡大候補地(1.3ha)、等覚寺地区の拡大候補地(0.9ha)、上町屋地区の拡大候補地(1.1ha)
合計		44.9	

②指定候補地の緑地保全の要請

○特別緑地保全地区制度の周知を図るとともに、候補地内での土地利用等に対して保全の要請をしています。

●特別緑地保全地区制度（都市緑地法第12条・首都圏近郊緑地保全法第5条）

鎌倉市

特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）²⁴¹は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に緑地を保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

○制度の概要

■指定要件

（都市緑地法第12条）

都市計画区域内（鎌倉市の場合は全市域で。）の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

- 1 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 2 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
- 3 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
イ 風致又は景観が優れているもの
ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

（首都圏近郊緑地保全法第5条）

近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、近郊緑地保全計画²⁴²に定める基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

- 1 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることにより得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。
- 2 特に良好な自然環境を有すること。

■指定主体

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区として都市計画決定を行います。決定主体は次のとおりです。

- ・近郊緑地特別保全地区・2市をまたぐ10ha以上の特別緑地保全地区は、神奈川県が指定（都市計画決定）します。
- ・それ以外の地区は、鎌倉市が指定（都市計画決定）します。

■地区内での行為の制限（都市緑地法第14条第1項）

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので政令で定めるもの、当該特別緑地保全地区に関する都市計画が定められた原状に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 3 木竹の伐採
- 4 水面の埋立て又は干拓
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

■特別緑地保全地区指定による土地所有者への主な優遇制度

○国の制度による主な優遇措置

- ・相続税が、山林及び原野については、8割評価減となります。（財産評価基本通達50-2、58-5、123-2）
- ・固定資産税が最大1/2まで減免されます。
- ・行為の不許可処分を受けた場合、土地所有者は、市に土地の買入れを申出ることができます。譲渡所得に2,000万円の控除が適用されます。

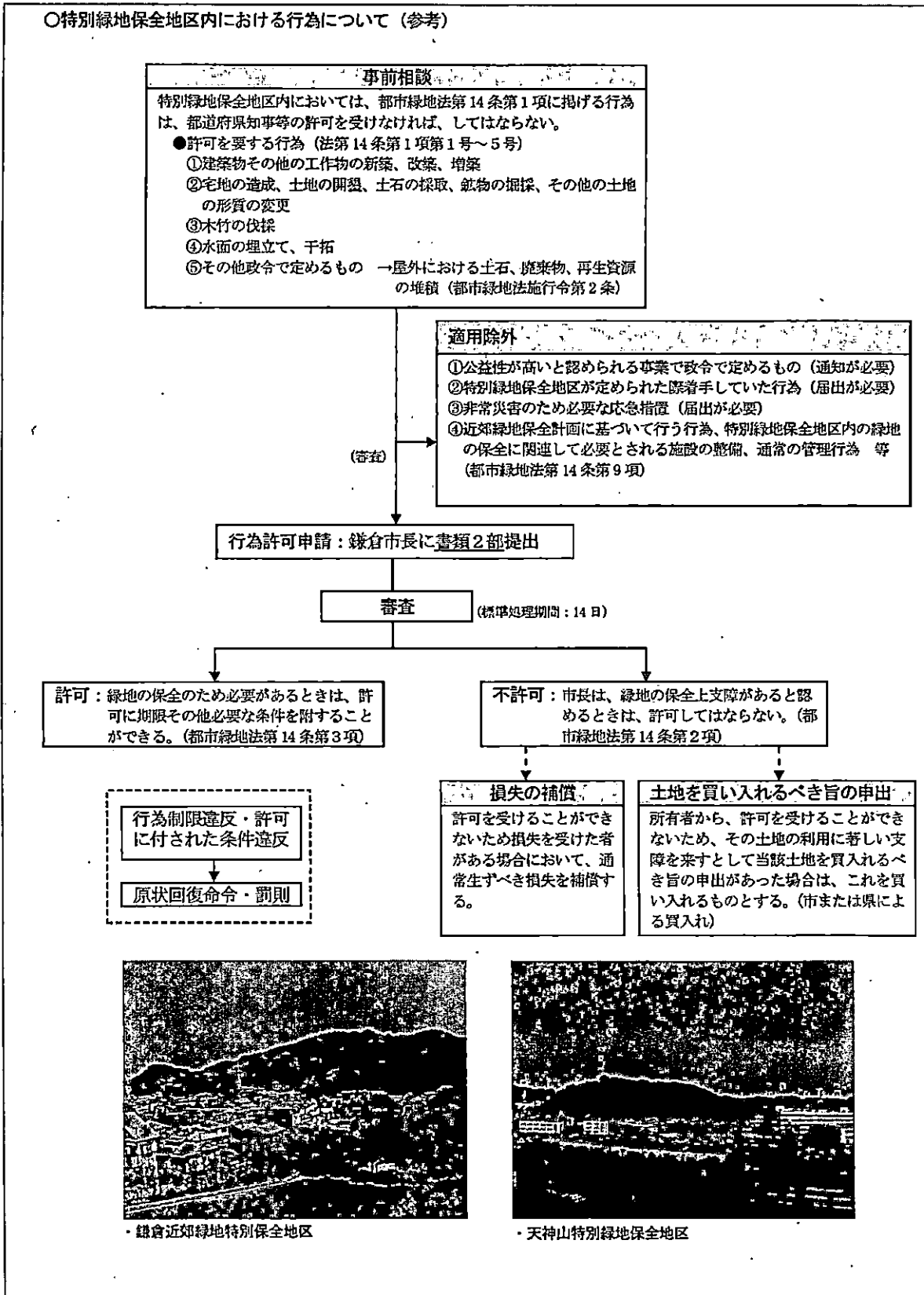
○鎌倉市の制度による主な優遇措置

- ・鎌倉市市税条例に基づき、固定資産税、都市計画税が課税されません。（国の制度では、最大1/2までの固定

²⁴¹ 近郊緑地特別保全地区は、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定されるものですが、行為の規制等が特別緑地保全地区とは同一のため、都市計画としては同一の地域地区として一本化されています。

²⁴² 内海山・北鎌倉近郊緑地保全計画（平成19年2月14日国土交通省告示第130号）

○特別緑地保全地区内における行為について（参考）



○特別緑地保全地区候補地での緑地保全のお願い

鎌倉市緑の基本計画^{※1}では、重点的に取り組むべき施策展開の一つに、「緑地の確保」を掲げています。

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、指定により良好な自然環境となる緑地を現状凍結的に保全する制度で、この地区の指定は「緑地の確保」の上で重要な施策であり、本市では、これまで 11 地区、約 49.4 ヘクタールを指定しています。(1 地区、約 19 ヘクタールは、神奈川県により指定された地区です。)

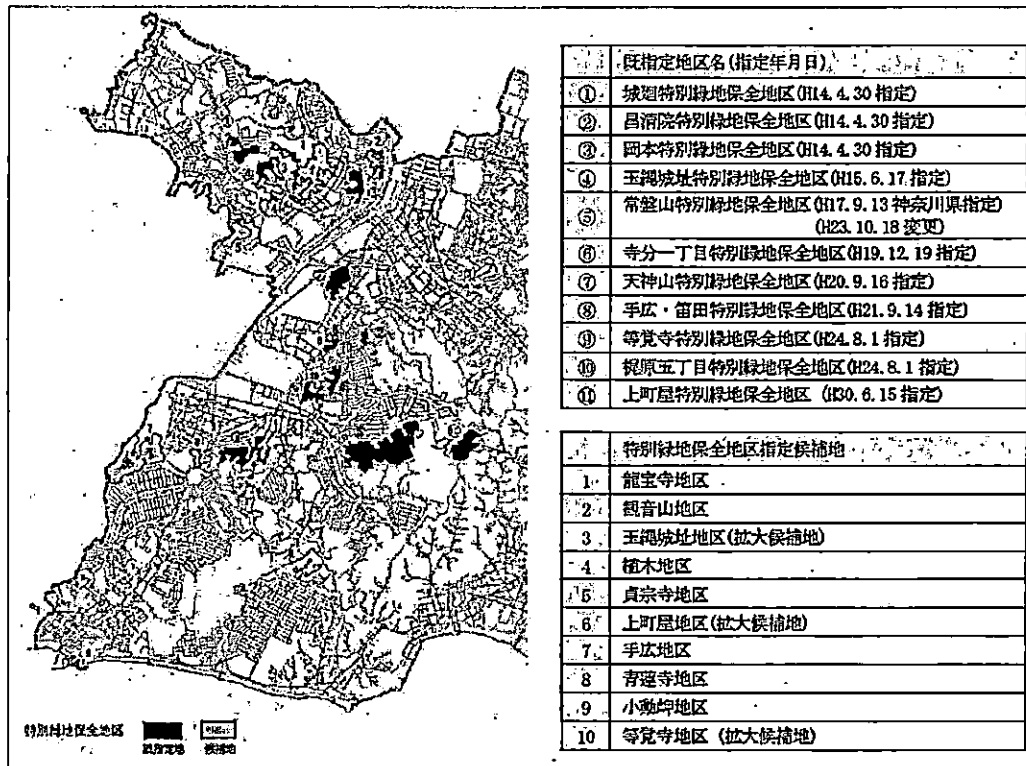
特別緑地保全地区に指定されると、建築行為など一定の行為が制限されることとなりますが、優遇税制による土地所有コストの軽減など、土地所有者に対するメリットもある制度です。

鎌倉市は緑の基本計画で、特別緑地保全地区候補地を明らかにして、指定に向けた取り組みを順次進めていますので、保全に対する協力をお願いいたします。

指定候補地の土地では、特別緑地保全地区としての規制はありませんが、土地利用等をご計画の際には、あらかじめご相談いただけますようお願いいたします。

なお、本市では独自の緑地保全に関する制度である「保存樹木・樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業^{※2}」により、緑地の保全を図るとともに、優遇税制^{※3}により土地所有者の保全に対する支援等を行っておりますので、ご協力をいただけるようお願いいたします。

■特別緑地保全地区(既指定地・候補地)の概ねの位置(参考)



【鎌倉市緑の基本計画 -グリーン・マネジメントの実践- (P151) 掲載の図を編集したものです。】

^{※1} 都市緑地法、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づき策定している「緑の基本計画」です。

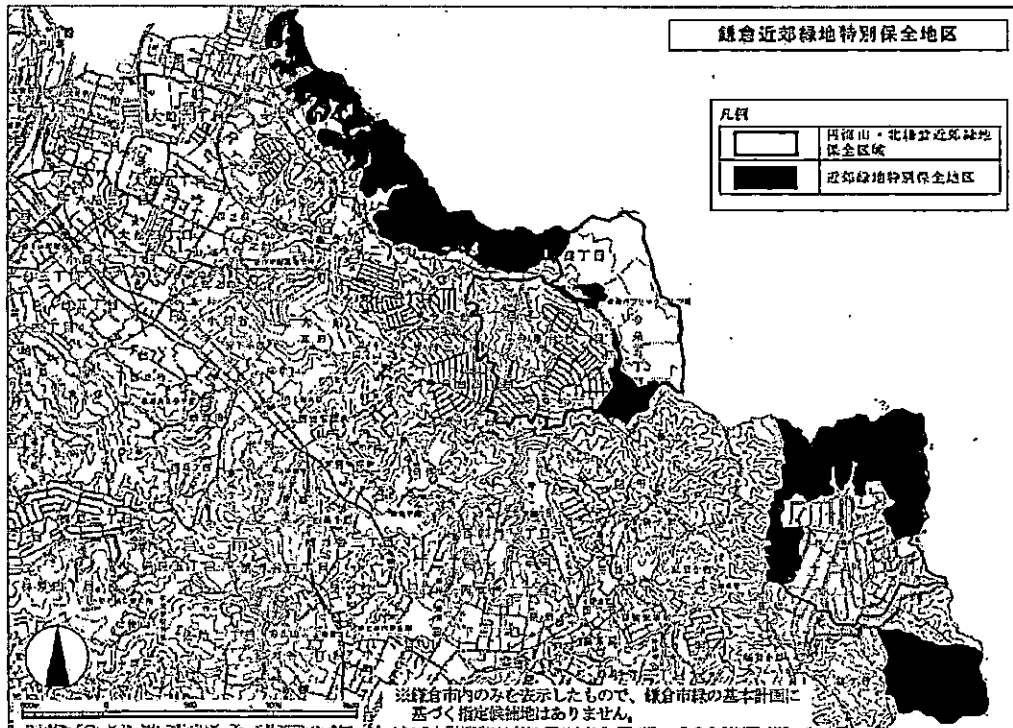
^{※2} 樹林管理事業は、特別緑地保全地区に指定された後に適用される制度です。

^{※3} 優遇税制は、特別緑地保全地区に指定された後に適用されます。(鎌倉市市税条例による)

裏面

- 保存樹林制度（鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく指定です。）
 - ・指定対象：土地の面積が500平方メートル以上で、樹木が健全で、かつ、樹容が美観上優れているもの等です。
 - ・指定期間：3年間です。
 奨励金額、指定実績等についてはみどり課までお問い合わせください。
- 緑地保全契約制度（鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づく契約です。）
 - ・対象緑地：市街化区域の概ね1,000平方メートル以上の緑地です。
 - ・契約期間：原則10年間です。
 奨励金額、契約実績等についてはみどり課までお問い合わせください。
- 鎌倉市樹林管理事業（鎌倉市樹林の管理に関する要綱に基づく事業です。）
 - ・「歴史的風土保存区域」「近郊緑地保全区域」「特別緑地保全地区」「緑地保全推進地区」を対象に、樹林地を良好に管理するために、市が予算の範囲内で、除伐、枝払いなどの樹林地の管理を行うものです。
 - ・市内の対象地域を6地区に分け、事業を実施しています。
 詳細は都市整備部公園課までお問い合わせください。

■近郊緑地特別保全地区（既指定地）の概ねの位置（参考）



【お問い合わせ】 候補地や指定について：都市景観部みどり課みどり担当
電話 0467-61-3486（直通）
地区内での行為について：都市景観部都市景観課風致担当
電話 0467-61-3465（直通）

③確保緑地の適正整備事業

○特別緑地保全地区またはその候補地内の市有緑地を対象として、確保緑地の適正整備事業を実施しています。

■ 令和元年度 確保緑地の適正整備事業に関する概要報告

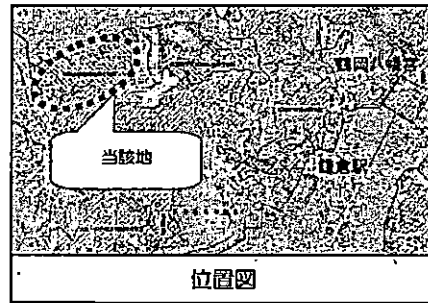
令和3年(2021年)1月15日

鎌倉市都市景観部みどり課

本市は緑の基本計画で、リーディング・プロジェクトに「緑の質の充実」を位置付け、全ての緑を対象に適正な整備・維持管理を継続的に行うことにより質を充実させ、広域的視点にも立って、市民等とも連携して未来に輝ける価値ある緑の創造を図る方針を示しています。この施策展開の一つとして、平成21年度から継続的に緑地の適正な整備を実施しています。

●事業・整備の概要

- 特別緑地保全地区^{※1}に指定する等行った緑地のうち市有緑地を対象に実施しています。
- 放置することにより荒廃の恐れのある緑地から優先的に実施しています。
- 主な整備項目は、本数調整伐、除伐、つる切り等の樹林整備です。
- この事業の対象地を含む市有緑地は、従前から周辺住民からの要望への対応等の維持管理を行っていますが、この事業は一体的な緑の質の充実を目指して実施しているものです。
- 実施後は、観察および視認によるモニタリングを行い、後の事業実施の参考にしていきます。

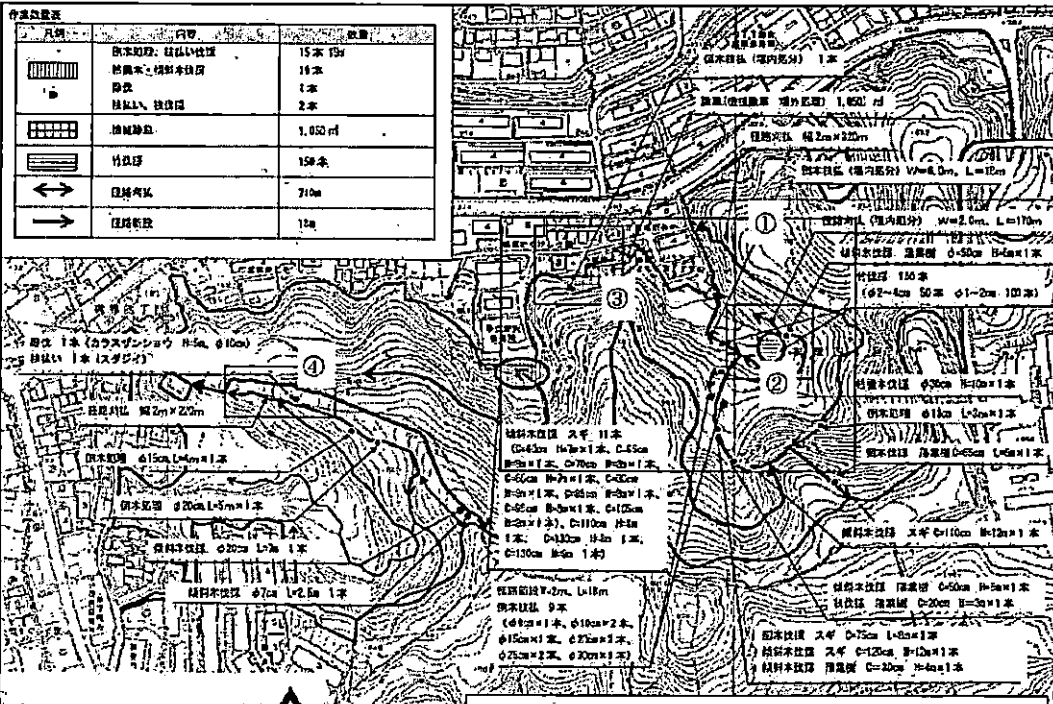


●期待される効果

- 生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能向上。
- 健全で良好な緑地景観の形成。
- 市民の自然とのふれあい活動や、市民ボランティア等との連携による継続的な管理作業が可能となる緑地環境の形成。

●業務内容

- 業務名 : 令和元年度確保緑地の適正整備委託
- 業務箇所及び面積 : 常盤山特別緑地保全地区(市有緑地約19haの内の約0.3ha)
- 業務履行期間 : 令和元年(2019年)7月10日~令和2年(2020年)3月23日
- 業務内容 : 倒木・枯損木・傾斜木の処理・枝払い・伐採・竹伐深、下草刈り等



令和元年度 確保緑地の適正整備委託 竣工平面図

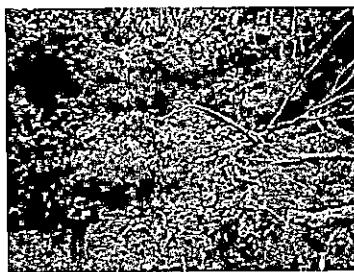
^{※1} 都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑を保全する制度で、鎌倉市では11地区(約49.4ha)を指定しています。地区内では行為制限に伴う土地の買入れ等により、20ha以上の緑地(指定候補地内の土地を含みます)が鎌倉市有地となっています。

○報告概要

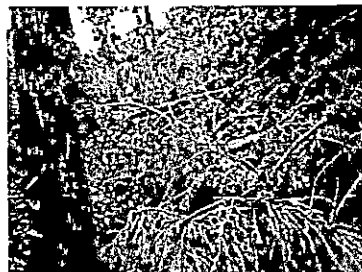
台風の影 響

令和元年度は、9月6日に台風15号が、10月10日に台風19号が上陸し、鎌倉市内の各所で大きな被害をもたらしました。常盤山特別緑地保全地区でも多数の被害が見られました。

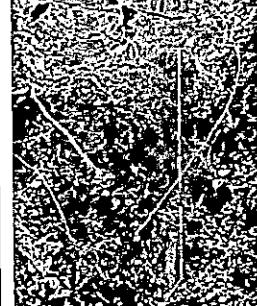
平面図：常盤山特別緑地保全地区



谷底の倒木 (いずれも広葉樹)



径路沿いの斜面地のスギ植林地の倒木



径路沿いで倒れた広葉樹の根(直径1.8m)

【知見】

- ・径路から見る限り、山の至るところで木が倒れているが、特に北向き谷戸に集中している。
- ・倒木(傾斜木)は、特定の樹種に偏っているわけではない。
- ・傾斜する、もしくは倒れる木は概ね高さ5m以上のもの。
- ・木が倒れる方向は、場所毎に微妙に異なり、斜面の向き・傾斜等微地形の違いから、谷戸の中を強風が吹き抜ける際に、風向きが変化したり、渦巻いて木を倒しているのではないかと推測する。
- ・台風直後は直立していた木が脊に傾いた。台風後1年くらいは小まめにパトロールをする必要がある。
- ・管理用径路が無いと被害状況を確認することさえできない。
- ・倒木は幹と根を早く分離(伐採)しないと、腐りにくい。

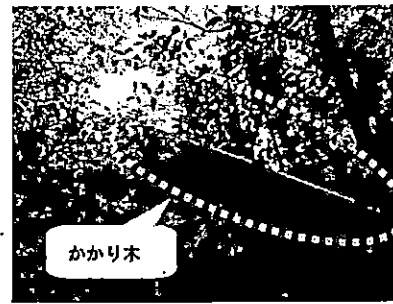
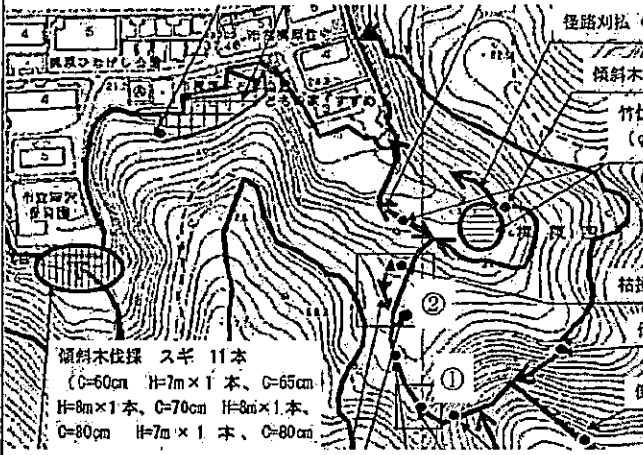
【参考】

○台風15号<家屋被害>床上浸水1、床下浸水1、全壊1、半壊12、一部損壊14
<非住家被害>全壊1、半壊1<かけ崩れ>2<倒木>不明
○台風19号<家屋被害>全壊1、半壊6、一部損壊11<非住家被害>全壊1、半壊3、一部損壊2<かけ崩れ>10<倒木>224件
※かけ崩れは10件以上、人的被害・家屋被害があったもののみ計上
※鎌倉市地域防災計画資料編 平成30年度/令和元年度版及び広報がまくら11月1日号から転載

台風後の復旧

径路及びその近くの傾斜木、倒木を伐採し、径路の安全を確保しました。

案内図<竣工平面図①参照>



撤去前のかかり木 (左図①)

かかり木の撤去は、慎重に作業を行わなければならない危険な作業です。専門業者によって安全に撤去できました。

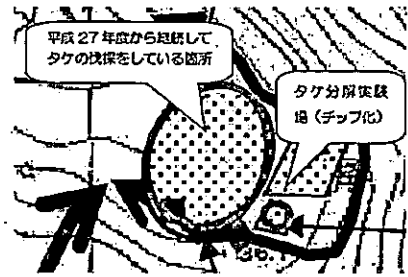


倒木でふさがっていた径路の確保を行うために、倒木を撤去しました。(左図②)

左写真：施工前
右写真：施工後

タケ伐採

実験箇所案内図<竣工平面図②参照>



市内では、森林にタケが侵入し、竹林に移行する緑地も見受けられます。

生物多様性の保全をはじめとする、緑地の機能向上のために、竹林を広葉樹林に戻す試みとしてタケを伐採しました。

全てのタケを一度に切ると、住宅地と本対象地の緩衝帯が無くなることや台風等で強風が吹き抜け、隣接する木々が倒れたり、乾燥化が急激に進行する等の可能性があるため、一部を帯状に残し、伐採しています。作業を実施したことにより、林床まで日差しが届くようになり、草本類や稚樹が生長する環境が整備されました。

また、令和元年度は、伐採したタケの分解を促進する方法等の知見を得るための、伐採後の比較検証を引き続き行いました。

【平成27年度から継続して竹の伐採をしている箇所】



左写真：平成30年撮影、右写真：令和2年3月撮影

ニワトコ、タラノキが見られます。平成30年と令和2年の写真を見比べると、樹木の密度が増したことが分かります。

令和元年はタケの伐採を行いました。幹が太くなっているのがわかります。



左上写真：チッパーで破碎したタケの集積所（W3.7m×L2m、厚さ15cm）。平成30年度撮影。
右上写真：左写真と同一箇所。令和元年12月撮影。
左下・右下写真：タヌキとシジュウカラ。令和2年夏撮影。（提供：岩田晴夫氏）

平成30年度から、タケをチップ化したもの（1片が2、3mm×10mm程度）で地面を被覆することによる効果について検証しています。

令和元年9月にチップで地面を被覆した箇所を確認したところ、多少の草は生えていましたが、タケや草が良く生えていた跡は確認できませんでした。これにより、タケの生育抑制効果はあったものと推測します。

また、令和2年春にチップで被覆した箇所を確認したところ、動物の足跡が確認できたため、夏に定点カメラで撮影すると、タヌキ、ノウサギ、シジュウカラ等が確認できました。チップで地面を被覆した箇所をタヌキとシジュウカラが好んで使っていることがわかります。

生態系ピラミッドの上位に位置する鳥類や哺乳類がいたことから、本緑地では豊かな生態系が育まれていることがわかります。

草刈・枝払い



平成24年度に斜面地に樹林を育成するため、コナラ等の植栽を行った区域に、苗木を覆う高さのアスマネザサやクズが密生し、樹木の生長を阻害するおそれがあるため、除草作業を実施しました。年1回、継続した除草作業を実施し、当初1.5m程度の高さだった苗木は、5mを超える高さに生長しているものもあります。現状では、夏場はクズ等が繁茂している草地ですが、広葉樹が草地上空を覆い、日照を遮ることで、草の繁茂が抑えられるような状態へ植生を移行させることを検討しています。〈竣工平面図③参照〉

径路刈払い



施工後

管理用径路の刈払いを行い、良好な作業環境を確保する事が出来ました。モニタリングによる経過観察では、日照条件等の変化から管理用径路周辺の林床の植生にも変化がみられ、多様な生育環境が整備されています。

植物の多様な生育環境に対応すべく、径路ごとに刈払いの頻度を変えています。日当たりを好む植物のところは、毎年刈払いを行う必要があり、シダ植物が生育するところは刈払いの頻度を2～3年に1度に行っています。

令和元年度は平成29年度以降しばらく刈らなかった径路を3年ぶりに刈りました。〈竣工平面図④参照〉

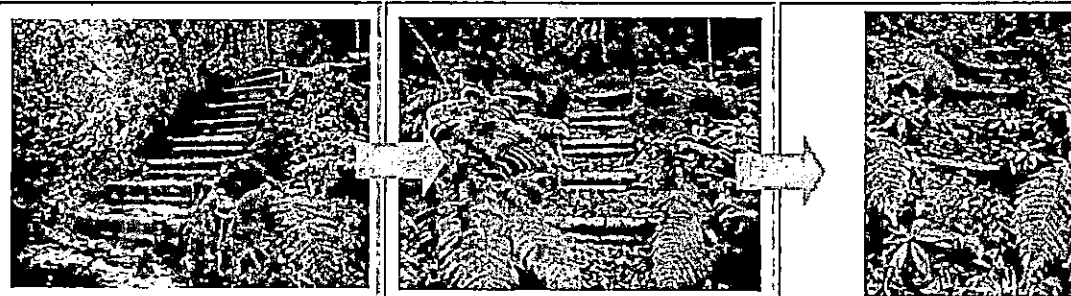
今後も、管理作業の効率化を図るため、植生の変化を適宜モニタリングしながら管理用径路の刈払いを実施します。

タケ発生材の処分方法と再利用の試み

竹林を広葉樹林に戻す試みとしてタケを伐採していますが、大量に発生する材の場内処分の方法について、検討しています。

平成 28 年度には、管理用径路の階段としてタケを使用する試みをしました。設置して 3 年経ち、腐食による劣化は見られるものの、大きな破損はしておらず、特に問題なく使用できていることが確認できました。

左：平成 29 年 3 月、中央：平成 30 年 5 月、右：令和元年 9 月

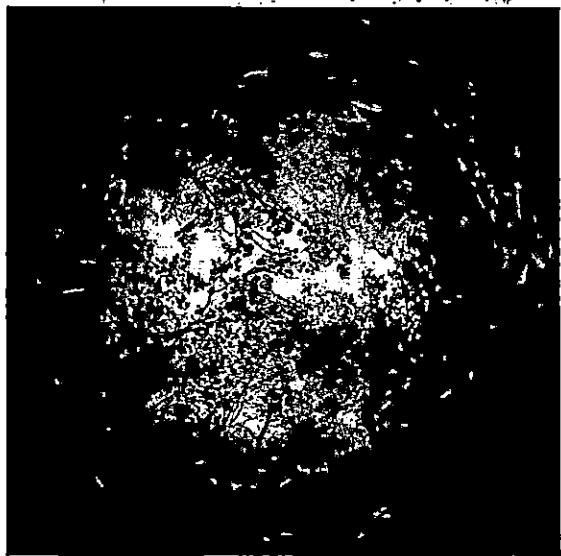
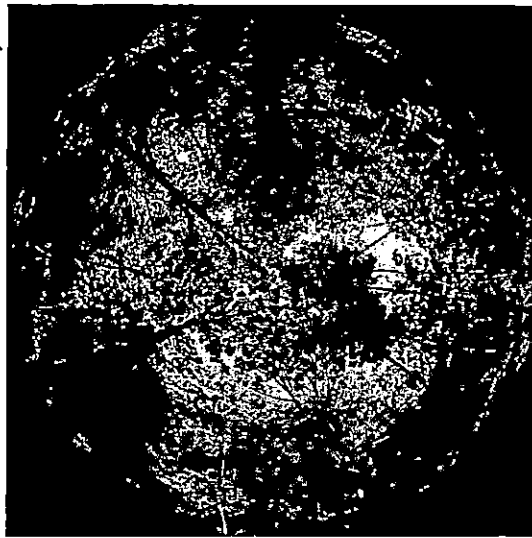


●整備で得られた効果

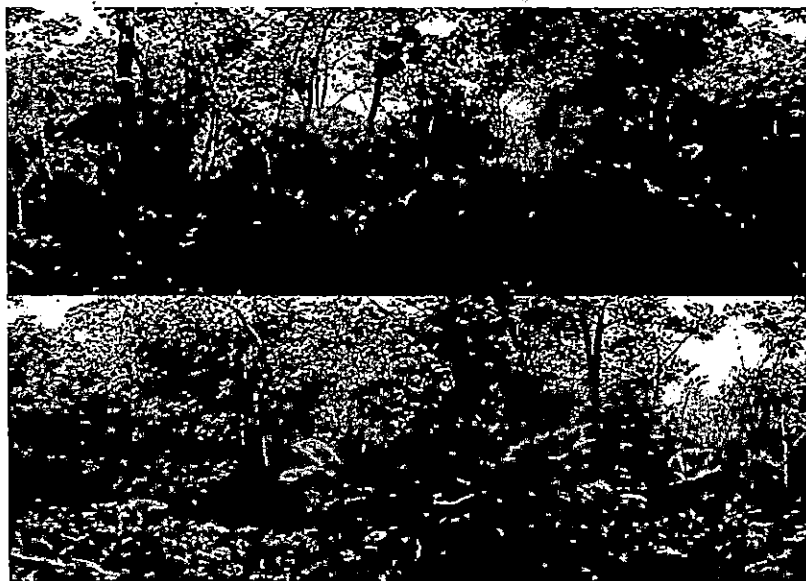
- 平成 25 年度に雪の被害を受けた竹林の伐採を平成 27 年度から継続実施し、荒廃した竹林の更新と他の植生への誘導方法を検討する場を拡大しました。タケの地に埋土種子から発芽したと思われる草本植物や、広葉樹の稚樹の生育が確認されています。
- 径路刈払いを実施し、樹林地内のモニタリングや管理作業を行うための環境が整備されました。
- 平成 21 年度に管理用径路に設置した階段の一部更新を行なったことにより、樹林地内のモニタリングや管理作業を行うための環境が整備されました。
- 径路沿いや下草刈りを行った箇所では、けもの道が形成され、アズマモグラ（モグラ科）の形跡（モグラ塚・モグラ道）、タヌキのため糞・獣道、ノウサギの食痕、鳥類（タカ類・ツグミ類等）の採餌跡などが確認されました。
- 径路沿いに、セントウソウ・ホウチャクソウ・ナルコユリ・フタリスズカ等の適度な日照量が必要な植物の群落が形成されています。
- 竹林の除伐と林縁の管理を進めている箇所では、ウグイスが繁殖テリトリーを持つようになりました。
- 竹伐採跡地では、タケの代わりに生えたアカメガシワ、ハコネウツギ、タラノギ、ニワトコが生え、樹冠部の構成の多様化と林床部の安定性[※]が見られます。
※樹冠部から林床に光が多く届くと、外来種のセイタカアワダチソウなどの日当たりを好む植物が生育することになり、植物の生息競争がおこりますが、樹冠部が密集すると、林床部に光が届かなくなり、植生が安定します。
- タケをチップ化したもので地面を被覆したところでは、採餌するノウサギ・シジュウカラ等の野鳥やタヌキ、昼寝するタヌキ、日光浴するシジュウカラも確認されました。
- 竹林の除伐を実施している箇所の奥の谷戸では、その手前に緩衝帯として残しているタケが風よけとなったため、台風被害がほとんど見られませんでした。

●今後の展開

- 本事業は、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画（令和2年度～7年度）の緑地保全事業に含まれるもので、今後も継続して取り組む方針としています。
- 10 年間に亘り実施してきた成果と中長期的な緑地の保全を踏まえ、モニタリングを通して作業を実施した箇所を継続的にフォローするとともに、新たな保全管理手法や他の特別緑地保全地区等での実施も模索していきます。
- 事業の当初に設置した階段等の施設は必要に応じて更新を検討し、現地で発生した材を活用した更新作業を検討していきます。
- 竹林から広葉樹林へ円滑な移行を行う方法を考察するため、伐採したタケの効果的な場内処分方法を検討していきます。
- 地域に愛される緑として適切な保全管理を行うため、市と市民等の連携と適切な役割分担により、事業を進めます。



平成27年度から継続してタケの伐採をしている箇所の遷移
(左写真 H30.5月、右写真 R01.5月、中写真・下写真 R02.5月撮影)



訂正
平成30年度の本事業の報告書において、コナラの萌芽更新の成果について記載しましたが、「萌芽更新」ではなく、「ひこばえ」でした。

3) その他

○鎌倉都市計画景観地区、鎌倉都市計画高度地区の都市計画の決定を、次のとおり平成20年3月1日に告示しました。

○鎌倉都市計画高度地区については、令和2年3月30日に指定区域を拡大する都市計画の変更を行いました。

①景観地区

名称	鎌倉景観地区(平成30年2月9日変更/鎌倉市告示第249号、平成20年3月1日/鎌倉市告示第343号)
位置	鎌倉市雪ノ下一丁目 他
面積	約224.8ha
制限内容	建築物の高さの最高限度は15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では10m)。建築物の屋根及び外壁の基調色は、原色・刺激色など周囲のまち並みと不調和となるような色は使用できません。 景観地区内において建築等を行う場合は認定申請が必要です。

名称	北鎌倉景観地区(平成20年3月1日/鎌倉市告示第344号)
位置	鎌倉市山ノ内地内
面積	約7.2ha
制限内容	建築物の高さの最高限度は15m(ただし、第一種低層住居専用地域内では10m)。建築物の屋根及び外壁の基調色は、原色・刺激色など周囲のまち並みと不調和となるような色は使用できません。 景観地区内において建築等を行う場合は認定申請が必要です。

②高度地区

名称	高度地区(令和2年3月30日/鎌倉市告示第345号)
位置	第1種高度地区 ・第一種中高層住居専用地域(景観地区、風致地区を除く) ・第二種中高層住居専用地域 ・近隣商業地域(景観地区を除く北鎌倉駅周辺) 第2種高度地区 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域(第1種高度地区及び景観地区を除く) 第3種高度地区 ・準工業地域 ・工業地域(柏尾川以南) 第4種高度地区 ・商業地域 ・工業専用地域 ・工業地域(柏尾川以北)
面積	第1種高度地区:約344ha 第2種高度地区:約309ha 第3種高度地区:約181ha 第4種高度地区:約71ha
制限内容	第1種高度地区:建築物の高さの最高限度は、15mとする。 第2種高度地区:建築物の高さの最高限度は、20mとする。 第3種高度地区:建築物の高さの最高限度は、31mとする。ただし、工業系建築物以外の建物は20mとする。 第4種高度地区:建築物の高さの最高限度は、31mとする。

図 景観地区・風致地区指定区域

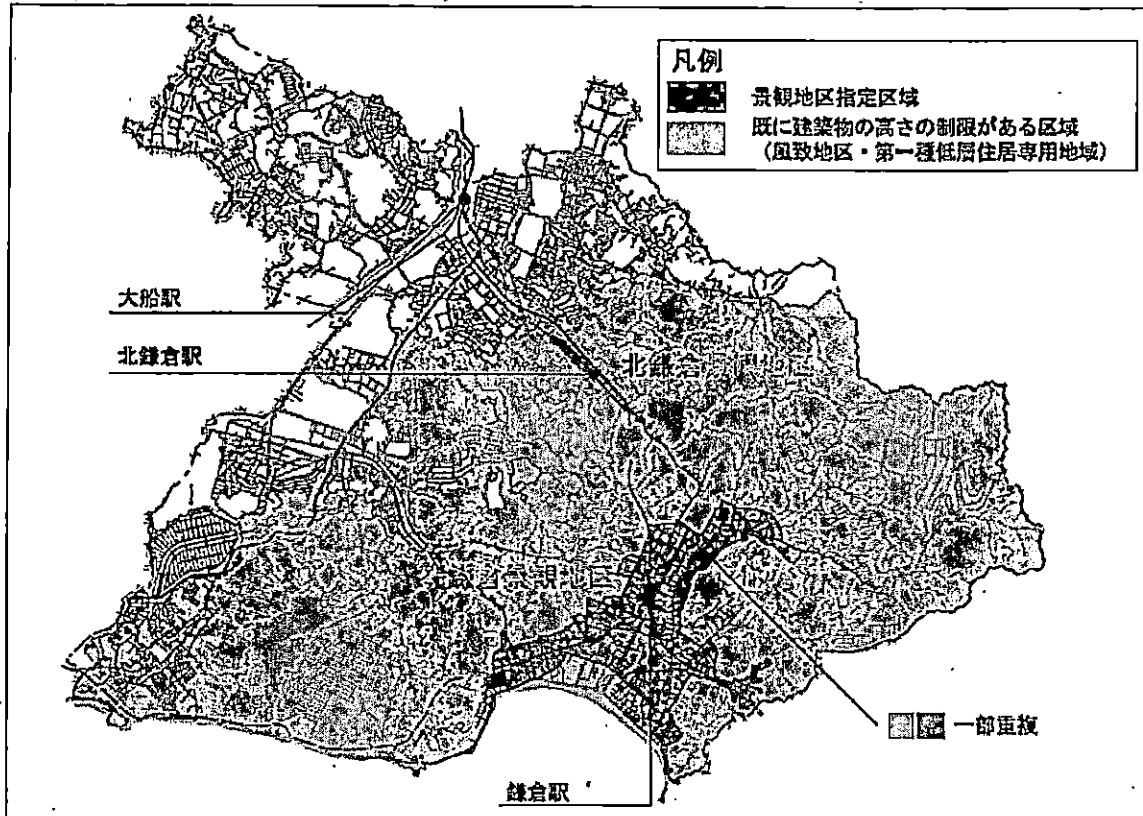
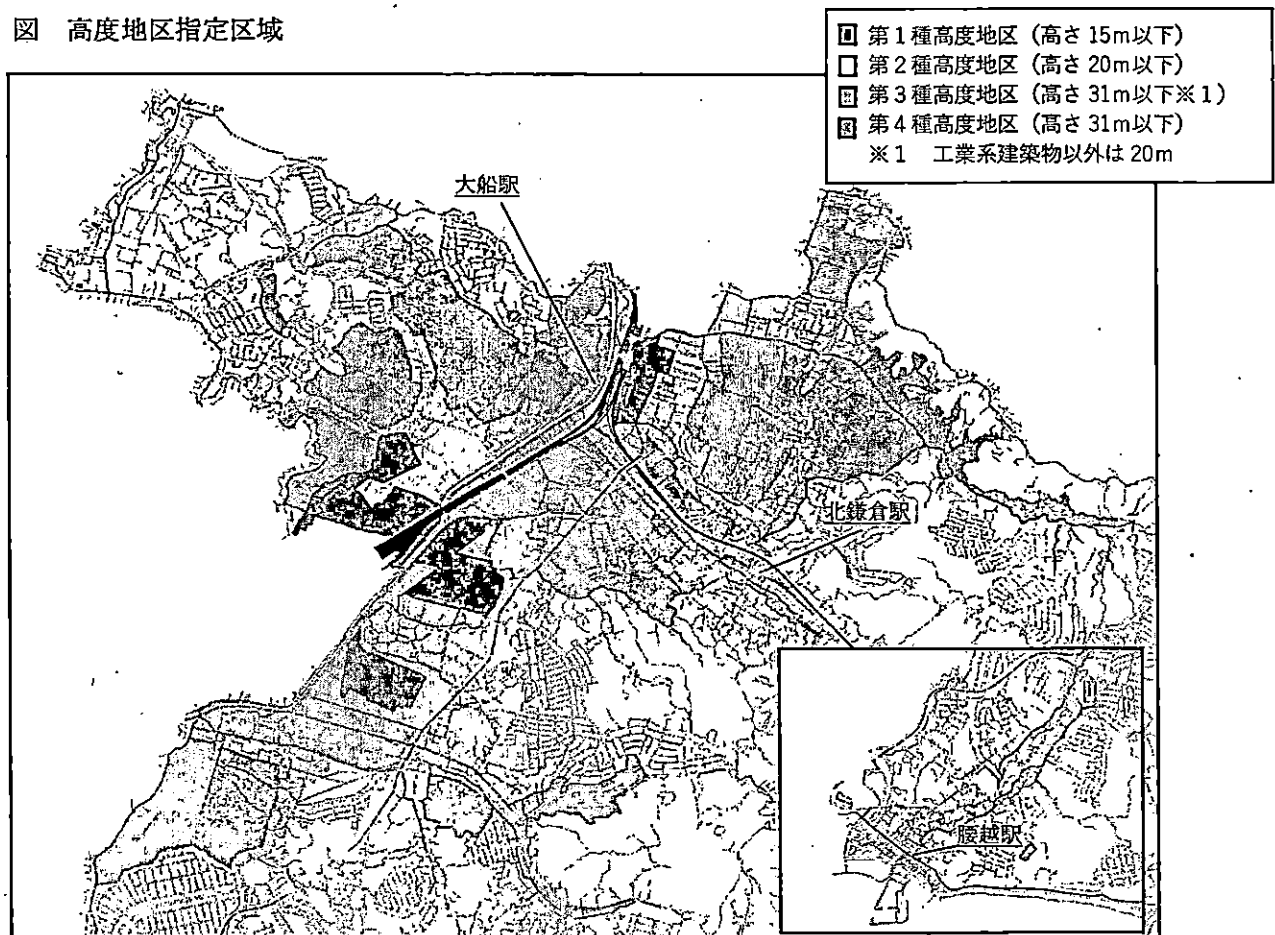


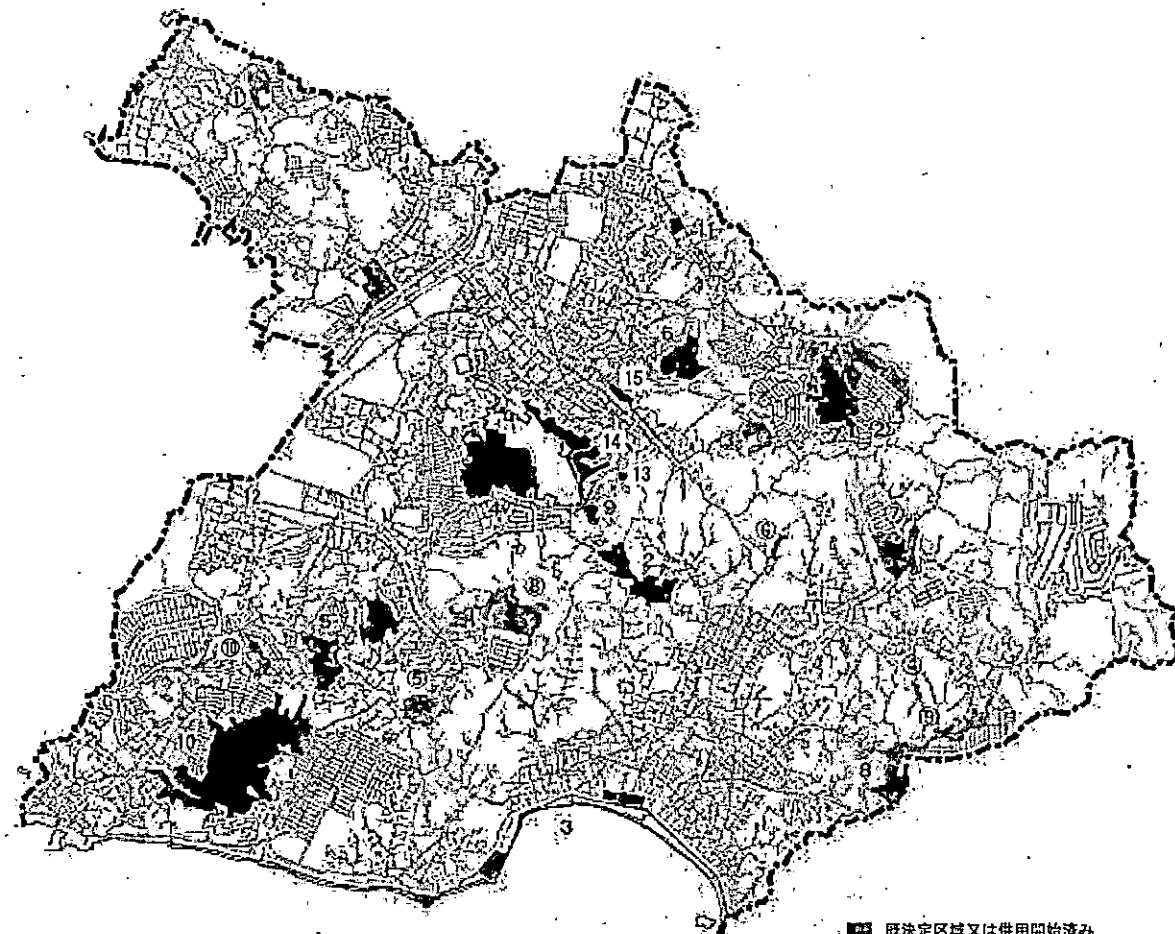
図 高度地区指定区域



(2) 主な都市計画公園・都市公園

1) 主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の状況

○供用されている主な都市計画公園・都市公園、及び緑の基本計画で示す主な都市公園候補地は次のとおりです。



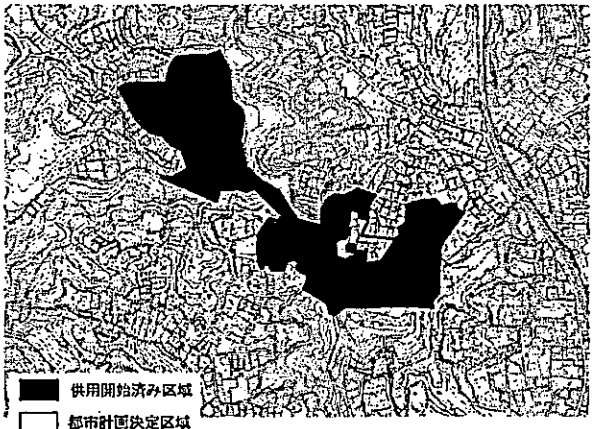
- 既決定区域又は供用開始済み
- 1 苗田公園(地区公園)
- 2 廻氏山公園(地区公園)
- 3 鎌倉海浜公園(総合公園)
- 4 鎌倉中央公園(風致公園)
- 5 夫婦池公園(風致公園)
- 6 六国見山森林公園(風致公園)
- 7 散在ガ池森林公園(風致公園)
- 8 浄明寺緑地(都市緑地)
- 9 山ノ内西瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 10 鎌倉広町緑地(都市林)
- 11 岩瀬下関防災公園
- 12 苗田一丁目公園
- 13 山ノ内東瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 14 山崎・台峯緑地(都市緑地)
- 15 山ノ内宮下小路緑地(都市緑地)
- 候補地
- ① (仮称) 関谷公園(地区公園)
- ② 散在ガ池森林公園(風致公園)
- ③ (仮称) 明月荘公園(風致公園)
- ④ (仮称) 葎頂宮公園(風致公園)
- ⑤ (仮称) 扇湖山荘公園(風致公園)
- ⑥ (仮称) 御谷公園(歴史公園)
- ⑦ (仮称) 永福寺公園(歴史公園)
- ⑧ (仮称) 北条氏常世亭公園(歴史公園)
- ⑨ 浄明寺緑地(都市緑地)
- ⑩ (仮称) 磯越2号緑地(都市緑地)

■ 県立フラワーセンター・大船植物園


①主な都市計画公園、または供用している主な都市公園の区域

○主な都市計画公園等の区域等は次のとおりです。

■地区公園

名称	都市計画決定・面積(約ha)		供用開始・面積(約ha)		所在地
源氏山公園	S31. 9. 24(当初決定)	9. 54	S41. 10. 20	9. 5	扇ガ谷一丁目地 内 外
	S50. 9. 9(名称変更)	9. 5		※0. 3haは都市 計画公園区域外	
【都市計画決定の理由】			 <p>● 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		
<p>・鎌倉市は観光都市として広く知られ四季を通じて観光客の多い都市であるが近年の人口の急増に伴い公園施設の整備に対する要請が強いのでここに源氏山公園を都市計画として決定し、これが整備と相まって市民の慰楽、保健の用に供そうとするものです。</p>					

※源氏山公園は、特殊公園(風致公園)として都市計画決定。

名称	都市計画決定・面積(約ha)		供用開始・面積(約ha)		所在地	
笛田公園	S41. 3. 2(当初決定)	5. 2	S52. 6. 1	0. 34	笛田三丁目地内 外	
	S50. 9. 9(区域拡大)	5. 5		S54. 11. 1		1. 52
	(名称変更)			S55. 5. 20		1. 87
	S54. 2. 27(区域拡大)	5. 9		H18. 4. 1		5. 9
【都市計画決定の理由】			 <p>● 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>			
<p>・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、本公園を設置しようとするものです。</p>						

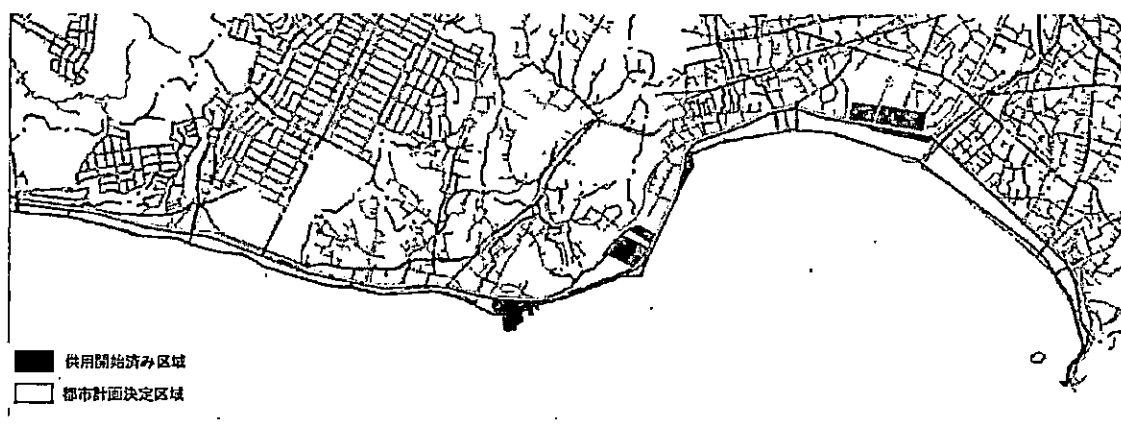
※笛田公園は、運動公園として都市計画決定。

■総合公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31. 9. 24(当初決定)	52.5	S41. 10. 20	4.15	由比ガ浜四丁目地内 外
	S41. 3. 2(区域変更)	31.6	S57. 6. 1	4.46	
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. 1	6.63	
	R元. 6. 14 (名称及び区域変更)	28.2	H14. 4. 26	7.0	

【都市計画決定の理由】

・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 28.2ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。

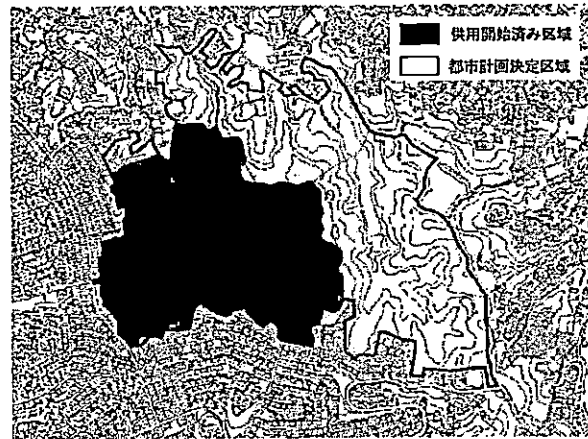


■風致公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41. 3. 2(当初決定)	23.6	H 9. 6. 1	8.5	山崎字清水塚地内 外
	S45. 3. 31(区域変更)	23.7	H16. 4. 1	23.7	
	S50. 9. 9(名称変更)				
	S55. 2. 15(区域変更)				
	H19. 11. 16(区域変更)	51.2			

【都市計画決定の理由】

・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。




名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
夫婦池公園	H 9. 9. 2	7.7	H21. 4. 1	6.5	鎌倉山二丁目地内 外
			H30. 5. 21	6.6	

【都市計画決定の理由】

・当公園は、夫婦池及びその周辺の湿地、樹林地等の自然を活かし、市民の憩いの場、散策の場として整備するとともに、樹林の保全を図るため、設置するものです。



名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
六国見山森林公園	H14. 8. 8	6.9	H19. 4. 1	6.9	高野地内 外
【都市計画決定の理由】			 <p>● 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		
<p>・かつて山頂より六つの国(相模・武蔵・伊豆・上総・下総・安房)が望め、また西には富士山、北には筑波山を眺望できたということからも山頂からの眺望が良く、戦後の大規模な宅地造成が行われた中で宅地に囲まれるように残された貴重な緑であり、自然とのふれあいを大切にした都市公園の設置を目的として設置するものです。</p> <p>※六国見山森林公園の展望台は、六国見山の山頂とは位置が異なります。</p>					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1	12.8	今泉台七丁目地内 外
			S61. 4. 1	12.9	
【整備の方針等】			 <p>● 供用開始済み区域 □ 都市計画決定区域</p>		
<p>・鎌倉市の北部に位置する散在ヶ池とそれを取り囲む森林を、自然を尊重しながら整備し、保全管理を行うことによって、県民や地元の皆さんに、身近に、しかも快適に、緑や自然にふれあう憩いの場を提供することを目的として、神奈川県と鎌倉市が協力のうえ整備を図ることをしています。</p>					

■都市林

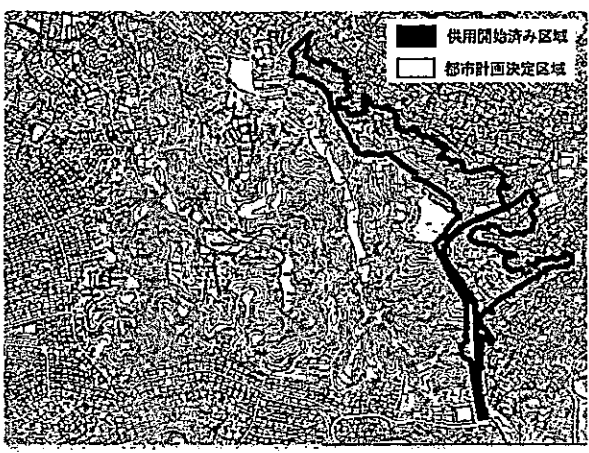
名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
	H 17. 6. 28	48.1	H27. 4. 1 H30. 5. 21	48.0 48.0	
鎌倉広町緑地					腰越地内 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市の西部に位置し、丘陵の樹林、谷戸、水系からなる豊かな自然環境を有し、動植物の生息生育地である大規模な樹林地であり、都市の骨格を形成する緑地となっていることから、良好な自然的環境の保全を図ることを目的としています。 					


■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
	—	—	H 3. 3. 1	4.24	
浄明寺緑地					浄明寺六丁目地内 外
<p>【整備の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の緑地として、古都鎌倉における景観の緑として、重要な位置にあり、緑地として保全し、質の向上を図るとともに、市民が親しめる緑の空間として、緑地の機能を損なわない範囲の軽微な施設を配置し、容易に緑に触れることのできる緑地として整備するものです。 					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内西瓜ヶ谷緑地	H21. 12. 16	1.4	H26. 6. 1 H29. 6. 15	1.3 1.4	山ノ内西瓜ヶ谷地内
【都市計画決定の理由】 ・山ノ内西瓜ヶ谷緑地は、鎌倉市の中心部に位置し、周辺の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を目的としています。					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内東瓜ヶ谷緑地	—	—	H29. 6. 15	0.3	山ノ内東瓜ヶ谷地内
【整備の方針】 ・緑地の機能を損なわない範囲で活用するための整備を行い、身近な生活空間における緑の充実を図ります。					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
山崎・台峯緑地	H31.2.6	8.6	山ノ内台字西ノ台 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を図るものです。</p>		 <p>Legend: ■ 供用開始済み区域 (Supply started area), □ 都市計画決定区域 (Urban planning designated area)</p>	

名称	都市計画決定・面積(約 ha)	供用開始・面積(約 ha)	所在地
山ノ内宮下小路緑地	R元.12.2	0.31	山ノ内字宮下小路地内
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・旧鎌倉地域の玄関口を特色付ける景観としての JR 横須賀線からの車窓景観を形成する樹林地で、歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、近郊緑地保全区域などとの緑のネットワーク軸を支える緑の市街地の形成上、重要な緑地であるため、良好な自然的環境の保全を図るものです。</p>		 <p>Legend: ■ 供用開始済み区域 (Supply started area), □ 都市計画決定区域 (Urban planning designated area)</p>	

(3) 緑の基本計画で設定する区域

1) 保全配慮地区

○保全配慮地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。

保全配慮地区内で建築等をご計画の皆様へ

鎌倉市

緑地の保全に対する配慮のお願い

平成23年9月に改訂した鎌倉市緑の基本計画では、都市緑地法に基づく「保全配慮地区」を設定しています。

保全配慮地区は、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行う地区ではありませんが、土地所有者はじめ市民の協力のもとに、緑のネットワークの形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、緑地の保全に配慮したきめ細かい施策を展開すべき地区です。

保全配慮地区に設定されている地区内で、開発事業や建築等をご計画される際には、次の事項について格段のご配慮をお願いいたします。

【配慮をお願いする事項】

- 1 建築敷地以外に一定規模以上の良好な緑地を所有されているときは、保全にご協力ください。
なお、保存樹木の指定（面積が500㎡以上）や緑地保全契約の締結（面積が概ね1,000㎡以上）などの保全制度があり、指定等に併し、保全の支援等のために奨励金を交付いたします。該当する緑地があれば、ご相談ください。
- 2 敷地内に既存の樹木があれば、土地利用に支障のない範囲で、残してください。
なお、高さが15m以上であるなど一定の基準に適合する樹木であれば、保存樹木に指定し、保全の支援のため奨励金を交付いたします。該当する樹木があれば、ご相談ください。
- 3 建築等に併し、敷地内にできる限り多くの樹木等を植栽するとともに、使用する樹木等は、周辺の緑地を構成するものや鎌倉在来のものを中心に使用してください。
- 4 敷地が道路に接する部分を緑化する場合に、一定の要件に合えば、その経費の一部を補助する制度（鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業[※]）もありますので、活用してください。

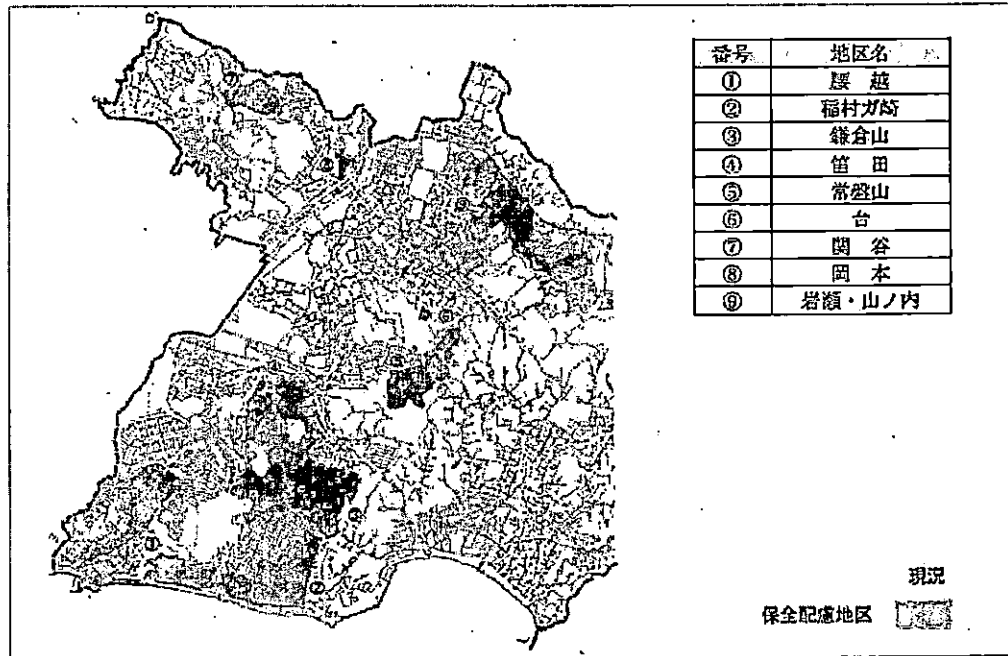
（事務担当：都市景観部みどり課 電話 0467-61-3486）

この文書または保全配慮地区についてご不明な内容等がございましたら、担当までお問い合わせください。

[※] 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の規定による接道緑化は対象外です。その他要件等についてはご相談ください。

(参考)

●保全配慮地区の概ねの位置
(鎌倉市緑の基本計画 163 頁の図を反映させたものです。)



●鎌倉在来の樹木等について

- 保全配慮地区内では、周辺の緑地と地区内の緑との良好な緑のネットワークが形成できるように、建築敷地内での緑化及び使用する樹木等についてご配慮をお願いします。
- 樹木等は、できるだけ鎌倉在来のものを中心にした種類を使用してください。
- 高木として分類している樹種については、将来の良好な景観形成に寄与すると考えられるため、特にご配慮をお願いします。
- なお、「腰越地区」「福村ガ崎地区」の特に海岸近くの潮風の強く当たる土地では、樹種の特性としての「耐潮性」に気をつけてください。一般的に耐潮性が強いとされているものには○を、弱いとされているものには×を付けていますので参考にしてください。

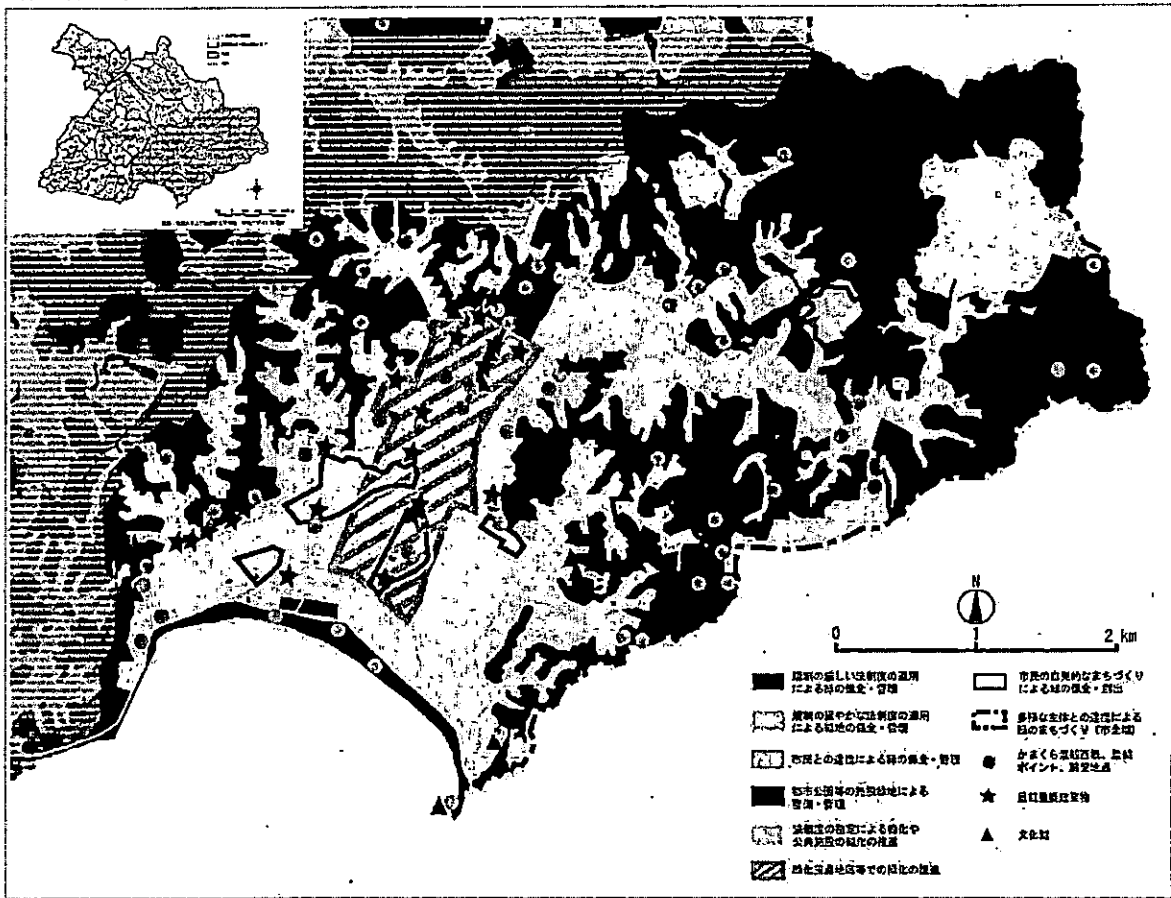
(参考：保全配慮地区で使用していただきたい樹種等)

分類		樹種等
高木	針葉樹	イヌマキ○、カヤ○、クロマツ○
	常緑 広葉樹	アラカシ○、クログネモチ○、シラカシ○、スタジイ○、タブノキ○、モチノキ○、モッコク○、ヤマモモ○
	落葉 広葉樹	イヌシデ×、イロハモミジ×、エゴノキ○、エノキ○、オオシマザクラ○、クスギ、ケヤキ×、コナラ×、ヤマザクラ×
	中木	アオキ○、イヌツゲ○、ウバメガシ○、カクレミノ○、カナメモチ○、キンモクセイ、ゲッケイジュ○、サザンカ○、サンゴジュ○、トベラ○、ネズミモチ○、ヒイラギ○、ヒイラギモクセイ○、ヤブツバキ○
低木	落葉	ウメ○、カイドウ、シモクレン、ムクゲ
	常緑	アセビ、カンツバキ○、シャリンバイ○、ジンチョウゲ、ツツジ・サツキ類、ナンテン、ハクチョウゲ×、ハマヒサカキ○、ヒイラギナンテン、ヒサカキ○、マサキ○、マルバシャリンバイ○、ヤツデ○
	落葉	アジサイ×、ウツギ、ガクアジサイ○、タニウツギ、ドウダンツツジ×、ハギ、ボケ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョウ
地被類		シャガ、ヤブラン○、ジャノヒゲ○、ユキノシタ、ツワブキ○

4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績

(1) 滑川流域

■緑の保全等の方針図



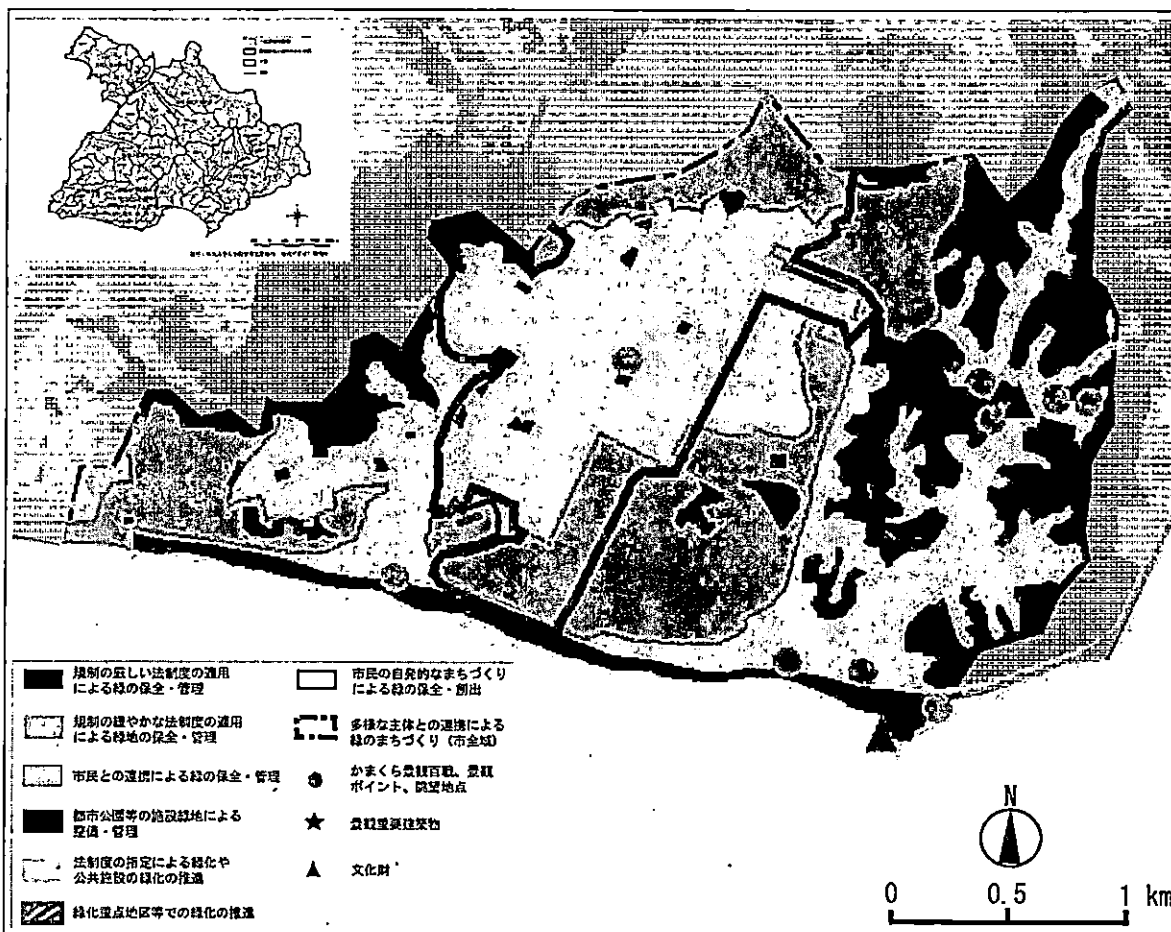
■主な取り組みの内容

区分	項目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 205.6ha です。(令和元年度 10,256.83 m²買入れ：数値は市内全域) 鎌倉近郊緑地特別保全地区内で買入れ申出されている土地の一部 29,197.92 m²を買い入れました(面積は市内全域)。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	

区 分	項 目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月20日、史跡朝夷奈切通の一部(580.82㎡)を買い入れました。 ・八幡宮、山ノ内・今泉地区で樹林管理事業を実施し、枝払い、伐採を行いました。 ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」、「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。 ・令和元年11月23日、源氏山公園のトイレを改築し、供用開始しました。 ・令和2年3月24日に、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区にあずまやを設置しました。 ・鎌倉海浜公園の都市計画変更を行いました。(飯島地区(一部)の廃止) ・令和2年8月2日、鎌倉駅西口駅前時計台広場の工事を開始しました。
行政が主体となる主な取り組み	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で87件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・かまくら緑の会が、若宮大路でみどりのボランティアとして、花苗の植えつけを行いました。
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。 ・鎌倉風致保存会が、十二所果樹園、御谷山林、史跡及び寺社所有緑地等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を22回実施しました(参加者数603名)。 ・鎌倉風致保存会が、緑地保存のため平成18年1月に取得した十二所果樹園については、市民の憩いの場としての環境整備を進める中で、平成20年度より通年開園とし、梅・栗の一般市民への販売を行っています。 ・鎌倉風致保存会が、昭和58年に保存会が保存建造物に指定し、平成21年に鎌倉市景観重要建築物に指定された大佛次郎茶亭の維持・管理を助成しました。また、春・秋各1日間茶亭を一般公開(入場者数806人)して保存会活動の普及・啓発を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・笹目町や大町の個人宅でオープン・ガーデンを実施している事例があります。 ・まち並みのみどりの奨励事業により、3件、植栽延長38.0mの接道緑化について、補助金を交付しました。(内、補助率が2/3になる接道緑化の補助件数は2件でした(危険ブロック塀等補助金の交付を受けてブロック塀等を除却する者で危険ブロック塀等補助金交付決定後、1年以内に当該補助金の交付対象となったブロック塀等にかえて建物敷地等に接道緑化を行ったため及び自主まちづくり計画策定地区の区域のため)。 ・公園愛護会として89団体、157公園で、街路樹愛護会として21団体、37路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域)

(2) 極楽寺川流域

■ 緑の保全等の方針



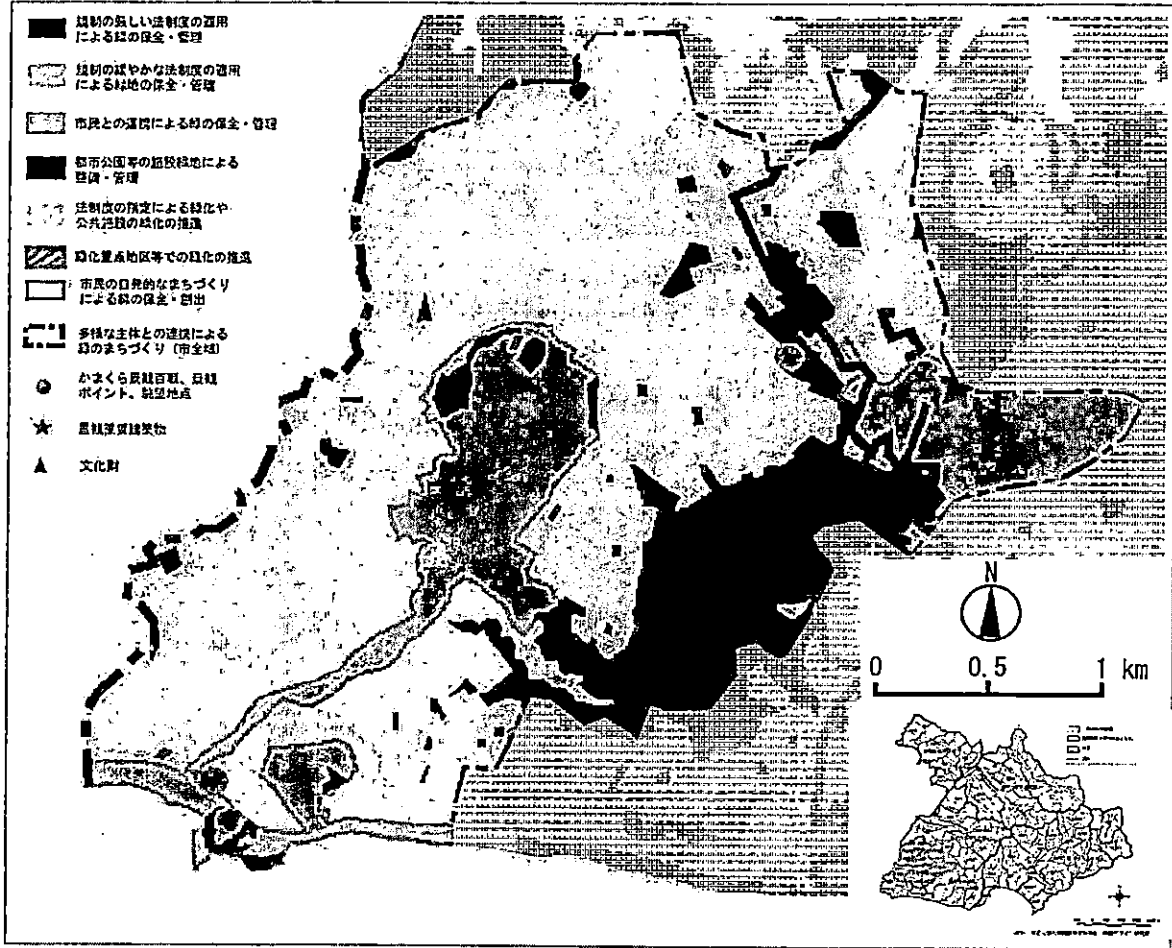
■ 主な取り組みの内容

区分	項目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	令和元年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は205.6haです。(令和元年度10,256.83㎡買入れ；数値は市内全域)
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	

区 分	項 目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」、「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。 ・令和元年台風第19号で、波による浸食被害のあった公園予定地について、早急に対応する必要があったため、緊急修繕を1件行いました。 ・鎌倉海浜公園の都市計画変更を行いました。（金山地区の廃止）
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました（件数は市内全域）。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、1 件、植栽延長 5.4m の接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として 89 団体、157 公園で、街路樹愛護会として 21 団体、37 路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。（数値は市内全域）


(3) 神戸川流域

■緑の保全等の方針



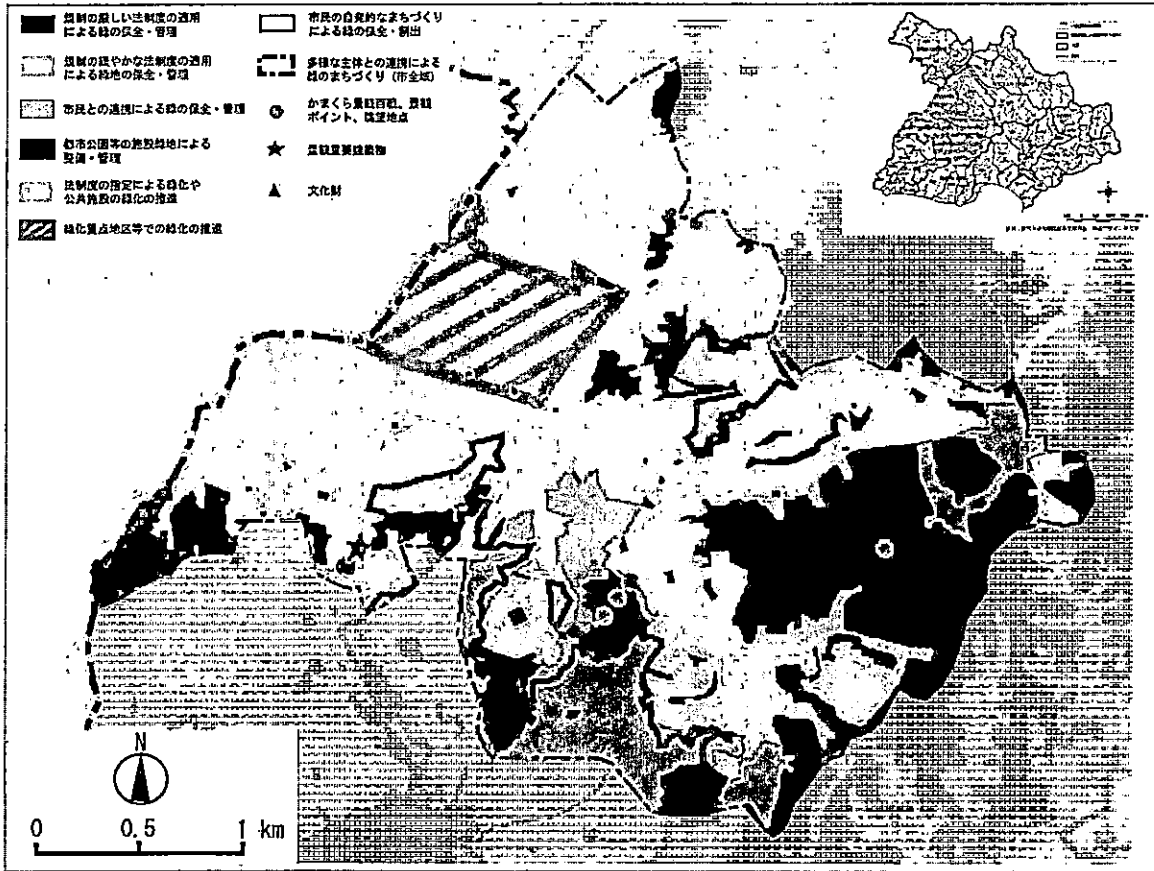
■主な取り組みの内容

区分	項目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	—
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	—
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。

区分	項目	令和元年度の主な実績等
市民等との連携による緑の保全・管理 主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 12 月 26 日、鎌倉市都市公園指定管理者選定委員会における審議の結果、平成 31 年度から 36 年度までの指定管理者を「鎌倉広町パートナーズ」に指定しました。  <p>鎌倉広町緑地の事務所前に集う人々</p>
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> 自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉広町緑地で、「広町 5 つの会」を中心として田や畑等の管理作業やモニタリング、同会を中心とした収穫祭実行委員会の主催による、収穫祭が行われました。 まち並みのみどりの奨励事業により、1 件、植栽延長 4.0m の接道緑化について、補助金を交付しました。 公園愛護会として 89 団体、157 公園で、街路樹愛護会として 21 団体、37 路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。（数値は市内全域）

(4) 柏尾川左岸下流域

■緑の保全等の方針



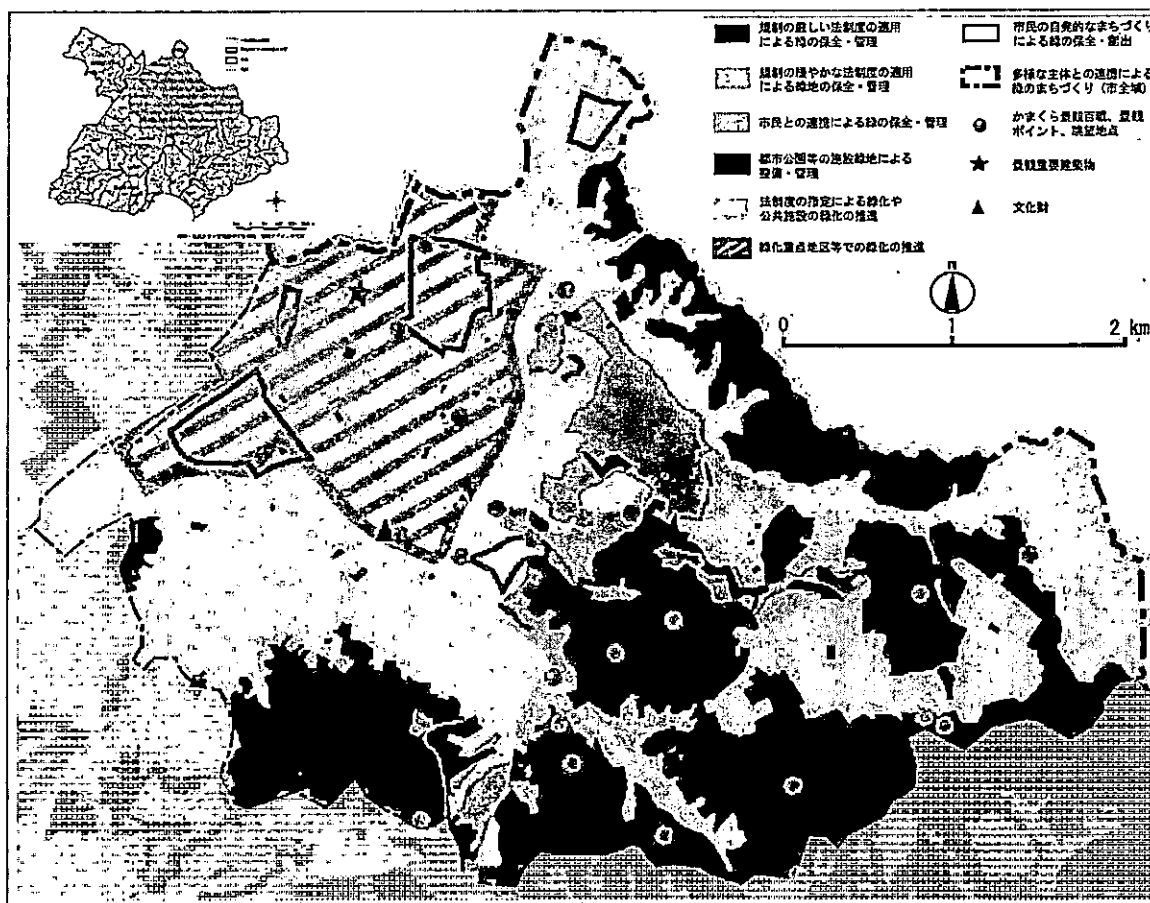
■主な取り組みの内容

区 分	項 目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 205.6ha です。(令和元年度 10,256.83㎡買入れ：数値は市内全域) 常盤山特別緑地保全地区内の市有地で確保緑地の適正整備事業を実施しました。
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—

区 分	項 目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	・令和2年3月13日、笛田公園の防球ネットを新設、クッションウォールを修繕しました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・開発事業区域内で87件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による緑の保全・管理 主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	・鎌倉風致保存会及びNPO鎌倉みどりのレンジャーが緑地管理作業等を(仮称)常盤緑地で行いました。
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	・まち並みのみどりの奨励事業により、3件、植栽延長26.7mの接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として89団体、157公園で、街路樹愛護会として21団体、37路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域) ・鎌倉風致保存会が緑地保存事業及び普及啓発活動事業として、史跡北条氏常盤亭跡等での、会員・ボランティアによる維持管理作業を実施しました。

(5) 柏尾川左岸上流域

■緑の保全等の方針

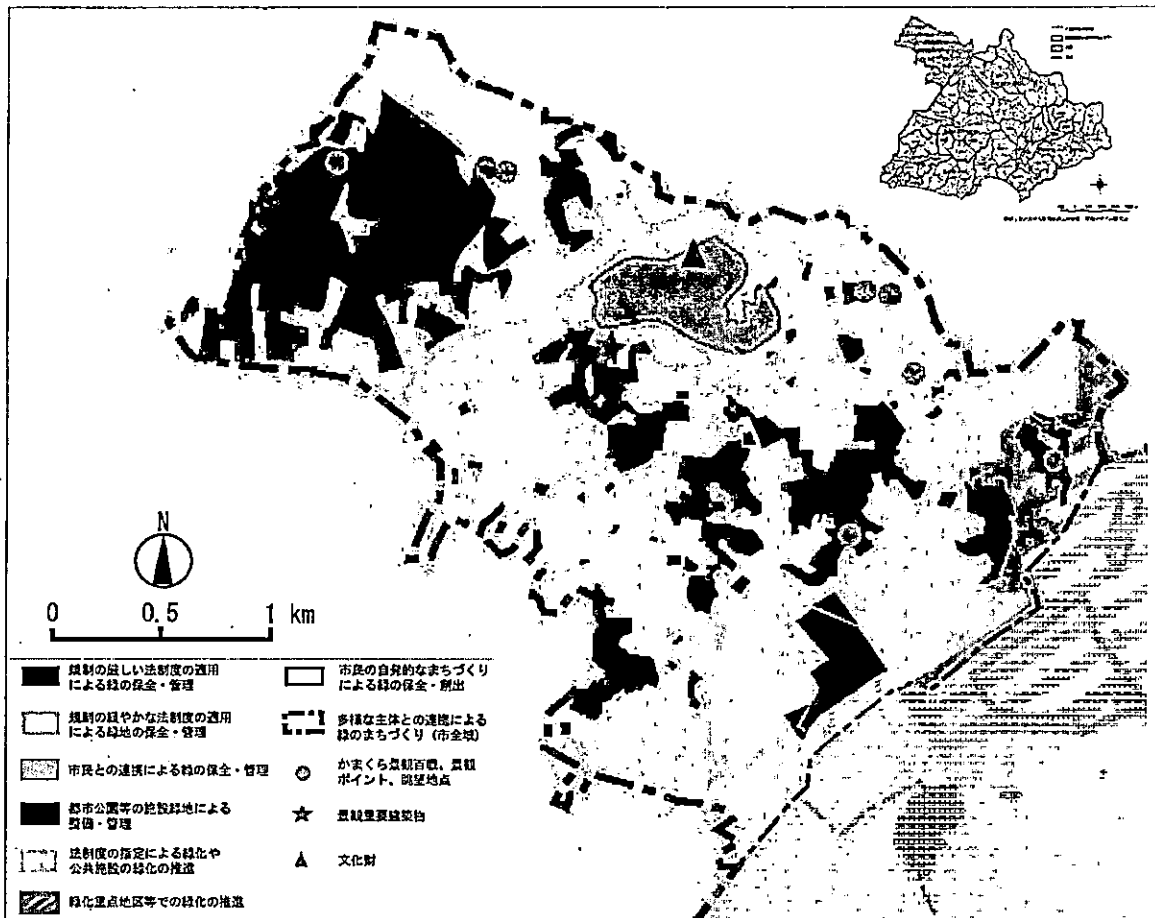


■主な取り組みの内容

区分	項目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	令和元年度末までに、神奈川県が買い入れた、歴史的風土特別保存地区内の土地の合計面積は 205.6ha です。(令和元年度 10,256.83 m ² 買入れ：数値は市内全域)
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	

区 分	項 目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	都市公園等の施設緑地による整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき策定した「樹林の整備の方針」「危険木等の判定基準」に沿って、県有地において、危険木の伐採を行いました。 ・樹林管理事業として、八幡宮、山ノ内・今泉地区で樹林管理事業を実施し、枝払い、伐採を行いました。 ・鎌倉中央公園に新たにアスレチック遊具を2基設置しました。 ・(仮称)山崎・台峯緑地整備工事における南管理事務所の外構工事等を行いました。 ・鎌倉中央公園拡大区域(台峯)で、1,156.00㎡の用地を取得し、用地取得率は92.7%となりました。 ・(仮称)山崎・台峯緑地の都市緑地部分で、5,359.94㎡の用地を取得しました。 ・山崎・台峯緑地の都市計画事業認可を取得しました。 ・山ノ内宮下小路緑地の都市計画決定を行いました。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業区域内で87件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。
市民等との連携による主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑化まつり(鎌倉中央公園フェスティバルと同時開催)を開催しました。 ・市遊休農地解消対策協議会による手広地区の農地復元実践活動に、三菱電機株式会社社員が社会貢献活動として参加しました。
	緑化重点地区等での緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・砂押川プロムナード桜愛護会がさくら祭りの開催、砂押川の桜の現況調査、枯れ枝等の伐採処分を行いました。
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・自主まちづくり計画を策定している団体が、公園清掃等の活動を行いました。
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、2件、植栽延長25.6mの接道緑化について、補助金を交付しました。 ・公園愛護会として89団体、157公園で、街路樹愛護会として21団体、37路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域)

(6) 柏尾川右岸流域
 ■緑の保全等の方針



■主な取り組みの内容

区分	項目	令和元年度の主な実績等
行政が主体となる主な取り組み	規制の厳しい法制度の適用による緑の保全・管理	—
	比較的規制の緩やかな法制度の適用による緑地の保全・管理	—
	都市公園等の施設緑地による整備・管理	・植木 1 号市民緑地について、市民緑地の範囲及び契約年数を変更した市民緑地契約を締結しました(契約期間:令和 19 年 10 月 24 日まで)。
	法制度の指定による緑化や公共施設の緑化の推進	・開発事業区域内で 87 件の緑化協議を行いました(件数は市内全域)。

区分	項目	令和元年度の主な実績等
市民等との連携による緑の保全・管理 主な取り組み	市民との連携による緑の保全・管理	—
	緑化重点地区等での緑化の推進	—
	市民の自発的なまちづくりによる緑の保全・創出	—
	多様な主体との連携による緑のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会として 89 団体、157 公園で、街路樹愛護会として 21 団体、37 路線で活動しており、街区公園や街路樹の維持・管理が自主的に行われています。(数値は市内全域) ・平成 24 年 4 月、植木 1 号市民緑地を対象として、市民緑地愛護会が設立され、会員による愛護活動が行われています。



市民緑地愛護会による維持管理作業
(写真提供：玉縄城緑地愛護会)

MEMO

○鎌倉市緑の基本計画 リーディング・プロジェクトと各施策・事業の関係

・リーディング・プロジェクトを踏まえ、各施策の実現のために、すべての事業を活用することとしている。(緑の基本計画施策の体系の考え方)

リーディング・プロジェクト		施策	制度・事業
緑の将来都市像実現に向けた取り組み	リーディング・プロジェクト	計画推進のための施策 (施策の考え方)	計画実現のための 制度・事業
<ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化を守る緑の施策 ○生き物を育む緑の施策 ○暮らしを支え豊かにする緑の施策 ○交流とふれあいを広げる緑の施策 ○美しい景観をつくる緑の施策 ○環境負荷を和らげる緑の施策 ○安全を高める緑の施策 	<p>緑地の確保</p> <p>緑の質の充実</p> <p>緑のネットワークの形成</p>	<p>保全すべき緑地の確保の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史文化を守る緑を保全・継承する ○首都圏の緑を保全する ○都市の骨格的緑地を保全・整備する ○身近な緑を保全・整備する ○歴史的な遺跡を保存・整備・活用する ○農地を保全・活用する ○緑地の質の充実を図る <p>都市公園等の整備の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩いて行ける範囲の緑を整備する ○住民全般の利用に供する緑を整備する ○都市の骨格的緑地を保全・整備する ○歴史的な遺跡、風致・景観に優れた緑を保存・整備・活用する ○身近な緑を保全・整備する ○保全・整備した空間の質の充実を図る <p>緑化推進の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街地の緑を豊かにする ○公共空間を緑化する ○緑化の質を高める <p>連携の推進の施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑を保全・育成する ○緑の知識を普及し、緑を次世代に引き継ぐ ○市民等の緑化意識を高揚する ○緑をつなぎ手として、多様な主体と連携する 	<p>施策を横断して活用できる制度・事業</p> <p>既存事業</p> <p>新たな事業、制度構築等の方向性</p> <p>緑地保全に係る法制度 ・法制度に基づく契約・協定等 ・市独自の緑地保全等に係る制度 ・緑地保全財源の確保等 ・緑地の質の充実 ・都市公園等としての保全・整備等 ・緑の創出に係る法制度 ・公共施設の緑化 ・市民が主体となる緑化への支援 ・緑化推進団体等の育成と連携 ・古都鎌倉の緑の知識の普及 ・緑に対する意識の高揚</p>

○緑の基本計画推進のための制度・事業に係る課題等の整理

課題整理の対象とする事業以外の事業等

〈施策 保全すべき緑地の確保〉

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
緑地保全に係る法制度	歴史的風土保存区域・特別保存地区	現行歴史的風土特別保存地区以外の歴史的風土保存区域の重要な樹林地部分の指定拡大を国・県に要請。	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土保存区域約 989ha 指定(国指定) 歴史的風土特別保存地区約 573.6ha 指定(県指定) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別保存地区指定拡大候補地が未指定(指定権者:県) 神奈川県内の財政環境を考慮した取り組みが求められる。 	
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に取り組む。	平成18年の近郊緑地保全区域の拡大(鎌倉市域分51ha)、平成23年の特別保全地区の指定(131ha)で、指定に係る施策・事業は完了。	<ul style="list-style-type: none"> 第2次一括法施行に伴う都市緑地法改正で県から市へ財源移譲なく事務移譲された、土地買入れ申出対応について、今後数年間をかけて土地の買入れを行う必要がある。 買入れ地の適切な維持管理が必要である。 	買入れた土地を含め、近郊緑地保全区域全体を法に沿って保全するために、国県市の適切な役割分担に基づく具体的取り組みが求められる。
	特別緑地保全地区	特別緑地保全地区の候補地の指定に向けた取り組みを進める。	特別緑地保全地区 11箇所約 49.4ha 指定(県1箇所、市10箇所指定)	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画で示している特別緑地保全地区指定候補地8箇所が未指定 既に指定の取り組みの一環として、緑地の一部を買い入れるなどした地区の指定の方向性を検討する必要がある。 買入れ申出が増加することによる指定事業の停滞 買入れ地の適切な維持管理が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい財政環境を踏まえ、将来的な土地買入れ申出を想定した指定の取り組みが必要。 同様の理由で、都市緑地法の改正により、市が指定権者となり、土地買入れに係る事務も行うことになった10haを超える地区(龍宝寺地区・手広地区)の指定について、慎重な取り組みが必要となるため、指定の必要性を含めた検討が求められる。
	農用地区域	農用地区域の指定により、農地の保全を図る。	農用地区域約 46.9ha 指定	—	—
	生産緑地地区	指定の継続を図る。	生産緑地地区約 17.1ha 指定	法改正対応	—

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
都市公園として の保全・整備等	(都市公園の整備に重複)				
法制度に基づく契約・協定等	市民農園	土地所有者の協力を得て、整備を行う。	市民農園4箇所(4,725㎡)		
	市民緑地契約	法制度の適用をめざす緑地や保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申出に基づいて、地域に公開された緑地を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> 制度運用開始(平成21年度) 市民緑地契約1箇所(4,994.37㎡) 		
市独自の緑地保全等に係る制度等	保存樹木・樹林制度・緑地保全契約・樹林管理事業	<p>緊急対応も含め、他の緑地保全に係る制度・事業の対象となる緑地の所有者への支援策として活用する。</p> <p>保存樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業について、効果的な制度運用・充実の方向性を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法制度適用前の緑地保全の緊急対応、特別緑地保全地区等の指定対象となる緑地の所有者への支援策として活用継続。 樹林管理事業の実施サイクルの見直しにより、平成29年度から毎年2地区ずつ3年1サイクルで所有者の要望に対応することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度以降、厳しい財政環境を踏まえ、継続的に奨励金を減額しており、制度の趣旨(緊急対応、土地所有者支援)を踏まえた事業継続の方向性を研究・検討する必要がある。 制度の趣旨を踏まえた上で、効果的な制度運用・充実の方向性を研究・検討する必要がある。 	
	緑地保全推進地区	<p>法制度適用の予定を踏まえた活用を進める。</p> <p>つなぎ策としての趣旨を踏まえ、将来の法制度適用の可能性を見極めて、指定の変更又は解除を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全推進地区7箇所指定 7箇所中5箇所を特別緑地保全地区等に指定 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則を一部改正し、当該地区のうち、より厳しい法指定等がある土地において行われる行為の規制については、法指定に行為規制を委ねることにより、手続きの簡素化と事務の合理化を図るとともに当該制度のつなぎ策としての役割を完結させるものとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 法指定までの「つなぎ策」との趣旨を踏まえた、指定解除、変更等の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 法指定の予定を踏まえた活用を進める。

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
市独自の緑地保全等に係る制度等	緑地寄附受け入れ基準	土地寄付受入フローに従い、個人、企業、団体等からの申出に対応する。	・土地寄付受入フロー策定(平成25年度)	—	—
	自主的なまちづくりの提案等による緑地保全(検討)	新たな取り組みとして運用をめざす。緑地は、市民が主体となった維持管理を原則とする。	—	・制度の確立と運用時期の見極めが必要	—
緑地保全財源の確保	緑地保全基金	必要な土地の買入れに活用する。基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討する。	・緑地保全基金一般寄附26,107,912円(直近5年間) ・県トラストによる助成	・平成22年度以降市費積立なし。 ・令和3年度頃基金の枯渇の見込み。 ・一般からの寄附金増加の取り組みが求められている。 ・他市の事例をふまえた確認の必要がある。 ・緑政審議会での報告、討議を踏まえた方向性の検討が必要。	・緑の基本計画実現に向けて、必要な財源の確保が必要。 ・柔軟な事業展開を踏まえて、基金の使途拡充を研究する必要がある。
	市民公募債	過去の実績を踏まえ、今後も必要に応じた活用を検討する。	・市民公募債借換債1,343,429,853円償還(平成21~令和元年度末)	・令和5年度まで毎年1億円+利息を緑地保全基金から償還中(令和3年基金が枯渇の見込み)。	
緑地の質の充実	確保緑地の適正整備事業	特別緑地保全地区に指定する等した緑地の適正な維持・管理の充実を図ります。	・確保緑地の適正整備事業継続(平成21年度~) ・緑化推進専門委員の報告によると、林床への日照が改善される等あった。	・予算の範囲内で事業を継続する必要がある。 ・対象となる緑地の活用の方向性を踏まえた管理目標を検討する必要がある。 ・森林環境譲与税の活用の方向性を見極める。 ・手入れ不足の緑地において、台風等による倒木やがけ崩れの発生を防ぐため、維持管理についての指針の作成や所有者に対する支援策を検討する。	・都市緑地法で、特別緑地保全地区として指定された緑地について、「良好な都市環境の形成」「健康で文化的な都市生活の確保」として、質の確保が求められているため、目的に合った取り組みが求められる。
	自然保護奨励金の交付	・県との連携による事務を行う。	・奨励金40件交付	—	—

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
緑地の質の充実	流域の自然環境調査等の推進(検討)	平成15年3月にまとめた自然環境調査とその調査実績を踏まえ、調査等を実施する方針を示す。	・保全対象緑地の自然環境調査(平成14年度) ・緑化推進専門委員による調査	・平成14年度以降自然環境調査未実施 ・財政状況を踏まえた定期的なモニタリングを行う必要がある。	
	緑地保全・管理の広域的対応	歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請する。 近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請する。	・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議参画(平成18年度～) ・緑のレンジャー等育成 ・各愛護会連携	・国・市の適正な役割分担の考え方に基づき、国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を継続的に要請していく必要がある。 ・法の趣旨に基づき、国・市の適正な役割分担による緑地保全・管理の取り組みについて、引き続き国県に要望していく必要がある。	

〈施策 都市公園の整備〉

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
都市公園としての保全・整備等	街区公園	街区公園の少ない地域を中心に配置を検討する。	・街区公園：235箇所 供用開始済み(計約21.6ha)	—	・街区公園老朽化による再整備の必要性 ・空白地区や統廃合を踏まえた再配置の検討の必要性
	近隣公園 地区公園	大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討する。 いわせ下関青少年広場を、防災機能を持った近隣公園として整備する。	・笛田公園、源氏山公園 供用開始済み(計約15.4ha) ・岩瀬下関防災公園、笛田一丁目公園 供用開始済み(計約1.4ha)	—	・(仮称)関谷公園 整備時期未定
	総合公園	鎌倉海浜公園を総合公園として整備する。	・鎌倉海浜公園一部 供用開始済み(約7ha) ・ <u>鎌倉海浜公園について、都市計画公園・緑地の見直し方針に沿った都市計画変更手続を行った。</u>	＝	＝

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
都市公園としての保全・整備等	風致公園・歴史公園	<p>鎌倉中央公園拡大区域の整備に取り組む。</p> <p>散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組む。</p> <p>旧華頂宮邸、扇湖山荘について、風致公園の整備に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>・風致公園4箇所供用開始済み(計約50.1ha)</p> <p>・鎌倉中央公園拡大区域都市計画決定(約27.5ha)</p>	<p>・鎌倉中央公園拡大区域(風致公園)等の整備に取り組む。</p>	<p>・旧華頂宮邸、扇湖山荘について、利活用の方向性を踏まえ、必要に応じて風致公園の整備に向けた取り組みが必要。</p>
		<p>史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)等を将来的に歴史公園として整備する。</p>	<p>・扇湖山荘を「鎌倉市公的不動産利活用推進方針」において、自然環境を生かした歴史・文化を継承する利活用(市民への開放を含む)と旧邸宅群の一つのシンボルとして先進的な活用(企業誘致や宿泊施設など)とする基本方針を定めた。</p> <p>・明月荘の木造平屋の母屋と茶室2棟が火災により全焼し今後、他の歴史的風土特別保存地区内の県有緑地と同様の保全を図ることを決定した。</p>	<p>・緑政審議会の意見を聴きながら、緑の基本計画における(仮称)明月荘公園の位置づけの妥当性を再検討する必要がある。</p>	<p>・重要な歴史文化遺産である史跡(御谷・北条氏常盤亭)を、将来的に歴史文化とふれあいが楽しめる施設とする方向性を見極める必要がある。</p> <p>・散在ガ池森林公園拡大の具体について検討する必要がある。</p>
	都市林	鎌倉広町緑地を都市林として整備する。	<p>・鎌倉広町緑地 H27 供用開始(約48.0ha)</p>	<p>・鎌倉広町緑地の全面開園に取り組む。</p>	—
都市緑地	<p>山ノ内西瓜ヶ谷緑地、山ノ内東瓜ヶ谷緑地を都市緑地として整備する。</p> <p>(仮称)山崎・台峯緑地、(仮称)腰越2号緑地、(仮称)山ノ内宮下小路2号緑地の都市緑地としての整備に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>・山ノ内西瓜ヶ谷緑地、山ノ内東瓜ヶ谷緑地供用開始済み(計約1.7ha)</p> <p>・平成23年緑の基本計画改訂で、山ノ内東瓜ヶ谷緑地、(仮称)山ノ内宮下小路2号緑地、(仮称)腰越2号緑地、(仮称)山崎・台峯緑地を都市緑地候補地に位置付け</p> <p>・<u>山崎・台峯緑地を都市計画決定(約8.6ha)</u>し、都市計画事業認可を取得</p> <p>・<u>山ノ内宮下小路緑地を都市計画決定(約0.31ha)</u></p>	<p>・山ノ内宮下小路緑地、山崎・台峯緑地の整備に取り組む。</p>		

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
都市公園としての保全・整備等「管理」	公園施設の長寿命に係る計画等の作成	既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して対策を進める。	・公園施設長寿命化計画策定(278公園) ・遊具修繕(平成26～令和元年度、45公園)	・長寿命化計画未策定の公園への対応が必要。 ・法改正対応	
	公園管理者以外の者による公園施設の設置・管理	新たに整備する公園についても活用を検討する。 ・指定管理者制度による公園管理を行う。	・指定管理者による公園管理継続(笛田公園・鎌倉広町緑地・その他都市公園)		
その他のオープンスペースの確保	まちづくり空地の整備	・まちづくり空地の設置を誘導する。	平成23～令和元年度、330㎡整備		
	遊歩道等の整備	・河川周辺のプロムナード化の推進等、都市公園・緑地・緑地一体となった遊歩道等の整備・充実を図る。 ・都市計画道路等の整備にあわせ、歩道の整備・充実を図る。	・歩道の整備 ・砂押川プロムナードにおける桜愛護活動		
歴史的風致の維持向上に関する制度	歴史的風致維持向上計画	・歴史的風致維持向上計画を推進する。	・歴史的風致維持向上計画策定		計画に位置づけた構成事業の着実な実施を行う必要がある。

〈施策 緑化の推進〉

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
緑の創出に係る法制度	緑化地域	緑化地域の指定候補地として位置付け、指定に向けた取り組みを進める。	・平成23年緑の基本計画改訂で、新たな候補地を設定	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に規定する緑化基準との整合が図れない課題を解決する方法を研究・検討する必要がある。	・緑化基準は、法の定めによるもののため、国及び緑化地域制度施行自治体等による、緑化地域制度連絡会に出席し、課題提起、研究に努める必要がある。

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
公共施設の緑化	風致地区・開発事業区域内等の緑化	風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進する。	平成23～令和元年度、738件の開発事業区域で緑化協議	—	—
	市民緑地設置管理計画認定制度	緑化重点地区内で、地域の住民団体等からの認定申請に基づき対応する。	法改正により制度名等変更	緑地保全・緑化推進法人指定事務等の確立が必要である。	
	道路の緑化	今後の都市計画道路などの整備にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を行う。	平成23～令和元年度、267本植栽	—	—
公共施設の緑化	河川環境の整備	鎌倉市雨水排水整備基本計画を基に、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進する。	砂押川桜保全再生の取り組み実施等	—	—
	公共建物等の緑化	敷地規模や施設の特徴にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進する。 住民提案による市街地の緑化と連携した緑化を推進する。	平成23～令和元年度、5,238本植栽	—	—
	鎌倉山桜並木保存計画	鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行う。	平成23～令和元年度、387本枝おろし等実施	—	—
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援する。 既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努める。	令和元年度までに、総延長24,975.7m、68,019本の樹木が植栽されています。 危険ブロック塀等除却費の補助と連携し、安全で景観に配慮されたまち並みを生み出すための事項を追加した(H29.4.1施行)。	予算の範囲内での効果的な制度運用を研究する必要がある。	街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の運用・充実について、研究する必要がある。
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行う。	まち並みのみどりの奨励事業補助率引き上げ	—	—
	オープン・ガーデンの支援(検討)	市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討する。	市内数カ所でオープン・ガーデンの取り組みあり。	行政の支援による過剰利用の懸念がある。 適切な支援方法について研究する必要がある。	

〈施策 連携の推進〉

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次(令和2年)に向けた短期的な課題	目標年次(令和12年)に向けた中長期的な課題
緑化推進団体等の育成と連携	トラスト運動との連携	トラスト運動等との連携を更に充実させ、緑地保全を推進する。	・鎌倉風致保存会、鎌倉市公園協会との連携継続、強化	・風致保存会との連携強化(運営費助成事業の継続)	—
緑化推進団体等の育成と連携	緑のレンジャー	緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施する。 子どもたちに自然の大切さを知ってもらうため、緑化推進団体等と連携し、自然観察や各種体験講座を実施する。	・緑のレンジャー等育成 ・平成23～令和元年度、ジュニア参加者 352名、シニア参加者 154名 ・シニアOBがNPO化(NPO法人鎌倉みどりのレンジャー) 会員数 76名	・講座の充実 ・NPO法人鎌倉みどりのレンジャーによる自発的活動の支援	—
	公園愛護会・街路樹愛護会	公園愛護会の育成に努め、街区公園の維持管理活動を実施する。 街路樹愛護会の育成に努め、街路樹の保護育成活動を実施、街路樹等に対する愛護思想の普及に努める。	・各愛護会連携 ・公園愛護会数：89団体(157公園) ・街路樹愛護会数：21団体(37路線)	・各種愛護会の充実	—
	市民緑地愛護会	市民緑地愛護会の育成に努め、市民緑地として公開されている緑地の維持管理活動を実施する。	・市民緑地愛護会制度運用 ・1団体が活動	—	—
	緑地保全・緑化推進法人	—	・法改正により名称等変更	・緑地保全・緑化推進法人指定事務等の確立が必要である。	—
古都鎌倉の緑の知識の普及	緑の学校等講習会	各種講習会の充実に努める。	・各事業継続 ・平成23～令和元年度、緑の学校受講者 417名	・講座充実の継続	・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討する。
	緑化窓口の充実	緑化窓口の充実に努め、樹木相談、緑化などの各種講習会に幅広く対応する。	・平成23～令和元年度、緑化相談件数 2,937件	—	—
	学校での環境教育との連携	教育活動との連携に努める。	—	—	—

事業体系	主な事業	基本的な方向性	事業の進捗・主な実績	中間年次（令和2年）に向けた短期的な課題	目標年次（令和12年）に向けた中長期的な課題
緑に対する意識の高揚	緑の情報提供の充実	実績等の公表と情報提供の充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市のみどり、概要版の公表 ・HPの充実、SNSの活用 	—	—
	緑のポスターコンクール等	各種のキャンペーンの充実に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のポスターコンクール事業継続 ・平成23～令和元年度、ポスターコンクール参加者数 <u>2,501</u>名 	・ポスターコンクール充実	・現在実施している事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討する。
	緑化まつりの開催	「鎌倉市緑化まつり」の充実等に努める。	・鎌倉市緑化まつり等を継続して開催	・緑化まつりの等の充実と継続	・現在実施している事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援していくことを検討する。
	緑の顕彰制度	鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制度の制定を検討します。	・表彰規則に沿った表彰等を実施	—	—

III 關係資料

1. 緑の現況に関する基礎資料

(1) 都市公園等施設緑地に関する資料

1) 都市計画公園等施設緑地一覧表

○街区公園(都市計画公園)^{※1}

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	公園名称	面積	供用開始	都市計画決定	所在地	備考
1	栄町	0.10	—	S31. 9. 24	大船四丁目 1044-139	区域変更 S50. 9. 9 大船駅周辺緑化重点地区
2	石原谷戸	0.26	S56. 6. 1	S58. 12. 15	関谷字石原谷戸 898-167	市街化調整区域
3	中村	0.12	S53. 7. 1	S58. 12. 15	城廻字中村 481-3	
4	清水小路	0.24	S54. 9. 1	S58. 12. 15	城廻字清水小路 771-19	
5	中村ひつじ	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	城廻字中村 423-149	
6	清水小路東	0.13	S55. 9. 1	S58. 12. 15	城廻字清水小路 668-27	
7	峯ノ下こじか	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	植木字峰ノ下 824-4	
8	長島ふな	0.08	S57. 6. 1	S58. 12. 15	上町屋字長島 550-5	
9	吉ガ沢かえで	0.07	S54. 9. 1	S58. 12. 15	今泉台三丁目 1136-546	
10	滝ノ入南	0.24	S53. 7. 1	S58. 12. 15	今泉台五丁目 1100-101	近郊緑地保全区域
11	亀ガ淵	0.10	S53. 7. 1	S58. 12. 15	二階堂字亀ガ淵 257-7	
12	長谷つくし	0.08	S56. 6. 1	S58. 12. 15	長谷一丁目 227-33	
13	一向堂	0.42	S56. 6. 1	S58. 12. 15	常盤字一向堂 922-13	市街化調整区域
14	仲ノ坂こうま	0.06	S56. 6. 1	S58. 12. 15	常盤字仲ノ坂 937-223	
15	大久保	0.24	S53. 7. 1	S58. 12. 15	梶原五丁目 1494-18	常盤山保全配慮地区
16	ききょうやま	0.12	S53. 2. 1	S58. 12. 15	梶原五丁目 1494-12	常盤山保全配慮地区
17	日当	0.17	S53. 7. 1	S58. 12. 15	梶原三丁目 1157-45	
18	大平山	0.37	S51. 10. 1	S58. 12. 15	寺分三丁目 836-2	
19	鎌倉山西	0.13	S54. 9. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1069-224	
20	鎌倉山西すみれ	0.06	S54. 9. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1069-157	
21	西鎌倉山ひばり	0.05	S57. 6. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1079-4	
22	西鎌倉山北	0.60	S57. 6. 1	S58. 12. 15	津字猫池 1069-332	
23	萩郷	0.36	S54. 9. 1	S58. 12. 15	笛田二丁目 927-1	
24	若松たんぼぼ	0.08	S54. 9. 1	S58. 12. 15	鎌倉山一丁目 1402-12	鎌倉山保全配慮地区
25	西鎌倉山南	0.34	S57. 6. 1	S58. 12. 15	腰越 1525-9	区域変更 S61. 10. 1
26	正福寺	0.34	S55. 9. 1	S58. 12. 15	稲村ガ崎五丁目 732-131	
27	七里ガ浜かもめ	0.08	S53. 2. 1	S58. 12. 15	七里ガ浜二丁目 1308-22	
28	腰越さる	0.08	S57. 6. 1	S58. 12. 15	腰越一丁目 366-8	
29	西鎌倉三丁目	0.12	S51. 10. 1	S58. 12. 15	西鎌倉三丁目 1095-173	
30	西鎌倉二丁目	0.24	S51. 10. 1	S58. 12. 15	西鎌倉二丁目 1015-59	
31	中村ふくろう	0.06	S53. 7. 1	S60. 5. 23	城廻字中村 423-147	
32	打越北	0.13	S54. 9. 1	S60. 5. 23	城廻字打越 100-105	
33	打越東	0.11	S54. 9. 1	S60. 5. 23	城廻字打越 100-77	
34	富士塚	0.12	S51. 10. 1	S60. 5. 23	寺分二丁目 877-36	
35	上関	0.11	S51. 10. 1	S60. 5. 23	笛田四丁目 1071-37	
36	びわだ北	0.16	S53. 2. 1	S60. 5. 23	笛田五丁目 1835-157	
37	びわだ南	0.15	S53. 2. 1	S60. 5. 23	笛田五丁目 1835-71	
38	七里ガ浜東つつじ	0.09	S53. 2. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東四丁目 1468-35	
39	七里ガ浜東四丁目	0.12	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東四丁目 1447-5	
40	七里ガ浜東三丁目	0.10	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東三丁目 1541-92	
41	七里ガ浜東いるか	0.06	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東四丁目 1380-40	

※1 「都市計画公園」は、都市計画法に定める都市施設のうち、公園として都市計画決定されたものです。
四捨五入した数値のため、整備目標で示している数値とは異なります。

番号	公園名称	面積	供用開始	都市計画決定	所在地	備考
42	七里ガ浜東五丁目	0.17	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東五丁目 2066-8	
43	七里ガ浜かめ	0.09	S51. 10. 1	S60. 5. 23	七里ガ浜東二丁目 1331-259	
44	丹後ガ谷	0.17	S53. 7. 1	S60. 5. 23	津字丹後ガ谷 602-206	
45	腰越山王下	0.12	S58. 10. 1	S60. 5. 23	腰越山王下 1643-7	
46	がんだがや南	0.12	S53. 2. 1	S60. 5. 23	津字蟹田谷 1037-31	
47	片岡どじょう	0.08	S53. 2. 1	S60. 5. 23	手広四丁目 1500-41	
	計	7.28				

※計の 7.28ha は、供用開始済みの公園面積の合計面積(未供用の栄町公園を除いた面積)

○街区公園(都市公園)^{※1}

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
1	七里ガ浜東二丁目	0.17	S51. 10. 1	七里ガ浜東二丁目 2226-155	区域変更 S63. 4. 1(0.14→0.17)
2	がんだがや北	0.62	S51. 10. 1	津字蟹田谷 1040-77	
3	峯	0.13	S51. 10. 1	手広二丁目 434-2	
4	下坪かえる	0.07	S51. 10. 1	関谷字下坪 366-33	
5	大船はと	0.07	S51. 10. 1	大船六丁目 1565-2	大船駅周辺緑化重点地区
6	やとのまえ	0.52	S51. 10. 1	大船字谷之前 1820-84	区域変更 H6. 4. 1
7	今泉りす	0.10	S51. 10. 1	今泉二丁目 1270-139	
8	今泉	0.17	S51. 10. 1	今泉二丁目 1480-111	
9	柳谷戸ひよこ	0.03	S51. 10. 1	今泉台一丁目 1301-49	
10	吉ガ沢	0.14	S51. 10. 1	今泉台四丁目 1136-534 他	
11	滝ノ入北	0.18	S51. 10. 1	今泉台六丁目 930-89	市街化調整区域
12	滝ノ入うさぎ	0.08	S51. 10. 1	今泉台七丁目 900-207	近郊緑地保全区域
13	腰越かに	0.07	S53. 2. 1	腰越一丁目 383-43	
14	御所五郎丸	0.03	S53. 2. 1	腰越字御所 1677-64	
15	御所たぬき	0.04	S53. 2. 1	腰越字御所 1677-22	
16	がんだがやふじ	0.06	S53. 2. 1	津字蟹田谷 1036-2	
17	西鎌倉すずめ	0.06	S53. 2. 1	西鎌倉四丁目 894-65	
18	片岡	0.13	S53. 2. 1	手広四丁目 780-69	
19	上関きりん	0.07	S53. 2. 1	笛田四丁目 1071-3	
20	上関もぐら	0.06	S53. 2. 1	笛田四丁目 1152-17	
21	城宿どんぐり	0.04	S53. 2. 1	城廻字城宿 394-17	
22	打越西	0.14	S53. 2. 1	城廻字打越 283-3	
23	柳谷戸つばめ	0.03	S53. 2. 1	今泉台一丁目 1270-158	
24	池ノ坂いちよう	0.03	S53. 7. 1	寺分二丁目 680-48	
25	七里ガ浜二丁目	0.26	S54. 9. 1	七里ガ浜二丁目 1331-359	腰越保全配慮地区
26	丹後ガ谷いなご	0.03	S54. 9. 1	津字丹後ガ谷 602-181	
27	丹後ガ谷やまばと	0.05	S54. 9. 1	津字丹後ガ谷 601-86	
28	広町パンダ	0.09	S54. 9. 1	腰越字広町 1716-46	区域変更 S58. 10. 1
29	谷際ゆり	0.04	S55. 9. 1	手広二丁目 133-77	
30	上町屋	0.16	S55. 9. 1	寺分字藤塚 461-7	
31	城宿きじ	0.04	S55. 9. 1	城廻字城宿 357-14	
32	田辺	0.12	S56. 4. 1	七里ガ浜二丁目 2249-2	稲村ガ崎保全配慮地区
33	玉縄五丁目	0.10	S56. 4. 1	玉縄五丁目 9-3	
34	田辺広町	0.13	S56. 6. 1	七里ガ浜一丁目 2066-16	区域変更 H9. 6. 1(0.12→0.13)
35	西鎌倉山うぐいす	0.04	S57. 6. 1	津字猫池 1059-13	
36	やとのまえぞう	0.07	S57. 6. 1	大船字谷之前 1709-20	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
37	東泉水つばき	0.06	S57. 6. 1	浄明寺五丁目 334-2	

※1 四捨五入した数値のため、整備目標で示している数値とは異なります。

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
38	陣屋坂もず	0.05	S58. 3. 1	植木字相模陣 422-15	区域変更 H20. 4. 1(0.02→0.05)
39	腰越ちどり	0.03	S58. 4. 1	腰越三丁目 68-66	
40	七里ガ浜東五丁目北	0.26	S58. 4. 1	七里ガ浜東五丁目 1468-18	
41	寺分とんぼ	0.01	S58. 4. 1	寺分三丁目 877-7	
42	石原谷戸とび	0.03	S58. 4. 1	関谷字下坪 633-22	
43	今泉あざみ	0.03	S58. 4. 1	今泉二丁目 1290-16	
44	十二所ひよどり	0.03	S58.10. 1	十二所字鱧ガ谷 665-13	歴史的風土保存区域
45	七里ガ浜東かば	0.01	S58.10. 1	七里ガ浜東五丁目 1620-21	
46	谷際さくら	0.02	S58.10. 1	手広二丁目 133-135	
47	今泉台六丁目	1.15	S58.10. 1	今泉台六丁目 900-593	歴史的風土保存区域・特別保存地区・近郊緑地保全区域
48	玉縄やぎ	0.05	S59. 4. 1	玉縄五丁目 3-29	
49	大船つぐみ	0.03	S59. 4. 1	大船六丁目 1565-9	
50	日坂あかね	0.11	S59. 4. 1	腰越字日坂 750-5	区域変更 S63. 4. 1(0.09→0.11)
51	相模陣あひる	0.02	S60. 4. 1	植木字相模陣 598-5	
52	岩瀬めだか	0.05	S60. 4. 1	岩瀬一丁目 1-108	大船駅周辺緑化重点地区
53	長谷なでしこ	0.02	S60. 4. 1	長谷一丁目 305-15	
54	腰越ふぐ	0.03	S60. 4. 1	腰越一丁目 738-105	
55	腰越ひまわり	0.02	S60. 4. 1	腰越一丁目 348-154	
56	丹後ガ谷せみ	0.02	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 603-47	
57	丹後ガ谷くるみ	0.02	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 602-137	
58	丹後ガ谷ちゃぼ	0.03	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 602-18	
59	丹後ガ谷こおろぎ	0.02	S60. 4. 1	津字丹後ガ谷 601-38	
60	西ガ谷れんげ	0.02	S60. 4. 1	手広四丁目 805-12	
61	今泉台あめんぼ	0.01	S61. 4. 1	今泉台二丁目 1141-2	
62	清水塚きつね	0.08	S61. 4. 1	山崎字清水塚 1495-23	
63	七里ガ浜あしか	0.09	S61. 4. 1	七里ガ浜一丁目 2043-12	
64	西ガ谷ろば	0.06	S61. 4. 1	手広四丁目 878-38	
65	植木谷戸	0.10	S61.10. 1	植木字植木谷戸 19-25	
66	相模陣よもぎ	0.03	S61.10. 1	植木字相模陣 663-16	
67	釈迦堂みみずく	0.04	S61.10. 1	浄明寺一丁目 619-10	区域変更 H3. 4. 1(0.01→0.04) 歴史的風土保存区域
68	七里ガ浜東あざらし	0.05	S61.10. 1	七里ガ浜東五丁目 1332-161	
69	玉縄さくらんぼ	0.05	S62. 4. 1	玉縄二丁目 525-12	
70	台五丁目	0.19	S62. 4. 1	台五丁目 945-6	
71	七里ガ浜東うずら	0.01	S62. 4. 1	七里ガ浜東五丁目 1468-43	
72	七里ガ浜あさり	0.01	S62. 4. 1	七里ガ浜一丁目 1292-21	
73	鎌倉山もも	0.01	S63. 4. 1	鎌倉山二丁目 1557-9	鎌倉山保全配慮地区
74	梶原ひなげし	0.02	S63. 4. 1	梶原四丁目 1700-25	
75	小袋谷つる	0.05	S63. 4. 1	小袋谷一丁目 151-1	大船駅周辺緑化重点地区
76	下耕地うぐい	0.02	S63. 4. 1	常盤字下耕地 79-3	
77	津西まつむし	0.06	S63. 4. 1	津西一丁目 892-60	腰越保全配慮地区
78	津西一丁目	1.05	S63. 4. 1	津西一丁目 873-63	腰越保全配慮地区
79	日坂はぎ	0.04	S63. 4. 1	津字日坂 513-9	
80	前田かじか	0.02	H 1. 4. 1	山崎字前田 1170-15	
81	玉縄とき	0.08	H 1. 4. 1	玉縄四丁目 2-4	
82	由比ガ浜ぼら	0.02	H 1. 4. 1	由比ガ浜四丁目 1134-10	
83	西ガ谷あやめ	0.02	H 1. 4. 1	手広四丁目 855-30	
84	七里ガ浜東さざえ	0.07	H 1. 4. 1	七里ガ浜東二丁目 2261-23	区域変更 H13. 4. 1(0.02→0.07) 稲村ガ崎保全配慮地区
85	城宿らくだ	0.03	H 1. 4. 1	城廻字城宿 340-4	

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
86	笛田くま	0.07	H 1. 4. 1	笛田三丁目 466-10	
87	岩瀬ぼたん	0.02	H 2. 4. 1	岩瀬字内耕地 927-3	
88	西ガ谷わらび	0.02	H 2. 4. 1	手広四丁目 878-49	
89	大船むくどり	0.04	H 2. 4. 1	大船五丁目 1500-73	大船駅周辺緑化重点地区
90	大船ほたる	0.03	H 2. 4. 1	大船五丁目 1500-76	大船駅周辺緑化重点地区
91	二階堂もみじ	0.02	H 2. 4. 1	二階堂字杉ヶ谷 454-7	
92	岩瀬あゆ	0.03	H 2. 4. 1	岩瀬字上耕地 671-3	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
93	高野	0.53	H 3. 4. 1	高野 5-2	
94	由比ガ浜はげ	0.02	H 3. 4. 1	由比ガ浜三丁目 258-10	
95	大町めじろ	0.02	H 3. 4. 1	大町四丁目 1918-8	
96	雪ノ下きつつき	0.02	H 3. 4. 1	雪ノ下一丁目 210-2	鎌倉駅周辺緑化重点地区
97	梶原やまめ	0.02	H 4. 4. 1	梶原 68-5	
98	戸部みつばち	0.06	H 4. 4. 1	岡本一丁目 120-65	
99	笛田さざんか	0.01	H 4. 4. 1	笛田三丁目 1405-71	
100	相模陣東	0.13	H 4. 4. 1	植木 347-10	
101	玉縄かけす	0.02	H 4. 4. 1	玉縄四丁目 254-13	
102	岡本耕地	0.11	H 4. 4. 1	岡本 1022-26	
103	手広なのはな	0.02	H 4. 4. 1	手広一丁目 41-8	
104	常盤さつき	0.03	H 4. 4. 1	常盤 270-4	
105	十二所	0.24	H 5. 4. 1	十二所 967-68	
106	大町ほおじろ	0.01	H 5. 4. 1	大町五丁目 1968-42	
107	寺分こまどり	0.02	H 5. 4. 1	寺分三丁目 957-14	
108	梶原すずむし	0.02	H 5. 4. 1	梶原二丁目 1169-58	
109	玉縄こいぬ	0.03	H 5. 4. 1	玉縄二丁目 9-37	
110	二階堂すいせん	0.02	H 6. 4. 1	二階堂字荏柄 38-4	
111	陣屋坂	0.10	H 6. 4. 1	植木字相模陣 370-4	
112	常盤かるがも	0.02	H 6. 4. 1	常盤字上耕地 241-5	
113	若宮大路	0.06	H 6. 4. 1	由比ガ浜二丁目 1034-7	鎌倉駅周辺緑化重点地区
114	相模陣あんず	0.04	H 6. 4. 1	植木字相模陣 625-26	
115	岩瀬上耕地	0.21	H 7. 4. 1	岩瀬字上耕地 706-1	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
116	大船きく	0.01	H 7. 4. 1	大船四丁目 1161-3	大船駅周辺緑化重点地区
117	笛田トマト	0.02	H 7. 4. 1	笛田四丁目 1880-11	
118	岩瀬あじさい	0.03	H 7. 4. 1	岩瀬字上耕地 700-3	
119	玉縄ばった	0.02	H 8. 4. 1	玉縄二丁目 9-40	
120	腰越ラッコ	0.04	H 8. 4. 1	腰越一丁目 512-43	腰越保全配慮地区
121	大船りんご	0.04	H 8. 4. 1	大船六丁目 607-13	大船駅周辺緑化重点地区
122	相模陣ふき	0.02	H 8. 4. 1	植木 484-5	
123	梶原すずらん	0.01	H 8. 4. 1	梶原二丁目 913-53	
124	岩瀬こい	0.06	H 9. 6. 1	岩瀬一丁目 1-122	大船駅周辺緑化重点地区
125	腰越くじら	0.02	H 9. 6. 1	腰越三丁目 222-2	
126	由比ガ浜たい	0.02	H 9. 6. 1	由比ガ浜三丁目 200-23	
127	大船やまどり	0.03	H 9. 6. 1	大船五丁目 1487-3	大船駅周辺緑化重点地区
128	玉縄さより	0.04	H 9. 6. 1	玉縄四丁目 258-24	
129	由比ガ浜あわび	0.02	H 9. 6. 1	由比ガ浜二丁目 1037-57	鎌倉駅周辺緑化重点地区
130	台ぐみ	0.05	H10. 4. 1	台四丁目 1339-13	
131	台ぶどう	0.03	H10. 4. 1	台三丁目 724-9	
132	腰越かつお	0.03	H10. 4. 1	腰越一丁目 430-5	
133	岩瀬たなご	0.02	H10. 4. 1	岩瀬一丁目 174-8	
134	岩瀬きんぎょ	0.03	H10. 4. 1	岩瀬一丁目 119-8	大船駅周辺緑化重点地区
135	大船バナナ	0.03	H10. 4. 1	大船五丁目 964-4	大船駅周辺緑化重点地区

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
136	寺分せきれい	0.08	H10. 6. 1	寺分一丁目 502-8	
137	大丸	0.24	H10. 6. 1	常盤字大丸 422-7	
138	由比ガ浜ひらめ	0.02	H10.11. 1	由比ガ浜四丁目 167-59	
139	鎌倉山かりん	0.02	H10.11. 1	鎌倉山三丁目 1069-381	
140	浄明寺こなら	0.02	H10.11. 1	浄明寺六丁目 1362-504	
141	岡本耕地西	0.21	H11. 7. 1	岡本耕地 1189-5	
142	台いちご	0.03	H11. 7. 1	台三丁目 2-14	
143	長谷まつ	0.03	H11. 7. 1	長谷二丁目 182-16	
144	大町みかん	0.02	H11. 7. 1	大町二丁目 2338-11	
145	やとのまえこねこ	0.06	H12. 4. 1	大船谷之前 1870-3	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
146	玉縄二丁目	0.13	H12. 4. 1	玉縄二丁目 469-6	
147	台やまもみじ	0.02	H12. 4. 1	台 1882-5	
148	由比ガ浜うめ	0.02	H13. 4. 1	由比ガ浜三丁目 1173-9	
149	岩瀬しらかし	0.03	H13. 4. 1	岩瀬一丁目 456-6	
150	植谷戸西	0.17	H13. 4. 1	植木字植谷戸 66-5	
151	東勝寺橋ひぐらし	0.02	H13. 4. 1	小町三丁目 460-7	
152	由比ガ浜えび	0.03	H14. 4. 26	由比ガ浜四丁目 167-63	
153	長谷うみねこ	0.05	H14. 4. 26	長谷二丁目 161-38	
154	台あらかし	0.03	H14. 4. 26	台 1895-7	
155	岡本アオサギ	0.02	H14. 4. 26	岡本一丁目 109-4	大船駅周辺緑化重点地区
156	台はなみずき	0.06	H15. 4. 1	台五丁目 550-27	
157	梶原こぶし	0.03	H15. 4. 1	梶原一丁目 813-8	
158	笛田コアラ	0.02	H15. 4. 1	笛田三丁目 463-3	
159	常盤やまぶき	0.02	H15. 4. 1	常盤 10-15	深沢地域国鉄跡地周辺緑化重点地区
160	大船ライラック	0.02	H15. 4. 1	大船五丁目 973-3	大船駅周辺緑化重点地区
161	山崎打越	0.20	H15. 4. 1	山崎 1390-55	
162	梶原きんもくせい	0.02	H16. 4. 1	梶原二丁目 982-42	
163	台もちのき	0.03	H16. 4. 1	台三丁目 750-7	
164	台亀井	0.18	H16. 4. 1	台字亀井 1980-10	
165	山崎ひめしやら	0.05	H18. 4. 1	山崎字倉久保 2289-44	
166	岡本むくげ	0.04	H18. 4. 1	岡本字外耕地 1500-29	
167	岡本けやき	0.08	H18. 4. 1	岡本字外耕地 1500-30	
168	材木座ひるがお	0.02	H18. 4. 1	材木座三丁目 62-108	
169	岩瀬げんごろう	0.05	H18. 4. 1	岩瀬一丁目 27-28	大船駅周辺緑化重点地区
170	岡本外耕地	0.12	H19. 4. 1	岡本字外耕地 1500-128	
171	坂ノ下はまなす	0.03	H19. 4. 1	坂ノ下 291-8	
172	笛田ぎんなん	0.05	H19. 4. 1	笛田三丁目 921-1	
173	山ノ内ハクモクレン	0.02	H19. 4. 1	山ノ内字宮下小路 571-5	
174	稲村ガ崎びわ	0.04	H19. 4. 1	稲村ガ崎四丁目 619-14	
175	宮之前あけび	0.03	H19. 4. 1	大船字宮之前 2028-51	
176	常盤かわせみ	0.02	H20. 4. 1	常盤字下耕地 1-3 他	
177	台くすのき	0.02	H20. 4. 1	台五丁目 550-44	
178	山崎かぶとむし	0.04	H20. 4. 1	山崎字八反目 980-11	
179	材木座たぶのき	0.09	H20. 4. 1	材木座四丁目 342-1 他	
180	大船なんてん	0.04	H21. 7. 1	大船字高野 2713-3 他	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
181	梶原六本松	0.24	H22. 4. 1	梶原五丁目 1330-1	常盤山保全配慮地区
182	岡本ゆずりは	0.09	H23. 4. 1	岡本字外耕地 1370-9	
183	梶原やまぼうし	0.02	H23. 4. 1	梶原二丁目 982-65	
184	台ポニー	0.02	H24.10.31	台五丁目 806 番 9	
185	由比ガ浜とびうお	0.02	H26. 7. 3	由比ガ浜二丁目 1014 番 15	

番号	公園名称	面積	供用開始	所在地	備考
186	台すすき	0.02	H27. 3. 1	台五丁目 550 番 62	
187	岩瀬はや	0.03	H27. 3. 1	岩瀬一丁目 27 番 32	
188	下坪	0.18	H28. 1. 26	関谷字下坪 387-77 他	
189	西ガ谷ひょうたん	0.06	H30. 6. 1	手広五丁目 727 番 18	
	計	14.31			

○近隣公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
岩瀬下関 防災公園	0.9ha	H 23. 6. 29	H27. 4. 1 (0.9ha)	岩瀬字上耕地 630-7	
笛田一丁目公園		—	H28. 5. 1 (0.47ha)	笛田一丁目 8-1 他	

○地区公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
源氏山公園	9.5ha	S31. 9. 24(当初決定) S50. 9. 9(名称変更)	S41. 10. 20 (9.2ha)	扇ガ谷四丁目 649-1	市街化調整区域 他に 0.3ha 供用
笛田公園	5.2ha 5.5ha 5.9ha	S41. 3. 2(当初決定) S50. 9. 9(区域拡大) (名称変更) S54. 2. 27(区域拡大)	S52. 6. 1 (0.34ha) S54. 11. 1 (1.52ha) S55. 5. 20 (1.87ha) H18. 4. 1 (5.9ha)	笛田三丁目 30-1	市街化調整区域(一 部)

※源氏山公園は、風致公園として都市計画決定し、地区公園として供用しているものです。

※笛田公園は、運動公園として都市計画決定し、地区公園として供用しているものです。

○総合公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
鎌倉海浜公園	52.5ha 31.6ha 28.2ha	S31. 9. 24(当初決定) S41. 3. 2(区域変更) S50. 9. 9(名称変更) R 1. 6. 14(名称変更) (区域変更)	S41. 10. 20 (2.14ha) S57. 6. 1 (4.46ha) H 2. 4. 1 (6.63ha) H14. 4. 26 (7.0ha)	由比ガ浜四丁 目 7-1 稲村ガ崎一丁 目 285-1 坂ノ下 34	市街化調整区域(一 部)

○風致公園

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
鎌倉中央公園	23.6ha	S41. 3. 2(当初決定)	H 9. 6. 1 (8.5ha) H16. 4. 1 (23.7ha)	山崎 1667	
	23.7ha	S45. 3. 31(区域変更)			
		S50. 9. 9(名称変更)			
	51.2ha	S55. 2. 15(区域変更) H19. 11. 16(区域変更)			
夫婦池公園	7.7ha	H 9. 9. 2(当初決定)	H21. 4. 1 (6.5ha) H30. 5. 21 (6.6ha)	鎌倉山二丁目 2-2	市街化調整区域
六国見山森林公園	6.9ha	H14. 8. 8	H19. 4. 1 (6.9ha)	高野 36-14 外	
散在ガ池森林公園	—	—	S57. 6. 1 (12.8ha) S61. 4. 1 (12.9ha)	今泉台七丁目 930-1	市街化調整区域

○都市林

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
鎌倉広町緑地	48.1ha	H 17. 6. 28	H27. 4. 1 (48.0ha) H30. 5. 21 (48.0ha)	津 1133	市街化調整区域 (一部)

※鎌倉広町緑地は、都市計画緑地として都市計画決定し、都市林として供用しているものです。

○都市緑地

名称	都市計画決定		供用開始 (供用面積)	所在地	備考
	面積(約)	年月日			
手広 1-1 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.01ha)	手広二丁目 133-175	
手広 1-2 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.02ha)	手広二丁目 133-173	手広・笛田特別緑地 保全地区(一部)
津 1 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.95ha)	津字大井久保 1147-1	
津 2-2 号緑地	—	—	S59. 4. 1 (0.01ha)	津字日坂 460-2	
浄明寺緑地	—	—	H 3. 3. 1 (4.24ha)	浄明寺六丁目 323 外 68 筆、大 町七丁目	市街化調整区域(一 部)
山ノ内西瓜ヶ谷 緑地	1.4ha	H21. 12. 16	H26. 6. 1 (1.3ha) H29. 6. 15 (1.4ha)	山ノ内 1140-1 外 9 筆	
山ノ内東瓜ヶ谷 緑地	—	—	H29. 6. 15 (0.3ha)	山ノ内字東瓜 ヶ谷 1236 外 6 筆	歴史的風土保存区 域
山崎・台峯緑地	8.6ha	H31. 2. 6	—	山ノ内台字西 ノ台 外	
山ノ内宮下小路 緑地	0.31ha	R1. 12. 2	—	山ノ内字宮下 小路地内	

○児童遊園・子どもの広場・子どもの遊び場・青少年広場※1

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	名称	面積	開設日	所在地	備考
1	二ツ橋児童遊園	0.04	S48. 4. 20	十二所 943-1	
2	よりとも児童遊園	0.05	S41. 9. 5	西御門二丁目 689-1	
3	こめまち児童遊園	0.01	S43. 11. 29	大町一丁目 1033-3	
4	諏訪ヶ谷児童遊園	0.06	S48. 4. 20	津西二丁目 769-6	
5	寺分児童遊園	0.02	S48. 4. 20	寺分 485-3	
6	手広児童遊園	0.04	S49. 2. 1	手広三丁目 1419-1	
7	ふじみ児童遊園	0.07	S46. 3. 20	台二丁目 286	大船駅周辺緑化重点地区
8	うめだ児童遊園	0.04	S43. 3. 20	大船二丁目 487-1	
9	いわせ第二児童遊園	0.06	S45. 3. 28	岩瀬一丁目 1-93	大船駅周辺緑化重点地区
10	今泉児童遊園	0.03	S43. 2. 20	今泉二丁目 1463-1	
11	たまなわ児童遊園	0.27	S46. 7. 1	玉縄一丁目 4	
12	やと池児童遊園	0.38	S46. 7. 1	玉縄二丁目 7	
13	城山児童遊園	0.50	S46. 7. 1	玉縄二丁目 13-1	
14	山百合児童遊園	0.15	S46. 7. 1	玉縄五丁目 25-1	
15	あまなわ神明社子どもの遊び場	0.01	S45. 4. 20	長谷一丁目 262	
16	鎌倉山子どもの遊び場	0.04	S46. 4. 10	鎌倉山一丁目 1586-6	市街化調整区域 鎌倉山保全配慮地区
17	東瓜ヶ谷子どもの遊び場	0.01	S49. 3. 30	山ノ内 1329	
18	山崎跨線橋下子どもの遊び場	0.06	S47. 5. 1	台一丁目 342	
19	いつくしま神社子どもの遊び場	0.03	S43. 4. 27	小袋谷二丁目 739	大船駅周辺緑化重点地区
20	熊野神社子どもの遊び場	0.06	S56. 12. 18	大船 2028-6	
21	今泉子どもの遊び場	0.08	S57. 8. 5	今泉二丁目 1410-1	
22	笛田子どもの広場	0.16	S47. 12. 1	笛田三丁目 1142-4	笛田保全配慮地区
23	梅田子どもの広場	0.05	S49. 3. 30	大船二丁目 487-1	大船駅周辺緑化重点地区
24	小袋谷子どもの広場	0.33	S47. 10. 1	大船三丁目 252	大船駅周辺緑化重点地区
25	諏訪ヶ谷青少年広場	0.17	S48. 4. 20	津西二丁目 769-1	
26	さくら青少年広場	0.25	S55. 4. 1	台 1659-1	
27	いわせ青少年広場	0.14	S42. 8. 10	岩瀬 547	
28	いわせ下関青少年広場	0.10	S54. 3. 12	岩瀬 630-1	
29	今泉青少年広場	0.09	S49. 2. 1	今泉二丁目 1463-1	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
30	植木青少年広場	0.20	S29. 9. 25	植木 219	
31	深沢駅前広場	0.10	H12. 4. 1	梶原 560-6	
32	今泉台七丁目クローバー広場	0.08	H16. 4. 1	今泉台七丁目 900-592	市街化調整区域
	合計	3.68			

※1 四捨五入した数値のため、整備目標で示している数値とは異なります。

〇市の管理する緑地

※面積は約 ha・小数点以下第三位を四捨五入しており、名称は供用開始しているものを除き全て仮称です。

番号	緑地名称	面積	供用開始	所在地	備考
1	玉縄1-1号	0.04	—	玉縄五丁目47番2	
2	玉縄1-2号	0.35	—	玉縄五丁目21番1	
3	津1号	1.46	S59.4.1	津1147番1外7筆	一部供用
4	手広1-1号	0.01	S59.4.1	手広二丁目133番175	手広・笛田特別緑地保全地区
5	手広1-2号	0.02	S59.4.1	手広二丁目133番173	手広・笛田特別緑地保全地区(一部)
6	腰越1号	0.35	—	腰越1101番71外9筆	腰越保全配慮地区
7	津2-2号	0.01	S59.4.1	津460番2外2筆	
8	梶原1号	0.57	S59.4.1	梶原二丁目873番14外1筆	
9	梶原2号	0.64	—	梶原二丁目980番43	
10	梶原3号	0.72	—	梶原二丁目913番34外1筆	
11	梶原4号	0.72	—	梶原一丁目828番2外7筆	
12	今泉台1号	0.09	—	今泉台七丁目900番541外2筆	散在ガ池森林公園候補地 近郊緑地保全区域
13	津3号	0.05	—	津1040番88	
14	常盤	2.08	—	常盤922番1外45筆	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区、史跡(一部)
15	関谷	0.46	—	関谷898番117外6筆	関谷公園候補地(一部)
16	今泉1号	0.72	—	今泉五丁目879番35外13筆	散在ガ池森林公園拡大候補地 近郊緑地保全区域
17	今泉台2号	0.59	—	今泉台六丁目900番608外2筆	近郊緑地保全区域
18	今泉台3号	0.13	—	今泉台六丁目1094番	歴史的風土特別保存地区
19	今泉台4号	0.60	—	今泉台一丁目1221番1外1筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
20	今泉台5号	0.77	—	今泉台二丁目1136番544外4筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
21	今泉台6号	1.97	—	今泉台二丁目1134番11外10筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
22	今泉台7号	0.08	—	今泉台二丁目1194番527	
23	七里ガ浜1号	1.43	—	七里ガ浜一丁目1331番43外12筆	腰越保全配慮地区
24	津西1号	0.08	—	津西一丁目820番33外1筆	腰越保全配慮地区
25	笛田1号	0.94	—	鎌倉山一丁目1816番1外32筆	鎌倉山保全配慮地区
26	山崎1号	0.17	—	山崎1574番4外1筆	
27	植木1号	0.12	—	植木19番26	玉縄城址特別緑地保全地区
28	七里ガ浜東1号	0.13	—	七里ガ浜東五丁目1332番160	
29	笛田2号	0.06	—	笛田四丁目1235番50	笛田保全配慮地区
30	梶原5号	0.18	—	梶原三丁目1156番25外1筆	
31	梶原6号	0.48	—	梶原三丁目1293番38	
32	笛田3号	0.14	—	笛田二丁目754番1外28筆	笛田保全配慮地区・H21.4.1一部 (7,099.35㎡)を夫婦池公園に編入
33	浄明寺	15.05	H3.4.1	浄明寺六丁目323番外104筆	一部供用
34	鎌倉山1-1号	0.08	—	鎌倉山一丁目1402番20	
35	鎌倉山1-2号	0.07	—	鎌倉山一丁目1402番22	鎌倉山保全配慮地区
36	鎌倉山1-3号	0.04	—	鎌倉山一丁目1402番25外2筆	鎌倉山保全配慮地区
37	鎌倉山1-4号	0.01	—	鎌倉山一丁目1664番25	鎌倉山保全配慮地区
38	鎌倉山1-5号	0.01	—	鎌倉山一丁目1402番6	鎌倉山保全配慮地区
39	鎌倉山1-6号	0.01	—	鎌倉山一丁目1402番5	鎌倉山保全配慮地区
40	鎌倉山1-7号	0.12	—	鎌倉山一丁目1402番13外1筆	
41	扇ガ谷	0.01	—	扇ガ谷一丁目39番19外1筆	
42	津西2号	0.88	—	津西一丁目873番66外7筆	腰越保全配慮地区
43	梶原7号	4.01	—	梶原五丁目1257番24外22筆	常盤山保全配慮地区
44	高野1号	0.84	—	高野11番外1筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
45	高野2号	0.31	—	高野32番1外1筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
46	高野3号	0.41	—	高野1番5外3筆	
47	城廻1号	0.10	—	城廻61番4外3筆	

番号	緑地名	面積	供用開始	所在地	備考
48	腰越2号	3.90	—	腰越1330番1外11筆	都市緑地(腰越2号緑地)候補地
49	二階堂1号	0.21	—	二階堂454番3	歴史的風土保存区域(一部特別保存地区)
50	寺分1号	0.33	—	寺分三丁目843番102外1筆	
51	寺分2号	1.30	—	寺分三丁目680番16外4筆	寺分一丁目特別緑地保全地区(一部)
52	山崎2号	0.02	—	山崎1495番18外2筆	
53	山崎3号	0.02	—	山崎1495番16	
54	常盤山	15.10	—	常盤422番4外138筆	常盤山特別緑地保全地区
55	寺分3号	0.13	—	寺分三丁目921番15外1筆	寺分一丁目特別緑地保全地区(一部)
56	二階堂2号	0.64	—	二階堂257番5外7筆	歴史的風土保存区域
57	七里ガ浜東2-1号	0.13	—	七里ガ浜一丁目2066番13外1筆	
58	七里ガ浜東2-2号	0.10	—	七里ガ浜東二丁目2129番1	
59	七里ガ浜東2-3号	0.43	—	七里ガ浜東二丁目2222番2	稲村ガ崎保全配慮地区
60	稲村ガ崎1-1号	0.94	—	七里ガ浜東三丁目1508番230外8筆	鎌倉山保全配慮地区
61	稲村ガ崎1-2号	0.26	—	稲村ガ崎五丁目732番138外2筆	鎌倉山保全配慮地区
62	稲村ガ崎2号	1.22	—	稲村ガ崎四丁目619番1外15筆	稲村ガ崎保全配慮地区
63	植木2号	0.32	—	植木425番30	植木特別緑地保全地区候補地
64	鎌倉山2号	0.83	—	鎌倉山一丁目888番3外6筆	鎌倉山保全配慮地区
65	笹目1号	0.57	—	笹目町384番外5筆	歴史的風土保存区域
66	天神山	2.85	—	山崎695番外39筆	天神山特別緑地保全地区
67	手広峯	0.39	—	手広二丁目440番外4筆	手広・笹田特別緑地保全地区
68	山ノ内明月谷	0.18	—	山ノ内236番13	風致公園(明月荘公園)候補地
69	岩瀬1号	0.13	—	大船1697番3外6筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
70	岩瀬2号	0.13	—	大船1685番10外5筆	
71	腰越満福寺	0.19	—	腰越二丁目117番2外5筆	腰越保全配慮地区
72	笹田三反所	0.83	—	笹田二丁目639番1外7筆	手広・笹田特別緑地保全地区
73	釈迦堂	0.05	—	浄明寺一丁目649番外1筆	歴史的風土保存区域 (特別保存地区候補地)
74	胡桃ガ谷	1.27	—	浄明寺四丁目210番2外3筆	歴史的風土保存区域
75	腰越3号	0.44	—	津字猫池1069番12外15筆	
76	岡本戸部	3.12	—	岡本二丁目267番1外4筆	岡本特別緑地保全地区
77	扇ガ谷1号	0.81	—	扇ガ谷一丁目39番28外3筆	一部保安林
78	扇ガ谷2号	0.71	—	扇ガ谷四丁目536番外3筆	歴史的風土保存区域 (特別保存地区候補地)
79	扇ガ谷3号	0.92	—	扇ガ谷四丁目634番1-2外3筆	歴史的風土特別保存地区
80	佐助1号	0.10	—	佐助二丁目659番外1筆	歴史的風土保存区域 (特別保存地区候補地)
81	佐助2号	0.15	—	佐助二丁目728番	歴史的風土特別保存地区
82	佐助3号	0.75	—	佐助二丁目766番2外14筆	歴史的風土特別保存地区・一部保安林
83	極楽寺	0.76	—	極楽寺三丁目356番	歴史的風土特別保存地区
84	梶原8号	0.06	—	梶原五丁目1442番	
85	台西ノ台	0.10	—	台字西ノ台1853番外2筆	(仮称)山崎・台峯緑地
86	今泉台8号	0.43	—	今泉台一丁目1270番1外4筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
87	十二所1号	0.81	—	十二所字七曲649番1外4筆	歴史的風土保存区域 (特別保存地区候補地)
88	観音山黙仙寺	0.62	—	岡本一丁目183番1外4筆	観音山特別緑地保全地区候補地
89	梶原9号	1.07	—	梶原四丁目1634番外3筆	常盤山特別緑地保全地区
90	稲村ガ崎3号	0.61	—	稲村ガ崎三丁目561番189外6筆	稲村ガ崎保全配慮地区
91	扇ガ谷4号	0.15	—	扇ガ谷二丁目251番	歴史的風土特別保存地区
92	植木3号	0.37	—	植木字峯ノ下750番1外1筆	貞宗寺特別緑地保全地区候補地
93	二階堂3号	0.10	—	二階堂字会下321番1外2筆	歴史的風土特別保存地区・保安林
94	岡本内耕地	0.07	—	岡本字内耕地742番6	龍宝寺特別緑地保全地区候補地
95	等覚寺東光寺	0.42	—	梶原一丁目703番外15筆	等覚寺特別緑地保全地区
96	手広大谷	0.20	—	手広六丁目1016番9	手広特別緑地保全地区候補地
97	富士塚	0.61	—	寺分二丁目894番外1筆 上町屋字谷戸792番1	上町屋特別緑地保全地区 上町屋特別緑地保全地区

III 関係資料
1 緑の現況に関する基礎資料

番号	緑地名称	面積	供用開始	所在地	備考
98	津4号	0.65	-	津字猫池1059番1外9筆	
99	台亀井1-1号	0.26	-	台亀井1980番11外7筆	
100	台亀井1-2号	0.02	-	山ノ内字宮下小路672番13外1筆	
101	台亀井1-3号	0.41	-	台亀井1980番4外4筆	
102	手広1-3号	0.46	-	手広二丁目205番4外3筆	手広・笛田特別緑地保全地区
103	手広谷際	0.25	-	手広二丁目152番32外2筆	
104	二階堂4号	0.35	-	二階堂字亀が淵257番1外9筆	
105	山ノ内宮下小路	0.25	-	山ノ内字宮下小路664番外1筆	岩瀬・山ノ内保全配慮地区
106	雪ノ下1号	0.40	-	雪ノ下四丁目530番外5筆	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
107	二階堂5号	0.31	-	二階堂字荏柄72番2外4筆	
108	長谷1号	0.39	-	長谷五丁目341番1他	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
109	高野4号	0.29	-	高野42番1	
110	佐助4号	0.03	-	佐助一丁目619番5外1筆	歴史的風土特別保存地区
111	広町1-1号	0.07	-	腰越字神田1686番外4筆	
112	広町1-2号	0.01	-	腰越字室ヶ谷816番	
113	広町1-3号	0.03	-	腰越字室ヶ谷834番2外4筆	
114	十二所2号	0.11	-	十二所字宇佐小路742番1他	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
115	長谷2号	0.08	-	長谷五丁目353番	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
116	稲村が崎4号	0.11	-	稲村が崎四丁目619番7外1筆	稲村が崎保全配慮地区
117	城廻2号	0.16	-	城廻字中村658番	
118	材木座1号	0.52	-	材木座四丁目332番3外3筆	歴史的風土保存区域(特別保存地区候補地)
119	御成	0.04	-	御成町39番84	歴史的風土保存区域
120	津西3号	0.30	-	津西一丁目873番61外3筆	腰越保全配慮地区
121	今泉台9号	0.62	-	今泉台一丁目1235番1	
122	山ノ内西瓜ヶ谷2号	0.04	-	山ノ内字西瓜ヶ谷992番	(仮称)山崎・台峯緑地
123	玉繩城址	0.27	-	植木74番	玉繩城址特別緑地保全地区
124	鎌倉山3号	0.03	-	鎌倉山一丁目1405番11	鎌倉山保全配慮地区
125	梶原五丁目特別緑地保全地区	1.03	-	梶原五丁目1470番1	梶原五丁目特別緑地保全地区
126	山ノ内西瓜ヶ谷3号	0.01	-	山ノ内字西瓜ヶ谷994番5外2筆	(仮称)山崎・台峯緑地
127	岩瀬3号	0.71	-	岩瀬字内耕地919番	岩瀬保全配慮地区
128	長谷3号	4.00	-	長谷五丁目361番3外3筆	歴史的風土保存区域
129	寺分4号	0.48	-	寺分一丁目821番1外4筆	寺分一丁目特別緑地保全地区
130	今泉2号	3.08	-	今泉一丁目42番外8筆	近郊緑地特別保全地区
131	十二所3号	2.29	-	十二所字和泉谷464番2	近郊緑地特別保全地区
132	十二所4号	5.51	-	十二所字和泉谷457番	近郊緑地特別保全地区
133	十二所5号	10.26	-	十二所字和泉谷496番外4筆	近郊緑地特別保全地区
134	腰越4号	0.05	-	腰越五丁目291番7	
135	下坪	0.15	-	関谷字下坪387番80外1筆	
136	手広2号	0.05	-	手広二丁目514番8外1筆	
137	山ノ内西瓜ヶ谷	1.35	-	山ノ内字西瓜ヶ谷1140番1他13筆	
138	山ノ内東瓜ヶ谷	0.34	-	山ノ内字東瓜ヶ谷1236番他6筆	
139	山ノ内宮下小路2号	0.26	-	山ノ内字宮下小路548番1他	
140	七里が浜東3号	0.51	-	七里が浜東五丁目1332番外5筆	鎌倉山保全配慮地区
141	稲村が崎5号	0.42	-	稲村が崎一丁目208-4他2筆	

番号	緑地名称	面積	供用開始	所在地	備考
142	今泉3号	0.34	—	今泉3丁目433番の2	
143	十二所6号	1.92	—	十二所字七曲645番 外1筆	
	計	123.18			

○市民緑地

※面積は約 ha、公簿面積、小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	緑地名称	面積	契約期間	所在地	備考
1	植木1号市民緑地	0.50	H29.10.25 ~H49.10.24	植木字211番1外6筆	(仮称)植木特別緑地保全地区候補地
	計	0.50			

(2) トラスト団体等が管理する緑地

○神奈川県が管理する緑地(トラスト緑地)

※面積は約 ha、公簿面積、小数点以下第三位を四捨五入したものです。

※トラスト緑地とは、神奈川県が設置した基金による買入れまたは寄贈により取得した緑地や、公益財団法人かながわトラストみどり財団との緑地保存契約により保全が図られている緑地です。

※この他に、鎌倉市と共有で鎌倉広町緑地の一部(15.96ha)、(仮称)山崎・台峯緑地の保全配慮地区部分(台保全配慮地区の一部)の土地の一部(0.53ha)を所有しており、管理は協定により鎌倉市が行っています。

番号	緑地名称	面積	所在地	備考
1	鎌倉坂ノ下緑地	2.35	坂ノ下214-1外	歴史的風土特別保存地区・史跡
2	鎌倉今泉緑地	0.31	今泉4-572-6	近郊緑地特別保全地区
	計	2.66		

○公益財団法人鎌倉風致保存会の管理する緑地

※面積は約 ha、公簿面積、小数点以下第三位を四捨五入したものです。

番号	緑地名称	面積	所在地	備考
1	御谷緑地	1.57	雷ノ下二丁目33-1外6筆	歴史的風土特別保存地区
2	笹目緑地	1.18	笹目町324外8筆	歴史的風土保存区域 (特別保存地区候補地)
3	十二所果樹園	5.04	十二所629-2外13筆	近郊緑地特別保全地区、歴史的風土保存区域
4	坂井家住宅緑地	0.32	扇ガ谷四丁目504外12筆	歴史的風土保存区域 (一部特別保存地区候補地)
	計	8.11		

(3) 公園愛護会・街路樹愛護会等一覧

1) 公園愛護会

番号	公園愛護会名	対象公園名
1	萩郷公園愛護会	萩郷公園
2	谷戸之前公園愛護会	やとのまえ公園
3	玉縄台公園愛護会	下坪かえる公園、他1公園1遊園
4	峯ノ下子鹿公園愛護会	峯ノ下こじか公園
5	栄町公園愛護会	栄町公園
6	南ヶ丘公園愛護会	大船ほと公園、他2公園
7	大平山丸山町内会公園愛護会	大平山公園、他5公園
8	清水小路東公園愛護会	清水小路東公園
9	七里ガ浜東公園愛護会	七里ガ浜東二丁目公園、他7公園
10	城廻公園愛護会	清水小路公園、他3公園
11	浜上山自治会公園愛護会	腰越かに公園、他2公園
12	今泉台児童公園愛護会	吉ガ沢公園、他6公園1広場
13	梶原・雑木林の会公園愛護会	ききょうやま公園、他1公園
14	西鎌倉住宅地子供会公園愛護会	西鎌倉二丁目公園、他2公園
15	七里ガ浜二丁目公園愛護会	七里ガ浜二丁目公園、他2公園
16	琵琶苑児童公園愛護会	びわだ南公園、他1公園
17	手広公園愛護会	西ガ谷れんげ公園、他4公園1遊園
18	御所ガ丘公園愛護会	丹後ガ谷やまばと公園、他2公園
19	西すみれ公園愛護会	鎌倉山西すみれ公園
20	ダイヤハイツ鎌倉公園愛護会	長島ふな公園
21	いずみ会	今泉あざみ公園、他3公園
22	住友常盤公園愛護会	一向堂公園、他1公園
23	御所ガ丘子供会公園愛護会	丹後ガ谷公園
24	十二所ひよどり公園愛護会	十二所ひよどり公園
25	植木谷戸公園愛護会	植木谷戸公園
26	台五丁目公園愛護会	台五丁目公園
27	なかよし公園愛護会	笛田ぎんなん公園、他1公園
28	小袋谷つる公園愛護会	小袋谷つる公園
29	梶原山公園愛護会	日当公園、他5公園
30	谷際公園愛護会	谷際ゆり公園、他2公園
31	手広片岡町内会公園愛護会	片岡公園、他1公園
32	うぐいす公園愛護会	西鎌倉山うぐいす公園
33	西鎌倉山北公園愛護会	西鎌倉山北公園
34	岩瀬マンモス広場公園愛護会	岩瀬下関防災公園
35	西鎌倉山親寿会公園愛護会	鎌倉山西公園
36	岡本耕地公園愛護会	岡本耕地公園
37	ヒルズ鎌倉玉縄管理組合公園愛護会	玉縄さより公園
38	若宮ハイツ公園愛護会	若宮大路公園
39	岡本町内会公園愛護会	玉縄こいぬ公園、他2遊園
40	岩瀬たなご公園愛護会	岩瀬たなご公園
41	せきれい公園愛護会	寺分せきれい公園
42	諏訪ガ谷児童遊園公園愛護会	諏訪ガ谷児童遊園
43	わくわく子ども会	諏訪ガ谷青少年広場、他1公園

番号	公園愛護会名	対象公園名
44	台ぶどう公園愛護会	台ぶどう公園
45	白山坂まつむし公園愛護会	津西まつむし公園
46	西鎌倉山子供会公園愛護会	西鎌倉山ひばり公園
47	富士見児童遊園愛護会	ふじみ児童遊園
48	台ぐみ公園愛護会	台ぐみ公園
49	コスモ鎌倉玉縄公園愛護会	玉縄二丁目公園
50	かりん公園愛護会	鎌倉山かりん公園
51	市場公園愛護会	台あらかし公園、他1公園
52	戸部みつばち公園を守る会	戸部みつばち公園
53	今泉町内会愛護会	今泉子どもの遊び場、他2遊園
54	こなら公園愛護会	浄明寺こなら公園
55	笛田コアラ公園愛護会	笛田コアラ公園
56	新風台公園愛護会	石原谷戸公園、他1公園
57	はぜ花を愛する会	由比ガ浜はぜ公園
58	すみれ愛護会	上関もぐら公園、他1広場2公園
59	十二所町内会愛護会	ニツ橋児童遊園
60	岡本けやき公園愛護会	岡本けやき公園
61	雪ノ下岩谷堂町内会公園愛護会	雪ノ下きつつき公園
62	上河原自治会	材木座ひるがお公園
63	レーベンスクリーン会	山崎打越公園
64	緑地公園愛護会	宮ノ前あけび公園
65	山ノ内ハクモクレン公園愛護会	山ノ内ハクモクレン公園
66	稲村ガ崎びわ公園愛護会	稲村ガ崎びわ公園
67	十二所公園愛護会	十二所公園
68	よりとも児童遊園愛護会	よりとも児童遊園
69	熊野遊び場愛護会	熊野神社子どもの遊び場
70	たぶのき公園の会	材木座たぶのき公園
71	でんでんむし腰越山王下公園愛護会	腰越山王下公園
72	ゾウさん公園愛護会	東瓜ヶ谷子どもの遊び場
73	砂押川プロムナード桜愛護会	岩瀬こい公園
74	やんちゃお公園愛護会	大丸公園
75	いづみ自治会六本松公園愛護会	梶原六本松公園
76	鎌倉グランマックス自治会	岡本ゆずりは公園、他1公園
77	かば公園愛護会	七里ガ浜東かば公園
78	うずら公園愛護会	七里ガ浜東うずら公園
79	あおぞら愛護会	大町ほおじろ公園
80	小袋谷亀甲会公園愛護会	いつくじま神社子どもの遊び場他1広場
81	七里ガ浜あしか公園愛護会	七里ガ浜あしか公園
82	にこにこ愛護会	常盤さつき公園、他1公園
83	めだか公園愛護会	岩瀬めだか公園
84	土橋町内会ちどり公園愛護会	腰越ちどり公園
85	「ふかふか」うぐい公園愛護会	下耕地うぐい公園
86	もぐら公園愛護会	笛田トマト公園
87	日坂はぎ公園愛護会	日坂はぎ公園
88	中原町内公園愛護会	腰越くじら公園
89	つくし公園愛護会	長谷つくし公園

休止中：パラシオ鎌倉玉縄自治会公園愛護会(玉縄さくらんぼ公園)、梶原こぶし公園愛護会(梶原こぶし公園)

2) 街路樹愛護会

番号	街路樹愛護会名	設 立	会員数(人)
1	鎌倉駅東口街路樹愛護会	H 4. 6. 17	58
2	岡本内耕地線街路樹愛護会	H 4. 6. 24	56
3	梶原山1号線街路樹愛護会	H 4. 7. 16	(1,250世帯)
4	七里ガ浜東街路樹愛護会	H 5. 9. 9	(1,500世帯)
5	萩郷みどり会	H 5. 11. 11	240
6	北鎌倉台商店会	H 6. 6. 30	18
7	住友常盤街路樹愛護会	H 6. 7. 5	173
8	城廻自治会	H 7. 6. 21	354
9	谷際街路樹愛護会	H 7. 11. 13	15
10	栄町街路樹愛護会	H 9. 7. 15	(245世帯)
11	琵琶苑街路樹愛護会	H 9. 9. 1	20
12	今泉台町内会	H11. 4. 1	5,000
13	まちをきれいにする会	H12. 1. 6	7
14	鎌倉白山坂街路樹愛護会	H12. 3. 2	230
15	柏尾川街路樹愛護会	H12. 8. 1	40
16	桜街路樹愛護会	H15. 10. 2	10
17	西鎌倉山親寿会街路樹愛護会	H18. 4. 1	69
18	富士見町町内会	H18. 4. 1	(600世帯)
19	砂押川プロムナードさくら愛護会	H19. 4. 1	29
20	大平山・丸山町内会街路樹愛護会	H23. 10. 1	(980世帯)
21	手広片岡町内会街路樹愛護会	H29. 5. 1	(158世帯)

※ 会員数は設立当初の数値です。13、21はR元年度実績報告書未提出です。

3) 市民緑地愛護会

市民緑地愛護会名称	設 立	会員数(H29年度末現在)	対象とする市民緑地
玉縄城緑地愛護会	H24	26名	植木1号市民緑地

(4) 公的な緑化推進団体

団体の名称	設 立	会員数等	団体設立の趣旨・目的等
公益財団法人 鎌倉風致保存会	S39. 12	363名	御谷の自然を守る運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体です。 わが国のナショナル・トラストの第一号であり、鎌倉の自然の風光と豊かな文化財を後世に伝えることを目的に、自然環境の保存事業や文化活動を展開しています。
公益財団法人 鎌倉市公園協会	S59. 3. 28	—	公園及び緑地の円滑な運営を行い、その健全な利用の増進及び緑化思想の啓発を図り、もって都市の美観及び風致の向上に寄与することを目的としています。

(5) その他の緑化推進団体

団体の名称	設 立	会員数等	団体設立の趣旨・目的等
NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	H27. 4. 8	79名	一般市民に対し、鎌倉市内の緑の保全活動を市民、行政、或いは事業者と協力して実施し、良好な自然環境の維持・創出、環境保全思想の普及啓発及び地域の人々の健全な心身の育成を推進する事業を行い、ひいては人と自然とが共生できる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(6) 緑の資源に関する資料

1) 史跡・名勝・天然記念物等

① 史跡・名勝

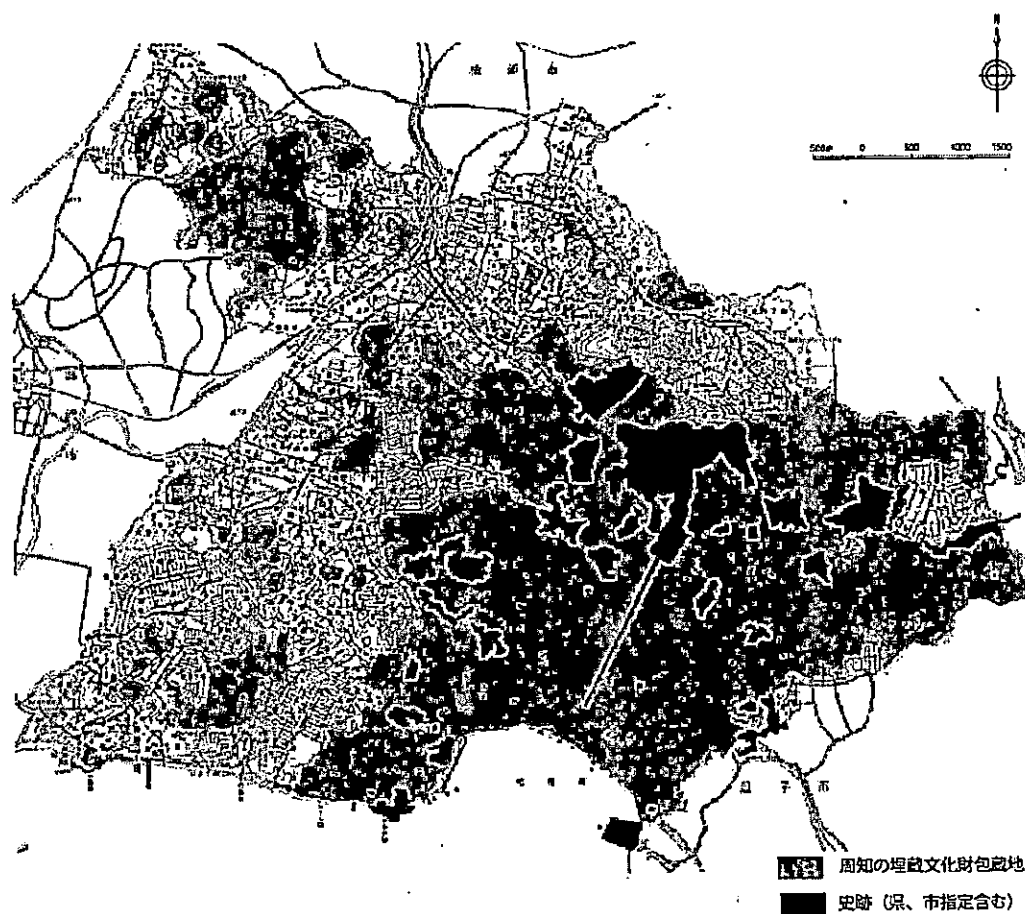
区分	指定	名称・面積・指定年月日
史跡	国	法華堂跡(源頼朝墓・北条義時墓)(1.10ha S2.4.8・S2.6.14、追加・名称変更 H12.1.31、追加・名称変更 H18.7.28)、日野俊基墓(0.01ha S2.4.8)、浄光明寺境内・冷泉為相墓(2.22ha S2.4.8、追加・名称変更 H19.2.6、一部指定解除・追加 H21.7.23)、極楽寺境内・忍性墓(4.08ha S2.4.8、追加・名称変更 H20.3.28・H20.7.28)、伝上杉憲方墓(0.01ha S2.4.8)、稲村ヶ崎(1.90ha S9.3.13)、若宮大路(3.64ha S10.6.7、追加 H18.1.26)、浄智寺境内(6.15ha S41.2.28)、寿福寺境内(4.14ha S41.3.22、追加 H20.7.28)、永福寺跡(8.75ha S41.6.14、追加 H20.7.28)、建長寺境内(43.74ha S41.9.12、追加 H19.7.26)、浄妙寺境内(3.68ha S41.11.2)、鶴岡八幡宮境内(19.28ha S42.4.24、追加 H17.8.29)、円覚寺境内(16.55ha S42.4.24)、覚園寺境内(8.32ha S42.6.22)、和賀江嶋(6.93ha S43.10.14、追加 H18.1.26)、朝夷奈切通(9.71ha S44.6.5、追加 H15.8.27・H19.7.26・H20.7.28)、亀ヶ谷坂(3.30ha S44.6.5)、巨福呂坂(3.13ha S44.11.29)、仮粧坂(11.3ha S44.11.29、追加 H19.7.26、一部指定解除・追加 H21.7.23)、瑞泉寺境内(16.0ha S46.11.8、追加 H20.3.28)、大仏切通(1.87ha S52.8.10、一部指定解除・追加 H2.3.29)、北条氏常盤亭跡(13.94ha S53.12.19)、名越切通(6.23ha S41.4.11、追加 S56.10.13・S58.11.26・H20.7.28、H21.7.23)、明月院境内(4.86ha S59.2.9)、東勝寺跡(5.02ha H10.7.31)、鎌倉大仏殿跡(2.48ha H16.2.27)、荏柄天神社境内(0.58ha H17.7.14)、仏法寺跡(3.40ha H18.7.28)、一升樹遺跡(1.46ha H19.2.6)、大町釈迦堂口遺跡(1.62ha H22.8.5)
	県	段葛(S30.8.30)、百八やぐら(覚園寺)(S36.7.4)
	市	十一人塚(S36.11.15)、内藤家墓地(S37.9.11)、瓜ヶ谷やぐら群(S46.9.11)、多宝寺址やぐら群(S46.9.11)、洗馬谷横穴群(S46.9.11)、千葉ヶ谷横穴群(S49.4.10)、大伴神主家墓所(H7.10.13)、番場ヶ谷やぐら群(H7.10.13)、相馬師常墓やぐら(H8.10.18)
名勝	国	建長寺庭園(S7.7.23)、円覚寺庭園(S7.7.23)、瑞泉寺庭園(S46.11.8)

② 天然記念物

指定	名称・登録年月日
市	鶴岡八幡宮のビャクシン(S38.7.17)、荏柄天神社のイチョウ(S38.7.17)、覚園寺のマキ(S38.7.17)、瑞泉寺のオウバイ(S38.7.17)、光則寺のカイドウ(S38.7.17)、寿福寺のビャクシン(S38.7.17)、英勝寺のワビスケ(S38.7.17)、英勝寺のトウカエデ(S38.7.17)、浄智寺のコウヤマキ(S38.7.17)、円覚寺のビャクシン(S38.7.17)、鎌倉宮のオガタマノキ(S47.12.12)、覚園寺のナツグミ(S47.12.12)、覚園寺のツバキ(S47.12.12)、浄光明寺のマキ(S47.12.12)、浄智寺のタチヒガン(S47.12.12)、大慶寺のビャクシン(S47.12.12)、浄智寺のビャクシン(S48.4.11)、安養院のマキ(S48.4.11)、鶴岡八幡宮のマキ(S48.4.11)、鶴岡八幡宮のケヤキ(S48.4.11)、御霊神社のタブノキ(S48.4.11)、瑞泉寺のフユザクラ(S48.4.11)、光明寺のクロガネモチ(S48.4.11)、円覚寺のウスキモクセイ(S48.4.11)、成福寺のビャクシン(S49.4.10)、妙本寺のイチョウ(S49.4.10)、円覚寺のビャクシン(S49.4.10)、安国論寺のヤマザクラ(市原虎の尾)(S51.4.13)、鶴岡八幡宮のシロシダレ(S52.6.11)、安国論寺のサザンカ(S52.6.11)、浄光明寺のビャクシン(H9.10.13)、建長寺のビャクシン(イブキ)(H10.11.9)

Ⅲ 関係資料
1. 緑の現況に関する基礎資料

- 鎌倉市には、文化財保護法に基づき指定された史跡が数多くあります。
- 史跡の指定によって、歴史的風土保存区域の指定とともに、鎌倉市の歴史的遺産の保護を図っています。



史跡・埋蔵文化財包蔵地の範囲(出典 鎌倉市歴史的風致維持向上計画)

(7) その他、緑地に関する資料

1) 保存樹林の指定

※平成31年3月31日時点の指定状況です。

※所在地は「鎌倉の統計」町丁(字)別土地面積の順です。

※備考の略称は次のとおりです。

(生け垣・樹木指定、緑地保全契約も同様です。)

- ・ 四：歴史的風土保存区域
- ・ 六：歴史的風土特別保存地区
- ・ 近：近郊緑地保全区域
- ・ 近特：近郊緑地特別保全地区
- ・ 特：特別緑地保全地区
- ・ 史：史跡指定地(備考記載は保存樹林に限る)
- ・ 保：保安林
- ・ 配：保全配慮地区(概ねの位置)
- ・ 緑：緑化重点地区
- ・ 公：都市計画公園(未供用)

*候：指定等の候補地(概ねの位置)

所在地	面積(㎡)	備考
鎌倉地域		
十二所		
16-1	252.00	六
24	109.00	六
25-7	20.00	六
34	132.00	
35の一部	19,161.68	六
40	99.00	四
43	69.00	六
44	297.00	六
61	33.00	六
80の一部	16,881.00	六
80の一部	620.00	
85	495.00	四
205	158.00	四
206	23.00	六
207	300.00	六
208	142.00	六
209の一部	445.00	四・保
209の一部	36,249.00	六・保
210-1	8,747.00	四
211-1	413.00	四
212-1	1,861.00	四
229	740.00	四
230	264.00	四
267-1の一部	7,421.00	近
268-1の一部	24,417.00	近
269-1の一部	15,957.00	近
317-1	80.00	四・史
335-1	6.39	四
456の一部	4,919.00	近特
458-2の一部	1,248.00	近特
461	2,697.00	近特
467-2	1,636.00	近特
467-3	737.00	近特
467-4	614.00	近特
469-1	4,912.00	近特
469-5	1,867.00	近特
469-7	2,228.00	近特
470-1の一部	9,066.00	近特
483-1	40,429.00	近特
483-2	42.00	近特
483-5	1,368.00	近特
483-6	528.00	近特
492-1	1,123.00	近緑
492-3	3,983.00	近特

492-4	1,557.00	近特
492-6	2,482.00	近特
492-7	3,543.00	近特
498-1	40,697.00	近特
498-3	2,852.00	近特
498-4	770.00	近特
498-5	1,269.00	近特
498-6	1,457.00	近特
545-イ	7,147.00	六・史・保
545-ロ	155.00	六・保
547	8,595.00	六・史・保
548	214.00	六
549-3	1,868.00	六
550	3,305.00	六・史
577の一部	260.90	近特
577の一部	102.10	近特
578	317.00	近特
579	3,305.00	近特
580	661.00	近特
586	3,702.00	六・史
587	1,487.00	六・史
599	320.00	四
600	257.00	四
601	208.00	四
607-1	11,490.00	四
612-4	631.40	四
612-5	330.57	四
612-6	3,305.78	四
612-7	2,644.62	四
612-8	3,305.78	四
612-9	9,890.79	四
622-8	2,165.00	近特
629-2	2,056.00	近特
629-3	3,883.00	近特
629-4	3,930.00	近特
629-5	3,914.00	近特
629-6	3,745.00	近特
629-7	3,927.00	近特
629-8	3,791.00	近特
629-9	3,887.00	近特
629-10	3,890.00	近特
629-11	3,957.00	近特
629-12	3,927.00	近特
629-13	3,910.00	近特
629-14	3,699.00	近特
630	181.00	近特
636	360.00	近特
637	257.00	近特
638	221.00	近特
639	277.00	近特
641	214.00	近特
642	165.00	近特
643-1	13,722.00	近特
644-1	14,664.00	近特
645	4,561.00	近特
646-1	13,557.00	近特
649-14	499.00	四
652-1	219.00	四・史
652-2	1,752.00	四
655-1	16,288.00	四・史(一部)
655-2	935.00	四・史(一部)
655-3	201.00	四・史(一部)
655-4	153.00	四・史(一部)
656	1,128.00	四・史
657	145.00	四・史
661	330.00	四
663-1	10,634.00	四
676の一部	4,353.00	四
678	357.00	四
691	1,679.00	四
693	1,110.00	四

Ⅲ. 関係資料
2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

695	436.00	四
696	2,380.00	四
697	793.00	四
700	267.00	四
701	221.00	四
702	3,110.00	四
703-1	1,603.00	四
704	515.00	四
705	99.00	四
707	1,804.00	四
708	1,586.00	四
709	1,140.00	四
710	247.00	四
711	925.00	四
714	251.00	四
715	694.00	四
716	12,244.00	四
717	241.00	四
718	307.00	四
719	611.00	四
720	2,958.00	四
722	595.00	四
724	2,380.00	四
725	634.00	四
726	27,768.00	四
727	314.00	四
728	109.00	四
729-1	14,032.00	四
729-2	2,975.00	四
729-3	1,834.00	四
730	218.00	四
731	297.00	四
732	297.00	四
733-1	26,051.00	四
747	5,917.00	四
752	347.00	四
753	515.00	四
754	148.00	四
803-1	9,064.00	四
803-2	85.00	四
803-3	310.00	四
803-4	337.00	四
803-5	4,628.00	四
803-6	1,983.00	四
803-13	1,322.00	四
816-1	57,519.00	四
818-1	1,983.00	四
818-2の一部	367.00	四
818-4	694.00	四
818-7	661.00	四
818-9	826.00	四
818-11の一部	367.00	四
819-1	2,462.00	四
820	1,200.00	四
821	277.00	四
822	280.00	四
823	337.00	四
825	181.00	四
826	128.00	四
827	69.00	四
828	198.00	四
829	4,757.00	四
830	6,627.00	四
831-1	16,455.00	四
832-1	338.00	四
879-1	42,010.00	四
879-4	2,036	四
881	238.00	四
882-1	3,422.00	四
884-1	177.00	四
887	343.00	四

888	11,156.00	四
924-1の一部	2,802.48	四
936	198.00	
1017	558.00	近
浄明寺一丁目		
626-2	2,330.00	六
639	257.00	四
711	178.00	四
712	1,295.00	四
713	274.00	四
719	3,055.00	六
浄明寺二丁目		
471-2	14.00	六
473-2	23.83	
481-1	1,559.00	六
481-2	176.00	六
481-4	653.00	六
481-9	165.00	六
481-14	365.00	六
500-1	14,024.00	六
500-4	234.21	六
500-29	236.00	六
500-31	170.00	六
500-46	365.00	六
508-2	2.05	四
509-1	6,622.00	六
509-16	290.00	六
509-17	214.00	六
509-18	1.70	四
509-28	534.00	六
510-1	11,817.00	六
518	15,917.00	六
519-1	21,672.00	六
520-1	7,499.00	六
520-2	2,155.00	六
520-5	3,322.00	六
520-25	36.00	四
528-1の一部	8,673.00	六
533-1の一部	2,000.00	六
548-1の一部	880.00	六
548-2	211.52	六
548-12	249.00	四
浄明寺三丁目		
63-2	2,115.00	六・史
76-1の一部	9,998.77	六・史
浄明寺四丁目		
185-1	261.00	六
202-1	253.00	六
204-1	3,306.00	六
207-1の一部	40.00	
210-1の一部	1,208.46	四
210-1の一部	622.54	六
242-1	679.00	六
浄明寺五丁目		
412-1	4,761.00	六
446-1の一部	4,297.00	四
447-1の一部	2,225.00	四
447-3	26.00	四
449の一部	5,514.00	保
449の一部	773.00	四
455	3,781.00	六
二階堂		
73-1	1,692.00	保
73-2	3,583.00	史
155	3,689.00	六
157	912.00	六
266-1	886.00	史
266-7	32.00	史
266-8	35.00	史
266-12	77.00	史
266-13	24.00	史

379-イ	727.00	四
379-ロ	238.00	
433	1,983.00	六
434	991.00	六
435	198.00	六
439-1	3,452.00	六
479-1	932.00	六
486-1	2,103.00	六
499-2	138.00	六
523-3	59.00	四
523-6	1,872.00	六
541	8,925.00	六・保
557	8,925.00	六・保
558-1	70.00	六
558-3	29.00	六
558-4	17.00	六
562-1	503.00	六
592	419.00	六
607-ロ	148.00	六
621	16,363.00	六
625-2	128.00	六
625-3	37.00	六
627-3	57.00	六
631	2,380.00	六・保
632	19,834.00	六・保
637	3,272.00	六・史・保
638	198.00	六
644-2	6,093.00	六
644-4	991.00	六
646-3	346.00	六
646-4	336.00	六
646-5	235.00	六
654	476.00	六
655	280.00	六
701	24,792.00	六・史・保
702	357.00	六・史・保
703	350.00	六・史・保
704-イ	15,074.00	六・史・保
705	14,379.00	六・史・保
706	793.00	六・史・保
707	52,065.00	六・史・保
708-1の一部	31,588.00	六・史・保
708-2	1,338.00	六・史
712	1,900.00	六・史・保
713-1	2,212.00	六・史・保
713-2	732.00	六・史
718	1,517.00	六・史・保
719	697.00	六・史・保
720	122.00	六
723-1	348.00	四
724-1	12,089.00	四
724-27	141.00	四
724-37	2,417.00	四
728-2の一部	456.35	四
730	400.00	四
736-1の一部	462.48	六
736-3	221.00	六
738	446.00	六
801-1	1,115.00	
802-1	139.00	
815	2,099.00	四
816	290.00	四
817	1,054.00	四
820	267.00	四
821-1	796.00	四
822の一部	1,370.00	六
823	224.00	六
824	439.00	四
827	406.00	六
828	614.00	四
829	509.00	六

830	1,028.00	四
831	955.00	四
833	409.00	四
834	214.00	
835	1,434.00	四
847	1,897.00	四
864	2,469.00	六
865	872.00	六
869	178.00	六
870-1	281.00	
901-1	7,107.00	六
西御門一丁目		
33	99.00	六
36-1の一部	2,870.00	六
36-2	1,483.00	六
53	455.00	六
61-19	4,479.00	四
68-8	3,500.00	六
68-25	9.91	六
西御門二丁目		
25-3	5,381.00	六・保
809-4	975.00	保
809-5	564.00	六・保
809-8	1,623.00	六・保
809-9	1,623.00	保
809-10	1,355.00	四・保
809-11	1,623.00	六・保
809-12	82.00	
雪ノ下二丁目		
2	578.00	六・史
4	3,603.00	六・史
33-1	7,953.00	六・史
33-2	16.00	六・史
33-5	52.00	六・史
33-6	479.00	六・史
33-7	3,662.00	六・史
920-5	257.00	六
920-6	115.00	六
920-7	128.00	六
920-8	122.00	六
921	148.00	六
923-2	416.00	六
924	571.00	六
925	92.00	六
1051-1の一部	25,660.00	六・史
雪ノ下四丁目		
515-1	136.00	六
524-1	22.00	六
525	1,884.00	四
扇ガ谷三丁目		
405	89.00	四
406-2	124.00	四
413	2,056.00	保
421	2,280.00	六・保
422-1	4,484.00	六・保
422-3	71.00	保
424	79.00	四
433	327.00	四
435-2	297.00	四
436	297.00	四
437	991.00	保
442	495.00	保
447-1	1,285.00	四
466	198.00	四
482	251.00	四
483	581.00	四
489-1	7,751.00	六・保
扇ガ谷四丁目		
320-1	6,268.00	四・史
490	2,439.00	六・保
501	601.00	保

Ⅲ 関係資料
2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

502-1	4,862.00	六・保
502-2	396.00	
503-1	69.00	四
504	459.00	四
596-1の一部	20,439.00	六・史(一部)
596-2	224.00	六
597-1の一部	22,839.51	六・史(一部)
641	558.00	六・史
642	380.00	六・史
643	158.00	六・史
644	4,588.00	六・史
小町三丁目		
465-1	3,768.00	六・保
477	3,206.00	六・保
482	12,892.00	六・史・保
488-1	476.00	保
499	4,958.00	六・史・保
503	1,685.00	六・史・保
530-1	14,596.00	六・史・保
531-4	10.00	四
533-1	3,458.00	六・保
大町三丁目		
1113-25	2,293.00	六
1114-1	2,981.00	六・保
1114-5の一部	5,069.08	六・保
1114-11	991.00	六・保
1124-1の一部	5,720.86	六・保
1125	5,335.00	六・保
1128-1	2,571.00	六・保
1131	11,556.00	六・保
1132	1,051.00	六・保
1134	5,001.00	六・保
1135-1	11,381.00	六・保
1136-1	1,735.00	六・保
1137-1	8,568.00	六・保
1145-1	1,487.00	四・保
1194の一部	4,088.00	六・保
大町三丁目		
1241-5	90.00	六
1241-6	113.00	六
1316-1	667.00	六
1316-12	49.00	六
大町四丁目		
1763	2,085.00	四
1764	1,461.00	四
1779-1の一部	2,883.00	四
1867-1	1,061.00	四
1869の一部	1,927.00	四
1893	2,809.00	保
1894	4,694.00	保
1924	945.00	保
1944	862.00	四
1945-1	590.00	保
1946	8,099.00	保
大町五丁目		
1967	92.00	四
2010-ロ	1,818.00	六
2029	158.00	六・史
2030	525.00	六・史
2031-1	27.00	六
2034-1	22.00	六
2035-1	502.00	六
2038	697.00	六
2040-1	254.00	六
2056-4	95.00	六
大町六丁目		
1448-3	419.00	六・保
1462	611.00	四
大町七丁目		
1558-2	18.00	六
1561	5,249.00	六

1568	6,595.00	六
1659-1	37.00	六
材木座三丁目		
316-1	5,472.00	保
材木座四丁目		
560-乙	19.00	四
笹目町		
324	618.00	四
325	2,975.00	四
331-1	2,351.00	四
340	3,649.00	四・保
341	3,649.00	四
344	109.00	四
345	95.00	四
345-2	24.00	四
346	1,828.00	四
346-2	138.00	四
352-1	1,315.00	四・保
佐助二丁目		
658	165.00	四・史
661-1の一部	1,051.05	四・史
719	264.00	四
720-ロの一部	65.00	四
721	427.00	六
723	2,230.00	六
727	649.00	六
733	1,289.00	六
734	330.00	六
735	532.00	六
776	11,107.00	六・保
784	872.00	六
900-1	1,875.00	四
長谷一丁目		
260-1	6,760.00	四・保
260-3	36.00	四
260-5	1,123.00	保
長谷三丁目		
1-1	12,499.00	六・保
1-4	195.00	六・保
1-5	29.00	六・保
1-6	757.00	六・保
585-1	833.00	六
585-2	290.00	六
587	1,765.00	六
587-2	988.00	六・保
587-3	462.00	六
587-4	198.00	六・保
596-2	257.00	六
598-1の一部	3,759.00	六
598-3	257.00	六
600	446.00	六
601-2	340.00	
629-1	1,996.00	六・保
629-9	3,114.00	六・保
637-1	99.00	六
658-1	23,874.00	六・保
658-6	89.00	六
658-8	105.00	六
長谷四丁目		
524-5の一部	5,725.31	六
545	1,041.00	六
546-2	99.00	四
547	317.00	六
長谷五丁目		
320	958.00	四
327-1の一部	52.00	四
340-2	833.00	四
412-1	3,305.00	四
極楽寺一丁目		
2	4,066.00	六・保
3-5	226.00	六

21-1	146.00	六
23	1,190.00	六・史
149-4	312.00	四
149-7の一部	49.00	四
極楽寺三丁目		
27-11	414.00	六
27-12	139.00	六
39-4	329.00	六
45-1	3,082.00	六
47-8	9.65	六
47-9	75.00	六
50-2	38.00	六
51-2	91.00	六
51-3	37.00	六
64-1の一部	5,860.00	六
962-3の一部	1,049.00	四
962-3の一部	483.00	六
1000の一部	311.81	四
1015-3	1,162.00	六
1015-4	17.00	六
極楽寺三丁目		
361	132.00	六
極楽寺四丁目		
855-2	108.00	六
855-16の一部	1,978.91	六
855-22	10.00	四
868	198.00	配(録)
869	892.00	配(録)
870-1	599.00	六
870-3	85.00	六・配(録)
872	297.00	配(録)
873-1	4,621.00	配(録)
896	376.00	配(録)
900	132.00	配(録)
914	13,950.00	配(録)
926	72.00	配(録)
934	2,069.00	配(録)
935	370.00	配(録)
937	1,735.00	配(録)
991	2,271.00	六
稲村ガ崎一丁目		
192-1	692.00	六
稲村ガ崎二丁目		
406-1の一部	744.12	四
418-1の一部	3,970.09	四
440-1	5,653.00	四
稲村ガ崎五丁目		
755	581.00	四
757-3	102.00	
腰越地域		
津西一丁目		
1000-1	670.00	配(腰)
深沢地域		
梶原五丁目		
1326-p-1	1,391.00	配(常)
1326-p-2	1,408.00	配(常)
1449-41	26.00	
1449-43	538.00	特(梶)
1459の一部	1,696.00	特(梶)
1481	2,975.00	特(梶)
1483-1	3,768.00	特(梶)
1486	892.00	特(梶)
1487	1,090.00	特(梶)
1491	694.00	特(梶)
1494-1の一部	3,545.26	特(梶)
1494-4	245.00	特(梶)
1541-2	2,198.00	特(梶)
1556-2	648.00	特(梶)
笹田五丁目		
1275-3の一部	884.00	
笹田六丁目		

2135-1	621.00	配(録)
鎌倉山三丁目		
1804	267.00	配(録)
鎌倉山三丁目		
1815-5	3,319.00	配(録)
1815-27	2,082.00	配(録)
1855-2	561.00	配(録)
大船地域		
山ノ内		
4-1の一部	2,514.00	六・史・保
11-1	3,566.00	六・史・保
19-1	820.00	六・史・保
21-1	1,775.00	六・史・保
21-9	1,500.00	六・史・保
27-1	4,918.00	六・史・保
32-1	2,500.00	六・史・保
37の一部	7,104.00	六・史・保
41	505.00	六・史・保
44	16,759.00	六・史・保
45	512.00	六・史・保
46	373.00	六・史・保
47	49.00	六・史・保
48	72.00	六・史・保
49	816.00	六・史・保
50	492.00	六・史・保
51	1,600.00	六・史・保
52	152.00	六・史・保
53	152.00	六・史・保
54	353.00	六・史・保
55	198.00	六・史・保
56	879.00	六・史・保
57	155.00	六・史・保
58	191.00	六・史・保
59	307.00	六・史・保
60	386.00	六・史・保
61	238.00	六・史・保
63	188.00	六・史・保
64	128.00	六・史・保
66-イ	58,709.00	六・史・保
66-ハ	185.00	六・史・保
72-1	925.00	六・史・保
72-4	333.00	六・史・保
73-1	5,157.00	六・史・保
73-3	5,322.00	六・史・保
76-イ	439.00	六・史・保
78-1	4,204.00	六・史・保
78-3	390.00	六・史・保
79-イ	800.00	六・史・保
81-1	14,981.00	六・史・保
84	925.00	六・史・保
88	485.00	六・史
89	333.00	六・史
90の一部	19,024.00	六・史・保
105-2	85.00	六・史・保
109-1	297.00	六・史
113-1	7,014.00	六・史
141の一部	135.00	四・史
141の一部	6,217.00	六・史
190	95.00	六・史
193の一部	44.00	六・史
194	231.00	六・史
195-1	76.00	六・史
197-1の一部	19,085.00	六・史
197-3	1,127.00	六
197-7	733.00	六・史
197-17	1,322.00	六
197-18	330.00	六
197-23	191.00	六
356-1	1,305.00	四
360	1,061.00	四
424	2,479.00	六・史

III 関係資料
2 鎌倉市緑政審議会に関する資料

429	12,732.00	六・史
433	2,975.00	六・史
437	8,925.00	六・史
445	2,988.00	六・史
451	1,983.00	六・史
534-3	137.00	
534-ロ	198.00	
1156	138.00	六・史
1157-3	3,322.00	六・史
1183-3	1,302.00	六・史
1201	3,993.00	六
1216	5,963.00	六
1375-1の一部	16,191.00	六
1387の一部	1,338.00	六
1406	267.00	六・史
1407	181.00	六・史
1418-イの一部	28,432.00	六・史
1418-ニ	238.00	六・史
1420	188.00	六・史
1421	928.00	六・史
1427-1	9,534.00	六・史
1427-7	39.00	六・史
1427-ニ	85.00	六・史
1427-ハ	165.00	六・史
1428	400.00	六・史
1480-1	217.00	四
1482	246.00	四
1486	714.00	四
1488	68.00	四
1496-1	1,662.00	四・保
1497	1,719.00	保
1511	125.00	六・史・保
1513	697.00	六・史・保
1522	201.00	四
1535-1の一部	4,173.00	六・史・保
台四丁目		
1390-1	3,323.00	
台		
2009	621.00	
2044	1,480.00	
大船		
2380-1	246.00	六
2381-1	250.00	六
岩瀬		
1476	145.00	近特
1495-1	1,572.00	近特
1498	39.00	近特
1499	155.00	近特
1515	128.00	近特
1532	1,269.00	近特・保
1535	690.00	近特・保
1536	19.00	近特・保
1537	753.00	
1538	69.00	
1539	264.00	近特
1540-1	403.00	
1540-2	96.26	
1541	2,357.00	近特・保
1543	36.00	
1544	462.00	
1547	29.00	近特
1548	46.00	近特
1579	211.00	近特
1580	72.00	近特
1587	69.00	近特
1588	132.00	近特
1591	1,239.00	近特・保
1606	347.00	近特・保
1638	33.00	近特
1639-1の一部	863.54	近特
1640	189.00	近特

1660-イ	1,249.00	近特
1660-ロ	145.00	近特
1666	3,004.00	近特
1668	2,013.00	近特
1669	1,705.00	近特
1670	1,719.00	近特・保
1671	228.00	近特・保
1674	2,009.00	近特・保
1675	1,249.00	近特・保
1676	3,067.00	近特・保
1677	6,072.00	近特・保
1678	5,176.00	近特・保
1679	4,125.00	近特・保
1680	9,233.00	近特・保
1682-ロ	1,090.00	近特・保
1683	816.00	近特・保
1685-1	733.00	近特
1686	2,700.00	近特
1687	59.00	近特
1688-イ	135.00	近特
1688-ロ	9,444.00	近特・保
1691	1,256.00	近特・保
1692	740.00	近特・保
1696	1,193.00	近特
1697	786.00	近特
1699の一部	871.70	近特
1700	2,099.00	近特
1703-1	2,747.00	近特
1705	3,295.00	近特
1711-2	191.00	近特
1712-イ	3,573.00	近特・保
1712-ロ	809.00	近特
1713	3,857.00	近特・保
1714-1	2,969.00	近特・保
1714-2	2,423.00	近特・保
1715-1	1,348.00	近特・保
1715-3	370.00	近特・保
1716-1	935.00	近特・保
1716-2	4,191.00	近特・保
1716-3	188.00	近特・保
1717-1	2,634.00	近特・保
1717-3	1,282.00	近特・保
1718-1	2,347.00	近特・保
1719-1	1,487.00	近特・保
1720-1	2,204.00	近特・保
1721-1	1,186.00	近特・保
1722-1	2,991.00	近特・保
1722-3	102.00	近特・保
今泉一丁目		
29-200の一部	2,585.00	近特・保
37の一部	2,766.00	近特
38	3,352.00	近特
64	436.00	近特
65	1,140.00	近特
72	2,191.00	近特
73	644.00	近特
132-1	3,669.00	近特
141	4,073.00	近特
145	1,914.00	近特
146	2,710.00	近特・保
150-1	148.00	
169	2,400.00	近特
171	191.00	近特・保
183	502.00	近
186	191.00	近特・保
187	307.00	近特・保
188	99.00	近特・保
189	95.00	近特・保
190	714.00	近特・保
199	1,613.00	近特
200	1,679.00	近特

206	340.00	近特・保
207	175.00	近特
209	704.00	近特
217	1,633.00	近特・保
223	69.00	近特
225の一部	528.00	近特
226	234.00	近特
227	138.00	近特・保
229	588.00	近特・保
230	261.00	近特・保
231	89.00	近特
232の一部	256.00	近特
233-1	1,527.00	近特
今泉二丁目		
1507	257.00	保・配(岩)
1528	69.00	配(岩)
1546	66.00	保・配(岩)
1547	1,401.00	保・配(岩)
今泉三丁目		
259	99.00	近特・保
260	238.00	近特・保
261	175.00	近特・保
262の一部	2,008.00	近特・保
263	128.00	近特・保
264	624.00	近特・保
265	608.00	近特・保
266	66.00	近特・保
267-イ-1の一部	1,591.00	近特・保
267-イ-3の一部	711.00	近特・保
270	294.00	近特
271	380.00	近特
272	287.00	近特
273	7,771.00	近特
296-1	13,890.00	近特
296-2	932.00	近特
332	109.00	近特
338	218.00	近特
339	647.00	近特
356	323.00	近特
357	925.00	近特
360	535.00	近特
363の一部	305.00	近特・保
366	175.00	近特・保
367	383.00	近特・保
368	254.00	近特・保
371	1,378.00	近特
372	277.00	近特
378	138.00	近特
379	528.00	近特
380	6,760.00	近特・保
381	1,573.00	近特
382	191.00	近特
383	221.00	近特
384	915.00	近特
385	89.00	近特
387	433.00	近特・保
388	340.00	近特・保
394	442.00	近特
397	62.00	近特
398	958.00	近特
404-3	233.00	近特
404-イ	8,289.00	近特・保
404-ロ	1,385.00	近特・保
425	4,621.00	近特・保
425-4	7,933.00	近特・保
433-2	3,428.00	近特
434-1	4,037.00	近特
446	862.00	近特・保
453-1	525.00	近特
453-2	54.00	近特
454-2	2,975.00	近特・保

456	892.00	近特
458	793.00	近特・保
962-6の一部	1,492.00	近特・保
962-9の一部	215.00	近特・保
962-9の一部	5,007.00	近特・保
今泉四丁目		
571	158.00	近特・保
572-1	971.00	近特
572-3	5,950.00	近特・保
572-4	495.00	近特・保
573	119.00	近特・保
575	49.00	近特・保
576	366.00	近特
578	833.00	近特
580-1の一部	2,648.00	近特
580-4	3,966.00	近特
583	641.00	近特
584	148.00	近特
585	119.00	近特
586	485.00	近特
589	786.00	近特
590	360.00	近特
595	168.00	近特
596	218.00	近特
724-1の一部	14,500.00	近特・保
今泉五丁目		
727-1の一部	2,717.00	近特・保
879-19	489.00	近特
879-22	40.00	六
879-26	953.00	近特
879-27	712.00	近特
879-49	685.00	六・特
879-50	17.00	近特・特
903-2	209.00	近特・保
904-1の一部	1,292.00	近特・保
1017	280.00	近特
1018-1	287.00	近特
1023-1	47.00	近特
1047	264.00	六・保
1051	403.00	近特
1052-2	786.00	近特
1052-3	786.00	近特
1057	1,209.00	近特
1058-1	1,357.00	近特
今泉台一丁目		
1349	201.00	配(岩)
1351	290.00	保・配(岩)
1355	704.00	保・配(岩)
1356	707.00	六(一部)・配(岩)
1366	479.00	六・保
1367	185.00	六・保
1368-1	59.00	六・保
1368-2	161.00	六・保
1368-3	33.00	六・保
1369	366.00	六・保
1370	214.00	六・保
1371	380.00	六・保
今泉台二丁目		
1113-1	7,309.00	近・保・公候(散)
1114	1,735.00	近・保・公候(散)
1117	2,915.00	近・公候(散)
1118-1	303.00	近・保・公候(散)
1120-1	104.00	近・公候(散)
1122-1	15,977.00	近・保・公候(散)
今泉台四丁目		
1136-555	6,263.00	六・保
今泉台六丁目		

Ⅲ 関係資料
2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

1091-26	1,024.00	六
今泉台七丁目		
905の一部	1,600.00	保
962-1の一部	187.00	保
玉縄地域		
植木		
658	462.00	
663-1の一部	307.00	特候(植)
666-1	793.00	特候(植)
667	641.00	特候(植)
668	846.00	特候(植)
669	1,454.00	特候(植)
670-1	5,097.00	特候(植)
670-2	185.00	特候(植)
670-3	148.00	特候(植)
670-4	62.00	特候(植)
670-6	95.00	
670-7	13.00	
城廻		
91-2の一部	672.10	特(城)
91-2の一部	47.90	
99-2	23.00	特(城)
200-2の一部	76.20	特(城)
200-2の一部	158.80	
200-3	224.00	特(城)
200-4の一部	96.90	特(城)
200-4の一部	292.10	
201	254.00	特(城)
202	251.00	特(城)
203	251.00	特(城)
204-1の一部	2,576.00	特(城)
205	350.00	特(城)
206	833.00	特(城)
207の一部	136.80	特(城)
207の一部	487.20	特(城)
209-1の一部	4,609.60	特(城)
209-1の一部	110.40	特(城)
230	82.00	
232の一部	288.60	特(城)
232の一部	230.40	
233	238.00	特(城)
234	2,076.00	特(城)
243-1	918.00	特(城)
関谷		
586-1	939.00	
594-3	46.00	
595	89.00	
597	290.00	
598-1	1,357.00	
598-2	46.00	
599-1	79.00	
599-3	58.00	
609	591.00	
795-2	784.00	
811	337.00	
817-1	3,073.00	
817-3	69.00	
818	33.00	
825-1	405.00	
825-2	0.17	
825-3	175.00	
826	290.00	
827	1,193.00	公候(関)
850	211.00	公候(関)
851	195.00	公候(関)
852	856.00	公候(関)
853	492.00	公候(関)
854	591.00	公候(関)
855	208.00	公候(関)
862-1	879.00	公候(関)
863	763.00	公候(関)

864-1	357.00	公候(関)
877	393.00	
923-1	59.00	公候(関)
951-1	95.00	公候(関)
952-1	1,176.00	公候(関)
953	396.00	
954	396.00	公候(関)
955	595.00	公候(関)
956	654.00	公候(関)
1636	925.00	
1637	224.00	
1646	327.00	

2) 保存樹林(生け垣)の指定

※平成31年3月31日時点の指定状況です。

※面積は生け垣の片側の面積(高さ×延長)です。

生け垣所在地	面積㎡	樹種	備考
鎌倉地域			
十二所9	45.00	サコシユ他	
十二所13、17	50.00	イヌササ他	
十二所42	128.00	ササ他	
十二所46	40.00	マササ他	
十二所47-1	73.00	カハカシ	
十二所761	89.00	ササ他	
十二所921、919	43.00	ツハキ	
十二所951	55.00	ササ他	
浄明寺2-9-21	61.00	サコシユ他	四
浄明寺3-7-3	189.00	サコシユ他	
浄明寺3-11-2	66.00	サコシユ他	
浄明寺3-13-7	38.00	イヌササ	
浄明寺4-7-53	67.00	ヒササ	
浄明寺5-7-8	50.00	ニッコウヒナ他	
二階堂267-49	71.00	サコシユ	四
二階堂267-66	43.00	ベニカササ	四
二階堂267-77	46.00	イヌササ他	四
二階堂717-2	49.00	サコシユ	四
二階堂773-58	29.68	カスカイブキ	
二階堂935	118.00	イヌササ他	
西御門1-2-9	41.00	マササ	四
西御門1-11-1	117.00	サコシユ他	六
西御門1-20-2	100.30	サコシユ他	
扇ガ谷3-5-9他	132.00	イヌササ	
扇ガ谷3-7-10	91.00	イヌササ	
小町1-12-12	51.00	イイ	緑(鎌)
小町3-7-10	55.00	サコシユ他	
大町1-13-30	51.00	イヌササ	
大町1-17-15	172.00	サコシユ	
大町3-13-17	90.00	サコシユ	
大町3-13-27	59.00	マササ	
大町4-7-4	112.00	サコシユ他	
大町4-7-7	133.00	サコシユ	
大町6-1-12	33.00	マササ	
由比ガ浜2-10-4	480.00	カハカシ	緑(鎌)
笹目町8-9	76.60	サコシユ	
笹目町8-16	57.00	サコシユ	
笹目町10-7	75.00	サコシユ	四
笹目町11-7	207.00	サコシユ他	四
佐助1-3-5	38.00	カササ	
佐助2-17-3	61.88	ヒササモクセイ	
長谷4-1-27	122.00	マササ他	四
腰越地域			
腰越1-14-15	90.87	イヌササ	
腰越1531-17	33.00	キンツグ	
津602-170	20.00	イヌササ	
津701-1	56.00	マササ他	配(腰)
西鎌倉1-4-25	90.00	ハチササ他	
西鎌倉2-6-7	33.00	イヌササ	
西鎌倉2-12-7	42.00	カササ	
七里ガ浜東1-3-15	43.00	カササ	
七里ガ浜東4-22-9	22.00	イヌササ	
七里ガ浜東5-8-30	57.00	ササ	
七里ガ浜東5-9-2	38.00	マササ他	
津西1-3-8	202.00	マササ他	配(腰)
津西1-29-12	29.00	マササ他	配(腰)
七里ガ浜2-9-8	38.00	イヌササ他	
深沢地域			
梶原2-31-10	86.00	ササ他	
梶原3-13-16	66.00	マササ	
寺分3-6-11	36.00	ササ	
上町屋662	50.00	マササ他	
手広2-27-1	95.00	サコシユ	
手広2-32-1	91.00	ササ	
手広3-10-11	75.00	イヌササ	
手広3-13-6	233.00	ニッコウヒナ他	

手広5-1-8	261.00	カスカイブキ	
笛田3-7-10	50.00	マササ他	配(笛)
笛田3-8-8	82.00	カササ他	配(笛)
常盤71-9	51.66	イヌササ	
鎌倉山3-1-1	80.00	マササ	配(鎌)
大船地域			
台1-13-30	30.00	イイ	
台1-15-30	54.00	マササ	
台1434	92.00	サコシユ	
台1438-16	62.63	カハカシ他	
台1450	39.77	サコシユ他	
台1501	66.00	マササ	
台1620	102.00	サコシユ他	
小袋谷2-15-35	57.00	カササ	緑(大)
大船2-22-21	33.00	マササ他	
大船5-3-20	153.00	ササ	緑(大)
大船5-8-29	160.00	イヌササ他	緑(大)
大船1439	155.00	ヒササ	
大船1948	81.75	ササ他	
岩瀬1-5-31	34.00	マササ他	
岩瀬1-10-5	226.00	サコシユ他	緑(大)
岩瀬1483	234.00	ササ他	
岩瀬1501	188.00	カササ他	
岩瀬1506	90.00	イヌササ他	
岩瀬1533	83.00	イヌササ	
岩瀬1643	303.00	ササ他	
今泉1-9-6	152.00	ヒササ他	
今泉1-9-16	75.00	ササ他	
今泉台3-4-1	70.00	カハカシ	
今泉台4-6-17	27.00	イヌササ	
今泉台5-10-15	61.00	ササ	近
玉縄地域			
岡本1-7-19	35.00	マササ	
岡本1-8-10	52.00	イヌササ他	緑(大)
岡本1-24-37	59.00	マササ	
岡本2-16-33	83.00	カハカシ他	
玉縄2-17-26	38.00	ヒササ他	
玉縄2-464	72.00	イヌササ	
玉縄5-23-3	135.00	サコシユ	
植木649	46.00	マササ	
城廻82	62.00	サコシユ	
城廻382	25.00	ヒササ	
城廻413-16	31.00	イヌササ	
城廻423-146	30.00	イヌササ他	
城廻682-37	61.00	イヌササ他	
城廻682-39	33.00	ササ	
城廻804-20	46.00	カササ	
城廻804-22	40.00	ササ	
関谷588	60.00	イヌササ	
関谷1581	191.00	マササ他	

3) 保存樹木の指定

※平成 31 年 3 月 31 日時点の指定状況です。

樹木所在地	大きさ ※はん登性樹木 は枝葉の面積		樹種	備考
	H	C		
鎌倉地域				
十二所 159	15.0	1.55	桜	四
十二所 159	15.0	1.60	イチョウ	四
十二所 159	15.0	1.95	イチョウ	四
十二所 159	15.0	1.65	イチョウ	四
十二所 161	8.0	2.55	タブノキ	四
十二所 170	15.0	2.75	イチョウ	四
十二所 768	9.0	1.64	クサキ	
浄明寺 2-7-4	10.0	4.00	イチョウ	六
浄明寺 2-7-4	10.0	2.35	イチョウ	六
浄明寺 3-4-55	12.0	1.90	イチョウ	六
浄明寺 3-4-55	12.0	2.25	タブノキ	六
浄明寺 3-4-55	12.0	2.60	タブノキ	六
浄明寺 3-4-55	12.0	2.65	クサキ	六
浄明寺 3-7-3	6.0	1.70	ササ	
浄明寺 3-8-31	10.0	2.00	イチョウ	六
浄明寺 3-12	10.0	-	エキ	
浄明寺 4-3	12.0	1.20・ 1.00	スズジイ	
二階堂 154	20.0	2.00	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.20	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.35	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.70	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.70	クサキ	六
二階堂 154	17.0	1.70	クサキ	六
二階堂 154	17.0	1.60	クサキ	六
二階堂 154	18.0	1.90	クサキ	六
二階堂 154	20.0	1.80	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.20	クサキ	六
二階堂 154	18.0	1.60	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.60	クサキ	六
二階堂 154	20.0	1.60	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.20	クサキ	六
二階堂 154	20.0	1.70	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.40	クサキ	六
二階堂 154	20.0	1.70	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.50	クサキ	六
二階堂 154	20.0	2.40	クサキ	六
二階堂 154	10.0	3.40	クサキ	六
二階堂 936-12	25.0	2.10	クサキ	
二階堂 936-12	20.0	1.80	イチョウ	
二階堂 74	7.0	1.70	ビヤクシン	
二階堂 74	7.0	1.80	ビヤクシン	
二階堂 266	13.6	1.66	スズジイ	四
二階堂 266	13.1	2.73	スズジイ	四
二階堂 266	15.4	1.34	スズジイ	四
二階堂 266	15.0	1.59	スズジイ	四
二階堂 266	16.0	1.66	スズジイ	四
二階堂 877	10.0	2.10	タブノキ	
二階堂 877	11.5	2.60	クサキ	
二階堂 898	-	1.60	スズジイ	
二階堂 898	-	2.00	クサキ	
二階堂 935	-	1.85	モシ	
二階堂 935	-	-	モシ	
二階堂 935	-	1.80	モシ	
二階堂 935	-	1.60	モシ	
二階堂 935	19.9	2.90	イチョウ	
二階堂 935	18.3	1.50	桜	
二階堂 935	-	1.75	モシ	
雪ノ下 2-1-31	7.0	2.00	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	2.10	スズジイ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.50	イチョウ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	3.00	タブノキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.60	イチョウ	六

雪ノ下 2-1-31	10.0	1.00・ 1.30	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.60・ 0.60	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	2.10	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	7.0	1.60	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	26.25	3.50・ 7.50	ツブ	六
雪ノ下 2-1-31	7.0	1.60	タブノキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.10・1.20	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	55.9	4.30・13.0	ツブ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	2.00	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.50	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.75	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.15	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.55	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.30	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.55	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.60	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.90	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.50・ 1.40	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	2.20	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	2.00	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.80	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	9.0	2.00	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	2.30	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	9.0	1.85	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	9.0	1.80	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	1.70	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	13.0	3.50	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	11.0	2.70	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	2.00	モシ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.50	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	15.0	2.70	桜	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.50	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	1.50	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.70	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	1.60	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	1.55	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.20・1.10	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	1.50	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	3.15	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	11.0	1.50	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.90	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	15.0	1.70	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	14.0	1.90	桜	六
雪ノ下 2-1-31	14.0	2.50	桜	六
雪ノ下 2-1-31	7.0	2.45	イチョウ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.50	ササ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.45	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.45	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.60	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.00・1.10	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.55	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.60	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.70	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	2.15・0.75	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	9.0	1.25・1.55	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	2.00	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.80	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	8.0	2.10	スズジイ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.65他2	エキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.90	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	2.60	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	2.00	桜	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	1.45	イチョウ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.55	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	11.0	1.95	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	1.55	クサキ	六
雪ノ下 2-1-31	12.0	1.65	ササ	六
雪ノ下 2-1-31	10.0	1.70・2.35	イチョウ	六

雪ノ下2-1-31	12.0	1.60	枡	六
雪ノ下2-1-31	8.0	2.20	仮	六
雪ノ下2-1-31	13.0	1.80	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	1.30	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	1.60	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	2.00	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	1.30	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.70	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.30	片	六
雪ノ下2-1-31	10.0	1.35	サシ	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.30	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	3.45	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	2.80	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.60	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.45	片	六
雪ノ下2-1-31	15.0	1.60	片	六
雪ノ下2-1-31	15.0	1.55	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.30	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.50	片	六
雪ノ下2-1-31	15.0	1.65	片	六
雪ノ下2-1-31	15.0	2.90	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	1.80	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	1.40	サシ	六
雪ノ下2-1-31	14.0	1.60	片	六
雪ノ下2-1-31	10.0	2.80	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	2.90	片	六
雪ノ下2-1-31	12.0	2.55	片	六
雪ノ下2-1-31	10.0	1.85	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	2.10	片	六
雪ノ下2-1-31	14.0	1.80	片	六
雪ノ下2-1-31	11.0	1.70	片	六
雪ノ下2-1-31	20.0	6.70	片	六
雪ノ下2-1-31	10.0	1.80	片	六
雪ノ下2-1-31	10.0	1.30	サシ	六
雪ノ下2-1-31	12.0	1.40・1.90	サシ	六
雪ノ下2-1-31	15.0	3.60	片	六
雪ノ下2-1-31	8.0	1.00・1.90	片	六
雪ノ下3-1-28	-	2.00	片	
雪ノ下4-5-6	-	-	片	緑(鎌)
扇ガ谷1-4-5	9.0	1.70	片	四
小町1-12-12	-	1.80	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	1.80	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	1.70	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	2.20	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	1.70	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	1.90	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	1.90	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	2.10	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	1.70	片	緑(鎌)
小町1-12-12	-	2.20	片	緑(鎌)
小町2-17-20	6.0	1.52	片	緑(鎌)
小町2-17-20	7.0	1.30・1.88	片	緑(鎌)
小町2-17-20	8.0	2.34	片	緑(鎌)
小町2-17-20	8.0	1.51	片	緑(鎌)
小町2-17-20	7.0	0.91・1.17	片	緑(鎌)
大町1-6-6	15.0	-	片	
大町1-11-22	10.0	2.20	片	
大町1-11-22	8.0	1.83	片	
大町1-11-22	12.0	1.73	片	
大町1-11-22	10.0	0.82・1.18	片	
大町1-11-22	10.0	2.00	片	
大町1-11-22	10.0	1.1・1.0	片	
大町1-11-22	10.0	2.30	片	
大町1-11-22	8.0	1.80	片	
大町4-4-18	5.5	1.75	片	四
大町4-4-18	13.0	1.50	片	四
大町4-4-18	8.7	3.00	片	四
大町4-4-18	11.5	1.60	片	四
大町4-4-18	13.3	2.53	片	四
大町4-4-18	7.5	1.70	片	四
大町4-4-18	10.0	1.70	片	四

大町4-7-4	9.1	1.85	片	四
大町4-7-4	13.4	1.65	片	四
大町4-7-4	12.6	2.30	片	四
大町4-7-4	11.1	1.70	片	四
大町4-7-4	10.7	2.10	片	四
大町4-7-4	15.5	1.70	片	四
大町4-7-4	19.0	2.55	片	四
大町4-7-4	18.6	1.70	片	四
材木座2-9-1	-	2.00	片	
材木座2-9-1	-	2.20	片	
材木座2-9-1	-	2.80	片	
材木座3-15-8	-	1.80	片	
材木座3-15-8	-	2.30	片	
由比ガ浜2-12-8	-	-	片	緑(鎌)
由比ガ浜2-12-8	-	-	片	緑(鎌)
由比ガ浜2-12-8	-	2.00	片	緑(鎌)
由比ガ浜2-12-8	-	1.73	片	緑(鎌)
御成町16-15	8.0	2.10	片	四
笹目町10-7	8.0	1.50	片	四
佐助1-3-5	-	1.60	片	
佐助1-3-5	-	1.60	片	
佐助1-3-5	3.0	-	片	
長谷1-12-1	10.0	2.10	片	
長谷1-12-1	9.0	1.90	片	
長谷1-12-1	10.0	1.50	片	
長谷1-12-1	20.0	3.60	片	
長谷1-12-1	12.0	2.50	片	四
長谷2-4-5	20.0	1.50	片	
長谷2-4-5	20.0	1.70	片	
長谷2-4-5	20.0	2.10	片	
腰越地域				
腰越2-26-11	7.0	2.80	片	記(腰)
腰越3-32-24	7.0	2.60	片	
深沢地域				
梶原1-12-27	25.0	2.40	片	
梶原1-12-27	20.0	2.50	片	
梶原1-12-27	20.0	2.00	片	
山崎1795	11.9	2.20	片	
山崎1795	11.0	1.50	片	
山崎1795	11.1	1.80	片	
山崎1795	12.5	2.25	片	
上町屋631	5.0	2.50	片	
上町屋667	5.0	1.75	片	
上町屋667	7.5	2.30	片	
手広778-2	25.0	2.50	片	特候(青)
手広778-2	25.0	2.70	片	特候(青)
手広778-2	18.0	1.65	片	特候(青)
笛田3-31-1	12.0	2.00	片	
笛田3-31-1	20.0	2.30	片	
笛田3-31-1	10.0	3.00	片	
笛田3-31-1	25.0	1.90	片	
常盤534	-	1.80	片	六
常盤534	-	3.00	片	六
常盤534	-	1.70	片	六
鎌倉山4-10-2	10.0	-	片	
鎌倉山4-10-2	10.0	-	片	
鎌倉山4-10-2	8.0	1.50	片	
鎌倉山4-10-2	10.0	-	片	
鎌倉山4-10-2	10.0	-	片	
鎌倉山4-10-2	10.0	-	片	
大船地域				
山ノ内8	8.0	2.70	片	六
山ノ内8	12.0	4.50	片	六
山ノ内8	7.0	2.40	片	六

Ⅲ 関係資料
2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

山ノ内 8	7.0	2.40	ビヤクシ	六
山ノ内 8	8.0・9.0	2.50・2.10	ビヤクシ	六
山ノ内 8	18.0	2.10	スギ	六
山ノ内 8	18.0	2.40	スギ	六
山ノ内 8	14.0	1.80	スギ	六
山ノ内 8	15.0	2.50	スギ	六
山ノ内 8	6.0	1.70	イヌギ	六
山ノ内 8	15.0	1.80	スギ	六
山ノ内 8	16.0	1.80	スギ	六
山ノ内 8	18.0	2.10	スギ	六
山ノ内 8	18.0	2.10	スギ	六
山ノ内 8	15.0	1.80	クサキ	六
山ノ内 8	25.0	2.70	クサキ	六
山ノ内 8	12.0	3.10	ビヤクシ	六
山ノ内 85	8.0	1.20	タブノキ	六
山ノ内 571-1	-	1.83	クスノキ	
山ノ内 571-1	-	1.60	クスノキ	
山ノ内 571-1	-	2.10	クスノキ	
山ノ内 571-1	-	2.58	クスノキ	
山ノ内 571-1	-	1.85	イチョウ	
山ノ内 571-1	-	1.54	イロハモミジ	
山ノ内 585-1	15.0	3.00	スダジイ	
山ノ内 585-1	20.0	1.50	クスノキ	
山ノ内 585-1	15.0	2.60	クスノキ	
山ノ内 585-1	20.0	2.80	クスノキ	
山ノ内 585-1	15.0	1.60	クスノキ	
台 1438-16	4.0	3.40	クワ	
台 1438-16	4.5	2.10	クワ	
台 1620	19.0	1.90	クサキ	
大船 1439	12.0	1.56	イチョウ	
大船 1439	-	1.74	アズキ	
大船 1439	3.0	-	シロカシ	
大船 1440-2	9.0	2.20	タブノキ	
大船 2035	12.0	1.60	イチョウ	配 (岩)
岩瀬 1533	35.0	2.80	クサキ	
岩瀬 1533	35.0	2.70	クサキ	
岩瀬 1533	35.0	1.80	クサキ	
岩瀬 1533	30.0	1.80	クサキ	
岩瀬 1533	30.0	1.50	クサキ	
岩瀬 1533	30.0	1.70	クサキ	
今泉 1-9-16	10.0	1.32	クサノボク	
今泉 3-13-20	15.0	1.55	クスノキ	近
今泉 4-5-1	-	1.60	イチョウ	近
今泉 4-5-1	-	1.50	クサノボク	近
玉縄地域				
岡本 1-7-19	-	1.88	クサキ	
植木 96	10.0	1.65	イチョウ	
植木 96	12.0	1.75	イチョウ	
植木 96	12.0	2.00	イチョウ	
植木 96	10.0	1.70	スダジイ	
植木 96	15.0	1.55	クサキ	
植木 96	15.0	1.55	スギ	
植木 96	15.0	1.80	スギ	
植木 96	12.0	1.55	エキ	
植木 217	8.0	1.90	エキ	
植木 128	-	1.82	イチョウ	
植木 128	-	1.63	イチョウ	
植木 128	-	2.37	イチョウ	
植木 128	-	1.66	イヌギ	
植木 128	-	1.75	クスノキ	
植木 480	9.0	2.70	タブノキ	
植木 549	8.0	1.50	スギ	

植木 549	12.0	1.50	クスノキ	
植木 549	12.0	1.80	スギ	
植木 549	13.0・ 10.0	1.80・1.20	イヌギ	
植木 549	9.0	1.60	スダジイ	
城廻 216	15.0	2.70	イチョウ	

4) 緑地保全契約

※平成 31 年 3 月 31 日時点の契約状況です。

※備考の略称は、保存樹林・樹木の指定と同様です。

所在地	面積(m ²)	備考
鎌倉地域		
十二所		
113	423.00	
180	462.00	
669-3	3.50	
928	181.00	
932 の一部	644.51	
二階堂		
452-3	115.00	
452-4	162.00	
453-2	255.00	
454-5	39.00	
454-6	3.78	
大町一丁目		
1113-12	2,975.00	
1113-13	5,957.00	
1113-23	810.00	
1113-24	2,438.00	
大町三丁目		
1304-1	586.00	
笹目町		
350	396.00	
352-3	112.39	
稲村ガ崎三丁目		
534-10	57.68	配(稲)
561-3	140.00	配(稲)
561-51 の一部	28,444.00	配(稲)
561-61	1,873.00	配(稲)
561-70	13.00	配(稲)
561-95	1,266.00	配(稲)
561-96	2,474.00	配(稲)
561-100	621.00	配(稲)
561-127	56.00	配(稲)
561-142	357.00	配(稲)
561-143	342.00	配(稲)
稲村ガ崎四丁目		
568-1 の一部	126.00	配(稲)
586	42.00	配(稲)
587	221.00	配(稲)
588	62.00	配(稲)
589-1	16,710.00	配(稲)
589-26	118.00	配(稲)
626	300.00	配(稲)
627	79.00	配(稲)
浄明寺一丁目		
708-2	200.00	
浄明寺五丁目		
311-イ	343.00	
311-ロ	343.00	
腰越地域		
腰越三丁目		
142-1 の一部	2,571.00	
142-3	221.48	
142-4	423.00	
142-10	28.00	
腰越五丁目		
599-4	925.00	
腰越		
834-4 の一部	5,593.00	配(腰)
1765-1	142.00	公(広)
1766	294.00	公(広)
1767	165.00	公(広)
1775-1	158.00	公(広)
津		
593-1 の一部	1190.00	配(腰)

西鎌倉四丁目		
1134-5	101.00	
津西一丁目		
848-7 の一部	392.62	配(腰)
深沢地域		
山崎		
735-1	5,749.00	特(天)・安
802	69.00	
807	294.00	
840	62.00	
841	66.00	
842	105.00	
843	214.00	
844	82.00	
864-乙	76.00	
867-1	273.00	
868-95	23.00	
971-1	766.00	
971-3	1,976.00	
971-4	9.91	
971-5	9.91	
971-7	452.00	
1327 の一部	249.00	
1328 の一部	151.00	
1329	46.00	
1468	165.00	
1480-1 の一部	1,158.70	特(昌)別評価
1480-1 の一部	1,013.30	特(昌)別評価
1487	1,586.00	特(昌)
1488-1	531.00	特(昌)
1489 の一部	839.90	特(昌)別評価
1489 の一部	1,219.10	特(昌)別評価
1492	773.00	
1499	1,133.00	
1503	99.00	
1504	561.00	
1522-イ	69.00	
1584 の一部	355.70	公(中)
1584 の一部	1,802.30	公(中)
1587-1	1,067.00	公(中)
1794-1	1,446.00	
1836	33.00	公(中)
1838	119.00	公(中)
1839	690.00	公(中)
1848	175.00	公(中)
1852	429.00	公(中)
1887	981.00	公(中)
1889	403.00	公(中)
2354-1	9,616.00	公(中)
2366	128.00	公(中)
2367	231.00	公(中)
2368	36.00	公(中)
2369	168.00	公(中)
2370	175.00	公(中)
2371	115.00	公(中)
2372	204.00	公(中)
2373	175.00	公(中)
2374	142.00	公(中)
2375	396.00	公(中)
2376	1,143.00	公(中)
2377	578.00	公(中)
2378	95.00	公(中)
2379	1,001.00	公(中)
2380-1	214.00	公(中)
2381	238.00	公(中)
2382	211.00	公(中)
2383	152.00	公(中)
2384	161.00	公(中)
2385-1	125.00	公(中)
上町屋		
778-17	628.00	

III 関係資料
2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

782	1,884.00	特(上)
791-1	314.00	特(上)
791-2	39.00	
常盤		
922-4	981.00	
928-12	85.00	
928-30	27.00	
937-239	8.27	
梶原一丁目		
705	204.00	特(等)
706	142.00	特(等)
708	76.00	特(等)
711	1,487.00	特(等)
712-1	132.00	特(等)
712-2	859.00	特(等)
716	66.00	特(等)
718	393.00	特(等)
720の一部	64.00	特(等)別評価
720の一部	64.00	特(等)別評価
724の一部	231.00	特(等)
735	247.00	特(等)
737	132.00	特(等)
738	396.00	特(等)
754	1,289.00	特(等)
755の一部	2,120.00	特(等)
756	19.00	特(等)
758	396.00	特(等)
759	396.00	特(等)
梶原三丁目		
1323	360.00	配(常)
寺分一丁目		
806	495.00	特(寺)
812	581.00	特(寺)
813-1	3,021.00	特(寺)
814	479.00	特(寺)
823	2,231.00	特(寺)
929-1	6,621.00	特(寺)
931	198.00	特(寺)
941	95.00	特(寺)
996	2,181.00	特(等)
鎌倉山四丁目		
426-4	24.00	特(手笛)
459-2	110.00	特(手笛)
460-2	155.00	特(手笛)
637-2	1,342.00	配(笛)
697-1の一部	585.30	配(笛)
703	763.00	配(笛)
715	1,685.00	配(笛)
716	231.00	配(笛)
720	297.00	配(笛)
741	452.00	配(笛)
笛田三丁目		
637	6,687.00	配(笛)
687-1の一部	1,915.97	
688-1	132.00	
笛田三丁目		
483-2	555.00	配(笛)
484	793.00	配(笛)
1035	892.00	配(笛)
1036	396.00	配(笛)
1038-1	436.00	配(笛)
1039	297.00	配(笛)
1040	793.00	配(笛)
1041	138.00	配(笛)
1424	396.00	配(鎌)
手広二丁目		
413-1	3,943.00	特(手笛)
414	357.00	特(手笛)
417	155.00	特(手笛)
423	3,728.00	特(手笛)
425	783.00	特(手笛)

426-1	6,576.00	特(手笛)・保
459-1	74.00	特(手笛)・保
460-1	412.00	特(手笛)・保
461-5	341.00	特(手笛)
479-1	403.00	
499	1,269.00	
500-1	489.00	
505	33.00	
516-1	2,876.00	
572の一部	1,663.00	
770-3	363.00	
手広五丁目		
746-3	2,912.00	特(青)・保
770-1	4,107.00	
775	859.00	特(青)・保
778-1	1,057.00	特(青)・保
778-2	1,841.00	特(青)・保
778-3	1,087.00	特(青)・保
778-4	42.00	特(青)・保
手広六丁目		
858-5	4,033.00	特(手)
910-2	41,909.00	特(手)
963の一部	75,063.00	特(手)
1111-2	16.00	
1118-7	787.00	
大船地域		
台		
1740	558.00	公候(山)
1749-1	617.00	公候(山)
1763	168.00	公候(山)
1764	168.00	公候(山)
1765	109.00	公候(山)
1766	56.00	公候(山)
1767	69.00	公候(山)
1768	667.00	公候(山)
1769	198.00	公候(山)
1802	1,388.00	公候(山)
1805	59.00	公候(山)
1859-2	31.00	公候(山)
1864	581.00	公候(山)
1866-1	320.00	公候(山)
1866-2	323.00	公候(山)
1866-3	175.00	公候(山)
大船五丁目		
1375-1	4,556.00	緑(大)
1383	158.00	緑(大)
大船六丁目		
1662-1	288.00	
大船		
1708	267.00	配(岩)
1778	366.00	
1794	95.00	配(岩)
1796	95.00	配(岩)
1796-2	29.00	配(岩)
1797-1	3,969.00	配(岩)
1799	244.00	配(岩)
1946	66.00	
1947	138.00	
1950	33.00	
1962	2,168.00	配(岩)
1963	2,386.00	配(岩)
1964	1,966.00	配(岩)
1965	836.00	配(岩)
1972	109.00	配(岩)
1975-1の一部	15,970.00	配(岩)
2020-2	7.02	
2027-1	874.00	
2244の一部	607.84	
岩瀬		
710-1	4,500.00	配(岩)
711-1	55.00	配(岩)

712-1	2,347.00	配(岩)
713-1	3,725.00	配(岩)
880	1,345.00	配(岩)
881-1	2,403.00	配(岩)
912-1	336.00	配(岩)
912-3	2,535.00	配(岩)
913-1	414.00	配(岩)
914-1	2,082.00	配(岩)
915-1	5,295.00	配(岩)
915-2	476.00	配(岩)
921	105.00	配(岩)
今泉台一丁目		
1233-1	1,271.00	
1233-17の一部	216.00	
1236	271.00	
1237	274.00	
玉縄地域		
岡本		
742-1	661.00	
742-2	69.00	
玉縄二丁目		
9-8	835.00	
457-10	4,930.00	
玉縄三丁目		
681	697.00	特候(龍)
682-2	36.00	特候(龍)
682-4	26.00	特候(龍)
682-8	1,466.00	特候(龍)
683-1	287.00	特候(龍)
683-2	16.00	特候(龍)
683-3	56.00	特候(龍)
712	694.00	特候(龍)
713	909.00	特候(龍)
714	66.00	
725-1	1,957.00	特候(龍)
玉縄四丁目		
2-6の一部	1,267.65	
植木		
38	271.00	
39	132.00	
40-1	231.00	特候(玉)
40-2の一部	9,735.80	特(玉)別評価
40-2の一部	17,569.20	特(玉)別評価
41-1	528.00	特候(玉)
42-1	353.00	特候(玉)
43-1	3,593.00	特候(玉)
94-1	190.00	特候(龍)
95-1	737.00	特候(龍)
121-3	52.00	
126-1	11,742.00	特候(龍)
127-1	13,024.00	特候(龍)
150-1の一部	8,970.00	
150-2	138.00	
150-3	79.00	
158	99.00	
159-2	76.00	
192-1	1,814.00	特候(植)
192-2	42.00	
192-3	9.91	
194	1,316.00	特候(植)
205-1	4,963.00	特候(植)
205-2	36.00	特候(植)
205-3	13.00	特候(植)
206-3	36.00	特候(植)
206-4	13.00	特候(植)
211-1	3,462.00	特候(植)
215-1	1,021.00	
283	2,337.00	特候(植)
290-1	753.00	特候(植)
355-1	1,160.00	特候(植)
697-1	409.00	特候(貞)

747	2,082.00	特候(貞)
城廻		
13	793.00	配(関)
14	727.00	配(関)
18-1	679.00	配(関)
20-4	96.00	配(関)
46-1	998.00	配(関)
47-1の一部	1,440.00	配(関)
51	958.00	
56	1,041.00	配(関)
57	991.00	配(関)
63	694.00	配(関)
64	228.00	配(関)
65	228.00	配(関)
69	862.00	配(関)
70	462.00	配(関)
73	416.00	配(関)
200-1の一部	5,687.97	特(城)別評価
200-1の一部	2,703.50	特(城)別評価
関谷		
647-1	1,434.00	配(関)
651	1,338.00	配(関)
652-1	2,472.00	配(関)
岡本一丁目		
214-2	171.00	
222	528.00	
223の一部	326.51	
岡本二丁目		
66-1の一部	1,963.00	
280-1	84.00	
282	247.00	配(岡)
283	238.00	
284	257.00	
286	280.00	
287	515.00	
289	485.00	配(岡)
290	161.00	
291	393.00	
292-1	161.00	
292-2	161.00	
299-1	59.00	配(岡)
300	238.00	配(岡)
302	581.00	
303-1	314.00	
304-1	102.00	
306-5	178.00	配(岡)
311	842.00	配(岡)
319	495.00	特(岡)
323-2	45.00	特(岡)
334-1	56.00	特(岡)
335-1	33.00	特(岡)
909	416.00	特(岡)

※()内に記載しているそれぞれの地区の名称は次のとおりです。

【特別緑地保全地区】

- (城)：城廻地区
- (昌)：昌清院地区
- (岡)：岡本地区
- (玉)：玉縄城址地区
- (寺)：寺分一丁目地区
- (天)：天神山地区
- (手笛)：手広・笛田地区
- (梶)：梶原五丁目地区
- (等)：等覚寺地区
- (上)：上町屋地区

【特別緑地保全地区候補地】

- (龍)：(仮称)龍宝寺地区
- (植)：(仮称)植木地区
- (青)：(仮称)青蓮寺地区
- (玉)：(仮称)玉縄城址地区
- (城)：(仮称)城廻地区
- (貞)：(仮称)貞宗寺地区
- (手)：(仮称)手広地区

【保全配慮地区】

- (腰)：腰越地区
- (稲)：稲村ガ崎地区
- (鎌)：鎌倉山地区
- (笛)：笛田地区
- (常)：常盤山地区
- (台)：台地区
- (関)：関谷地区
- (岡)：岡本地区
- (岩)：岩瀬・山ノ内地区

【緑化重点地区】

- (鎌)：鎌倉駅周辺地区
- (大)：大船駅周辺地区

【都市計画公園(未供用)】

- (中)：鎌倉中央公園

【都市公園候補地】

- (北)：(仮称)北条氏常盤亭公園
- (散)：(仮称)散在ガ池森林公園
- (関)：(仮称)関谷公園
- (山)：(仮称)山崎・台峯緑地

○保全対象としている土地等の所有者に対して、緑地保契約等の要請をしています。

樹木・樹林・生け垣を所有している皆様へ

鎌倉市

保存樹木等の指定についてお願い

鎌倉市では、緑の保全及び創造に関する条例に基づき、市内の風致の維持に機能する美観的に優れた樹木、樹林、生け垣を保全するため、保存樹木等の指定を行っています。

指定を受けた所有者等に対しては、その保全の支援のための奨励金を交付しています。

鎌倉市の緑豊かな都市環境を後世に継承できるように、次の指定基準に該当する樹木等を所有されている方は、是非、ご連絡いただきますようお願いいたします。

後日、担当者が詳しいご説明をさせていただくとともに、状況を確認いたします。

○指定の要件

項目	指定の対象		備考
保存樹木	ア	1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> 健全で、かつ、樹容が美観上優れていること 指定期間は3年
	イ	高さが15メートル以上であること。	
	ウ	株立ちした樹木(ツツジなど)で、高さが3メートル以上であること。	
	エ	はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。	
保存樹林	土地の面積が500平方メートル以上であること。		
保存生け垣	生け垣の長さが20メートル以上であること。		

○奨励金の基準

項目	単 位	奨励金の額
保存樹木	1本または1株につき	年額1,800円
保存樹林	100平方メートルにつき	年額 530円
保存生け垣	片側面積10平方メートルにつき	年額 860円

※令和元年度の年額です。

○指定実績(令和元年度末指定状況)

項目	件数	本数・面積	備考
保存樹木	65件	328本	
保存樹林	185件	2,377,120.63平方メートル	
保存生け垣	105件	9,236.54平方メートル	

(事務担当: 都市景観部みどり課 電話 0467 (61) 3486)

この文書について不明な内容等がございましたら、担当までお問い合わせください。

市街化区域内の樹林等を所有している皆様へ

鎌倉市

緑地保全契約の締結についてのお願い

鎌倉市では、緑地保全事業推進要綱に基づき、主として市街化区域内の概ね 1,000 平方メートル以上の緑地の所有者の協力を得て緑地保全契約を締結し、秩序ある市街地の形成や良好な都市景観の維持を図っています。

鎌倉市の緑豊かな都市環境を後世に継承できるように、次の基準に該当する樹林等を所有されている方は、是非、ご連絡いただきますようお願いいたします。

後日、担当者が、指定を受けた所有者に対する奨励金交付の内容等、詳しいご説明をさせていただきますとともに、状況を確認いたします。

○指定の要件（対象とする緑地）

- ・主として市街化区域のおおむね 1,000 平方メートル以上の緑地です。
- ・緑地保全契約及び指定の期間は、原則、10 年間です。

○奨励金の額

奨励金の額は、次の合計額とし、予算の範囲内で、所有者の請求に基づき交付されます。

- ・当該年度の固定資産税、都市計画税並びに特別土地保有税相当額
- ・1 平方メートル当たり 13 円（平成 31 年度年額）

○指定実績（令和元年度末指定状況）

指定件数	指定面積
120件	530,781.20 平方メートル

（事務担当：都市景観部みどり課 電話 0467（61）3486）

この文言についてご不明な内容等がございましたら、担当までお問い合わせください。

※ 市街化区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域です。

2. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

(1) 主な審議項目等

- 鎌倉市は、緑の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するための鎌倉市長の附属機関として、平成 10 年 1 月 23 日に「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」第 6 条の規定に基づく緑政審議会を設置しました。
- 緑政審議会は、市長の諮問に応じて調査審議するほか、緑の保全及び創造に関する事項について、独自の判断で市長に自由に意見を述べるのできる機関とし、公募により選出された市民・学識経験者で構成されています。(平成 24 年 9 月の条例改正により、市議会議員が削除されました。)
- 平成 10 年 1 月 23 日の第 1 回緑政審議会開催以来、鎌倉市は、市長からの諮問に対する答申をはじめとして、重要課題に対する意見などを緑政審議会から得ることにより、鎌倉市の緑政上の課題を解決し、緑の基本計画実現に向けた施策を推進することができました。
- 平成 24 年度から平成 30 年度までの主な審議項目等は、次のとおりです。(平成 23 年 7 月までの内容は、緑の基本計画に掲載しています。)

回	開催日	主な審議項目等
第 53 回	平成 23 年 11 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の基本計画の確定について ・鎌倉近郊緑地特別保全地区の指定について ・常盤山特別緑地保全地区の変更について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状況について ・鎌倉広町緑地の実施設計の方針について
第 54 回	平成 24 年 7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出、会長職務代理の指名 ・平成 23 年度緑政実績について ・(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて ・鎌倉市都市公園条例の改正について ・鎌倉広町緑地実施設計の確定について ・岩瀬下関防災公園の整備状況について
第 55 回	平成 24 年 11 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・梶原五丁目特別緑地保全地区の指定について ・等覚寺特別緑地保全地区の指定について ・鎌倉広町緑地の実施設計について
第 56 回	平成 25 年 1 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(歴史的風土保存区域(建長寺・史跡永福寺跡)、近郊緑地保全区域)
第 57 回	平成 25 年 7 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度緑政実績について ・「緑の基本計画」の優良事例 40 選の選定について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の考え方と手続きについて
第 58 回	平成 25 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉広町緑地の実施設計について ・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状況について
第 59 回	平成 26 年 7 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度緑政実績について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しの検討について ・鎌倉広町緑地の実施設計について
第 60 回	平成 27 年 3 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察(鎌倉広町緑地) ・鎌倉市の緑政を取り巻く状況について
第 61 回	平成 27 年 7 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度緑政実績について ・鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園の供用開始について
第 62 回	平成 28 年 1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について ・緑地保全推進地区制度の見直しについて

回	開催日	主な審議項目等
第63回	平成28年7月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等について ・平成27年度緑政実績について ・「(仮称)鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について ・(公財)鎌倉風致保存会が受けた表彰について
第64回	平成29年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について ・(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について ・鎌倉市緑地保全基金の推移状況について
第65回	平成29年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・「鎌倉市における緑の保全・創造の取組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」について ・平成28年度緑政実績について ・都市計画公園・緑地見直しに係る検討について ・(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取組みについて ・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組みについて
第66回	平成30年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について ・生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例の制定について ・緑の都市賞受賞について ・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組みについて(その2) ・「鎌倉市における緑の保全・創造の取組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の発送等について
第67回	平成30年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全推進地区内行為について ・鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について(再報告)
第68回	平成30年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度緑政実績について ・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組みについて(その3)
第69回	平成30年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組みについて(論点を踏まえた討議) ・(仮称)山崎・台峯緑地の都市計画緑地の変更について
第70回	平成31年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組みについて(論点を踏まえた討議)
第71回	令和元年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取組みについて(討議のとりまとめ) ・平成30年度緑政実績について ・鎌倉市都市計画公園の都市計画変更(5・5・1号鎌倉海浜公園)について ・第3号山崎・台峯緑地の都市計画変更について ・確保緑地の適正整備事業について
第72回	令和元年11月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回審議会会議録の確認 ・確保緑地の適正整備事業について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第73回	令和2年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回審議会会議録の確認 ・第4号山ノ内宮下小路緑地の都市計画変更について ・緑地の土地所有者支援策について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

(2) 鎌倉市緑政審議会委員

○緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第6条第5項の規定に従い、市民及び学識経験を有する者(以下「学識経験者」という。)のうちから市長が委嘱しています。

○条例では15名以内の委員をもって組織することになっています。

○平成24年9月27日、条例改正により市議会議員が委員から外れています。

○現在(第12期：令和2年1月23日～令和4年1月22日)、10名を委員に委嘱しています。

■鎌倉市緑政審議会委員(現委員：令和2年1月23日～令和4年1月22日、市民、学識経験を有する者の順で50音順、敬称略)

会長	入江彰昭	学識経験者(造園学・地域制緑地)東京農業大学准教授
会長職務代理	押田佳子	学識経験者(ランドスケープエコロジー) 日本大学准教授
	田中美恵子	市民
	山内政敏	市民
	植木陽子	市民
	飯田晶子	学識経験者(緑地環境計画) 東京大学大学院特任講師
	岩田晴夫	学識経験者(生物学)鎌倉市緑化推進専門委員、元・慶應義塾大学SFC非常勤講師
	佐藤雄基	学識経験者(歴史)立教大学准教授
	上村真由子	学識経験者(森林生態学)日本大学准教授
	松行美帆子	学識経験者(都市計画)横浜国立大学大学院教授

■今までに緑政審議会委員を務められた方(市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で50音順、敬称略)

市議会議員	赤松正博・伊東正博・太田治代・仙田みどり・西岡幸子・納所輝次・野島芳郎・古屋嘉廣・前川綾子・前野正司・松尾 崇・三輪裕美子・森川千鶴・渡邊 隆・和田猛美
市民	池英夫・石島やよひ・石田美智子・大木 実・大河内重富・久保順三・久保野充・斎藤忠邦・斎藤マリ・佐藤二郎・柴田好敏・杉山順子・村田禮子・北山武征・煙原郁子・二松工・野口景子・山本俊文
学識経験者	飯村 武(生物学)・梶山正三(法律)・鈴木 亘(歴史) 藤原良章(歴史)・秋山哲雄(歴史)・石川幹子(環境・ビオトープ)・越澤明(都市計画)・奥水肇(造園)・志村直愛(建築デザイン)

3. その他

(1) 緑の基本計画推進の取り組みに関連する事項等

時期	取り組みに関連する事項	概要
平成 18 年 9 月	・(社)日本公園緑地協会発行の「公園緑地」(Vol. 67 第 3 号)に「鎌倉市の古都保存法の制定と市民運動」について事例紹介しました。	
平成 19 年 3 月 16 日	・国土交通省都市・地域整備局 公園緑地課主催による、第 3 次公園・緑化技術 5 箇年計画 第 1 回成果発表会「みどりの技術フォーラム」で、「鎌倉市緑の基本計画の改訂にあたっての取り組み」を発表しました。	於：東京農業大学
平成 19 年 4 月	・(社)日本公園緑地協会発行の「新編緑の基本計画ハンドブック」(監修：国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課・公園緑地課)に、鎌倉市緑の基本計画が策定事例として紹介されました。(鎌倉市が原稿作成に協力しています)	2001 年版でも、鎌倉市緑の基本計画の見直しの事例が紹介されています。
平成 19 年 5 月 19 日～ 20 日	・(社)日本造園学会が開催した、同学会の平成 19 年度全国大会に「住民との協働による緑地保全・整備の事例紹介」としてポスター展示するとともに、鎌倉市の緑の基本計画実現に向けた取り組みの概要を発表しました。 ・同学会の分科会「都市のみどりの保全・創出に関する制度と活用事例について」で、鎌倉市の緑の基本計画に基づく緑地保全の取り組みを事例紹介しました。 ・同学会のミニフォーラム「湘南海岸の景観とみどり」に参画しました。	於：日本大学生物資源科学部
平成 19 年 12 月	・(財)都市緑化技術開発機構発行の「都市緑化技術」(Vol. 67)における「特集・GIS とみどり」で、「鎌倉市緑の基本計画改訂にあたっての取り組み」として、緑の基本計画に係る GIS の活用について報告しました。	
平成 20 年 1 月 18 日	・国土交通省、総務省、文化庁、神奈川県、横浜市、鎌倉市、(財)古都保存財団、(社)日本公園緑地協会など多くの団体で構成する「第 1 回美しい日本の歴史的風土・環境フォーラム実行委員会」主催のフォーラムで、「鎌倉市緑の基本計画に基づく、歴史的風土・緑地保全の取り組み」について発表しました。	於：赤レンガ倉庫ホール
平成 20 年 1 月 19 日	・上記のフォーラムの現地見学会が、鎌倉市内で実施されました。	※他に横浜市、大磯町でも実施
平成 20 年 4 月 26 日	・特定非営利活動法人社叢(しゃそう)学会で、鎌倉市の緑地保全の取り組みについて報告しました。	
平成 20 年 12 月 21 日	・平成 19 年 6 月から平成 20 年 12 月にかけて、桜前線研究所により、鎌倉市における桜の生育株数調査が実施され、市内におおよそ 15,000 本余りの桜が生育しているとの調査結果が公表されました。	※桜前線研究所は、桜の開花時期予想等を行う研究所で、「玉縄桜をひろめる会」の会員です。
平成 21 年 5 月 25 日	・日本造園学会全国大会分科会で、生物多様性の保全に関する地方自治体での取り組みとして、鎌倉広町緑地の事例を紹介しました。	於：明治大学
平成 21 年 11 月 26 日	・みどりショップの会で、鎌倉市の緑の保全と創造の取り組みについて紹介等しました。	於：大船学習センター
平成 21 年 12 月	・(財)都市緑化技術開発機構発行の「都市緑化技術」(2009 年 No. 75)における「特集・みどりと教育」で、(財)鎌倉風致保存会が、「中学生みどりボランティア体験学習」の活動を紹介しました。	

時 期	取り組みに関連する事項	概 要
平成 22 年 11 月 14 日	・ APEC(アジア太平洋経済協力)の閉幕後、オバマ米大統領が鎌倉大仏殿高德院を再訪しました。	
平成 23 年 3 月	・ (社)日本公園緑地協会発行の「公園緑地」に、「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉 ―鎌倉市緑の基本計画―」として、鎌倉市緑の基本計画の策定と改訂に関する事例報告をしました。	
平成 23 年 8 月 26 日	・ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 105 号)(第 2 次一括法)が成立し、平成 24 年 4 月 1 日付で緑の基本計画の推進に関連する法律が改正されることとなりました。	※都市計画法・首都圏近郊緑地保全法・都市緑地法・都市公園法等の改正
平成 24 年 11 月 20 日	・ (一社)日本公園緑地協会主催の公園緑地講習会で、「鎌倉市緑の基本計画推進の取り組み」について、市職員による講義を行いました。	
平成 25 年 3 月	・ 日本造園学会「造園技術報告集 2013」に「鎌倉市の実効性と担保力を高める緑の基本計画策定の取り組み」について報告しました。	
平成 25 年 5 月 25、26 日	・ 日本造園学会全国大会で、鎌倉市緑の基本計画推進の取り組みについて、ポスター報告しました。	於：千葉大学
平成 25 年 6 月 3 日	・ (一社)日本公園緑地協会が主催する緑の基本計画に関する座談会に市職員が出席しました。	
平成 25 年 9 月	・ (一社)公園緑地協会発行の「公園緑地」(Aug. 2013 VOL74)に緑の基本計画の取り組みについて寄稿しました。	
平成 25 年 10 月 30 日	・ (一社)日本公園緑地協会全国大会で鎌倉市緑の基本計画の取り組みについて発表しました。	
平成 25 年 11 月 21 日	・ 市長が、国土交通省・関東地方整備局意見交換に出席し、鎌倉市の緑政事業の課題等について、国と意見交換しました。	
平成 28 年 2 月	・ (公財)都市緑化機構発行の「都市緑化技術」(機関紙第 99 号)に「鎌倉市の緑保全～鎌倉市緑地保全基金を活用した緑地の確保～」を寄稿しました。	
平成 28 年	・ (一社)日本公園緑地協会発行の「公園緑地」(VOL. 77)に風致保存会常務理事兼事務局長が「鎌倉の古都保存について」を寄稿しました。	
平成 29 年 10 月 27 日	・ (一社)日本公園緑地協会全国大会で市長が鎌倉市緑の基本計画の取り組みについて発表しました。	
平成 29 年 11 月 11、12 日	・ 日本造園学会関東支部大会で「史料に見る鎌倉市の歴史的風土保存区域指定の変遷」について報告しました。	
平成 29 年 11 月 29 日	・ 東京農業大学にて市職員が鎌倉市の緑行政等に関する講義を行いました。	
平成 30 年 3 月	・ (一財)日本緑化センター発行の「グリーン・ページ 平成 30 年 3 月号」に市内の地域制緑地指定の経緯・現状・課題について寄稿しました。	
平成 30 年 11 月 7 日	・ 東京農業大学にて市職員が鎌倉市の緑行政等に関する講義を行いました。	
令和 2 年		

(2) 国・県に対する施策・制度・予算に関する要望まとめ(神奈川県市長会、神奈川県議団を通じた要望)

年度 (提出)	要望 国・県		都市緑地の保全(国)／広域的な緑地保全の推進について(県)			
			歴史的風土特別保存地区 及び近郊緑地特別保全地区指定 近郊緑地特別保全地区買入支援	地域制緑地適 正維持管理へ の支援制度の 創設	緑地保全事業 助成事業の拡 充	手広・川名緑地 保全
平成 22 年度 (21 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎ (歴史的風土特別保存地区・ 近郊緑地特別保全地区指定)			
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区・ 近郊緑地特別保全地区指定)	◎	○	◎
平成 23 年度 (22 年度)	国政に関 する要望	4 月	◎ (歴史的風土特別保存地区・ 近郊緑地特別保全地区指定)	◎		
		6 月	◎ (歴史的風土特別保存地区指定)	◎		
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定)	◎	○	◎
平成 24 年度 (23 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎ (歴史的風土特別保存地区指定)	◎		
		10 月	◎ (歴史的風土特別保存地区指定)	◎		
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎	○	◎
平成 25 年度 (24 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
		10 月	◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 26 年度 (25 年度)	国政に関 する要望	6 月	◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 27 年度 (26 年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 28 年度 (27 年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		◎
平成 29 年度 (28 年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
平成 30・31 年度 (29・30 年度)	県の施策・制 度・予算に関 する要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)			
平成 31 年度 (30 年度)	国政に関 する 要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		
令和 2 年度 (元年度)	国政に関 する 要望		◎ (歴史的風土特別保存地区指定・ 近郊緑地特別保全地区買入支援)	◎		

※◎=鎌倉市からの要望、○=他市からの要望を示します。

※表の空欄部分は、庁内へ要望しなかったもの、もしくは庁内調整により、他要望を優先して提出したものです。

※国政に関する要望は平成 27 年度分から 30 年度分までは庁内調整により、他要望を優先して提出しています。

(3)近年の主な各種顕彰表彰・受賞歴

年度等	対象	賞の名称・概要
平成3年度から現在	市内小学4年～中学生	・緑化ポスターコンクールを、市内の小学校4～6年生及び中学校の児童・生徒を対象にして実施し、優秀作品を選出して表彰しています。
平成10年度	NPO法人かまくら緑の会	・かながわトラストみどり財団からの感謝状を授与しました。(みどりの実践団体への登録が10年)
平成12年度	七里ガ浜二丁目公園愛護会	・第10回全国花のまちづくりコンクールで最優秀賞・建設大臣賞を受賞しました。
平成13年度	NPO法人かまくら緑の会	・第21回都市緑化基金賞(緑の都市賞・地域緑化部門)を受賞しました。
平成14年度	鎌倉芸術館周辺まちづくり協議会	・まちづくり月間 国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成14年度	鎌倉市緑の基本計画	・一般社団法人日本公園緑地協会 緑の基本計画評価システム検討委員会により、優良事例全国第2位に選定されました。
平成15年度	鎌倉市	・財団法人都市緑化基金主催による「緑の都市賞」で国土交通大臣賞を受賞しました。
平成16年1月	緑のレンジャー・ジュニア	・鎌倉ユネスコ協会からユネスコユース賞を受賞しました。
平成16年度	鎌倉の自然を守る連合会	・国土交通大臣から都市緑化功労賞を受賞しました。
平成16年11月	みどりショップの会	・鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 (市の基金に対し100万円以上の寄付)
平成17年度	鎌倉風致保存会	・国土交通省・まちづくり月間実行委員会により、第23回まちづくり月間国土交通大臣表彰を受けました。
平成18年度	NPO法人鎌倉広町・台峯の自然を守る会	・都市緑化功労賞国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成18年度	鎌倉海浜公園稲村ガ崎地区・旧華頂宮邸庭園	・都市公園法施行50周年記念事業実行委員会により、日本の歴史公園100選に選定されました。
平成18年度	鎌倉市	・古都保存法施行40周年をを記念して、「美しい日本の歴史的風土100選実行委員会」が主催した「美しい日本の歴史的風土100選(特別枠)」に選定されました。
平成19年度	NPO法人かまくら緑の会理事長 高柳英麿氏	・緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受けました。
平成19年11月	(財)鎌倉風致保存会	・地方自治法施行60周年記念表彰で総務大臣表彰を受けました。
平成19～25年度、平成27年度	鎌倉造園界	・緑化まつり庭園展示会において、来場者の投票により、鎌倉市長賞、技術賞、アイデア賞を選定し、表彰しました。
平成21年4月	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会	・横浜動物の森公園で開催された第20回全国「みどりの愛護」の式典で表彰されました。
平成21年11月	NPO法人北鎌倉の景観を後世に伝える基金 梶原山町内会 みどりショップの会	・鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 (市の基金に対し100万円以上の寄付)

年度等	対象	賞の名称・概要
平成 22 年度	清泉女学院中学高等学校	・玉縄城址特別緑地保全地区内の土地を所有し、緑の保全に貢献したとして、市政功労者表彰(環境保全功労)されました。
平成 22 年 5 月	NPO 法人かまくら緑の会理事長 高柳英麿氏	・緑綬褒章を受章しました。
平成 23 年 3 月	鎌倉市緑のレンジャー・ジュニア	・こどもエコクラブ全国事務所から「平成 22 年度こどもエコクラブ全国フェスティバル」において、選抜クラブとして認められました。(一年間の活動をまとめた壁新聞)
平成 23 年 11 月	鎌倉市緑政審議会会長 奥水肇氏 (明治大学教授(当時))	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (条例により設置された審議会等の構成員 15 年)
平成 23 年度	かまくら桜の会	・さくら功労賞を受賞しました。
平成 24 年 6 月	東レ株式会社基礎研究センター	・神奈川県環境保全功労者・工業保安功労者として表彰されました。(15.5 万㎡の緑地を長年保全)
平成 24 年 11 月	洞門山を守る会 鎌倉広町台峯の緑を守る会	・鎌倉市市政功労者表彰を受けました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)
平成 25 年 4 月	鎌倉市緑の基本計画	・国と(一社)日本公園緑地協会が共同で行った「緑の基本計画優良事例 40 選」で、全国の市町村が策定した 403 計画の中から 22 ある最優良事例の一つに選定され、表彰を受けました。
平成 25 年 10 月	NPO 法人かまくら緑の会 かまくら緑の探偵団	・(公財)国土緑化推進機構より緑の少年団育成功労賞を表彰されました。
平成 25 年 11 月	鎌倉市緑政審議会会長職務代理 越澤明氏(北海道大学大学院教授 (当時))、 同審議会委員 石川幹子氏(中央 大学教授)	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (条例により設置された審議会等の構成員 15 年)
	みどりショップの会	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)
平成 26 年 2 月	NPO 法人鎌倉広町の森市民協議会	・かながわ地球環境賞の地球環境保全活動部門を受賞しました。
平成 26 年 6 月	七里ガ浜自治会	・かながわトラストみどり財団三浦半島地区推進協議会から感謝状を交付されました。 (みどりの実践団体に登録してから 10 年目)
平成 26 年 10 月	(公財)鎌倉市公園協会	・平成 26 年度第 30 回都市公園コンクールにおいて、(一社)日本公園緑地協会 会長賞(管理運営部門 作品名「楽しいネーミングによる公園サポーターとの公園管理」)を受賞しました。
平成 26 年 11 月	岩田晴夫氏、木村光子氏、久保廣 晃氏、杉山順子氏	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (緑のレンジャー指導員として 20 年間)
平成 27 年 11 月	志村昭氏 鎌倉広町緑地友の会	・鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (市の基金に対し 100 万円以上の寄付)
平成 27 年 11 月	(公財)鎌倉風致保存会	・(公財)都市緑化機構が実施している第 35 回緑の都市賞で「都市緑化機構会長賞」を受賞しました。

Ⅲ 関係資料
2 鎌倉市緑政審議会に関する資料

年度等	対象	賞の名称・概要
平成 28 年 6 月	(公財)鎌倉風致保存会	・ NPO 法人美し国づくり協会から、美し国づくり景観大賞・特別賞を受賞しました。
平成 28 年 10 月	(公財)鎌倉風致保存会	・ 国土交通大臣から都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成 23 年 11 月	鎌倉市景観市議会委員 (鎌倉市緑政審議会委員) 志村直愛氏	・ 鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (条例により設置された審議会等の構成員 15 年)
平成 29 年 6 月 10 日	NPO 法人鎌倉みどりのレンジャー	・ 国土交通省他が組織・運営した「第 28 回全国『みどりの愛護』のつどい実行委員会」が主催する第 28 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成 29 年 11 月 3 日	鎌倉市緑政審議会委員岩田晴夫氏	・ 鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (条例により設置された審議会等の構成員 15 年)
平成 29 年 11 月 3 日	玉縄城址まちづくり会議	・ 鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (市の環境美化に貢献)
平成 29 年 11 月 16 日	土屋志郎氏 (元市まちづくり景観部長)	・ 長年みどり行政に尽力してきたことに対し、第 38 回公園緑地折下功労賞を受賞しました。
平成 29 年 12 月 4 日	鎌倉市	・ (公財)都市緑化機構から、鎌倉市の緑の基本計画推進の取り組みに対し、第 37 回緑の都市賞・内閣総理大臣賞を受賞しました。
平成 30 年 1 月 16 日	鎌倉市緑政審議会奥水隆会長、越澤明会長職務代理 (当時)	・ 長年にわたり、鎌倉市緑政審議会会長又は会長職務代理として審議会の運営に尽力した両学識経験者委員の退任にあたり、市長から感謝状を贈呈しました。
平成 30 年 5 月 26 日	玉縄城緑地愛護会	・ 国土交通省他が組織・運営した「第 29 回全国『みどりの愛護』のつどい実行委員会」が主催する第 29 回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰を受賞しました。
平成 30 年 11 月 3 日	田中美恵子氏	・ 鎌倉市市政功労者表彰を受賞しました。 (緑のレンジャー指導員として 20 年間)

鎌倉市のみどり
(緑の基本計画推進の取り組み)
令和元年度版

編集 発行 令和3年 月

鎌倉市都市景観部みどり課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

TEL : 0467(61)3486 FAX : 0467(23)3247

E-mail : midori@city.kamakura.kanagawa.jp

みどり課ツイッターアカウント : https://twitter.com/kamakura_midori



E-mail



twitter

本書は、古紙配合の再生紙を使用しています。